

北茨城市地域防災計画

令和6年3月

北 茨 城 市

目次

第1部 総則	1
第1章 目的	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の基本方針（防災ビジョン）	3
第3節 上位計画との関係	4
第4節 計画の構成	4
第5節 計画の修正	4
第6節 地区防災計画の策定	5
第2章 北茨城市の災害環境	6
第1節 自然環境	6
第2節 社会条件	7
第3節 災害履歴	9
第4節 被害想定	11
第3章 関係機関の業務大綱	20
第1節 北茨城市	20
第2節 茨城県	20
第3節 指定地方行政機関	21
第4節 自衛隊	23
第5節 指定公共機関	23
第6節 指定地方公共機関	25
第7節 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	25
第8節 住民・事業所	27
第2部 災害予防計画	29
第1編 共通事項	31
第1章 組織と情報ネットワークの整備	31
第1節 防災組織の整備	31
第2節 相互応援体制の整備	32
第3節 自主防災活動体制の整備	34
第4節 情報通信ネットワークの整備	39
第2章 災害に強いまちづくり	42
第1節 防災まちづくりの推進	42
第2節 交通計画	46
第3節 都市計画	47
第4節 文教計画	48
第5節 農地農業計画	49
第6節 災害用資材、機材等の点検整備計画	51

第3章 被害軽減への備え	52
第1節 緊急輸送への備え	52
第2節 消火活動、救助・救急活動への備え	53
第3節 医療救護活動への備え	56
第4節 被災者支援のための備え	58
第5節 災害時における要配慮者の安全確保のための備え	62
第6節 燃料不足への備え	67
第7節 災害廃棄物処理体制の整備	68
第4章 防災教育・訓練	69
第1節 防災教育	69
第2節 防災訓練	74
第3節 災害に関する調査及び災害教訓の伝承	78
第2編 個別事項（災害種別編）	81
第1章 地震災害対策	81
第1節 建築物の耐震化・不燃化の推進	81
第2節 土木施設の耐震化の推進	83
第3節 ライフライン施設の耐震化の推進	86
第4節 地盤災害防災対策の推進	88
第2章 津波災害対策	91
第1節 津波に強いまちづくり	91
第2節 防災思想・知識の普及	96
第3節 応急対策、災害復旧への備え	97
第3章 風水害対策	101
第1節 治山計画	101
第2節 治水計画	101
第3節 高潮対策	102
第4節 土砂災害対策	103
第5節 風害対策	107
第4章 海上災害対策	108
第1節 海上災害対策の推進	108
第5章 危険物等災害対策	109
第1節 危険物等災害の予防対策	109
第2節 石油類等危険物施設の予防対策	110
第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策	111
第4節 毒劇物取扱施設の予防対策	114
第5節 放射線使用施設等の予防対策	115
第6章 大規模火災対策	116
第1節 火災に強いまちづくり	116
第7章 林野火災対策	117
第1節 林野火災に強い地域づくり	117
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	117

第3部 災害応急対策計画 119

第1編 共通事項	121
第1章 初動対応	121
第1節 職員参集・動員	121
第2節 災害警戒体制本部・災害対策本部	124
第2章 災害情報の収集・伝達	133
第1節 情報連絡体制	133
第2節 災害情報の収集・伝達	138
第3節 災害時の広報	162
第3章 応援・受援	166
第1節 自衛隊派遣要請の実施・受入体制の確保	166
第2節 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行	170
第3節 他市町村被災時の応援	173
第4章 被害軽減対策	174
第1節 避難活動	174
第2節 緊急輸送	188
第3節 消防活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動	193
第4節 応急医療	198
第5節 危険物等災害防止対策	202
第6節 燃料対策	205
第5章 被災者生活支援	207
第1節 被災者の把握等	207
第2節 避難生活の確保、健康管理	209
第3節 ボランティア活動の支援	216
第4節 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達	218
第5節 生活救援物資の供給	220
第6節 要配慮者の安全確保対策	225
第7節 応急教育・応急保育	228
第8節 帰宅困難者対応	230
第9節 義援物資対策	232
第10節 愛玩動物（ペット）の保護対策	232
第11節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	233
第6章 災害救助法の適用	234
第1節 災害救助法に基づく業務の実施	234
第7章 応急復旧・事後処理	237
第1節 建築物の応急復旧	237
第2節 土木施設の応急復旧	240
第3節 ライフライン施設の応急復旧	242
第4節 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去・環境対策	245
第5節 行方不明者の捜索・遺体の処理	250

第6節 農地農業対策	252
第2編 個別事項（災害種別編）	253
第1章 海上災害対策計画	253
第1節 事故発生時の通報	253
第2節 災害対策組織	254
第3節 災害応急対策	254
第2章 航空災害対策計画	259
第1節 事故発生時の通報	259
第2節 災害対策組織	260
第3節 災害応急対策	260
第3章 鉄道災害対策計画	263
第1節 事故発生時の通報	263
第2節 災害対策組織	263
第3節 災害応急対策	264
第4節 災害復旧	265
第4章 道路災害対策計画	267
第1節 事故発生時の通報	267
第2節 災害対策組織	267
第3節 災害応急対策	268
第4節 災害復旧	270
第5章 危険物等災害対策計画	271
第1節 事故発生時の通報	271
第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）	274
第3節 災害応急対策（各災害共通事項）	274
第4節 石油類等危険物施設の事故応急対策	275
第5節 高圧ガス・火薬類の事故応急対策	278
第6節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策	281
第7節 放射線使用施設等の事故応急対策	282
第8節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策	283
第6章 大規模火災対策計画	285
第1節 火災発生時の通報	285
第2節 災害対策組織	285
第3節 災害応急対策	286
第7章 林野火災対策計画	289
第1節 火災発生時の通報	289
第2節 災害対策組織	289
第3節 災害応急対策	290
第8章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	293
第1節 総則	293
第2節 災害対策本部の設置等	294
第3節 地震発生時の応急対策等	295

第4節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	297
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	302
第6節	防災訓練計画	304
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	305

第4部 災害復旧・復興計画 309

第1章	被災者生活の安定化	311
第1節	義援金の募集及び配分	311
第2節	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付	311
第3節	租税及び公共料金の特例措置	314
第4節	雇用対策	315
第5節	住宅建設の促進	316
第6節	被災者生活再建支援法の適用	317
第7節	茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給	319
第2章	被災施設の復旧	322
第1節	災害復旧事業等の実施	322
第3章	激甚災害の指定	325
第1節	激甚災害の指定	325
第4章	災害復興計画	326
第1節	災害復興事業の推進	326

第5部 原子力災害対策計画 329

第1章	総則	331
第1節	計画の目的	331
第2節	計画の性格	331
第3節	計画の周知徹底	331
第4節	計画の基礎とすべき災害の想定	331
第2章	原子力災害事前対策	333
第1節	基本方針	333
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	333
第3節	情報の収集・連絡体制等の整備	333
第4節	緊急事態応急体制の整備	335
第5節	避難体制の整備	337
第6節	緊急輸送活動体制の整備	338
第7節	医療体制の整備	338
第8節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	338
第9節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発	339
第10節	防災業務関係者の人材育成	339
第11節	防災訓練等の実施	340
第12節	災害復旧への備え	340
第3章	緊急事態応急対策	341

第1節	基本方針	341
第2節	活動体制の確立	341
第3節	屋内退避等の防護措置	344
第4節	治安の確保及び火災の予防	348
第5節	飲食物の摂取制限等	348
第6節	緊急輸送活動	349
第7節	救助・救急及び医療活動	349
第8節	広報	350
第9節	ボランティアの受入れ	352
第4章	原子力災害中長期対策	353
第1節	基本方針	353
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	353
第3節	被害状況の調査等	353
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	354
第5節	広報	354
第6節	被災中小企業等に対する支援	354
第7節	物価の監視	354
第8節	住民等の健康影響調査等の実施	355

※本計画の以下の用語表記については、国土交通省通知〔令和5年11月10日付通知「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（国水砂第208号）」〕により、令和6年度からの取扱いに留意する。

- ・令和6年度より、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用せず、それぞれの内容に応じ「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域等」と読み替えるものとする。
- ・令和6年度以降、土砂災害警戒区域（土石流）より上流の渓流を「土石流危険渓流」と呼ぶものとする。

第 1 部 総則

第1章 目的

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法第42条及び北茨城市防災会議条例第2条の規定に基づき、北茨城市防災会議において作成する計画であり、災害時において、市・県及び防災関係機関や公共的団体、住民及び事業所が、その有する全機能を発揮し、市域における防災に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく北茨城市国土強靱化地域計画において、国土強靱化の観点から、市の各計画の指針となるものとされている。このため、国土強靱化に関する部分については、市国土強靱化計画の基本目標である、

- 1 市民の生命の保護を最大限図ること。
- 2 本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けないよう維持すること。
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること。
- 4 本市の迅速な復旧・復興を行うこと。

を踏まえ、この計画に基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2節 計画の基本方針（防災ビジョン）

この計画は、市域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体及び住民の処理分担すべき事務、業務又は任務までももふくめた総合的かつ基本的な計画であり、以下の内容を基本方針とする。

- 1 東日本大震災をはじめ、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等の教訓、さらには首都直下地震の被害想定等を踏まえ、大規模地震を想定した防災対策の確立を図る。
- 2 豪雨災害等の教訓、大北川・花園川の浸水被害等を踏まえ、甚大な風水害を想定した防災対策の確立を図る。
- 3 地震災害及び津波、風水害等による被害を最小限とするため、北茨城市の災害特性を十分踏まえた災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。さらに、最新の科学的知見や教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。
- 4 自然災害については予測不可能なことも多く、災害の規模によっては基盤整備などのハード対策だけでは被害を十分に防ぎきれない場合があることから、被害の最小化・迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、防災教育や防災体制など災害に備えるためのソフト対策を適切に組み合わせて一体的に災害対策を推進する。
- 5 各対策に関し責任担当部署や必要な措置、優先順位並びに連携の基本方針を明示し、北茨城市及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保する。
- 6 「自らの身の安全は自らが守る」との観点から住民・事業所の役割を明示し、「自助・共助・公助」による計画とし、住民一人一人が行う防災活動や地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進する。

- 7 高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（要配慮者）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、適切に対応する。
- 8 災害発生後は、できる限りの確に災害の状況を把握するとともに、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分するとともに、速やかに施設の復旧及び被災者の援護を図り、被災地の復興を図る。

第 3 節 上位計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき北茨城市域に係る災害から住民等の生命、身体及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、防災関係機関の防災業務計画及び茨城県地域防災計画との整合に留意して定める。

なお、第 5 次北茨城市総合計画（計画期間：令和 2～11 年度）においては、「前期基本計画・基本目標 V 人と地球にやさしい安全なまちづくり・基本施策 2 生活環境の向上・個別施策 4 地域防災の推進」において「1 防災体制の整備」、「2 防災基盤の整備」及び「3 治山・治水対策の推進」が示されている。

第 4 節 計画の構成

本計画では、災害に対する対応を分かりやすくするため、これまでの地震、風水害といった災害別の構成を改め、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画の構成を基本とし、必要に応じて、災害特性に応じた項目を設定する。

表一 計画の構成

項 目	主な内容	備 考
総則	計画の目的、災害環境、関係機関の業務大綱等	
災害予防計画	防災体制の整備・強化、防災意識の啓発等、災害の防止、減災に向けた事項	基本的な事項については、共通編として取りまとめ、災害特性に応じ必要な事項を、地震・津波、風水害等の項目を設けて示す。
災害応急対策計画	災害発生以降に講じるべき防災体制、情報の収集、連絡体制の整備、避難誘導、避難生活支援等、災害発生に伴い必要となる事項	
災害復旧・復興計画	応急対策以降の復旧・復興に向けた措置に関する事項	
原子力災害対策計画	原子力災害に対して講じるべき対策に関する事項	茨城県地域防災計画を基に、対応策を設定する。

第 5 節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを市防災会議において修正する。各機関は関係のある事項について検討し、速やかに防災会議（事務局）へ提出する。

第 6 節 地区防災計画の策定

本市域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第 42 条の 2 に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）の提案があった場合は、市防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

第2章 北茨城市の災害環境

第1節 自然環境

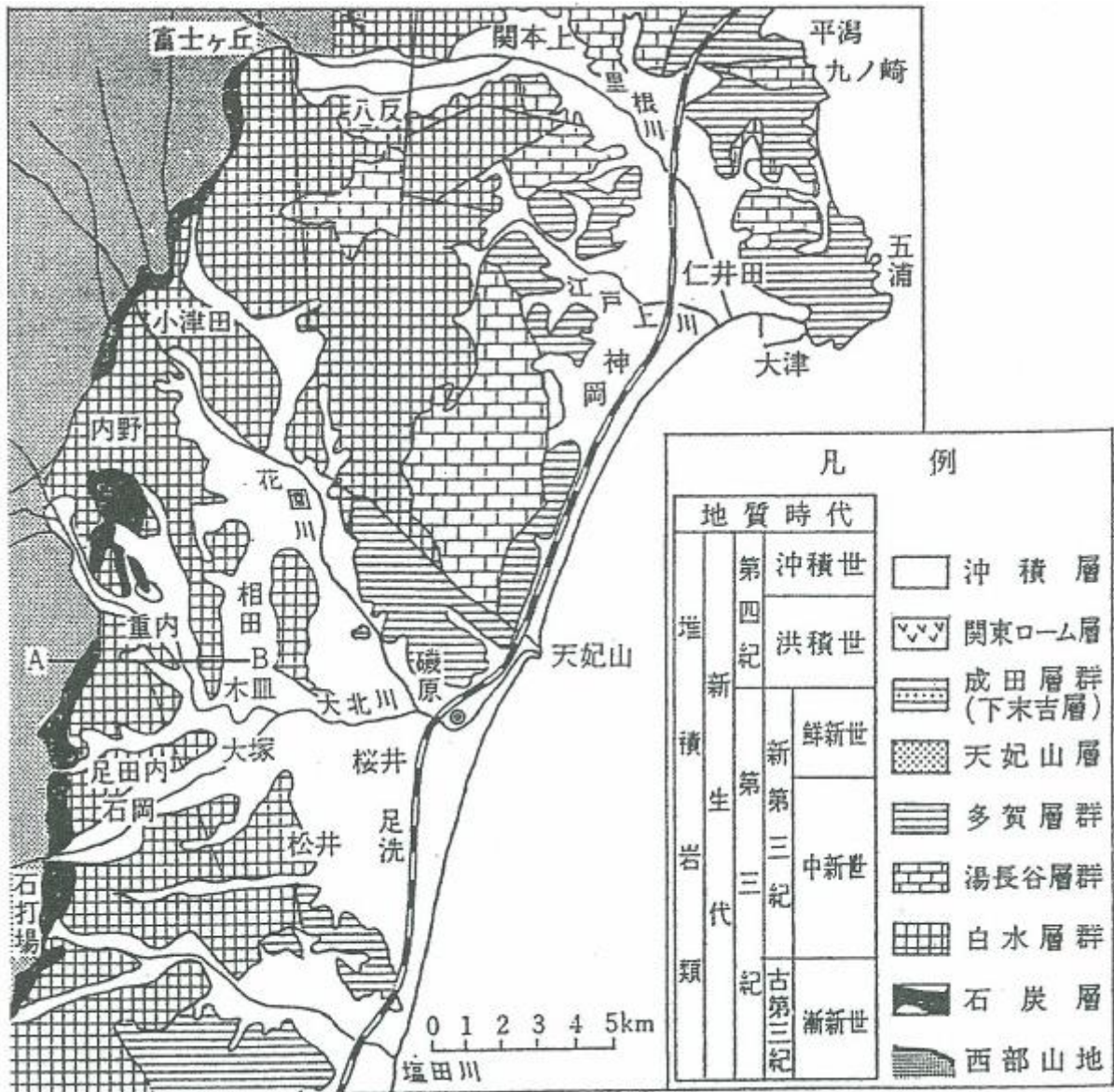
第1 地形・地質

西部に連なる阿武隈山地から東側の太平洋に向かって傾斜し、二級河川の里根川、江戸上川、花園川、大北川、塩田川が東西に流れる。

海岸線の多くは砂浜であるが、北部は半島状に山が海に突き出しており（五浦海岸）、南部の塩田川河口付近には磯が形成されている。

地震のゆれが増幅されやすい沖積層は、里根川、花園川、大北川を中心とする河川沿いと海岸部に広く分布する。

図一北茨城市周辺の地質図



第2 活断層

活断層研究会によると、北茨城市の北側には“活断層と推定されるもの（確実度Ⅱ）”が二つ存在し、南側には“活断層の疑いがあるもの（確実度Ⅲ）”が二つ存在する。

いずれも長さは約10km以下であり、長さ10kmの断層が引き起こす地震の規模は、マグニチュード7.0程度（※）と推定される。

※松田（1998）によると、地表活断層の長さLと地震のマグニチュードMの関係式は次のとおりである。

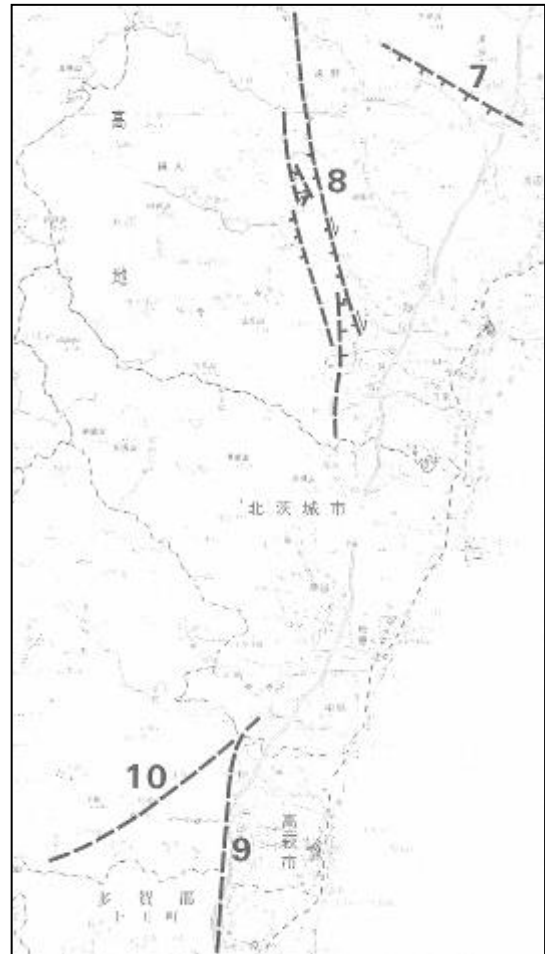
$$M=6.32+0.693\log L$$

表一北茨城市周辺の活断層

番号	断層名	確実度	長さ
7	湯ノ岳断層	Ⅱ	6km
8	井戸沢断層	Ⅱ	10km
9	関口一黒磯	Ⅲ	10km
10	関口米平	Ⅲ	10km

※確実度は、Ⅰ：活断層であることが確実、Ⅱ：活断層であると推定される、Ⅲ：活断層の疑いがある。
（活断層研究会「新編日本の活断層」より）

図一北茨城市周辺の活断層の分布図



第2節 社会条件

第1 人口・世帯数

令和5年10月1日現在、市内の総人口は39,898人、総世帯数は17,096世帯となっている。人口動態は平成10年以降減少に転じており、特に平成23年の東日本大震災の年は社会動態減が顕著であった。また、世帯数は微増で推移していることから、小規模世帯の割合が上昇し、世帯人員が減少する傾向にあり、令和5年10月1日現在の平均世帯人員は2.33人となっている。

第2 年齢階層別人口・就業者数

令和2年の国勢調査をみると、65歳以上の人口割合は全国平均（28.7%）よりも5.8ポイント高く、高齢化が進んでいるとみられる。

また、就業者数は第3次産業が最も多く、約半数を占める。

表一年齢階層別人口・産業分類別就業者数（令和2年国勢調査）

年齢階層	人口	産業分類	就業者数（15歳以上）
0～14歳	4,368人 [10.5%]	第1次産業	703人 [3.5%]
15～64歳	22,846人 [55.0%]	第2次産業	8,222人 [41.5%]
65歳以上	14,335人 [34.5%]	第3次産業	10,217人 [51.5%]
夜間人口	41,801人	就業者数	19,821人

第3 昼間人口

令和7年の国勢調査による昼間人口は39,633人で、昼夜間人口比率は94.8%となっている。これは、通勤・通学等による他市町村への流出と考えられ、昼間においては、高齢者住民の割合が高いことが伺える。

表一昼間流入・流出口（令和2年国勢調査）

種別	人口
夜間人口 ①	41,801人
流入人口 ②	5,583人
流出人口 ③	7,751人
昼間人口 ④=①+②-③	39,633人
昼夜間人口比率 ④/①×100	94.8%

第4 鉄道利用者数

令和3年度における、JR常磐線の市内3駅の日平均乗車人数は約2,500人（南中郷465人、磯原1,337人、大津港687人）となっている。その他、上下線ともに2時間に1本間隔で特急列車が停車している。災害等で特急列車等が市内に長時間ストップした場合は、時間帯によっては多数の旅客が市内に滞留する可能性がある。

第5 上下水道普及人口

令和3年4月1日現在の上下水道（簡易水道含む。）普及率は95.6%（給水人口39,220人）である。その他工業用水道を2地区に給水している。

また、令和4年3月31日現在の下水道普及率は10.1%（4,209人）で、そのうち水洗化されている割合は77.5%（3,264人）である。下水道が普及していない地区では、くみ取り及び浄化槽が利用されている。

第3節 災害履歴

第1 地震・津波

1 主な被害

近年の比較的大きな地震・津波被害としては、昭和35年のチリ地震津波による平潟港の被害のほか、平成23年3月11日の東日本大震災において死者5名、関連死5名、行方不明者1名、建物被害1,554棟の被害を受けている。

表一北茨城市付近の主な地震被害一覧（M：マグニチュード）

発生年月日、震源	北茨城市付近の主な被害状況
1677(延宝5)年11月4日 房総沖、M8.0	磐城から房総にかけて津波が来襲 小名浜・神白・永崎で溺死80人余
1938(昭和13)年5月23日 茨城県沖、M7.3	小名浜で83cmの津波観測 磯原で土蔵の倒壊
1938(昭和13)年11月15日 福島県沖、M7.5	県北沿岸部に小被害が発生 小名浜で107cmの津波観測
1960(昭和35)年5月23日 チリ地震津波	平潟港で約5mの津波を観測。漁船3隻が大破。
2002(平成14)年2月12日 茨城県沖、M5.7	桂村、金砂郷村で震度5弱を観測。ひたちなか市で負傷者1名、高萩市などで建物被害。
2011(平成23)年3月11日 三陸沖、M9.0	最大震度6弱。平潟港で最大6.7mの津波を観測。浸水範囲は3.0km ² に及び、特に平潟町、大津町及び磯原町の3地区においては、建物被害の約50%が津波による被害であった。死者10名、行方不明者1名。本震後に震度6弱以下の余震が多数発生。
2012(平成24)年10月17日 茨城県北部、M4.4	最大震度は4。東日本大震災後に活発化した地殻内の地震活動域の南側で発生。
2013(平成25)年12月31日 茨城県北部、M5.4	最大震度は5弱。東日本大震災後に活発化した地殻内の地震活動域の南側で発生。
2016(平成28)年12月28日 茨城県北部、M6.3	最大震度は4。東北地方太平洋沖地震の余震域で発生した地震で、市内で軽傷者1名。
2021(令和3)年2月13日 福島県沖、M7.3	福島県浜通りで震度6弱、茨城県北部で震度5弱、北茨城市は最大震度4(4.4)。市内でがけ崩れ1件。
2022(令和4)年3月17日 福島県沖、M7.4	宮城県及び福島県で最大震度6強、北茨城市は最大震度5弱(4.5)を観測。 青森県から茨城県にかけての太平洋沿岸で最大31cmの津波を観測。

2 地震活動

磯原震度観測点の観測記録をみると、震度5弱以上の地震は5回記録されている。また、1年当たりの発生回数をみると、震度4は2.1回、震度3は9.8回程度である。

表一磯原震度観測点の観測記録（2008年10月～2023年10月、気象庁資料）

震度階	1	2	3	4	5弱以上	合計
総発生回数	1,349	554	147	31	5	2,046
年平均発生回数	89.9	36.9	9.8	2.1	0.3	136.4

第2 風水害

1 水害

市内では、主に次の地区で、浸水による住宅被害や道路通行障害が発生してきた。このため、河川改修や都市下水路の整備等が実施されてきているが、令和5年台風第13号の接近に伴い発生した線状降水帯による大雨では、本市でも多くの浸水被害が発生しており、このような激甚化する豪雨災害に対し、引き続き水害対策を実施していく必要がある。

表一水害による災害発生箇所

	主な災害発生箇所
宅地 浸水	<ul style="list-style-type: none"> ○大北川流域の磯原町本町及び中郷町下桜井北浜地区 ○花園川流域の磯原町磯原（磯原駅付近）及び磯原町豊田桶仕内地区 ○磯原町大塚（日立いわき線蛭田橋地区付近） ○相田川流域の磯原町木皿（ときわ団地地区） ○下野川流域の磯原町木皿（天下橋地区） ○里根川流域の関南町関本下、関南町里根川、大津町（玄番ヶ原地区）及び大津町北町4丁目 ○江戸上川流域の関南町神岡下及び関南町仁井田地区 ○関山川流域の大津町北町（落窪、天神地区） ○塩田川流域の中郷町小野矢指（中郷グリーンパーク地区）及び中郷町栗野（栗野団地地区）
道路 冠水	<ul style="list-style-type: none"> ○国道6号 磯原町本町（旧磯原地区交番付近） ○国道6号 磯原町磯原（八木沢踏切～野口雨情生家付近） ○国道6号 中郷町足洗（北浜地区大北橋付近） ○県道日立いわき線 華川町下相田（下相田集落センター付近） ○県道塙大津線 27号（北町4丁目交差点付近） ○県道山根大津港線 154号（関南小学校付近） ○県道里根神岡上線 155号（神岡下十字路付近） ○県道里見南中郷停車場線 299号（栗野団地付近） ○市道北町浜田線 0107号（里根川橋付近） ○市道二ツ島中妻線 0109号（磯原1丁目交差点付近） ○市道豊田足洗線 0111号（境橋付近） ○市道下桜井石岡線 0112号（旧消防署付近） ○市道高萩磯原線 0113号（中郷第一小学校付近） ○市道1742号（中郷工業団地入口付近） ○市道3440号（北部幹線道路） ○市道3488号（北茨城郵便局付近）

2 高潮等

過去に、大津町（仲町地区）で海岸に接した住宅が高潮で被害を受けたが、現在は防波堤が整備されている。また、平成25年10月の台風26号の影響による高潮により、磯原町付近（旧磯原地区）の家屋に床上浸水1棟、床下浸水8棟の被害が生じ、付近の国道6号が封鎖されたが、現在は防潮堤が整備されている。

第4節 被害想定

第1 地震被害想定

1 本県に被害をもたらす可能性のある地震

(1) 茨城県地震被害想定

首都圏での直下型の地震（マグニチュード7級）の発生については、大陸プレート、フィリピン海プレート及び太平洋プレートが互いに接し、複雑な応力集中が生じていることなどから、ある程度の切迫性を有していることが明らかにされており、茨城県に影響を及ぼす地震としては、次の表の①茨城県南部地震や②茨城・埼玉県境の地震（いずれもマグニチュード7.3）が中央防災会議により想定されている。

茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震（津波地震）については、茨城県及び福島県沖の海溝寄り部分で複数の領域を震源域とした地震の可能性があるとされており、発生した場合はマグニチュード 8.6～9.0 程度と地震調査研究推進本部により推定されている。

茨城県では、これらの地震のほか、原子力規制委員会による③④茨城県北部の活断層による地震や、文部科学省地震調査委員会による⑤⑥太平洋プレート内の地震、茨城県津波浸水想定調査による⑦茨城県沖から房総半島沖にかけての地震を加えた次の7つの地震を想定した被害予測を平成30年度に行っている。

その他、南海トラフの巨大地震（マグニチュード 9.0）が発生した場合、おおむね県南部で震度5弱、本市を含むその他の地域は震度4以下、本市沿岸の津波高は3m未満と予測されている。

表一茨城県地震被害調査による7つの想定地震

No.	地震名	地震規模	想定の見点	参考モデル
①	茨城県南部の地震	Mw7.3	首都直のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	内閣府 (中央防災会議) (2013)
②	茨城・埼玉県境の地震	Mw7.3		
③	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害	原子力規制委員会審査会合資料 (2017)
④	棚倉破碎帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震	Mw7.0		
⑤	太平洋プレート内の地震(北部)	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害	文科省地震本部 地震調査委員会 (2017)
⑥	太平洋プレート内の地震(南部)	Mw7.5		
⑦	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	Mw8.4	津波による被害	茨城県 (2012)

(2) 首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

① 首都直下地震

本市は、首都直下地震対策特別措置法第 3 条に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。

② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

本市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」及び第 9 条第 1 項に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

2 東日本大震災における被害規模

東日本大震災における被害規模は、以下のとおりである。

表一北茨城市の東日本大震災における被害規模

死者	10 人	全 壊	188 棟
行方不明者	1 人	半 壊	1, 336 棟
負傷者	188 人	一部破損	4, 721 棟
うち重傷	1 人	床下浸水	119 棟
うち軽傷	187 人	非住家被害	2, 427 棟
避難所生活者数	5, 000 人超	火 災	1 件

(注) 避難所生活者は「東日本大震災 北茨城市震災記録集」、その他は「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第 163 報)消防庁災害対策本部」による。

3 大地震を想定した北茨城市域の被害規模

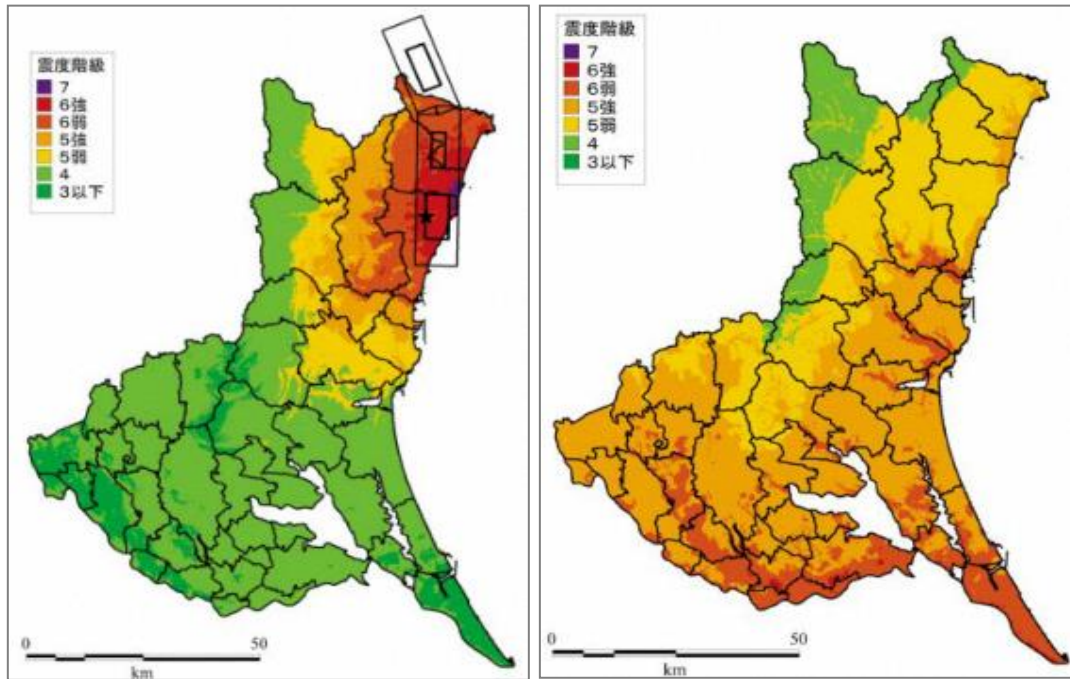
茨城県地震被害想定調査(平成 30 年 11 月)によると、本市に大きな被害をもたらす想定地震は「F 1 断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震(以下「F 1 断層などの連動地震」という。)」及び「茨城県沖から房総半島沖にかけての地震(以下「茨城県沖～房総半島沖の地震」という。)」である。

「F 1 断層などの連動地震」による被害は地震の揺れとそれに伴う火災によるものが多く、市内の最大震度は 7 と予測されている。また、「茨城県沖～房総半島沖の地震」による被害は津波によるものが多い。

この二つの想定地震による県内の予測震度の分布及び市内の予測被害量は、次のとおりである。

図一 想定地震の予測震度分布図

(左：F1断層などの連動地震、右：茨城県沖～房総半島沖の地震)



※ 左の図において外側の四角は想定断層面、内側の四角は強震動の生成域、★は破壊開始点を示す。

表一 想定地震による被害の概要

項 目		F1断層などの 連動地震	茨城県沖～ 房総半島沖の地震
建物被害 (冬の18時)	全壊・焼失	2,263棟	1,426棟
	半壊	4,045棟	1,757棟
人的被害 (冬の深夜)	死者	105人	12人
	負傷者	741人	19人
	うち重傷者	117人	4人
ライフライン 被害 (地震直後)	電力(停電率)※1	97%	83%
	上水道(断水率)※2	99%	85%
	下水道(機能支障率)※3	97%	100%
	固定電話(回線不通率)※4	97%	84%
避難者 (冬の18時)	当日	6,826人	8,428人
	1週間後	10,380人	3,763人
	1ヵ月後	9,216人	4,869人
災害廃棄物	災害廃棄物	330,777ト	185,504ト
	津波堆積物	-	154,318ト

※1 停電率とは、電灯軒数に対する停電軒数の割合を指す。

※2 断水率とは、給水人口に対する断水人口の割合を指す。

※3 機能支障率とは、下水道の処理人口に対する機能支障人口の割合を指す。

※4 不通回線率とは、固定電話の回線数に対する不通回線数の割合を指す。

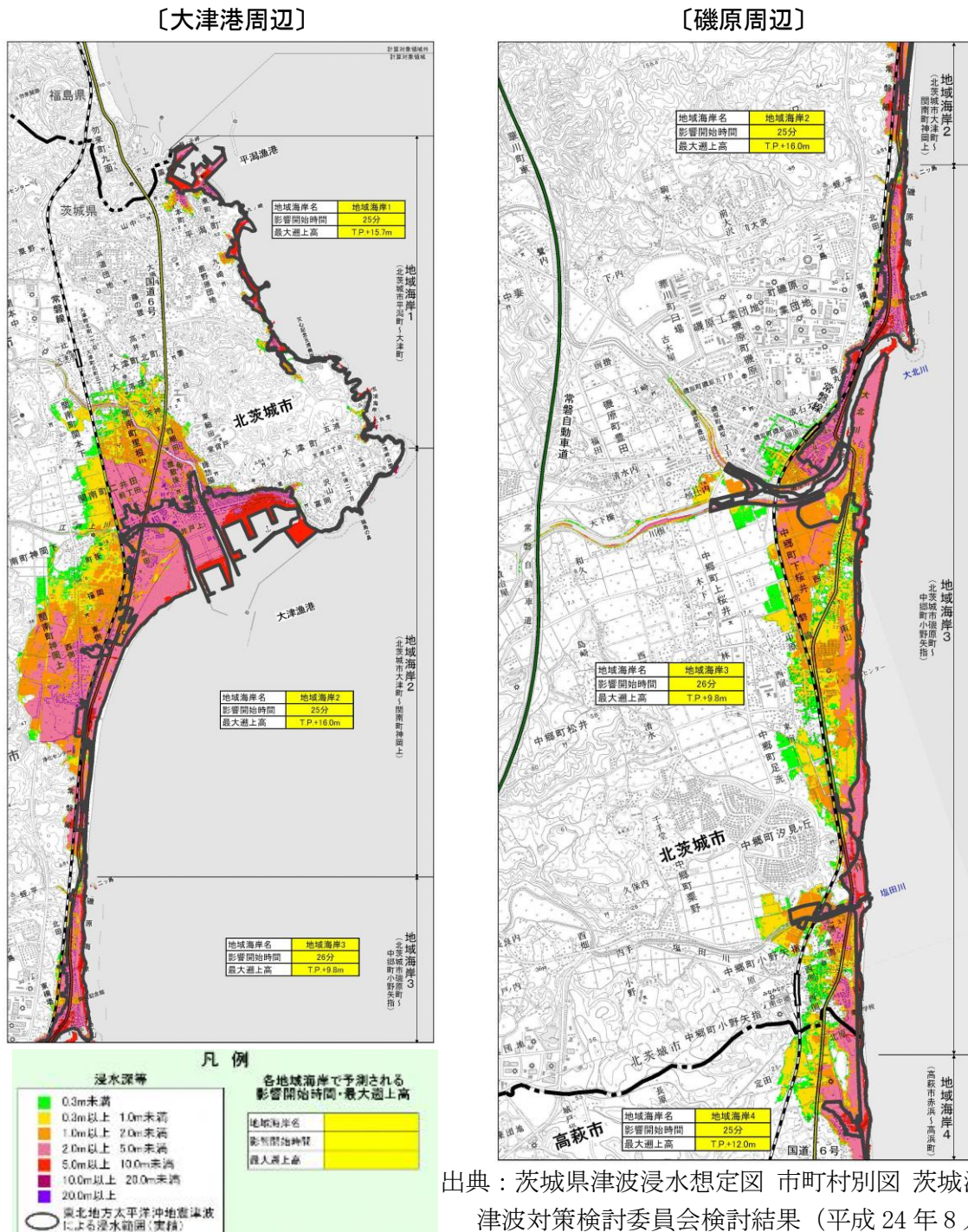
第2 津波浸水想定

茨城県では、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づき、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を想定した浸水予測を実施し、平成24年8月に公表している。

また、令和2年4月に公表された「日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定」においては、本市での最大沿岸津波高が6.5mと想定され、平成23年の東北地方太平洋沖地震津波(最大浸水高6.7m)と同規模の津波の浸水想定となっている。

本市では、東北地方太平洋沖地震津波の再来と「茨城県沖～房総半島沖の地震」の二つの津波の予測結果を重ね合わせて最大となる浸水域と浸水深(最大遡上高16.0m)を想定している。

図一北茨城市における津波浸水想定図



出典：茨城県津波浸水想定図 市町村別図 茨城沿岸津波対策検討委員会検討結果(平成24年8月)

図一平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う津波による浸水実績図（1）



出典：茨城県津波浸水実績図（平成23年9月作成）

図一平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う津波による浸水実績図(2)



出典：茨城県津波浸水実績図（平成23年9月作成）

第3 気象災害

本市において主な気象災害として、台風や低気圧による風水害と、これに伴う洪水、高潮のほか、竜巻やがけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害がある。

1 水害

県管理河川で、知事が水防警報を行う大北川・花園川は、水防法に基づく水位周知河川に指定されており、浸水想定区域が指定されている。

大北川・花園川浸水想定区域は、想定最大規模の大雨（大北川・花園川の流域に2日間雨量で805mm、ピーク時の1時間に109mm）による外水氾濫の想定で、大北川・花園川沿いの低地において最大10m以下の浸水が予想されている。また、近年は、いわゆるゲリラ豪雨等の短時間降雨による被害も想定され、浸水被害の対策が重要となっている。

2 暴風

台風や発達した温帯低気圧による暴風や高波は、数値予報の改善により、比較的高精度に予報できるようになっているが、市街地はもちろん海岸部での高波への備えや農地等における対策を講じることが重要である。また、海岸部では気圧や満潮などの要件が重なると高潮の発生も予想される。

3 竜巻・落雷

竜巻や落雷については、主に発達した積乱雲から発生する現象であり、これらの発生については、現在は、数値予報により積乱雲が発生しやすい状況を予測することは可能であるが、発生時刻や場所を特定した予報は難しい状況にあるため、普段からの備えとともに、適切な避難等を講じることが必要である。

4 土砂災害

本市には、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域177箇所（急傾斜地の崩壊165、土石流12）、土砂災害警戒区域14箇所（急傾斜地の崩壊7、土石流2、地すべり5）が指定されている。また、急傾斜地崩壊危険箇所172箇所、土石流危険渓流14箇所、地すべり危険箇所5箇所、山地災害危険箇所72箇所（山腹崩壊危険地区23、崩壊土砂流出危険地区45、地すべり危険地区4）が指定されている。

これらの箇所は大雨等による土砂災害が予想されることから、危険箇所の整備とともに、住民等への周知など、災害予防策を講じることが必要である。

表一 土砂災害危険箇所等の状況

種類	区分	箇所数	土砂災害警戒区域指定	土砂災害特別警戒区域指定	
土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所	I	101	101	96
		II	70	70	68
		III	1	1	1
	土石流危険溪流	I	6	6	4
		II	8	8	8
		III	—	—	—
地すべり危険箇所		5	5	—	
山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	23			
	崩壊土砂流出危険地区	45			
	地すべり危険地区	4			

※区分：Iは、被害想定区域に公共的建物があるか又は人家数が5戸以上、IIは1～4戸、IIIは0戸

表一 土砂災害（特別）警戒区域の指定基準

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
急傾斜地崩壊	<ul style="list-style-type: none"> ○傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ○急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ○急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域 	<ul style="list-style-type: none"> ○傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることができる力の大きさを上回る区域
土石流	<ul style="list-style-type: none"> ○土石流のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域 	<ul style="list-style-type: none"> ○土石流に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることができる力の大きさを上回る区域
地すべり	<ul style="list-style-type: none"> ○地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域） ○地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域 	<ul style="list-style-type: none"> ○地すべり地塊のすべりに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時に建築物に作用する力の大きさとし、地すべり区域の下端から最大60mの範囲内の区域

表一山地災害危険地区の定義

土砂災害等の種類	定義
山腹崩壊危険地区	地形（傾斜、土層厚、溪床勾配等）、地質、林況からみて山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれのある箇所
崩壊土砂流出危険地区	地形（傾斜、土層厚等）、地質、林況からみて山腹崩壊により人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれのある箇所
地すべり危険地区	地すべりが発生しているかあるいは地すべりが発生するおそれがあり、人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある箇所

※人家がない箇所でも今後新規の住宅立地が見込まれる箇所を含む。

第3章 関係機関の業務大綱

北茨城市に係る指定地方行政機関、指定公共機関、県、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

第1節 北茨城市

名称	事務又は業務の大綱
北茨城市	1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること 2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3) 住民の自発的な防災活動の促進に関すること 4) 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報 5) 災害の防除と拡大の防止 6) 救助、防疫等罹災者の救助・保護 7) 災害復旧資材の確保 8) 被災産業に対する融資等の対策 9) 被災市営施設の応急対策 10) 災害時における文教対策 11) 災害対策要員の動員、雇上 12) 災害時における交通、輸送の確保 13) 被災施設の復旧 14) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

第2節 茨城県

名称	事務又は業務の大綱
茨城県	1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報 4) 災害の防御と拡大の防止 5) 救助、防疫等罹災者の救助・保護 6) 災害復旧資材の確保と物価の安定 7) 被災産業に対する融資等の対策 8) 被災県営施設の応急対策 9) 災害時における文教対策 10) 災害時における社会秩序の維持 11) 災害対策要員の動員、雇上 12) 災害時における交通、輸送の確保 13) 被災施設の復旧 14) 市が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等 15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

第3節 指定地方行政機関

名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1) 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関する事。 2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。 3) 管内防災関係機関との連携に関する事。 4) 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。 5) 警察通信の確保及び統制に関する事。 6) 津波警報の伝達に関する事。
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。 2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関する事。 3) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事。 4) 非常災害時における重要通信を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事。 5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。
関東財務局 (水戸財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1) 災害復旧事業費の査定立合に関する事。 2) 災害つなぎ資金の融資（短期）に関する事。 3) 災害復旧事業の融資（長期）に関する事。 4) 国有財産の無償貸付業務に関する事。 5) 金融上の措置に関する事。
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1) 管内の被害情報の収集及び伝達に関する事。 2) 関係機関との連絡調整に関する事。
関東農政局 (茨城県拠点)	<ol style="list-style-type: none"> 1) ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。 2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事。 3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事。 4) 災害時における災害救助用米穀の供給に関する事。 5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。 6) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関する事。 7) 土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関する事。 8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する事。
茨城労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1) 工場、事業場における災害後の労働災害防止に関する事。 2) 災害時における賃金の支払いの確保に関する事。 3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関する事。 4) 労災保険給付に関する事。

名称	事務又は業務の大綱
	5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること。
関東森林管理局 (茨城森林管理署)	1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。 2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
関東経済産業局	1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 2) 商工業の事業所の業務の正常な運営の確保に関すること。 3) 被災中小企業の振興に関すること。
関東東北 産業保安監督部	1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関すること。
関東地方整備局 〔常陸河川国道事務所 日立国道出張所〕	1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 2) 公共施設等の整備に関すること。 3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。 5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 6) 災害時における復旧資材の確保に関すること。 7) 災害時における応急工事等に関すること。 8) 災害復旧工事の施工に関すること。 9) 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関すること。 10) 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関すること。 11) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。 12) 河川、道路等社会資本の応急復旧に関すること。 13) 大規模自然災害発生時の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣。 14) 大規模災害発生時のリエゾン（情報連絡員）の派遣。 15) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。
関東運輸局 (茨城陸運支局)	1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。 2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関すること。 3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。
東京航空局	1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること。 2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
関東地方測量部	1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供 2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 3) 地殻変動の監視
東京管区气象台 (水戸地方气象台)	1) 地象、気象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に発表し防災機関

名称	事務又は業務の大綱
	<p>に伝達するとともに、これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関すること。</p> <p>3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>4) 気象庁が発表する緊急地震速報についての周知・広報に関すること。</p> <p>5) 市長が行う避難情報の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。</p> <p>6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市に対する気象情報の推移やその予報の解説等に関すること。</p> <p>7) 県や市、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。</p>
第三管区 海上保安本部 茨城海上保安部	<p>1) 情報の収集及び連絡に関すること。</p> <p>2) 活動体制の確立に関すること。</p> <p>3) 海難救助及び緊急輸送等に関すること。</p> <p>4) 流出油等の防除及び危険物の保安措置に関すること。</p> <p>5) 海上交通安全の確保に関すること。</p> <p>6) 警戒区域の設定及び治安の維持に関すること。</p> <p>7) 関係機関等の災害対策の実施に関する支援に関すること。</p>

第4節 自衛隊

名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (勝田駐屯地施設学校長)	<p>1) 防災関係資料の基礎調査に関すること。</p> <p>2) 災害派遣計画の作成に関すること。</p> <p>3) 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。</p> <p>4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。</p> <p>5) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。</p>

第5節 指定公共機関

名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (関東支社)	<p>1) 被災者に対する郵政葉書等の無償交付に関すること。</p> <p>2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。</p> <p>3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。</p> <p>4) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。</p>
日本銀行 (水戸事務所)	<p>1) 通貨の円滑な供給の確保に関すること。</p> <p>2) 金融機関の間の資金決済の円滑な確保に関すること。</p> <p>3) 金融機関の業務運営の確保に関すること。</p> <p>4) 金融機関による金融上の措置の実施に関すること。</p> <p>5) 上記各業務にかかる広報に関すること。</p>

第1部 総則
第3章 関係機関の業務大綱 第5節 指定公共機関

名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 (茨城県支部)	1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事。 2) 災害時における血液製剤の確保及び供給に関する事。 3) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関する事。 4) 義援金品の募集配布に関する事。
日本放送協会 (水戸放送局)	1) 気象予報、警報等の周知徹底に関する事。 2) 災害状況及び災害対策室の設置に関する事。 3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関する事。
東日本高速道路株式会社	1) 会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施行に関する事。
国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構	原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力 1) 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等） 2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等） 3) 原子力防災に必要な教育・訓練
日本原子力発電株式会社 (東海発電所)	1) 放射線災害の防止及び応急対策等に関する事。
東日本旅客鉄道株式会社 (水戸支社) 日本貨物鉄道株式会社 (水戸営業支店)	1) 鉄道施設等の整備、保全に関する事。 2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
日本通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	1) 救助物資の輸送の協力に関する事。
東京電力パワーグリッド株式会社 (茨城総支社) 株式会社 J E R A	1) 災害時における電力供給に関する事。 2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。
東日本電信電話株式会社 (茨城支店)	1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。 2) 災害時における緊急電話の取扱いに関する事。 3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
株式会社 N T T ドコモ (茨城支店)	1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。 2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。
K D D I 株式会社 (水戸支店)	1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。 2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。
ソフトバンク株式会社	1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。 2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。
楽天モバイル株式会社	1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。 2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。

第6節 指定地方公共機関

名称	事務又は業務の大綱
茨城県土地改良事業 団体連合会	1) 各土地改良区の水門、水路及びため池等の施設の整備、防災管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整に関する事 2) 各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する支援及び復旧計画書作成に関する事
社会福祉法人茨城県 社会福祉協議会	1) 災害時におけるボランティアの受入れに関する事 2) 生活福祉資金の貸付に関する事
一般社団法人 茨城県医師会 公益社団法人 茨城県歯科医師会 公益社団法人 茨城県薬剤師会 公益社団法人 茨城県看護協会	1) 災害時における応急医療活動に関する事
水防管理団体 (北茨城市)	1) 水防施設資材の整備に関する事 2) 水防計画の樹立と水防訓練に関する事 3) 水防活動に関する事
一般社団法人 茨城県バス協会 一般社団法人 茨城県トラック協会 茨城交通株式会社	1) 災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関する事
一般社団法人茨城県 高圧ガス保安協会	1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関する事 2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関する事 3) 高圧ガスの供給に関する事 4) 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関する事
株式会社茨城新聞社 株式会社茨城放送	1) 住民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する事 2) 住民に対する災害応急対策等の周知に関する事 3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関する事

第7節 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

名称	事務又は業務の大綱
茨城県市町村総合 事務組合 茨城北農業共済組合	1) それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力に関する事
社会福祉法人北茨城 市社会福祉協議会	1) 災害時におけるボランティアの受入れに関する事 2) 生活福祉資金の貸付に関する事
北茨城市 国際交流協会	1) 外国人の支援プランの作成協力に関する事 2) 外国人の救助・救援の協力に関する事

名称	事務又は業務の大綱
北茨城市 赤十字奉仕団	1) ボランティアの受入れの協力に関する事 2) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関する事 3) その他災害応急対策についての協力に関する事
北茨城市商工会	1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 2) 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関する事 3) 災害時における物価安定についての協力に関する事
大津・平潟 漁業協同組合	1) 災害時における船舶等の貸出に関する事 2) 水難救護の協力に関する事 3) 災害応急対策のための輸送等の協力に関する事 4) その他災害防除の協力に関する事 5) 水産業の被害調査に関する事
常陸農業協同組合 (北茨城支店)	1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 2) 災害時における食料及び物資の供給に関する事 3) 農作物の災害応急対策の指導に関する事 4) 被災農家に対する融資及びあっせんに関する事 5) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事
一般社団法人 多賀医師会 一般社団法人 日立歯科医師会	1) 災害時における応急医療活動に関する事
茨城県高圧ガス保安 協会(日立地方支部)	1) 災害時における高圧ガス、石油等の貯蔵及び輸送の保全に関する事 2) 災害時における高圧ガス、石油等の供給に関する事 3) 被災施設の応急処理と復旧に関する事
茨城県建設業協会 (高萩支部)	1) 仮設住宅、便所の建設の協力に関する事 2) 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事 3) その他災害時における建設活動の協力に関する事
土地改良区	1) 農地及び農業用施設の被害調査と復旧に関する事 2) 湛水の防排除施設の整備と活動に関する事
病院等経営者	1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事 3) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事
社会福祉施設管理者	1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2) 災害時における入所者の保護に関する事 3) 災害時における高齢者・障がい者等の一時保護への協力に関する事
金融機関	1) 被災住民・事業所等に対する資金の融資に関する事

第8節 住民・事業所

名称	事務又は業務の大綱
住民	1) 災害につよいまちづくり、災害につよいひとづくりのために、地域において相互に協力すること。 2) 市及び県が行う防災に関する事業に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。 3) 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずること。 4) 防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組みにより防災に寄与するように努めること。 5) 「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて積極的に避難行動や命を守る行動をとるように努めること。
事業所	1) 事業活動に当たって、その企業住民としての責任を自覚し災害につよいまちづくり、災害につよいひとづくりのために最大の努力をはらうこと。 2) 災害発生後においては、従業員・来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し地域住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。 3) 市長及び知事が行う防災に関する事業に協力し、最大の努力をはらうこと。 4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする事業所は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策に協力するように努めること。

第2部 災害予防計画

第1編 共通事項

第1章 組織と情報ネットワークの整備

第1節 防災組織の整備

市、県及び防災関係機関は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していく必要があることから、職員への災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、関係部局間等の緊密な情報交換等を行うこととする。

第1 北茨城市の活動体制の整備

実施担当	各部
------	----

1 市職員への災害時の役割と体制の周知徹底

市は、職員に対して、日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制等について周知を図るため、各部署において日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制、必要な知識や心構えなどについて、研修会等を通じて周知徹底を図るとともに、職員マニュアル等の整備を行う。

表一市職員への周知を図る事項

① 災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
② 災害時における体制（動員体制等）
③ 市地域防災計画の内容
④ 市の地震被害想定調査の結果
⑤ 地震に関する基礎知識
①については、各部局により内容が異なるため、異動等を考慮し、年度当初に各部署において、職員に対し研修会等を通じて周知徹底を図る。

2 各部局における活動要領（マニュアル）の作成

市の各部局は、本計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、各部局において応急対策に関する活動要領（マニュアル）を作成し周知徹底を図る。

なお、活動要領は組織の改編や人事異動、本計画の見直し等の状況の変化に対応し毎年検討を加え、必要があると認められた場合は修正を行う。

3 部局間の連携体制の整備

市の各部局は、災害時に他部局とも円滑に連携が図れるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練を共同で行うなど部局間の連携体制を整備する。また、各部局で作成した活動要領（マニュアル）の調整を図り、必要があれば修正等を行う。

4 北茨城市業務継続計画の活用

市は、災害時に速やかに職員を招集し応急対策活動を実施できるよう、「北茨城市業務継続計画」を周知徹底し、災害応急対策等に必要となる庁舎の代替施設及び電気・水・食料の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要データの保全並び

に非常時優先業務の整理等に万全を期する。

また、状況の変化に対応し検討を加え、必要があると認めた場合は修正を行う。

5 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

市及び防災関係機関は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画について積極的に拡大する。

6 第6次地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、地震防災対策を計画的に推進するため、県が策定する地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年計画に基づき、これに定められた事項の着実な推進を図る。

第2 防災関係機関等の活動体制の整備

実施担当	防災関係機関
------	--------

防災関係機関等は、災害時の防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図る。

特に、人命に関わる重要な施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期復旧できるよう体制等の強化を図る。

また、災害時に他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関間の連携体制を整備する。

第3 災害情報の収集・連絡体制の整備

実施担当	消防部、総務部
------	---------

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第2節 相互応援体制の整備

災害発生時には、災害規模等により、近隣の自治体も大きな被害を受ける可能性があるため、広域的な相互応援体制が必要となる。また、災害時の応援体制を円滑に確立するため、平常時から訓練・情報交換等により連携を強化する。

第1 応援体制の整備

実施担当	総務部
------	-----

1 市町村間の相互応援

(1) 協定の締結

市は、市域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき他の市区町村との相互応援や広域一時滞在に関する応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図る。

また、消防組織法第39条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」、県境にある市町村が隣接する県の市町村と行う「消防相互応援協定」を締結している。

(2) 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。また、平常時から協定を締結した他市区町村との間で訓練、情報交換等を実施する。なお、マニュアルの整備に当たっては、必要に応じて県の支援を受けるものとする。

(3) 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡システムの明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市区町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

2 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

3 公共的団体等との協力体制の確立

市は、その市域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して災害時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整備する。このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

第2 防災関係機関の連携及び災害応急体制の整備

実施担当	各部
------	----

1 マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

2 防災関係機関の連携体制の整備

市域を管轄、又は市域内にある防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑

かつ効率的に対策が講じられるよう平常時から情報交換、連絡調整の場を整備するとともに、連絡を密にしておく。

第3節 自主防災活動体制の整備

大規模災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていく必要があり、自主防災組織の整備、リーダーの育成、自助・共助といった防災意識の啓発等が必要である。

このうち、自主防災組織の編成に当たっては、地域における昼夜間人口の構成を考慮して、時間帯によって偏りが無いようあらかじめ調整しておくことが重要である。

また、災害ボランティアが円滑に活躍するための環境整備、ボランティアの普及・振興を図るため、家庭、学校等、地域において、幼少時から理解、関心を育むことが重要である。

一方、事業所防災体制の整備も重要であり、防火管理体制の整備、企業防災の推進に努める必要がある。

第1 自主防災組織の育成・連携

実施担当	総務部、消防部
------	---------

1 自主防災組織の整備

市は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境を整備し、これらの組織の日常化、訓練の実施を促進する。その際、女性の参画の促進に努める。

(1) 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

(2) 自主防災組織の編成

- ① 自主防災組織は、地域既存のコミュニティである自治会等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けする。
- ② 地域内の事業所においても、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけについて協議を行い、地域の自主防災組織との連携を図る。
- ③ 地域の昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成するため、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図る。なお、自主防災組織の編成においては、女性の参加促進にも配慮する。

(3) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は以下のとおりであり、自主防災組織は市と十分協議の上、組織についての規模や防災計画を定める。

[平常時]

- ① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ② 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及、地域の危険箇

所の点検・把握等

- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ⑤ 災害発生時における行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

[発災時]

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達
- ③ 救出・救護の実施及び協力
- ④ 集団避難の実施
- ⑤ 炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力
- ⑥ 要配慮者の安全確保等

2 協力体制の整備

市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

3 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

4 防災リーダーの養成

市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。なお、防災リーダーの育成を促進するため、防災士の資格取得を促進する。

第2 事業所防災体制の強化

実施担当	消防部、総務部、県
------	-----------

1 防火管理体制の強化

学校・病院等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防本部は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権原が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

2 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。また、高圧ガス関係事業者が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術の向上、防災訓練の実施等に関し、指導助言を与え、その育成強化を図る。

第3 ボランティア組織の育成・連携

実施担当	北茨城市社会福祉協議会、市民福祉部、教育委員会
------	-------------------------

1 災害ボランティアの定義

災害ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとNPO等の組織化されたボランティアの両者の意味を持ち、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）に区分される。

表－災害ボランティアの種類

区分	活動内容	養成・登録の有無
一般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介助、手話等、	養成有り 登録有り
医療・防疫	医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師、助産師、栄養士） 歯科診療（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）、メンタルケア（精神保健福祉士、臨床心理士）、医業類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）	養成無し 登録無し
語学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し

2 一般ボランティアの担当窓口の設置

市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。

3 「受入窓口」の整備と応援体制の確立

市社会福祉協議会は、災害時にボランティア活動の受入窓口や被災地ニーズの集約等を円滑に行う体制と機能を整備する。また、他市町村の社会福祉協議会との間における相互応援協定を締結し、災害時の体制強化を図る。

4 一般ボランティアの養成・登録

(1) コーディネート機能の強化

市社会福祉協議会は、災害時「災害ボランティアセンター」において、ボランティアの受入れ、調整、紹介を組織として一元化して行えるよう、あらかじめ職員への研修の充実や訓練の強化をするとともに、関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボ

ランティアのニーズへの的確な対応を図るものとする。その際、ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターが行う業務は次のとおりとする。

〔災害ボランティアセンターにおける業務〕

- ① 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整
- ② ①に基づくボランティアの紹介
- ③ ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

(2) ボランティアリーダーの養成

市及び市社会福祉協議会は、災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、県社会福祉協議会が実施するボランティアリーダーの養成・研修への参加を促進する。

(3) 一般ボランティアの登録情報

市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会の作成する一般ボランティアの登録リストの登録情報の共有化を図る。

5 災害ボランティア団体との連携

市及び市社会福祉協議会は、近隣のボランティア団体、ボランティア関連団体、NPO、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

また、市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

さらに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

なお、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

6 災害ボランティアの活動環境の整備

(1) ボランティア活動の普及啓発

市及び市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民・企業等に対するボランティア活動の普及啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

(2) 災害ボランティアの活動拠点等の整備

市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

(3) ボランティア保険への加入促進

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図る。

(4) 被災者支援の迅速・適切な実施

市及び市社会福祉協議会は、インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実、資機材の十分な確保等ボランティア実施に係る環境整備の推進、ボランティア等の個人情報の保護や感染症予防への配慮などにより、被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。

第4 企業防災の促進

実施担当	総務部、環境産業部、企業、北茨城市商工会
------	----------------------

(1) 事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、市及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

また、市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。

また、市、市商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

さらに、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ積極的に参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団等と積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 情報連絡体制の整備

市は、あらかじめ市商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(3) 施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策

企業等においては、地震発生時に施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。また、災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努める。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

実施担当	総務部、自主防災組織
------	------------

1 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を作成し、これを素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

2 地区防災計画の内容

地区防災計画で定める主な内容は、以下のとおりである。

- ① 計画の対象範囲、活動体制
- ② 地区居住者等が共同して行う防災訓練
- ③ 地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄
- ④ 災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援
- ⑤ その他の当該地区における防災活動

3 計画提案の手続き

地区居住者等が共同して計画提案を行おうとする場合は、その全員の氏名及び住所を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて市防災会議に提出するものとする。

- ① 地区防災計画の素案
- ② 計画提案を行うことができる者であることを証する書類

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第4節 情報通信ネットワークの整備

災害発生時には、市、県、国、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、全ての対策の基本となることから、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図る。特に、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報関連技術の導入に努める。

第1 情報通信設備の整備

実施担当	総務部、消防部、水道部、防災関係機関
------	--------------------

1 防災無線、同報システム等の運用体制の整備

総務部は、現在運用中の移動系及び同報系の防災行政無線、携帯電話等への電子メール・斉配信システムの維持管理や災害時の運用体制の整備を進める。また、災害時に道路や有線通信網が被災し、孤立集落の発生が予想される花園・小川才丸地区について、衛星電話等の配置の検討に努める。

2 非常・緊急通話用電話の配置

市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

3 情報通信設備の耐震化

情報通信設備の設置者は、災害時の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、次の事項に留意して災害時の運用を確保する。

(1) バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

(2) 非常用電源の確保

地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに発電機等の燃料の確保を図る。

(3) 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

4 サーバーの負荷分散

市は、災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバーの停止、災害発生後のホームページ用サーバーにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバーの確保など、サーバーの負荷を分散する手段についてインターネットサービスプロバイダ等と調整を図っておくものとする。

第2 防災情報ネットワークシステムの整備

実施担当	総務部
------	-----

県の防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情報、映像情報等多様な情報を一元的に収集管理し、防災センター、県、救急医療機関、防災関係機関等と情報を共有できるシステムとして整備されている。

消防本部は、災害対策に関する情報の入出力及び被害照会を行うことができることから、必要な情報が正確・迅速に伝達されるようになり、より迅速・的確な防災対策を講じることが可能である。

また、Ｌアラート等と連携し、多様な手段を通じて住民に対して気象情報等を広く伝達することができる。

そのため、市は、県の防災情報ネットワークシステム等を活用して、防災情報のデータ

ベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

第3 アマチュア無線ボランティアの確保

実施担当	総務部
------	-----

市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置する。

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 防災まちづくりの推進

防災まちづくりは、大きく予防対策と被害軽減対策に分けられるが、予防対策としてのハード整備は一朝一夕には完了しないものである。このため、ソフト対策とハード対策で密接な連携を取りつつ、災害に強い都市構造に転換していくことが重要である。

第1 防災まちづくり方針の策定

実施担当	都市建設部
------	-------

災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行い、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し、都市計画マスタープランによる長期計画と合わせて安全、安心な都市基盤の整備を推進する。

- ① 地区の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- ② 災害時の緊急活動を支え、市街地の防災空間を形成する道路や公園等の配置計画
- ③ 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- ④ 良好な市街地空間を整備し、防災上も適正な街並みを図るための土地区画整理事業等の計画

また、これに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性を強化する地区計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

第2 防災空間の確保

実施担当	都市建設部
------	-------

災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保が必要である。

そのため、市は、市街地における防災空間を形成する道路や公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

1 緑地保全地区の指定

良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における災害の防止に役立てる。

2 延焼遮断空間の整備

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、緑地、河川等の整備や建築物のセットバック等を推進する。

3 防災道路の整備

災害時においては、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難、緊急物資の輸送ルート機能も有する。また、道路の整備、拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため、災害時の緊急活動を支える幹線道路や地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災性等を総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

4 消防活動空間の確保

基盤未整備の市街地では、火災発生の危険性が高いだけでなく、消防車両が進入できない等の消防活動が困難な場合もあり、消防用道路を最低限確保する必要がある。このため、街路事業等により消防活動困難区域の解消に資する道路の、計画的な整備を推進する。

5 市街地再開発の推進

密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進する。

第3 防災拠点の整備

実施担当	都市建設部、総務部
------	-----------

1 防災拠点の整備

市は、地域の災害応急活動の中核拠点となる地域防災拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区防災拠点の整備に努める。

表一 防災拠点の現況

活動拠点の区分	予定施設名
災害対策本部	市役所（代替施設：消防本部）
自衛隊活動拠点	市民野球場、花園オートキャンプ場
ボランティアセンター	地域福祉交流センター
医療救護所	市役所（駐車場）、市民病院（駐車場）、各中学校
物資集配拠点	市役所、生涯学習センター本館・分館、小川区集会所
指定避難所	小・中学校、高等学校、公民館等
指定緊急避難場所	
福祉避難所	老人福祉センター、心身障害者第一福祉センター
災害用臨時ヘリポート	小川区集会所前広場、北部スポーツ広場、サッカー・ラグビー場、石岡スポーツ広場
炊き出し拠点	複合防災センター

2 防災機能の充実

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらにおいて耐震性貯水槽、臨時ヘリポートなどの災害応急対応施設の整備を推進し、防災機能の一層の充実を図る。

なお、浸水対策等の観点から、既存の防災拠点についても、移転を含め立地環境の改善等を行い、災害に対する防災機能の確保に努めていく。

第4 避難施設の整備

実施担当	都市建設部、総務部
------	-----------

1 避難施設整備計画の作成

市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

2 避難場所

市は、延焼火災、山崖崩れ、津波及び建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

- ① 避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校等、公園、緑地等とする。
- ② 避難場所は、町丁目単位で検討する。

3 広域避難場所

震災時の延焼火災の発生が想定される地区については、前項に示す基準により指定した避難場所に加え、さらに規模の大きい避難場所が必要となるため、次の設置基準に従って、広域避難場所の整備を行う。

- ① 広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。
- ② 広域避難場所は要避難地区住民の全ての住民を収容できるよう配置するものとする。
- ③ 広域避難場所に占める木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- ④ 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- ⑤ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。
- ⑥ 地区分けをする場合においては、町丁目単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離は2km以内とする。

4 避難路の確保

広域避難場所を指定した場合は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定する。

- ① 避難道路はおおむね8m～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- ② 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ③ 避難道路は、相互に交差しないものとする。

また、災害発生時の避難及び輸送経路を確保するため、復興交付金事業により、市道5492号線（関南地内）、市道5495号線（大津地内、関本地内）、市道0112号線（中郷地区）、市道4099号線及び市道4121号線（大津地内）を整備した。

第5 火災予防

実施担当	消防部、総務部
------	---------

市は、消防組織の整備、消防施設の充実、消防団員の教養訓練等について指導助言をして、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想の普及徹底により予防消防の実を挙げ、火災から住民の生命、身体及び財産を保護し生活の安全を期するものとする。

1 消防組織の充実・強化

消防体制を充実・強化するため、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき消防組織を整備するとともに、予防要員・警防要員を確保し予防業務の万全を期する。

本市には、常備消防として北茨城市消防本部が設置され、北茨城市消防署が本市全域を管轄している。

消防団は、22分団が設置されており、災害等に備えている。引き続き災害時の活動が十分にできるよう、資機材の調達を図り、団員の確保、技術の向上等を推進し、消防力の充実・強化を図る。

2 消防施設等の整備、強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画をたて、その推進を図る。

3 火災予防対策の徹底

(1) 建築同意制度の推進

市は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとする。

(2) 防火管理者の育成、指導

市は、学校等、病院、工場等消防法第8条に規定する防火対象物の管理について権原を有する者が、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消防活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理

並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務が徹底されるよう指導する。

(3) 予防査察の強化指導

市は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察の実施に当たっては、常に市域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導する。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導

市は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者についてこれらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をする。

(5) 防火思想、知識の普及徹底

市は、住民の防火思想を普及徹底するため、関係機関並びに団体等と協力して、映画会、講習会等の開催、広報車の巡回、広報紙の配布、新聞、ラジオ等報道機関の利用等を図る。

4 消防計画の作成と指導強化

市は、消防団と連携し、国が定める基準に従い消防計画を作成する。

5 消防職団員の教育訓練

市は、消防職員及び消防団員を、県立消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練の計画を立て、実施する。

6 火災原因調査

市は、火災予防対策を推進するため、積極的に火災原因の究明調査を実施する。

第2節 交通計画

第1 道路の安全対策

実施担当	都市建設部、高萩工事事務所、常陸河川国道事務所
------	-------------------------

(1) 道路建設上配慮すべき事項

- ① 平面線形、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
- ② 縦断線形、平たん地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水による水位の増加に対して安全な高さをとる。
- ③ 横断こう配、路面水を速やかに側溝に流下させるために必要なこう配をとる。
- ④ 路側、横断構造物、切土部において法面が大きく崩れるおそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し、法面の保護を図る。
- ⑤ 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出の出来る通水断面とする。
- ⑥ 排水側溝、路面水を速やかに排水路にみちびき、地下水が高く路面排水困難な所は暗渠設備等を施す。

第2 道路防災事業計画

実施担当	都市建設部、高萩工事事務所、常陸河川国道事務所
------	-------------------------

災害防除事業等により、災害の発生するおそれのある危険箇所を緊急度の高い箇所から逐次解消を図る。

表一異常気象時通行規制区間（令和4年4月1日現在、茨城県）

番号	路線名	通行規制（情報収集）区間		危険内容	情報板設置
		箇所	延長		
4	日立いわき線	北茨城市華川町上小津田 関本町富士ヶ丘	1.0 km	路肩崩落 土砂崩落	有
5	北茨城大子線	北茨城市中郷町松井 高萩市横川	6.2 km	落石・路肩崩落 土砂崩落	有
8	塙大津港線	北茨城市関本町小川 華川町花園	10.0 km	落石・路肩崩落 土砂崩落	有
9	塙大津港線	北茨城市関本町才丸 富士ヶ丘	6.0 km	落石・路肩崩落 土砂崩落	有

表一特殊通行規制区間（令和4年4月1日現在、茨城県）

番号	路線名	通行規制（情報収集）区間		危険内容	情報板設置
		箇所	延長		
14	水沼磯原線	北茨城市華川町水沼 小豆畑	3.0 km	路肩崩落 土砂崩落	有

第3節 都市計画

都市災害の未然防止を第一目的とし、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画を考慮して次の施策を実施する。

第1 「整備、開発及び保全の方針」の充実

実施担当	都市建設部
------	-------

市は、都市計画法第6条の2に規定する「整備、開発及び保全の方針」の中で、特に、災害に強い都市の形態を図る観点から都市防災に関する方針を検討する。

第2 防火地域及び準防火地域の指定

実施担当	都市建設部
------	-------

市は、建築物が密集し災害により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

表－防火地域・準防火地域の基準

防火地域	<ul style="list-style-type: none"> ・容積率が500%以上の商業地域 ・集团的地域としての「建築密集地域」、「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等、都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域
準防火地域	<ul style="list-style-type: none"> ・防火地域以外の商業地域、近隣商業地域 ・建物の密集、用途の混在など火災の危険が予想される地域等

第3 屋根不燃化区域の指定

実施担当	都市建設部
------	-------

市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法第22条に基づき、屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、必要に応じ指定の拡大を図る。

第4 災害危険区域の指定

実施担当	総務部、都市建設部
------	-----------

市は、条例で津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、同区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要な措置を講じる。

第5 都市計画事業の推進

実施担当	都市建設部
------	-------

市は、災害の未然防止及び拡大防止を図るため、都市計画事業を推進する。

なお、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフトの両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

第4節 文教計画

学校長、県教育委員会、私立学校設置者と連携して、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずる。

第1 防災上必要な教育の実施

実施担当	教育委員会、学校長
------	-----------

学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。

教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。また、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

第2 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

実施担当	教育委員会、学校長
------	-----------

災害発生時に迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

第3 学校等施設・設備の災害予防措置

実施担当	教育委員会、学校長
------	-----------

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次のことを実施する。

- ① 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- ② 校地等の選定・造成の際は、がけ崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- ③ 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

第4 文化財保護

実施担当	教育委員会、学校長
------	-----------

市は、防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針等）の整備の促進を図る。なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第5節 農地農業計画

第1 農地計画

実施担当	環境産業部、県北農林事務所
------	---------------

1 ため池等整備事業

市は、築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修を推進する。

2 湛水防除事業

県は、既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、かつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

3 水質障害対策事業

県は、農業用排水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備を行う。

第2 農業計画

実施担当	環境産業部、県北農林事務所、常陸農業協同組合
------	------------------------

1 情報対策等

(1) 気象情報等の伝達体制の確立

市は、災害からの農作物被害を防ぐため、気象情報等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

(2) 農業保険の普及

農業災害による損失に備えて、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業保険への加入を促進する。

2 農林漁業災害対策委員会の設置

長期的な異常気象などにより、農作物への影響が予測される場合や、台風等の災害により被害が生じた場合には、必要に応じて対策委員会を設置し、被害農家の救済対策、災害による農作物被害の軽減及び未然防止対策等について検討する。

3 資材の確保

県及び農業協同組合は、次の対策を推進する。

(1) 防除器具の整備

県等有する病虫害防除器具及び災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

(2) 薬剤等

災害の発生時に薬剤等が迅速に確保されるよう、全農いばらき等への備蓄を推進する。

(3) 飼料

災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

4 家畜対策

県及び市は、次の対策を家畜所有者に指導する。

- ① 低湿地畜舎周囲の土盛り排水路の整備
- ② 風水害を想定した家畜の避難場所確保
- ③ 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修

第6節 災害用資材、機材等の点検整備計画

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

市、県、国及び関係機関等は、それぞれの法令の定めるところにより災害応急対策又は災害復旧に必要な資材、機材等を整備するとともに、定期点検を確実にを行い有事に備える。

第3章 被害軽減への備え

第1節 緊急輸送への備え

災害による被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧、救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのため、緊急通行車両の調達、その交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開（障害物を除いて、運行・航行できるようにすること）等を迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路の整備、道路啓開資機材、車両、船舶等の調達体制の整備が重要となる。

第1 緊急輸送道路の選定・整備

実施担当

総務部、都市建設部、高萩工事事務所、常陸河川国道事務所、東日本高速道路(株)、高萩警察署、県建設業協会高萩支部

1 緊急輸送道路の指定

市は、県が指定する緊急輸送道路の指定状況を踏まえ、次の機能を確保するための道路を緊急輸送道路として選定する。

- ① 各災害対策拠点（災害対策本部、避難所、物資配送拠点、医療救護所、ヘリポート等）の緊急輸送ネットワークを確保するための道路（耐震・崩壊・落石等の対策、代替路線の確保等）
- ② 地区の孤立化を防止するための道路（耐震・崩壊・落石対策等）

2 緊急輸送道路の資機材等の整備

各道路管理者と警察は、県建設業協会高萩支部等と連携して、災害時の道路確保の実施方法を具体化し、道路の啓開、通行制限、交通規制等に必要な資機材の整備に努める。

3 緊急輸送道路における無電柱化の促進

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図るものとする。

第2 ヘリポート、港湾の指定・整備

実施担当

総務部、日立港区事務所

1 臨時ヘリポートの指定・整備

市は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを関係機関と協議の上、指定するとともに、これらの場所が災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対し周知徹底を図るなど所要の措置を講じる。

また、緊急輸送道路や防災拠点（災害対策本部、避難所、物資配送拠点、救護所等）の指定状況を踏まえ、次の機能を確保するための空地を臨時ヘリポートに指定するとともに、臨時ヘリポートの開設・運営方法を具体化し、必要な資機材の整備に努める。

- ① 陸上輸送が困難な区間を補完するためのヘリポート等（孤立地区等）
- ② 迅速な輸送を要する区間（後方医療機関への搬送等）

2 拠点港湾の検討

県は、平潟漁港、大津漁港について、災害時の水上輸送拠点としての機能について検討し、必要な整備に努める。

第3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備

実施担当	総務部、防災関係機関
------	------------

市及び各防災関係機関は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両をあらかじめ指定し、その旨を指定車両に表示する災害時用ステッカーを備えておく。また、災害時の車両の運用体制を整備する。

その他、緊急輸送能力を確保するため、運送関係団体等との協定等により、車両、ヘリコプター、船舶等及びそれらの従事者の確保体制を整備する。

第2節 消火活動、救助・救急活動への備え

災害による延焼火災を防止、軽減するため、消防力の充実強化のほか、消防応援の具体化を図る。また、消防機関の対応力を超える事態が発生した場合に備え、応援体制の強化や地域防災力の向上を図る。

第1 出火予防

実施担当	消防部、プロパンガス事業者、化学薬品保管事業所等
------	--------------------------

1 一般火気器具からの出火の予防

(1) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市は住民に対し、地震を感じたら火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物をおかないことなどを普及啓発する。

(2) 電気器具からの出火の予防

市は住民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで電気器具のプラグを抜き、避難等で長期に自宅を離れる場合は、ブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

(3) マイコン式ガスメーターの普及

プロパンガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有するマイコン式ガスメーターの普及を行う。

2 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行う。また、市はその旨を周知、指導する。

第2 消防力の強化

実施担当	消防部、消防団
------	---------

市は、火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するため、「消防施設整備計画」に基づき、消防力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配備を行う。

1 消防本部の広域再編の推進

大規模災害時の対応を迅速かつ効率よく実施するため、県が推進する県下の消防本部の広域再編の推進に協力する。

2 署所の適正配置

署所の配置について、地理的にバランスのとれた、かつ効率的な適正配置を図る。

3 消防水利の確保

防火水槽の設置及び耐震化を促進するほか、ビル保有水の活用、河川・ため池の利用、プールの利用など水利の多様化を図るとともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

4 消防車両・資機材の充実

通常消防力の強化に加え、災害時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。

また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

5 消防団の育成・強化

災害時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、処遇の改善、団員の教育訓練、青年層・女性層を始めとした入団促進等を総合的に推進するとともに、災害時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

6 広域応援体制の整備

(1) 広域消防応援

大規模災害時の相互応援に備え、広域消防応援協定の締結を推進するほか、他の消防本部との合同訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。

また、応援する立場、応援を受入れる立場のそれぞれの対応計画を具体化し、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確にしておく。

(2) 緊急消防援助隊の編成

県が行う、緊急消防援助隊の編成に協力する。

第3 救助力の強化

実施担当	消防部、都市建設部、消防団
------	---------------

1 救助活動体制の強化

消防本部は、災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、特別救助隊の編成を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

市は、建設業者等への建設用機械・器具及び作業員の派遣要請、受入体制について整

備する。

2 救助隊員に対する教育訓練の実施

消防本部は、大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

第4 救急力の強化

実施担当	消防部
------	-----

1 救急活動体制の強化

災害によって大量に発生することが予想される傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送体制を確立するため、次の事業を推進する。

- ① 救急救命士の計画的な養成
- ② 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ③ 救急隊員の専任化の促進
- ④ 救急教育の早急かつ計画的な実施
- ⑤ 管内の医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）
- ⑥ 住民に対する応急手当の普及啓発

2 防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備や関係機関との連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

3 集団救急事故対策

集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

第5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

実施担当	消防部、自主防災組織、住民、事業所
------	-------------------

1 初期消火力の向上

自主防災組織は、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

2 救出・応急手当能力の向上

(1) 救出资機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに有効なジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出资機材について、備蓄や地域建築業者等からの調達体制を整備する。また、県、市はこうした地域の取組みを支援する。

(2) 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言に当たるとともに、訓練上の安全の確保について十分配慮する。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

第3節 医療救護活動への備え

災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。

これらの医療救護需要に対して迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市、県及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

第1 医療救護施設の確保

実施担当	市民福祉部、各病院
------	-----------

1 医療救護施設の耐震性の確保

市は、医療救護所予定施設である市民病院、市役所、学校等について計画的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震・免震改修を行う。

2 医薬品等の備蓄

市は、医療救護所予定施設へ、災害用医薬品セットや防災無線機等の配備を促進する。医薬品セット内容については、医師会の協力を得て選定する。

また、災害時の輸血用血液製剤等の確保について、県や茨城県赤十字血液センターとの連携体制を整備する。

3 医療機関間情報網の整備

各病院は、電力・通信が寸断された場合でもEMIS（広域災害救急医療情報システム）が入力できるよう、データ通信が可能な通信機器（衛星電話等）の整備促進に努める。

第2 後方医療等の充実

実施担当	市民福祉部、各病院
------	-----------

1 災害拠点病院

県は、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院として、基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院を指定しており、災害拠点病院としては次の支援機能を有することとしている。

表一 近隣の災害拠点病院

区分	医療圏	医療機関名
基幹	全県	水戸赤十字病院
		独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
地域	日立	株式会社日立製作所日立総合病院

表一災害拠点病院が有する支援機能

- 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能
- 被災地からの重症傷病者の受入れ
- 傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応
- DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣
- DMAT等の受入れ
- 地域の医療機関への応急用資器材の貸出
- 研修機能（基幹災害拠点病院のみ）

2 災害派遣医療チーム（DMAT）指定医療機関の指定

県は、地震等による大規模な災害の急性期（おおむね 48 時間）における被災地で救助・治療を行うDMATを派遣するDMAT指定医療機関を指定し、大規模災害への対応を図ることとしており、本市近傍では、株式会社日立製作所日立総合病院（日立市）が指定されている。

3 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備

県は、地震等による大規模な災害の被災地で被災者への心のケア活動等を行うDPATの体制整備に努めるとしており、県内では、茨城県立こころの医療センター、筑波大学附属病院、一般社団法人茨城県精神科病院協会が登録されている。

4 ライフラインの確保

各病院は、ライフラインが寸断された場合にも診療能力を維持するため、次の対策を推進する。

（1）自家発電装置の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合でも、診療能力を維持するため、3日分程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備を図ること。

市は県と連携し、病院における自家発電装置の整備及び燃料補助タンクの増設を促進する。

（2）災害用井戸等の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、病院においては、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽（貯水槽）の耐震性の強化等により、貯水されている水の漏えい防止対策を図るとともに、容量拡充を図る。

市は県と連携し、病院に対して災害用井戸の整備あるいは受水槽の耐震化等を促進する。

5 後方医療機能の充実

市は、市民病院について、災害拠点病院に準じる機能整備を促進するほか、市外の病院の受入協力体制を確保し、災害時の後方医療機能を向上させる。

- ① 救急診療に必要な診療棟の耐震構造の整備
- ② 患者の多発時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の収納スペースの整備
- ③ 電気等のライフラインの維持機能の整備
- ④ ヘリポートなどの施設整備及び救命医療を行うために必要な診療設備の整備

- ⑤ 医療情報システム端末の設置
- ⑥ 携行用の応急医療資器材等の整備
- ⑦ 手術に要する酸素ボンベ等を災害時にも円滑に確保できる体制の整備

6 病院防災マニュアルの作成

各病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、医薬品、食料・水・物資・燃料等の備蓄及び確保、病院に患者を受入れる場合の対応策等について留意した病院防災マニュアルを作成するとともに、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）の策定に努める。

なお、この内容について定期的に検証し、必要に応じて見直しを図る。

7 防災訓練の実施

各病院は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。

防災訓練の実施に当たっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練実施にも努める。

また、医療関係団体は、病院、県、市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

8 通院中患者の事前把握

各病院は、災害時における通院中及び治療中の患者の対応を確保するため、透析患者数の事前把握等必要な措置を講じる。

9 医療関係団体との協力体制の強化

市及び県は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。

医療関係団体は、県及び市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

さらに、協議会の設置又は会議等を通じ、平時より相互の連携を図る。

10 災害医療に係る制度等の概要整理

市は、災害医療を実施するための制度等の概要整理に努める。

- ① トリアージ技術
- ② DMA Tの活用
- ③ DPATの活用
- ④ 災害医療コーディネーターの活用
- ⑤ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の活用

第4節 被災者支援のための備え

ライフラインの被害や流通機構の障害等により、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限された場合に備え、備蓄並びに調達体制の整備を図る。

地震被害想定等を参考に備蓄量を設定し、分散配置するとともに、住民と行政が分担して備蓄することが重要である。

電気、水道、ガス等のライフラインの供給停止、災害発生時期、要配慮者等を考慮して、調理不要の食料、暑さ・寒さ対策、トイレ対策、介助器具等の配備を検討する必要がある。

第1 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

実施担当	総務部
------	-----

1 指定緊急避難場所の指定

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努め、あわせて住民等に対し周知徹底を図る。

指定緊急避難場所については、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設、又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、市は、必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を周辺市町村に設けるとともに、防災マップ等に記載し、住民への周知徹底を図る。

なお、避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

2 指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るとともに、「北茨城市避難所運営マニュアル」を活用し、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定し、設置場所としては、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校等、体育館、公民館等の公共建築物とする。

また、学校等を指定避難所として指定する場合には、学校等が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用や民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

3 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

市は、指定避難所について、昭和56年度以前に建築された建物を重点に、耐震診断及び必要に応じて耐震改修を促進する。なお、大規模な地震が発生した場合には、指定している避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定する。

4 避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等の設備整備に努める。

また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

表一 避難所の備蓄物資及び設備

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む。）○ 生活必需品○ ラジオ、テレビ○ 通信機材（衛星携帯電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、市防災行政無線を含む。）○ 放送設備○ 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む。）○ 炊き出しに必要な機材及び燃料○ 給水用機材○ 救護所及び医療資機材（常備薬含む。）○ 物資の集積所（備蓄倉庫等）○ 仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ○ 工具類 |
|---|

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行う。

5 避難所の運営体制の整備

市は、住民等に対し、市避難所運営マニュアルの周知、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。その際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市及び各避難所の運営者は避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第2 食料、生活必需品の供給体制の整備

実施担当	総務部、環境産業部
------	-----------

1 市の備え

市は、想定される避難人口（7,000人）のおおむね3日分を目標として食料等の備蓄に

努める。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努め、必要に応じ、備蓄倉庫を整備する。

備蓄の確保に当たっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努めるほか、大規模災害により流通備蓄が機能しないことも想定して十分な量の公的備蓄の確保に努める。

また、市において十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図る。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策、感染症対策等を考慮する。

2 住民及び地域、事業所等の備え

(1) 住民及び地域

住民及び地域では、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、公的備蓄及び流通在庫備蓄に掲げる品目等、必要な物資を最低3日間、推奨1週間分備蓄するとともに、災害時に非常持出ができるよう努める。

(2) 事業所等

災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことができるよう、食料等必要な物資をおおむね3日分備蓄するよう努める。

第3 応急給水・応急復旧体制の整備

実施担当	水道部、総務部
------	---------

1 行動指針の作成

市は、次の事項を踏まえた応急給水・応急復旧の行動指針の策定、見直しを行い、職員に周知徹底する。また、水道施設の耐震化を進める。

表一 行動指針で定めるべき事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の凶面の保管場所（同一凶面の複数の場所への保管場所を含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等 ② 県及び他の都道府県域から支援者、厚生労働省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順 ③ 外部の支援者に期待する役割とその受入体制 <ul style="list-style-type: none"> ・集結場所、駐車場所、居留場所 ・職員と支援者の役割分担と連絡手段 ④ 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底 ・地震規模に応じた断水時期のめど ・住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法 ⑤ 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・指揮命令系統の整った支援班の編成 ・自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行 |
|---|

2 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

市は、施設の早期復旧、速やかな応急給水活動に備え、応急給水資機材の備蓄、更新及び調達体制の整備を行う。

3 検査体制の整備

市は、井戸、プール、河川など比較的汚染の少ない水源の浄水処理した水について、飲用の適否を平常時から調査しておくとともに、災害時の検査体制を整備しておく。

第4 罹災証明書の交付体制の整備

実施担当	総務部
------	-----

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努める。

市は、県と協力して、被災者生活再建支援システムを構築・運用するとともに、県が実施する、市町村の各担当者向けのシステム操作研修や建物被害認定調査、被災者台帳を活用した被災者支援等に係る研修機会に積極的に参加し、罹災証明書の迅速な交付と適切な被災者支援体制の構築を図る。

第5節 災害時における要配慮者の安全確保のための備え

近年の災害では、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人などの犠牲が多くなっている。

このため、市及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から要配慮者を支援する体制を整備するように努める。

また、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口にある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置など要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進する。

第1 要配慮者の範囲

災害時において、避難行動や避難生活で配慮を要する者を要配慮者と定義する。

また、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者と定義する。

第2 在宅要配慮者の救護体制の確保

実施担当	市民福祉部、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、北茨城市社会福祉協議会、介護サービス事業者
------	--

1 避難行動要支援者の状況把握

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、総務部と市民福祉部との連携の下、介護サービス事業者や民生委員・児童委

員活動及び見守り活動等の実施により避難行動要支援者に係る情報（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載又は記録するものとする。なお、以前から存在する「北茨城市避難支援プラン全体計画（平成22年）」に基づく「北茨城市災害時要援護者登録申請書 兼 避難支援プラン（個別避難計画）」による災害時要援護者名簿は、災害対策基本法による「避難行動要支援者名簿」とみなす。

表一 避難行動要支援者名簿の重要事項

項目	内容
避難支援等関係者	① 家族・近親者 ② 市の関係部署 ③ 消防本部 ④ 民生委員・児童委員 ⑤ 避難支援者 ⑥ 自治会等
避難行動要支援者名簿に掲載する者	① 65歳以上の一人暮らし高齢者 ② 介護保険における要介護度3以上の認定者で在宅生活者 ③ 身体障がい者（総合等級3級までの認定者） ④ 知的障がい者（認定者全員） ⑤ 65歳以上の高齢者のみの世帯 ⑥ その他援助を必要とするもの
名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする事由 ⑦ その他市長が必要と認める事項
	① 要介護認定情報 ② 各種障害者手帳台帳 ③ 住民基本台帳 ④ 民生委員・児童委員等の各種相談員からの情報 ⑤ 社会福祉協議会など福祉関係団体からの情報
名簿の更新	① 個別避難計画の内容に変更が生じた場合や避難行動要支援者本人等からの変更申請があった場合はその都度速やかに更新 ② そのほかの場合は、避難支援者等の協力を得て更新を行う
名簿情報の提供における情報漏えい防止措置	① 誓約書の提出等による守秘義務の確保 ② 電子情報で保管する場合はパスワードの使用 ③ 紙媒体の場合は施錠可能な保管庫への保管
円滑な避難のための情報伝達の配慮	① 民生委員・児童委員又は自治会等支援団体の代表者を通じ、避難行動要支援者等へ迅速かつ的確に伝達 ② 福祉関係機関・団体のネットワークを活用
避難支援等関係者の安全確保	① 支援者が自分や家族の安全確保を前提として可能な範囲で要支援者を支援する制度であることを普及する。

(2) 名簿情報の管理

市は、避難行動要支援者名簿の情報を個人情報保護に留意して管理し、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(3) 地区防災計画との整合

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障がい者など情報入手が困難な障がい者に対して、FAXなど通信装置の給付や障がい者団体との連携により情報伝達体制の確立に努める。

特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、総務部と市民福祉部との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルを策定するとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、市及び県は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。

3 相互協力体制の整備

市は、避難支援等に携わる関係者として、民生委員・児童委員を中心に、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

特に、市は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、総務部と市民福祉部との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、個別避難計画（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の策定に努める。

また、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、北茨城市個人情報保護条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を避難支援等に携わる関係者に提供するものとする。

4 防災知識の普及啓発、防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織等）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及啓発を図る。

5 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障がいの種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいため、市は、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備するよう努める。

その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすい設備が整備

されているもの等を指定する。

第3 社会福祉施設等の安全体制の確保

実施担当	社会福祉施設等の管理者、市民福祉部、県
------	---------------------

1 防災組織体制の整備

施設等管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等を整備するとともに、地震防災応急計画を作成する。

また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

市及び県は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、また、地震防災応急計画作成についての指導・助言を行い、施設入所者等の安全を図る。

2 緊急応援連絡体制の整備

施設等管理者は、非常用通報装置の設置など災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携など施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市及び県は、福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携の確保について必要な助言を行う。

3 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設等管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努める。

また、市及び県は、公立社会福祉施設に入所する要配慮者の安全を確保するため、計画的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強工事を行う。

4 防災資機材の整備、食料等の備蓄

施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

県及び市は、要配慮者の避難所ともなる社会福祉施設等に対して防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

5 防災教育、防災訓練の実施

施設等管理者は、施設職員等に対して防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

市及び県は、施設等管理者に対して防災知識及び意識の普及啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

6 避難確保計画の策定等

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害が発生するおそれのある場合の避

難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第4 要配慮者の避難所等における支援体制の確保

実施担当	市民福祉部、総務部
------	-----------

市及び県は、避難所等で福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）が災害発生時に迅速な派遣及び受入れが可能となるよう、DWA Tに参加する福祉専門職、避難所運営の関係者に対する研修を推進する。

第5 外国人に対する防災体制の充実

実施担当	市民福祉部、総務部、北茨城市国際交流協会、県、市長公室
------	-----------------------------

1 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

2 外国人を含めた防災訓練の実施

市及び県は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

3 防災知識の普及啓発

市及び県は、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行うほか、インターネット通信等を利用して、防災知識の普及啓発に努める。

4 災害時マニュアルの携行促進

市及び県は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

5 外国人が安心して生活できる環境の整備

(1) 外国人相談体制の充実

市及び県、県国際交流協会は、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

(2) 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、市及び県は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

(3) 外国人への行政情報の提供

市及び県は、生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

(4) 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、市国際交流協会及び県と連携して、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会を提供し、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

(5) 語学ボランティアの支援

市及び県は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。

県国際交流協会は、災害発生時における語学ボランティアの受入れ・活用を円滑に行うため、「サポーターバンク」としての機能を備えておくこととなっている。

第6節 燃料不足への備え

災害の発生に伴い、燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、茨城県石油業協同組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両をあらかじめ指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備するとともに、燃料備蓄倉庫（自家用給油所）等を整備し、住民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

実施担当	総務部
------	-----

1 燃料の調達、供給体制の整備

災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、茨城県石油業協同組合と必要な協定等を締結する等、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定する。

2 重要施設・災害応急対策車両等の備え

(1) 災害応急対策車両の指定

災害応急対策や医療の提供を行うため、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両をあらかじめ指定する。また、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成して備える。

(2) 重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務

災害発生時においても、その機能を維持する必要がある重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行う。

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された車両等に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

4 平常時の心構え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行うとともに、住民及び事業者等においても自助努力に努める。

第7節 災害廃棄物処理体制の整備

大規模な災害時には、建物や上下水道等の被災により、大量のガレキ処理、仮設トイレの設置・管理、し尿の収集・処理が必要となるため、廃棄物処理施設の災害予防対策を進めるとともに、被害想定等を考慮した災害廃棄物処理体制の整備を進める必要がある。

大規模地震の場合には、市の年間処理量を上回る災害廃棄物が発生する可能性があるため、仮置場や広域処理体制を確保しておく必要がある。

第1 廃棄物処理施設等の災害予防対策

実施担当	環境産業部
------	-------

災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、次の災害予防対策に努める。

- ① 処理施設等の点検、耐震化、不燃堅牢化等
- ② 処理施設の非常用自家発電設備等の整備及び断水時に機器等の冷却水等に利用するための地下水及び河川水の確保

第2 災害時の廃棄物処理計画

実施担当	環境産業部
------	-------

災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、大規模な災害を想定した「北茨城市災害廃棄物処理計画」の周知を図る。

また、状況の変化に対応し検討を加え、必要があると認めた場合は修正を行う。

第4章 防災教育・訓練

第1節 防災教育

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが日頃から地震災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」、個人々の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災のための社会をつくる必要がある。このため、市は、県及び防災関係機関と連携し、防災教育活動を推進する。

第1 一般住民向けの防災教育

市、県及び防災関係機関は、住民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守る行動が確保されるとともに、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努めることができるよう、自主防災思想の普及、徹底を図る。

実施担当	総務部、消防部、県、防災関係機関
------	------------------

1 普及すべき防災知識の内容

市、県及び防災関係機関は、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、災害による人的被害を低減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、住民に対し、ハザードマップや災害時のシミュレーション結果等を示しながら、警報等や避難情報の意味を説明するほか、以下の内容について普及啓発を図る。

(1) 「自助」「共助」の推進

- ① 最低3日、推奨1週間分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄
非常持出袋の定期的な点検、玄関や寝室への配置などについても推進する。
また、自動車へのこまめな満タン給油を行うよう推進する。
- ② 家具・ブロック塀等の転倒防止対策
寝室等における家具の配置などについても、見直しを推進する。
- ③ 避難行動をあらかじめ認識するための取組み
地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。
- ④ 災害時の家族内の連絡体制の確保
発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキングシステム等の利用及び複数の手段の確保を促進する。
また、災害時の家庭内の連絡体制等（避難方法や避難ルールの取り決め等）について、あらかじめ決めておく。
- ⑤ 地域で実施する防災訓練への積極的参加
初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。

- ⑥ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及啓発を図る。
- ⑦ 「茨城県地震被害想定」に係る被害状況等
平成30年12月に公表した「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。
- ⑧ 適切な避難行動
避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準とした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- ⑨ 避難場所・避難経路の確認
平常時において、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等を確認しておくこと。
- ⑩ 被災状況の記録
家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動を促す。
- (2) 地震に関する知識
- ① 地震の発生要因と予測される地震
地震が発生する仕組みとともに、本市で発生が予測される地震について啓発するとともに、気象庁が発表する地震についての情報等についての周知を図る。
- ② 緊急地震速報
地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、水戸地方气象台は、講習会等を利用してその特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料を積極的に配布して、十分な周知を行う。

表一緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

- ③ 地震保険の活用
地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市及び県は、その制度の普及促進に努める。
- ④ 防災関連設備等の準備
- ア 非常用持出袋
- イ 消火器等消火資機材

- ウ 住宅用火災警報器
- エ その他防災関連設備等

(3) 津波に関する知識

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難情報の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

これらについては、市ホームページやX（旧Twitter）、LINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリなどを活用して、住民に対し、避難行動や津波の特性に関する知識の普及啓発、津波災害の危険性等の周知を図るとともに、「防災週間」、「津波防災の日」及び防災関連行事等を通じ、以下の事項について普及啓発を図る。

① 避難行動に関する知識

- ア 沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- イ 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- ウ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと など

② 津波の特性に関する情報

- ア 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- イ 第一波よりも、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- ウ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震が発生する可能性があること など

③ 津波に関する想定・予測の不確実性

- ア 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- イ 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- ウ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
- エ 緊急避難場所・避難所の孤立や緊急避難場所・避難所自体の被災も有り得ること など

④ 警報等発表時や避難情報発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動

- ア 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して直ちに避難すること
- イ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- ウ 標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- エ 海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難すること など

(4) 風水害に関する知識

風水害時の危険性について、本市及び地域の特性を踏まえた危険性の周知に取り組むとともに、家庭での予防・安全対策、警報・注意報発表時にとるべき行動等についての啓発を行う。

① 風水害時の危険性

- ② 家庭での予防・安全対策（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
 - ③ 特別警報、警報、注意報の内容と発表時にとるべき行動
 - ④ 避難場所及び避難所の位置、避難時や避難場所での行動
 - ⑤ 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容と5段階の警戒レベル情報の意味
 - ⑥ 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性
 - ⑦ 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準とした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な行動
 - ⑧ 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄
 - ⑨ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - ⑩ 自主防災組織等の地域での防災活動
 - ⑪ 要配慮者への支援協力
 - ⑫ 帰宅困難者対策
 - ⑬ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
 - ⑭ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ⑮ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - ⑯ その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報
- (5) 避難場所等
- 市は、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路・避難経路に関する事項、その他円滑な避難の確保のために必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。
- (6) 家庭における防災関連設備等の準備
- 災害発生時に、自らの安全を守るとともに、初期の避難生活に備えるため、以下の事項についての周知を行う。
- ① 非常用持出袋の準備
 - ② 最低3日、推奨1週間分の食料・生活物資等の準備
 - ③ 消火器等消火資機材の準備
 - ④ 住宅用火災警報器の設置
 - ⑤ その他防災関連設備等の整備

2 普及啓発手段

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを、以下の普及啓発手段を用いるなどして分かりやすく発信する。

(1) 広報紙、防災マップ（ハザードマップ）等の配布

広報紙、防災マップ（ハザードマップ）等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

特に、市は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

なお、作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解を促進する。

(2) 講習会等の開催

防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(3) その他メディアの活用

- ① テレビ・ラジオ等の番組の活用
- ② ビデオ、フィルムの製作、貸出
- ③ 文字放送の活用
- ④ インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、eラーニング等）の活用
- ⑤ 地震体験車等の教育設備の貸出
- ⑥ 県防災情報メールの活用

3 防災基地の整備

防災センターの代替機能を有し、応急対策活動の拠点施設となる防災基地に防災教育の機能を有する設備の整備に努めるものとし、平常時の恒久的な防災教育の拠点とする。

第2 児童生徒等に対する防災教育

実施担当	教育委員会、県
------	---------

教育委員会は、総務部や県等と連携して、学校教育における防災教育を推進する。

1 児童生徒等に対する防災教育

- ① 学校等においては、各学校で策定した学校安全計画に従って児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。
- ② 地理的要件など地域の実情に応じ、津波、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。津波については、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- ③ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運

営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導やハザードマップの活用及び避難訓練等の主体的な学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。

- ④ 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）による危険を理解するため、避難訓練等を通して必要な知識の習得に努める。

2 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

第3 災害対策要員の防災教育

実施担当	総務部、防災関係機関
------	------------

市及び防災関係機関は、災害対策を担う職員の防災教育を計画的かつ継続的に推進する。

1 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事する全ての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

2 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

また、近年普及しているゲーム感覚の防災研修ツール（クロスロード等）による防災研修や、災害対策に定評のある学識経験者、防災関係機関職員、被災した自治体職員等を講師とする研修会、講演会を開催し、職員の参加を促進する。

3 その他の教育・訓練方法

職員に対し、災害応急対策マニュアルの作成・見直し、インターネット上のeラーニング（防災・危機管理eカレッジ）の受講を促進し、職員の危機管理能力の向上を図る。

第2節 防災訓練

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携の下で災害発生時の対応行動の習熟が図れるよう、地震・津波情報や気象情報等を活用するなど災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1 総合防災訓練への参加

実施担当	各部、防災関係機関、自主防災組織
------	------------------

1 訓練種目

- ① 災害対策本部の設置、運営
- ② 交通規制及び交通整理
- ③ 避難準備及び避難誘導、避難所の設置、運営
- ④ 救出・救助、救護・応急医療
- ⑤ ライフラインの復旧
- ⑥ 各種火災消火
- ⑦ 道路復旧、障害物排除
- ⑧ 緊急物資輸送
- ⑨ 無線による被害情報の収集伝達
- ⑩ 要配慮者の支援（避難所への避難等）
- ⑪ 要配慮者の支援
- ⑫ 応急給水活動

また、訓練に当たっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

2 訓練参加機関

市は、総合防災訓練について、防災関係機関、災害応援協定締結機関、自主防災組織、ボランティア組織及び一般住民（要配慮者も含む。）等の参加を広く呼びかける。

3 防災訓練時の交通規制

警察署は、防災訓練を効果的に実施するため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限する。

4 訓練結果の評価

訓練の実施後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行う。

第2 市防災訓練の実施

実施担当	各部、防災関係機関、自主防災組織、小中学校・保育所（園）・幼稚園・病院及び社会福祉施設等の管理者
------	--

1 避難訓練

(1) 市

避難指示等及び立退き等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり警察、事業所及びその他の関係機関の参加の下、自主防災組織及び住民（要配慮者も含む。）の協力を得て毎年1回以上実施する。

(2) 学校等、保育所（園）、幼稚園、病院及び社会福祉施設等

災害時の児童生徒等、傷病者、身体障がい者及び高齢者等の災害対応力の比較的

低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(3) 学校等と地域が連携した訓練の実施

市は学校等と連携し、児童生徒等を含めた地域住民の参加により、学校等における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

2 非常参集訓練

各防災関係機関は、職員が迅速に非常参集するための訓練を実施するとともに、災害時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

3 通信訓練

市及び県は、災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達について、定期的に訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、茨城地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

4 水防訓練

市は、洪水が予想される時期の前に、重要水防箇所のある地区で水防活動を訓練する。実施に当たっては、関係機関と緊密に連絡する。

5 津波防災訓練

市は、県や海岸及び港湾の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた住民の参加による情報伝達訓練や避難訓練を積極的に実施する。

津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえ、実際に津波が発生した際に住民一人ひとりが自分で自分の身を守るよう、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

また、本市は海水浴場を抱え、多くの海水浴客や観光客が訪れることから、それらの避難を考慮した訓練についても定期的に実施する。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

実施担当	消防部、防災関係機関、事業者（防火管理者）、自主防災組織
------	------------------------------

1 事業所（防火管理者）における訓練

学校等、病院、工場、事務所等、消防法で定める防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施する。

また、地域の一員として、市及び地域の防災組織が行う防災訓練に積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

2 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、消防本部の指導の下、地域の事業所と協調して、年1回以上の組織的な訓練実施に努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・障がい者等避難行

動要支援者の安全確保訓練等を主とする。

自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関係する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

3 一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市、県及び防災関係機関は、防災訓練に際して、広く要配慮者も含めた住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努める。

4 学校等

学校等においては、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的実施する。

校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的実施する。また、地域社会で実施する合同訓練に積極的に参加するよう努める。

特に津波の発生のおそれのある場合又は津波が発生した場合に、迅速に避難行動ができるよう、津波被害のおそれのある地域にある学校等においては、津波の発生を想定した避難訓練を定期的かつ継続的に実施する。また、訓練をより効果的にするため、家庭・地域や関係機関との連携についても考慮する。

第4 事故災害に対する訓練の実施

実施担当	各部、防災関係機関、成田空港事務所、鉄道事業者、危険物等の取扱事業者
------	------------------------------------

大規模な事故等の災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に、応急対応が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な事故災害への対応能力の向上に努める。

想定される事故災害は、以下のとおりである。

- ① 海上における大規模な海難・危険物の大量流出など
- ② 航空機の墜落事故及び空中衝突事故
- ③ 大規模な鉄道事故
- ④ 大規模な道路事故
- ⑤ 危険物などの流出漏えい事故（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物質など）
- ⑥ 大規模火災
- ⑦ 林野火災

第3節 災害に関する調査及び災害教訓の伝承

災害による被害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等、災害事象が広範でかつ複雑である。

このため、災害及び防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、災害対策を総合的、効果的に推進していくものとする。

第1 基礎的調査研究

実施担当	総務部、都市建設部、消防部
------	---------------

市内の自然条件並びに社会条件の把握は、災害に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面で市の地域別データを調査・収集し、データベース化して、情報の利用を図る。

また、地震及び各種災害、防災に関する観測・調査研究を実施している研究機関との連携、観測データ及び研究成果の収集・整理等を行い、総合的な視点から調査研究が行える体制を強化する。

1 自然条件

(1) 地盤及び地質

ボーリング柱状図、表層地質図、河道データ、標高値、地形図など

(2) 水位観測

水位標による観測結果、降水量など

(3) 活断層の状況（活断層の分布、活断層の動態等）

活断層の分布及び活動状況等

(4) 地震観測

気象庁等防災関係機関の設置している地震観測機器による観測結果を活用する。

2 社会条件

(1) ハード面

- ① 建築物の用途、規模、構造等の現況
- ② 道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況
- ③ 危険物施設の現況
- ④ 耐震性貯水槽等消防水利の現況等

(2) ソフト面

- ① 昼夜間人口、避難行動要支援者等の人口分布
- ② 住民の防災意識等

(3) 災害事例

国内外において発生した自然災害等による被害、その後の社会的混乱、復旧・復興対策等過去の災害事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。

第2 防災アセスメントの実施

実施担当	総務部、県、防災関係機関
------	--------------

災害対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、住民の普及啓発のための資料として、市内の危険度評価等を行う防災アセスメントは効果的であり、県、防災関係機関と協力し、実施していく。

その実施は、基礎的調査研究の成果等を十分に活用し行う。

第3 被害想定調査の実施

実施担当	総務部、県、防災関係機関
------	--------------

1 市全域を対象とした被害想定の実施

災害に関する総合的な被害想定調査は、災害対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、県、防災関係機関と協力し、市全域を対象とした想定調査を実施していく。

2 継続的な見直しの実施

被害想定の手法及び結果については、社会状況の変化等に応じるため、必要に応じて見直しを図る。

第4 災害対策に関する調査研究

実施担当	各部、県、防災関係機関
------	-------------

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の災害の実例から明らかである。したがって過去の災害経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法を常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。

災害対策に関する調査研究テーマとしては、以下のようなものが挙げられる。

- ① 災害に強いまちづくりのための調査研究
- ② 被害軽減のための調査研究
- ③ 防災教育・訓練のための調査研究
- ④ 応援・派遣に関する調査研究
- ⑤ 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- ⑥ 被災者生活救援のための調査研究
- ⑦ 応急復旧・事後処理のための調査研究
- ⑧ 災害復興のための調査研究

第5 災害教訓の伝承

実施担当	総務部、自主防災組織
------	------------

1 資料の収集及び公開

市は、国・県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

2 石碑やモニュメントの継承

市は、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

3 伝承の取組み

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第2編 個別事項（災害種別編）

第1章 地震災害対策

第1節 建築物の耐震化・不燃化の推進

市内は、地域によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、地域ごとに建築物の受ける被害の要因や内容が異なってくる。したがって、地域の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した耐震対策を実施していくことが重要となる。

また、地震直後の避難、救護等の応急対策の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化・不燃化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きく、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとし、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

第1 建築物の耐震化の推進

実施担当	都市建設部、総務部、県
------	-------------

1 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

(1) 計画的な耐震化促進

市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）により策定した「北茨城市耐震改修促進計画」に基づき、住宅、民間特定建築物、市有建築物の耐震改修促進を計画的に行う。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成25年11月25日改正）に基づき、不特定多数の者が利用する大規模施設や避難行動要支援者が利用する建物等について、耐震診断の義務化とその結果の公表が義務化されたことを受け、耐震改修促進計画と合わせ、対象建築物の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導を行うとともに、それらの建築物に関しては、データベース等を活用し、耐震改修等の進捗管理に努める。

(2) 耐震診断の促進

市は、耐震改修支援センターのパンフレット活用や、木造住宅耐震診断士の派遣により、耐震診断を促進する。

(3) 広報・相談対応

市は、地震の危険性、建物の耐震性、耐震診断・改修の支援制度等について、様々な広報媒体、報道・放送メディア等を利用して普及させる。

また、相談窓口を設置して、耐震診断・改修の相談、専門家の紹介、情報提供等を行うほか、県と連携してセミナーや講習会を実施する。

(4) 指導

一定規模以上の特定建築物について、必要な耐震診断・改修が実施されていない場合、市は県と連携して所有者に必要な指示を行う（耐震改修促進法第7条第2項）。

2 応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の確立

(1) 判定士の養成

市は、地震等による二次災害を防止するため、県が行う応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成に協力する。

(2) 動員体制の整備

市は、地震災害時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動及び被災宅地危険度判定活動を行うため、判定士の連絡・動員体制の整備を図る。

3 建築物の落下物対策の推進

(1) 一般建築物の落下物防止対策

市は、地震時に建築物の窓ガラス、看板落下物による危険を防止するための次の対策を講ずる。

- ① 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態調査を行う。
- ② 実態調査の結果、落下物の危険のある建築物について、その所有者又は管理者に対して改修を指導する。
- ③ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板灯の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。
- ④ 体育館等の大空間の建築物の所有者又は管理者に対し、天井の落下防止の改修の啓発を行う。

(2) ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊を防止するため、次の対策を行う。

- ① ブロック塀の安全点検、耐震性の確保についての広報紙等による啓発
- ② ブロック塀の造り方、点検・補強方法等のパンフレット配布による知識の普及
- ③ 通学路、避難路及び避難場所等を重点とした市街地内のブロック塀等の倒壊危険箇所の把握
- ④ ブロック塀を設置している住民へ日頃からの点検指導及び危険なブロック塀に対する生垣化等への転換の促進
- ⑤ ブロック塀を新設又は改修する住民への、建築基準法に定める基準の遵守指導

第2 建築物の防火対策の推進

1 建築物の防火の推進

市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火対象物定期点検報告制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

2 防火管理等の推進

市は、防火管理講習を実施するとともに、消防計画の作成、防災訓練、消防設備の点検、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度を推進する。また、消防対象物の用途に応じた計画的な査察等を実施し、消防対象物の状況を把握することで、火災の危険性の低減に努める。

不特定多数の者が出入りする防火対象物においては、火災を防止するため防火対象物定期点検報告制度に基づく防火優良認定証及び防火基準点検済証又は自主点検報告制度に基づく表示を推進する。

第3 建築物の液状化被害予防対策の推進

実施担当	都市建設部
------	-------

市は、地盤の液状化が予想される地域においては、建築物等の災害の発生を未然に防止するため、液状化に関する知識の普及に努めるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。

1 液状化予防対策

- ① 木造建築物については、必要に応じて、地盤が軟弱な区域を指定する。
- ② 小規模建築物（階数が3以下）を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

2 液状化対策工法

地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導するものとする。

- ① 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- ② 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- ③ 基礎杭を用いる。

第4 防災対策拠点施設の耐震性の確保

実施担当	総務部、防災上重要な施設の管理者
------	------------------

1 市及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

市役所庁舎、病院、学校等、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、市耐震改修促進計画に基づき、県が行っている耐震化事業に準じて耐震診断及び耐震補強を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を推進する。

2 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

市は県と連携し、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

第2節 土木施設の耐震化の推進

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命も担っている。このため、施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減策を講じることが重要である。

第1 道路施設の耐震化の推進

実施担当 都市建設部、高萩工事事務所、常陸河川国道事務所、東日本高速道路㈱

1 道路施設の耐震性の向上

- ① 橋梁部について、落橋防止装置の設置、橋脚補強等を実施する。
- ② 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

2 道路ネットワークの確保

- ① 第1次緊急輸送道路については原則4車線で整備する。4車線での整備が困難な第1次緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。
また、第2次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずるものとする。
- ② 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- ③ 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- ④ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

表一 市内緊急輸送道路一覧

路線名	起点側	終点側
第1次緊急輸送道路		
常磐自動車道	市内全区間	
国道6号	市内全区間	
主要地方道22号 北茨城大子線	国道6号交差（磯原町交差点）から	主要地方道北茨城インター線交差（北茨城I.C南交差点）まで
主要地方道69号 北茨城インター線	主要地方道北茨城大子線交差（北茨城IC南交差点）から	常磐自動車道（北茨城IC）まで
第2次緊急輸送道路		
主要地方道10号 日立いわき線	主要地方道北茨城インター線交差（下相田交差点）から	北茨城市県境（福島県）まで
主要地方道27号 塙大津港線	主要地方道日立いわき線交差（富士ヶ丘十字路）から	北茨城市道交差まで
主要地方道69号 北茨城インター線	常磐自動車道（北茨城IC）から	主要地方道日立いわき線交差まで
一般県道111号 高萩塙線 (供用開始から)	主要地方道高萩インター線交差から	一般県道里見南中郷停車場線交差まで
一般県道155号 里根神岡上線	主要地方道塙大津港線交差から	北茨城市道交差まで
一般県道299号 里見南中郷停車場線 (高萩塙線供用開始まで)	北茨城市道交差から	北茨城市道交差まで
一般県道301号 大津港停車場線	北茨城市道5495号交差から	国道6号交差（美術館入口交差点）まで

路線名	起点側	終点側
北茨城市道 0103 号線	主要地方道塙大津港線交差から	北茨城市道 5495 号交差まで
北茨城市道 0113 号線	一般県道里見南中郷停車場線交差から	国道 6 号交差（二ツ島交差点）まで
北茨城市道 0121 号線	一般県道北茨城インター線交差から	北茨城市道 0113 号交差まで
北茨城市道 3440 号線	北茨城市道 0113 号交差から	一般県道里根神岡上線交差まで
北茨城市道 5495 号線	主要地方道塙大津港線交差から	一般県道大津港停車場線交差（大津港駅東交差点）まで
北茨城市道 1742 号線（高萩塙線供用開始まで）	一般県道里見南中郷停車場線交差から	北茨城市境（高萩市）まで
第3次緊急輸送道路		
主要地方道 10 号 日立いわき線	北茨城市道交差から	主要地方道北茨城インター線交差（下相田交差点）まで
一般県道 259 号 平潟港線	平潟港から	国道 6 号交差（平潟港入口交差点）まで
北茨城市道 0109 号線, 3331 号線, 3314 号線	北茨城市道交差から	北茨城市役所まで
北茨城市道 2281 号線	主要地方道日立いわき線交差から	上相田工業団地まで
北茨城市道 3405 号線	要地方道北茨城大子線交差から	JR 磯原駅まで
北茨城市道 4202 号線、4187 号線	国道 6 号交差（大津港入口交差点）から	（大津漁港）臨港道路まで
北茨城市道 5371 号線	一般県道里根神岡上線交差から	北茨城市民病院まで
（大津漁港）臨港道路 V2	（大津漁港）臨港道路末端から	大津漁港まで
（大津漁港）臨港道路 V3	北茨城市道から	大津漁港まで
（平潟漁港）臨港道路 W2	一般県道平潟港線交差から	平潟漁港まで

第2 鉄道施設の地震対策

実施担当	東日本旅客鉄道(株)
-------------	------------

線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋・橋梁・盛土・土留・トンネル等の定期的な検査を行い、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックにより防災強度を把握するとともに、その機能が低下しているものは、補強・取替え等の事業を推進する。

第3 海岸、河川・農業用ため池等の地震対策

実施担当	高萩工事事務所、県北農林事務所、環境産業部、都市建設部
------	-----------------------------

1 海岸、河川、砂防の耐震化の推進

県は、海岸、河川、砂防関連施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討を行い適切な対応策を実施する。

特に浸水等による二次災害の発生が想定される地区における水門、樋管などの河川構造物の改築改良を優先的に行う。

また、テレメーターシステムの更新を図り、水防活動に必要な情報を的確かつ迅速に収集・配信し、出水時には的確かつ迅速に二次的な災害防止に対処できる体制を確立する。

2 農業用ため池

市は、受益者の協力の下に農業用ため池に係る諸元等の整備を行い、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池を防災重点農業用ため池として位置付け、必要に応じ耐震対策を進める。

県は、国庫補助制度を最大限に活用して計画的に耐震対策が実施出来るよう支援を行う。

第4 漁港の耐震化の推進

実施担当	環境産業部、県、日立港区事務所
------	-----------------

市及び県は、大津漁港、平潟漁港について地震・津波による被災を受けにくい構造の検討を進め、漁港機能が麻痺することを軽減し、被災しても漁港機能の復旧に要する期間が短縮できる漁港施設の整備を推進する。

1 漁港における耐震化対策の推進

漁港の主要施設について、地震・津波で被災を受けにくい構造、各漁港の被災の特性を踏まえた耐震化対策を検討し、必要に応じた整備を行う。

2 漁港における液状化対策の推進

漁港の主要施設において、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、被災しても短時間で機能復旧できるような液状化対策を国と協議しながら推進する。

第3節 ライフライン施設の耐震化の推進

電力、電話、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、耐震性を考慮した設計指針等に基づいて施設の耐震性の強化、代替性の確保、系統の多重化等の被害軽減策を講じ、万全を期する。

第1 電力施設の耐震化

実施担当	東京電力パワーグリッド(株)
------	----------------

電力供給施設に係る耐震化については、東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）の防災業務計画によるものとする。

第2 電話施設の耐震化

実施担当	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、楽天モバイル(株)
------	--

電話施設に係る耐震化については、電信電話各事業者の防災業務計画によるものとする。

第3 上水道施設の耐震化

実施担当	水道部
------	-----

水道事業者等（水道事業者及び用水供給事業者をいう。以下同じ。）は、水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進する。

1 配水池・貯水池の緊急補強又は更新

配水池等市街地に存する重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため緊急に補強又は更新を図る。

2 石綿セメント管等老朽管の更新

石綿セメント管等老朽化した管、耐震性に劣る管路について速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。

3 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

4 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を確保するため、非常用発電設備を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。

第4 下水道施設の耐震化

実施担当	都市建設部
------	-------

1 既存施設の耐震化

市は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

(1) 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

(2) 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。

(3) 耐震化の具体例

- ① 可とう性・伸縮性を有する継手の採用
- ② 地盤改良等による液状化対策の実施

2 新設施設の耐震化

市は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

第4節 地盤災害防災対策の推進

地震による被害を防止・軽減するには、その土地の地盤特性に応じた土地利用を行う必要がある。このため、市内の土地の性状を把握し、各種の防災施策に反映させていくことが有効である。

第1 地盤災害危険度の把握

実施担当	総務部、都市建設部
------	-----------

地盤の液状化に関する知識の普及に努めるとともに、建築・土木工事における必要な対策を講ずるよう指導する。また、地盤のゆれやすさ等を調査し、その結果を防災マップ等で公表する。

また、市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

第2 土地利用の適正化の誘導

実施担当	総務部、都市建設部
------	-----------

1 防災まちづくり方針に基づく安全を重視した土地利用の確保

都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、災害危険度を住民等に周知する。

また、災害に脆弱な地区については、土地利用について安全性確保の観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

2 災害危険箇所の周知等

土砂災害等の危険箇所について、ハザードマップの作成・配布等により住民に周知する。

特に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害警戒区域については、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を、土砂災害ハザードマップ等を活用して住民に周知する。

第3 斜面崩壊防止対策の推進

実施担当	都市建設部、総務部
------	-----------

1 防災工事の促進等

市は、土砂災害危険箇所について、県による急傾斜地崩壊危険区域等の指定を推進し、急傾斜地崩壊対策事業等による防災工事を推進する。

市及び県は、土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域について、特定の開発行為や建築物の構造等の規制及び必要に応じて建築物の移転勧告等を行う。

2 斜面判定士の受入体制整備

市は、土砂災害の防止・軽減に貢献する専門家として近年制度化された、砂防ボランティアの派遣要請、受入れ、実施体制を整備する。

第4 造成地災害防止対策の推進

実施担当	総務部、都市建設部
------	-----------

1 開発規制等

市は県と連携して、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の位置、規模等を特定し、その結果を踏まえた宅地の耐震化目標の設定、宅地造成等規制法の改正による造成宅地防災区域の指定等を総合的に推進する。

2 被災宅地応急危険度判定制度の活用

市は、余震等による斜面造成宅地の崩壊による二次災害を防止・軽減するための専門家として近年制度化された、被災宅地危険度判定士の育成に協力するとともに、派遣要請、受入れ、実施体制を整備する。

第5 地盤沈下防止対策の推進

実施担当	都市建設部
------	-------

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

第6 液状化対策の推進

実施担当	都市建設部
------	-------

1 規制

市は、液状化の危険性が高い軟弱地盤について、建築基準法施行令第42条により区域を指定し、液状化による被害の防止、軽減のための措置を指導する。

2 指導

市は、液状化の危険性がある地盤での建築に当たっては、有効な地盤改良や基礎工法とするよう指導する。

3 液状化による被害への備え

市は、被害状況の調査基準等について国及び県との協議を進め、マニュアルの作成、復旧活動上の対策、被災者支援の対策、交通、通信の混乱による救助・救急活動への支障等について研究を行う。

第2章 津波災害対策

第1節 津波に強いまちづくり

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるまちづくりを目指すものとする。

ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

表－津波に強いまちづくりの留意点

<p>2つのレベルの津波の想定</p>	<p>津波災害対策の検討に当たっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
<p>最大クラスの津波に対する対策</p>	<p>最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築などハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせる「多重防御」に地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。</p>
<p>発生頻度が高い津波に対する対策</p>	<p>比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。</p>
<p>生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくり</p>	<p>最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、臨海部の工場、物流拠点、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等（海岸防災林の再生を含む。）の整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。</p>

第1 津波に強いまちの形成

<p>実施担当</p>	<p>総務部、都市建設部</p>
-------------	------------------

市は、県と連携し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

1 津波に強いまちづくりのための施設整備

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所（津波避難ビルを含む。）及び避難路・避難階段など都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の対浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

2 都市計画との連携

津波対策の実効性を高めるためには、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから、関係部局による共同での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

3 津波災害特別警戒区域等の指定

津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害警戒区域^{※1}、津波災害特別警戒区域^{※2}、災害危険区域^{※3}の指定について検討し、必要な措置を講じる。

※1 津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第53条）

津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で知事が指定する区域

※2 津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第72条）

警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域

※3 災害危険区域（建築基準法第39条）

津波災害等による危険の著しい区域を、住居の用に供する建築物の建築の禁止等、建築物の建築に関する災害防止上必要な制限を行うために地方公共団体が定める。

市は、県より津波災害警戒区域に指定された場合、以下の措置を講じる。

- (1) 市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ① 人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ③ 津波避難訓練の実施に関する事項
 - ④ 警戒区域内にあって、利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校等、医療施設の名称及び所在地等
 - ⑤ ①～④に掲げるもののほか、津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (2) 市は、津波災害警戒区域内の施設について、市地域防災計画において、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (3) 市は、津波災害警戒区域内の施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。
- (4) 市地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円

滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第2 海岸保全施設等の整備

実施担当	都市建設部、環境産業部、県北農林事務所、高萩工事事務所
------	-----------------------------

市は、海岸保全施設等については、以下を基本として整備の推進を図る。

- ① 海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備及び適切な管理を実施するとともに、各施設については、地震発生後にも防御機能が十分維持されるよう、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。また、津波等から後背地を防護するため、施設の嵩上げなどの整備を行う。

特に、海岸防災林は飛砂・潮風害の防備に加え、津波の流速を減衰させる防災機能があるため、後背地の土地利用状況や地域の実情を踏まえ、クロマツや広葉樹の植栽により樹林帯を整備するとともに、前面に人工盛土を造成するなど、天然の防潮堤としての再生対策を図る。

- ② 設計の対象を超える津波、高潮の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁等の整備を推進する。
- ③ 津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実・安全に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに、陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう、緊急避難用スロープの設置等、構造上の工夫に努める。
- ④ 海岸保全施設の耐震設計に当たっては、施設の供用期間中に1～2度発生する確率を有する地震動（レベル1地震動）に対し、構造の安定及び天端高を維持することとし、併せて、設計津波（レベル1津波）を引き起こす地震により、津波到達前に施設の機能を損なわいよう、耐震性を確保する。

第3 避難関連施設の整備

実施担当	総務部
------	-----

1 避難施設整備計画の作成

市は、津波による危険が予想される地域について、より高い場所に逃げるとの観点に立ち、津波に対する避難場所（津波避難ビルを含む。）や、避難路・避難階段等の整備に関する計画を作成する。

特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中の高層階や人工構造物を避難場所の対象として計画を作成する。

2 避難場所

市は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

- ① 避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらな

る避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

- ② ①の避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

3 津波避難ビルの整備・指定

市は、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に、建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位を「基準水位」として明らかにし、その水位以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物を指定するように努める。

民間ビル等の津波避難ビルの指定に当たっては、あらかじめビル管理者と管理協定を締結することなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

4 津波避難タワーの整備

市は、津波による被害が想定される地域の中でも、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地理的条件等の理由により、近くの安全な高台等への避難が困難と想定される地域において、緊急的に一時避難をする場所として活用する施設として津波避難タワーを整備する。

5 避難路の確保

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、次に掲げる点に留意し、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

- ① 整備に当たっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるための避難路となるよう配慮する。
- ② 避難路の整備に当たっては、以下のことを十分考慮する。
- ア 地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等
 - イ 避難場所が河川や丘陵沿いにある場合に、大きく迂回する必要があることや、避難路の途中に危険箇所がある場合は災害時の通行に支障となりうること
 - ウ 地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等により避難路等が寸断されないよう耐震化対策の実施

第4 公共施設等の津波対策

実施担当	各部
------	----

1 浸水危険性の低い場所への施設の整備

駅等不特定多数の者が利用する施設、学校等、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設、医療施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、次の対策を講じる。

- ① 建築物の耐浪化
② 非常用電源の設置場所の工夫

③ 情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化

また、市は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校等の津波対策に努めるとともに、行政庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期する。

2 浸水危険性の低い場所への誘導

前項において、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地した場合には、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

第5 ライフラインの耐浪化

実施担当

水道部、都市建設部、東日本電信電話株式会社（茨城支店）等、東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）

上下水道、電気、電話等のライフライン施設は、住民の避難、安否確認や救命・救急活動等の応急対策活動において重要な役割を果たすものであることから、ライフライン関連施設の耐浪化の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を進める。

1 電話施設

電話施設については、ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

2 電力施設

電力施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

3 水道施設

水道施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化等の対策を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

4 下水道施設

下水道施設については、放流施設の下水管から津波が遡上することも想定した対策を図る。

第6 危険物施設等の安全確保

実施担当

消防部、危険物施設の管理者等

市は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

第2節 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることから、住民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市、県、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められることから、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

第1 津波ハザードマップの充実、活用

実施担当	総務部、環境産業部
------	-----------

1 津波ハザードマップの充実及び住民への周知

市は、県が設定する当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップについて常に充実を図り、住民等に対し周知を図る。

また、転入者等に対しても転入手続の際にハザードマップを渡し、内容の説明をするなど、区域内の全ての住民にハザードマップの内容を周知するための配慮をする。

2 津波ハザードマップの活用

津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

3 掲載内容の充実

津波ハザードマップの作成に当たっては、津波・高潮ハザードマップ研究会（事務局：内閣府等）が作成した津波・高潮ハザードマップマニュアルを参考にするなど、浸水予定区域、避難場所、避難経路、予測最大浸水深、予測到達時間、避難時の危険箇所、その他の防災情報等を記載し、高台に避難するということを基本に、住民が自ら考えて安全な場所に避難することができるようなものとなるよう努める。

表－工夫の例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 自分のいる場所からどこに逃げれば良いかを判断できるよう、緊急避難場所や、標高を示す。○ 自分の居住する地域を切り取り、冷蔵庫等に貼り、常に見られるようにする。○ 自分の家族の避難場所、集合場所、名前、連絡先を書き込めるスペースをつくる。○ 安否確認による避難の遅れを避けるため、行先を書き込めるスペースをつくる。○ 津波の際に、自分や家族がどのように行動するかを自ら意識してつくれるようなものを付属させる。○ ハザードマップの浸水想定にとらわれず、とにかく高いところに避難するようなメッセージを記載する。 |
|---|

4 住民とのリスクコミュニケーション

想定を超えた津波が有り得ることなど、津波発生時に刻々と変わる状況に、住民等が自ら考え臨機応変な避難行動を取ることができるよう、ハザードマップの内容の周知と併せて、防災教育や啓発活動などを通じて住民とのリスクコミュニケーションに努める。

5 海水浴客や観光施設利用者など一時滞在者への周知

沿岸部以外の地域から訪れた海水浴、釣り等のレクリエーション客や観光施設の利用者等に対し、津波発生の際の避難経路や避難場所等について、津波ハザードマップの配布、観光施設や宿泊施設への掲示等により周知を図る。

第2 避難誘導標示等による啓発

実施担当	総務部、都市建設部
------	-----------

過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

市は、特に沿岸部での津波避難誘導を強化するため、沿岸部の国道6号線及び主要幹線道路に津波避難に関する誘導標識及び海拔標示を設置し、沿岸部の避難経路の周知と避難の迅速化を図る。

第3節 応急対策、災害復旧への備え

津波からの住民の迅速かつ円滑な避難を実施するため、津波警報等の災害発生直前の情報の住民への伝達や、避難誘導が重要であり、あらかじめ情報伝達体制の確保や避難誘導体制を整備しておくものとする。

第1 津波警報等の住民等への伝達

実施担当	総務部、消防部
------	---------

1 避難情報の伝達体制の確保

市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定める。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

2 伝達手段の多重化、多様化

市は、様々な環境下にある住民や高齢者・障がい者等の要配慮者、一時滞在者等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（同報）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、Lアラート等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

3 住民等への伝達内容の検討

津波警報、避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

防災行政無線等で津波からの避難を呼びかける際には、住民の避難行動を促すよう、緊迫感を持たせるような工夫について、平常時から訓練等で取り組むよう努める。

4 津波地震や遠地地震への対応

市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難情報の発表・発令・伝達体制を整える。

5 安全な津波監視のための対策

市は、住民や関係機関に対する情報伝達に当たり、発災時に職員や消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても情報を収集することができるよう、監視カメラによる監視の実施など、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図る。

第2 住民等の避難誘導體制

実施担当	総務部、市民福祉部
------	-----------

1 津波避難計画の策定及び周知徹底等

市は、具体的な想定や訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

2 徒歩避難の原則及びその周知等

(1) 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

(2) 自動車による避難の検討

各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合を想定し、市は避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で協議するよう努める。

道路基盤の状況によって渋滞が発生し、津波被害に巻き込まれることが考えられることから、自動車による避難については、道路基盤の整備状況を十分考慮する。

3 避難誘導を行う者の安全の確保

消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達まで間がないと考えられる場合は安全な高台等に避難するなど、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルール及び退避の判断基準を定める。

市は、消防団体等の避難誘導・支援者が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備の充実を図るとともに、避難誘導・支援者へ退避を指示するために必要な通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

表一 避難誘導・支援を行う者の安全のための対策の例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 津波注意報・警報等が発表された場合「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」により海岸部分に設置されている防災行政無線を使って伝達する。○ J-ALERTによる自動避難指示放送及び津波防災ステーションによる遠隔操作による水門・陸閘（リクウ・リッコ：増水時に塞いで堤防の役目を果たす施設）の閉鎖。○ 海面状態の防災カメラでの監視。○ 強い揺れを感じたとき、気象台から津波のおそれがない旨の地震情報が通報されるまで、安全な地点で海面を監視する。○ 津波警報発表時には、水門・陸閘の閉鎖より安全確保を優先する。○ 避難誘導に従事した者は、誘導後、津波危険区域から避難することとする。○ 立ち入り禁止区域の設定時は安全な場所での誘導を行う。○ 津波到達予想時刻前に、十分な余裕をもって、必ず安全な場所に移動する。（時間をあらかじめ設定しておく。）○ 救命胴衣及びヘルメットの着用。無線機の携帯等。○ 避難訓練時に職員の安全確保のあり方を周知する。 |
|--|

4 要配慮者の避難誘導

(1) 避難行動要支援者の情報把握、共有等

市は、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

具体的には、避難行動要支援者名簿を整備し、要支援者一人ひとりの避難誘導計画である個別避難計画を作成する等、普段から警察や消防署・消防団・自主防災組織・民生委員・児童委員等との情報共有を図るなどにより、関係機関が連携して避難誘導を実施できる体制の整備を図るよう努める。

また、病院及び社会福祉施設は、津波発生時に備え、入院患者や入所者等の避難手順等を定めた避難誘導計画を策定するとともに、定期的な避難訓練の実施に努める。

(2) 要配慮者の避難後の支援

要配慮者が、避難所等への避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、平常時から受入施設を確保し、必要に応じて福祉施設等への入所や介護職員等を派遣するなど、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

5 海水浴客等の避難誘導

(1) 情報伝達のための対策

海水浴場や港湾等を訪れている一時滞在者や住民に対しては、防災行政無線の屋外スピーカーを設置するなど、津波に関する情報を伝達するための対策を図る。

(2) 津波防災の広報

内陸部等からの一時滞在者に対して、津波に対する知識、津波発生の際の避難方法（避難経路・避難場所）及び津波情報の伝達方法などを、チラシやハザードマップの配布、看板の設置、アナウンス等により広報する。

第3章 風水害対策

第1節 治山計画

第1 治山計画

実施担当	環境産業部、県北農林事務所
------	---------------

1 治山計画

市は、県の森林整備保全事業計画に基づき、山地災害危険地区を重点に、緊急性の高い箇所から計画的に山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を推進する。

これらのうち国庫補助事業の採択基準に該当しない箇所については、県単独事業によりこれを補完し、災害の未然防止を図る。

また、県と連携して地域住民への山地災害危険地区の周知に努める。

2 保安林整備計画

市は、県の地域森林計画により、保安林のきめ細かな配備とともに、保安機能の向上を図るための治山事業等による森林の整備を進める。特に、保安林の指定については、重要水源地、山地災害危険地区及び都市近郊に在る良好な森林の保安林指定を進める。

第2節 治水計画

第1 治水計画

実施担当	総務部、都市建設部、高萩工事事務所
------	-------------------

1 外水氾濫対策

(1) 水位周知河川の指定

県は、洪水予報河川に指定された以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川として指定し、避難判断水位（はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することになっている。

本市においては、花園川及び大北川が指定されている。

(2) 洪水浸水想定区域の指定

県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量により河川がはん濫した場合に、浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定している。

本市においては、花園川及び大北川が指定されている。

(3) 避難体制等の整備

① 市は、浸水想定区域については、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知を図る。

ア 水位情報等の伝達方法

- ・防災行政無線及び防災メールによる広報
- ・広報車による市内広報
- ・消防団による市内巡回
- ・自主防災組織を活用した戸別伝達

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

エ 浸水区域内に社会福祉施設、学校等、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設への洪水予報等の伝達方法

② 市は、上記①の事項について住民に周知させるため、これらの事項のうち避難場所や避難路等必要な事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講ずる。

③ 市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を躊躇なく発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」及び「避難情報の発令に係る基本的考え方（茨城県）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成する。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

④ 市は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、市は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

2 内水氾濫対策

都市建設部は、高萩工事事務所と連携して、台風や集中豪雨等による洪水、浸水被害を軽減するため、河川・水路、下水道の整備を推進する。

第3節 高潮対策

第1 高潮対策

実施担当	都市建設部、環境産業部、高萩工事事務所
------	---------------------

1 高潮対策事業

高潮・波浪・津波による被害を防ぐため、護岸や離岸堤、人工リーフなどの海岸保全施設を整備する。

2 侵食対策事業

侵食による砂浜の消失を防止するため、ヘッドランドの整備や養浜を行う。

3 津波危機管理対策緊急事業

既存の海岸保全施設の防災機能を確保するハード対策や、危険情報の提供などのソフト対策を推進する。

第4節 土砂災害対策

第1 土砂災害防止法に基づく対策

実施担当	都市建設部、総務部、環境産業部
------	-----------------

市は、急傾斜地の崩壊等の発生する危険のある区域における災害予防のため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・見直し

県は、急傾斜地の崩落等が発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生ずると認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を土砂災害警戒区域として指定し、また、県は警戒区域のうち急傾斜地の崩落等が発生した場合には建築物等に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずると認められ、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制を加える区域を土砂災害特別警戒区域として指定を進めており、市域においてはこれらの指定を受けている箇所があるため、対策を推進する。

2 警戒避難体制の整備

① 市は、警戒区域については、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知を図る。

ア 情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項

- ・ 防災行政無線及び防災メールによる広報
- ・ 広報車による市内広報
- ・ 消防団による市内巡回
- ・ 自主防災組織を活用した戸別伝達

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

エ 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校等、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

② 市は、上記アの事項について住民に周知させるため、これらの事項のうち避難場所や避難路等必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布そ

の他必要な措置を講ずる。

- ③ 市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を躊躇なく発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」及び「避難情報の発令に係る基本的考え方（茨城県）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県の協力を得つつ、土砂災害等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成する。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

- ④ 市は、関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、市は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

第2 がけくずれ対策

実施担当	都市建設部、総務部
------	-----------

1 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

市は、がけくずれによる災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、危険予想箇所の地形、立木、擁壁等の状態及びがけくずれが生じた場合の付近に及ぼす影響等の県の実施する調査に協力し、その情報を基に防災パトロールを実施する。

2 急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進

市は、県と協議の上、危険予想箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条の規定により危険区域の指定を行い、がけに対する有害な行為を規制し民生の安定と国土の保全を図ることとなっており、指定の促進を図る。

3 所有者等に対する防災措置の指導

市は、危険箇所調査の結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、管理者、占有者その他関係者に対し、擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう指導する。

第3 地すべり対策

実施担当	都市建設部、総務部、環境産業部
------	-----------------

1 危険箇所の実態調査

市は、地すべりによる災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、県の調査に協力する。

2 地すべり防止区域の指定

市は、危険が切迫している区域について、県が主務大臣に申請する「地すべり等防止法」第3条の規定による地すべり防止区域の指定に協力し、指定区域の防止工事の施工、有害な行為の規制等を図る。

第4 土石流危険渓流対策

実施担当	都市建設部、総務部
------	-----------

1 危険箇所の実態調査

市は、土石流による災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、県の調査に協力する。

2 砂防指定地の指定及び砂防工事の推進

- ① 市は、土石流の発生を助長するような行為を制限するため、県が行う砂防法第2条の規定による「治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」の砂防指定地としての指定に協力する。
- ② 市は、土石流（土砂・流木）に対処するための工事について、特に土石流が発生するおそれの高い渓流、保全対象となる人家又は公共的な施設の多い渓流について重点的に土砂・流木捕捉効果の高い砂防工事を推進するよう、県に求める。

3 土石流危険渓流及び危険区域の周知

市は、県より提供された、土石流危険渓流及び危険区域に関する資料を関係住民に提供する。

第5 造成地災害防止対策の推進

実施担当	都市建設部
------	-------

1 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、巡視等により違法な開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

なお、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

2 災害防止に関する指導基準

- ① 災害危険度の高い区域
地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。
- ② 人工崖面の安全措置
宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

③ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

3 大規模盛土造成地情報の公開

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努める。

第6 土砂災害警戒情報の発表

実施担当	水戸地方气象台、総務部
------	-------------

県と水戸地方气象台は、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市の防災活動や住民の避難行動を支援するため土砂災害警戒情報を発表する。

なお、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表見準が引き下げられることがある。

1 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とする。

2 発表及び解除

① 大雨警報（土砂災害）発表中に、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測雨量等を加味した降雨量が県と水戸地方气象台が監視する見準（危険降雨量）に達したときに発表される。

② 実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が県と水戸地方气象台が監視する見準（土砂災害警戒避難見準雨量）を下回り、かつ短時間で再び見準を超過しないと予想されるときに解除される。

3 伝達方法

市は、県より防災情報ネットワークシステム及びFAXにより伝達された情報を、防災行政無線、市ホームページ、防災メール等を用いて、地域住民に伝達する。

4 土砂災害警戒情報の活用

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令見準を設定するものとする。また、国（国土交通省）の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害警戒判定メッシュ情報（以下「土砂災害に関するメッシュ情報」という。）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

なお、県は、盛土による災害防止に向けた総点検等により危険が確認された盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令見準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第5節 風害対策

竜巻や台風等の暴風による被害を防止するため、建物の補強や農作物、街路樹等の風害防止措置等の対策を講じ、風害の予防措置を講じるものとする。

第1 建造物等の対策

実施担当	都市建設部
------	-------

市は、竜巻や台風等による建物の被害を防止するため、屋根の補強や落下物の防止対策等の措置の指導・啓発を行い、安全を図る。

市及び建築物の所有者は、強風による屋根瓦の脱落、飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第2 農作物等の対策

実施担当	環境産業部
------	-------

市は、JA常陸等と連携し、農作物の風害防止について、適切な指導を行い、被害の軽減に努める。

第3 街路樹等の対策

実施担当	都市建設部
------	-------

市は、街路樹の風害予防措置としては、定期的な剪定を実施することを基本とし、必要に応じて支柱で補強する等の措置を講じる。なお、台風等に備え、適時パトロールを実施し、支柱の見直し、結束の点検等の対策を講じる。

第4章 海上災害対策

海上における船舶事故等の災害による被害を軽減するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じる。

第1節 海上災害対策の推進

第1 流出油防除・回収資機材の整備

実施担当	各部、防災関係機関
-------------	-----------

備蓄する流出油防除、回収資機材の点検・保守を行うとともに、回収油の一時保管先等を検討する。

第5章 危険物等災害対策

危険物等災害の発生を予防するとともに、それが発生した場合の被害の軽減を図るため、関係機関、関係団体及び事業者は、次の対策を講じる。

第1節 危険物等災害の予防対策

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

実施担当	事業者、消防部、高萩警察署
------	---------------

1 保安体制の確立

(1) 事業者（危険物等の貯蔵・取扱いを行う者（以下本章において「事業者」という。））

法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するとともに、災害発生時の対応マニュアルを整備する。

また、災害が生じた場合は、その原因の徹底究明に努め、再発防止に資する。

(2) 県、市

危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるとともに、災害発生時の対応マニュアルを整備する。

危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

(3) 警察、消防

必要に応じて立入検査等を実施し、危険物等保管状態、自主保安体制等の実態を把握する。また、資機材を整備・充実し、災害時における初動措置体制の確立を図る。

2 保安教育

(1) 県、市

事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対する講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

(2) 事業者

従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

第2 防災知識の普及、訓練の実施

実施担当	各部、防災関係機関、事業者
------	---------------

大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関や住民等と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に

実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

また、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民にその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、住民、とりわけ高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

第2節 石油类等危険物施設の予防対策

石油类等危険物（消防法第2条第7項に規定されているもの）施設に関する予防対策は、次のとおりとする。

第1 施設の保全

実施担当	事業者
------	-----

事業者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

第2 石油貯蔵タンクの安全対策

実施担当	消防部、事業者
------	---------

1 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

2 地盤対策

消防本部は、大規模タンク及び一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

また、既設タンクについては、事業所に対して適時、定期的に沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導するとともに万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

3 防災設備の強化

事業者は、耐震、防火上の配慮及び敷地周辺の防護措置の強化を図る。

4 防災管理システムの強化

事業者は、漏えい、流出の感知と警報装置の整備の推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制の確立と教育訓練の徹底を図る。

第3 保安体制の確立

実施担当	消防部、事業者
------	---------

事業者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、隣接する事業所間との自衛消防隊の相互協力体制の強化を図る。

消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

1 保安確保の指導

危険物施設の位置・構造・設備の状況、貯蔵・取扱方法が、関係法令に適合しているか立入検査し、必要に応じて、事業者等に災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 危険物取扱者に対する保安教育

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

3 自主防災体制の確立

消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするとともに、従業員等への保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策

高圧ガス（高圧ガス保安法第2条に規定されるもの）及び火薬類（火薬取締法第2条に規定されるもの）の予防対策は次のとおりとする。

第1 一般高圧ガス（毒性ガスを除く高圧ガス）・火薬類対策

実施担当	消防部、県
------	-------

市は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の保安を確保するため、県が行う次の対策を推進する。

1 高圧ガス等の保安検査、立入検査

火薬類、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、運搬、消費及び取扱い等を規制し、指導を行う。

2 保安団体の活動の推進

関係業種別に保安団体の自主保安活動の積極的な推進を指導する。

3 火薬類搬送時の安全指示

火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のために必要があるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示を行う。

4 地震対策

(1) 高圧ガス設備等

① 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

② 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

③ 事業者間の相互応援体制の整備

地震時に高圧ガス又は液化石油ガスによる災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

④ 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

⑤ LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類

① 製造所への対策

ア 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

② 火薬庫への対策

ア 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

③ 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

第2 毒性ガス対策

実施担当	事業者、消防部、総務部
------	-------------

1 毒性ガス取扱施設に係る事故対策の推進

事業者は、事業所の所在する市等が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施するとともに、次の措置を講じる。

- ① 事業所の立地条件及び施設の配置状況を勘案し、風向計等の設置
- ② 近隣住民の避難に必要な広報手順、ガスマスク等防災用機器の整備
- ③ 市等行政機関と日頃から連携を密にした防災対策の推進

また、関連事業者による有毒ガス事故対策協議会等を結成するなどして、発災時における応急対策の協力体制の整備に努める。

2 被害防止体制の確立等

県は、発災時における迅速な被害防止体制の確立を図るため、毒性ガス取扱事業所に関する必要な情報について、消防本部に提供する。また、毒性ガス施設の事故による被害防止を図るため、隣接県との間で、平常時から毒性ガス施設の分布状況、関係機関の窓口など所要の情報交換を行う。

市は、毒性ガスの漏えいを想定し、住民への広報手段、避難誘導方法、避難場所をあらかじめ定めておく。また、事業者との緊急連絡体制を整備する。

第3 大規模な地階のガス漏れ及び爆発事故予防対策

実施担当	消防部、事業者
------	---------

1 関係機関による「申し合わせ」の作成

市、事業者等関係機関は、緊急時における初動体制、現場における措置等について「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」を作成し、ガス事故防止体制を強化する。

2 保安規程等の提出

事業者は、ガス事業法第24条、第64条及び第97条の規定に基づき経済産業大臣に届け出ることとされている（簡易ガス事業者はこれを準用する。）保安規程の写しを、消防長又は消防署長に提出する。

ガス事業者と液化石油ガス販売事業者は、毎年度導管及び遮断装置に係る図面を消防長又は消防署長に提出する。ただし、既に提出した図面に変更がない場合及び軽易な変更のものについては、この限りではない。

3 防災訓練の実施

ガス事業者と液化石油ガス販売業者及び地階管理者は、関係機関の協力を得てガス防災訓練を毎年1回以上実施する。

4 関係機関の協力の推進

ガス事業者と液化石油ガス販売事業者若しくは保安機関（販売事業者から委託を受けて消費者の点検を行う機関）は、地階の定期点検の実施に当たっては、事前に消防本部

に点検計画を連絡するとともに、消防本部が実施する地階に対する予防査察について協力する。

消防本部及び事業者は、地階を有する施設の関係者に対し、ガス漏れ災害を防止するための指導を協力して行い、日頃からガス漏れ災害時の協力が得られるようにしておく。また、関係機関を構成員とするガス災害対策協議会を設け、所要の連絡調整を図る。

5 市ガス災害対策協議会の設置

市は、ガス災害に関し、関係機関を構成員とするガス災害対策協議会を設け、所要の連絡調整を図る。

※「大規模な地階」とは、消防法施行令別表1(1)から(4)まで、(5)のイ、(6)及び(9)のイに掲げる防火対象物の地階で、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、及び消防法施行令別表1(16)のイに掲げる防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上でかつ同表(1)から(4)まで、(5)の項のイ、(6)又は(9)のイに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものをいう。

第4節 毒劇物取扱施設の予防対策

毒劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

第1 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化

実施担当	総務部、事業者
------	---------

1 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化

市は、県が行う次の対策を推進する。

(1) 登録施設に対する指導

毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務づけられている施設に対しては、その登録申請時等に施設の耐震化等について理解を求めるものとする。また、併せて危害防止規定の整備を指導する。

(2) 登録外施設に対する指導

上記登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒物又は劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。

(3) 毒劇物取扱施設の管理者に対する保安教育

毒劇物取扱施設の管理者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、管理者の資質の向上に努める。

2 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

毒劇物取扱施設の管理者は、次の措置を行う。

(1) 毒物又は劇物による危害を防止するための危害防止規程の整備

- ① 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項
- ② 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項
 - ア 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱いの作業を行う者
 - イ 設備等の点検・保守を行う者
 - ウ 事故時における関係機関への通報を行う者

エ 事故時における応急措置を行う者

③ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

④ ③に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

⑤ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

⑥ ②に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

(2) 防災訓練の実施

上記⑤に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう定期的に防災訓練を実施する。

(3) 設備の耐震化

毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第5節 放射線使用施設等の予防対策

放射線使用施設等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定される放射性物質等を取扱う施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定される核燃料物質の使用施設（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第4号に規定する事業所を除く。）及び放射性物質の運搬（原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者が行う核燃料物質等の事業所外運搬を除く。）に係る予防対策は共通事項に定めるほか、次のとおりとする。

第1 保安体制の強化

実施担当	放射線使用者
------	--------

放射線使用者（放射性物質等を取扱う者）は、漏えいすることによる環境汚染等の被害を防止するため、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

第2 維持管理指導の推進等

実施担当	国、県、県警察本部
------	-----------

国は、放射線使用者に対し、災害時における措置を放射線障害予防規定に定める等、法令に基づき適正に維持管理するよう、指導の徹底を図る。

また、県は、医療法（昭和23年法律205号）第25条第1項に基づく医療監視を行い、放射線使用施設等（医療機関）に対し、医療法施行規則第4章「医療用放射線の防護」の規定を遵守するよう、監視結果に基づき指導するとともに、施設管理者が空間放射線量の増加と空気中あるいは水中での放射能、化学薬品等による人的災害の防止のための措置を講じるよう指導する。

県警察本部は、放射性物質又はそれにより汚染された物を運搬する旨の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について必要な指示をする等により、運搬による災害発生防止を図る。

第6章 大規模火災対策

大規模な火事災害の発生を未然に防止し、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1節 火災に強いまちづくり

第1 火災に強いまちの形成

実施担当	消防部、都市建設部
------	-----------

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

第2 火災に対する建築物の安全化

実施担当	消防部、都市建設部、防火管理者
------	-----------------

1 消防用設備等の整備及び維持管理

市は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

当該施設の防火管理者等は、保守点検の実施及び適正な維持管理を行う。

2 建築物の防火管理体制

市は、防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させる。

防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

3 建築物の安全対策の推進

市は、高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を推進する。

防火管理者等は、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等、火災安全対策の充実を図る。

第7章 林野火災対策

林野火災の発生を未然に防止し、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1節 林野火災に強い地域づくり

第1 林野火災予防対策

実施担当	消防部、県、茨城森林管理署
------	---------------

林野火災発生原因の多くは煙草の不始末等の失火によるものであることから、火災の発生しやすい時期を重点に、森林パトロールや予防広報を実施し、防火思想の普及を図る。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制の整備

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、市及び各防災関係機関は、情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。その際、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

林野火災の出火防止と早期発見には、消防職員や消防団員などによるパトロールが効果的であることから、多発時期における監視パトロールの強化に努める。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡に当たる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図る。

第2 災害応急体制の整備

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じて応急体制のためのマニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させる。

第 3 部 災害応急対策計画

第1編 共通事項

第1章 初動対応

第1節 職員参集・動員

市及び各防災関係機関は、市域に災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。このため、地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

なお、災害発生に伴う円滑な対応を確立するため、別途職員初動マニュアルの整備を行う。

第1 職員の配備体制区分

実施担当	各部
------	----

1 地震・津波発生時

地震が発生したとき、又は地震による被害が発生するおそれがあるときは、職員の安全に十分配慮しつつ、次の配備基準による非常配備体制をとる。

表一 地震時の非常配備基準

区分	配備基準	配備体制	本部
第1 非常 配備	① 市域で震度4を観測したとき ② 市域に津波注意報が発表されたとき 【自動配備】 ③ その他市長又は副市長が必要と認めたとき	小規模の災害に備える体制で、「警戒体制本部員」及び必要な職員を配備する。	災害警戒体制本部
第2 非常 配備	① 市域で震度5弱又は5強を観測したとき 【自動配備】 ② 市域に津波警報が発表されたとき 【自動配備】 ③ その他市長が必要と認めたとき	中規模の災害に対応する体制で、全職員の約半数を配備する。	災害対策本部
第3 非常 配備	① 市域で震度6弱以上を観測したとき 【自動配備】 ② 気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市」として「北茨城市」を発表したとき 【自動配備】 ③ 市域に大津波警報が発表されたとき 【自動配備】 ④ その他市長が必要と認めたとき	大規模な災害に対応する体制で、全職員を配備する。	

(注1) 「警戒体制本部員」は、北茨城市災害警戒体制本部設置要綱による。

(注2) 第3非常配備（全職員配備）の場合でも、状況に応じて通常業務を行う職員を配置することがある。

2 風水害発生時

風水害が発生するおそれがあるときは、次の配備基準による非常配備体制をとる。

表一風水害発生時の非常配備基準

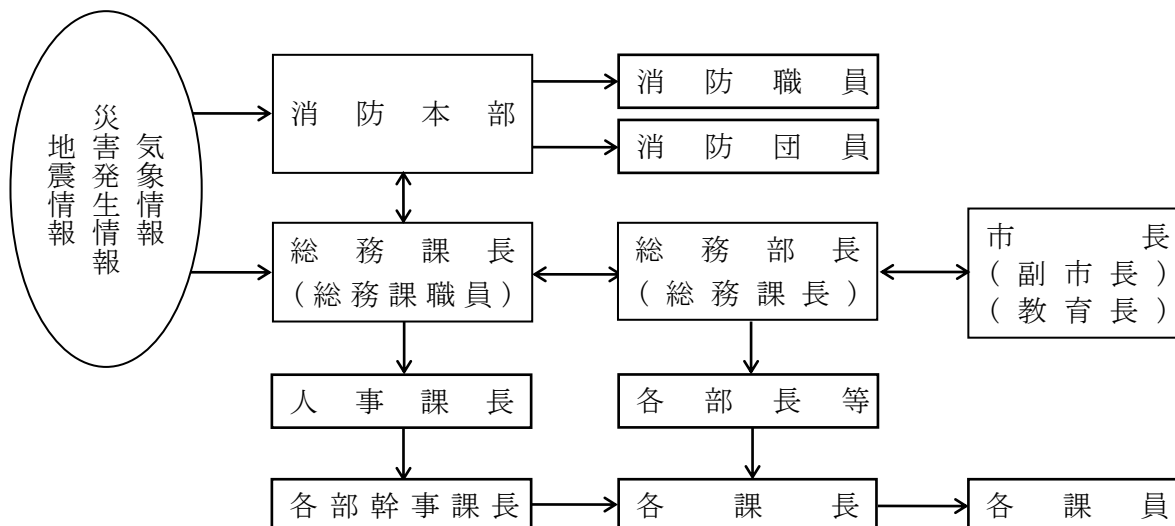
区分	配備基準	配備体制	本部
注意 非常 配備	① 災害発生の前兆があるとき ② 大雨警報、洪水警報、暴風警報が発表されたとき ③ その他市長又は副市長が必要と認めたとき	災害の発生を予測する体制で、総務課、消防本部から必要な職員を配備する。	
第1 非常 配備	① 小規模の被害が予想される時 ② 大雨警報（土砂災害）、洪水警報、高潮警報が発表されたとき ③ 大雨特別警報が隣接市町村に発表され、市長又は副市長が必要と認めたとき ④ キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布〈気象庁HP〉）により、市域内に「警戒（赤色表示）」が表示されたとき ⑤ 高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想される時 ⑥ その他市長又は副市長が必要と認めたとき	小規模の被害に対処する体制で、「警戒体制本部員」及び必要な職員を配備する。	災害警戒 体制本部
第2 非常 配備	① 中規模の被害が予想される時 ② 土砂災害警戒情報が発表されたとき ③ 暴風、高潮、暴風雪、大雪の特別警報のいずれかが市域に発表されたとき ④ キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布〈気象庁HP〉）により、市域内に「危険（紫色表示）」が表示されたとき ⑤ 避難指示の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想される時 ⑥ その他市長が必要と認めたとき	中規模の被害に対処する体制で、全職員の約半数を配備する。	災害対策 本部
第3 非常 配備	① 大規模な被害が予想される時 ② 大雨特別警報が発表されたとき ③ キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布〈気象庁HP〉）により、市域内に「災害切迫（黒色表示）」が表示されたとき ④ 緊急安全確保の発令（警戒レベル5）が検討される災害の発生が予想される時 ⑤ その他市長が必要と認めたとき	大規模な被害に対処する体制で、全職員を配備する。	

(注) 第3非常配備（全職員配備）の場合でも、状況に応じて通常業務を行う職員を配置することがある。

第2 職員の動員・配備

実施担当	各部
------	----

図一 動員情報のながれ



1 配備の決定

地震情報、災害発生情報、気象情報等に関する総務部長の報告に基づき、市長が配備体制のうち必要な体制をとる。市長は災害の状況その他必要があると認めるときは、特定の部又は課に対し種別の異なる非常配備体制を指令することができる。

なお、市長が不在の場合は、副市長、教育長の順に代行する。

2 職員の動員、参集場所等

勤務時間内は、総務部長から各部長に配備態勢を伝達する。出先や外出中の職員等へは、各部長又は所属長が伝達する。

勤務時間外は、総務部長から各部長へ連絡し、各職員へは各部の連絡網により伝達する。

勤務時間外の参集先は、勤務場所とし、勤務場所以外の場所に動員させる場合は、所属長が指示する。

ただし、地震が発生し、第1非常配備から第3非常配備に該当する状況が発生した場合は、該当する職員は部長又は所属長からの連絡がなくても自主的に参集する。また、体感や状況を「気象庁震度階級解説関連表」に照らして震度5弱以上のゆれが発生したと推定できる場合は、震度の発表がない場合でも、推定震度に相当する配備体制をとる。

なお、被害状況等により市長の判断により配備体制をとる場合は、一般加入電話、携帯電話等による動員を行う。

参集場所は通常の勤務場所とするが、次の職員はあらかじめ指定した場所に参集する。

	参集場所	動員の連絡等	備考
警戒体制本部員	本庁舎	一般加入電話 携帯電話	「北茨城市災害警戒体制本部設置要綱」による

3 職員動員の報告

各部署は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、所属部長を通じて人事課長に報告する。

人事課長は所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて市長に報告する。報告の時期は、本部長が特に指示した場合を除いて当日は1時間ごととする。

4 職員の服務

全ての職員は、次の事項を遵守する。

- ① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- ② 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。
- ③ 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- ④ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せずに待機する。
- ⑤ 現場に出動するときは腕章と名札を着用し、自動車には標旗及び標章を使用する。
- ⑥ 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払う。

5 参集時の留意事項

- ① 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は最寄りの市の施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づいて災害対策に従事する。
また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段を持ってその旨を所属の長又は最寄りの施設の責任者へ連絡する。
- ② 緊急に参集する際は作業服又は作業に適する服装を着用し、特に指示があった場合を除いて携帯品は身分証明書、携帯電話、食料、飲料水、ラジオ、懐中電灯とする。
- ③ 参集途上では可能な限り被害状況その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

第2節 災害警戒体制本部・災害対策本部

市及びその他の防災関係機関は、市域において地震災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、市及びその他の防災関係機関は、防災対策の中核機関としてそれぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務を遂行する。

第1 設置基準

実施担当	総務部
------	-----

1 設置基準

災害警戒体制本部、災害対策本部の設置基準は、次のとおりとする。

表一 災害警戒体制本部、災害対策本部の設置基準

	風水害	地震・津波
災害警戒体制本部	第1 非常配備体制をとるとき	
災害対策本部	第2 非常配備体制又は第3 非常配備体制をとるとき	

2 廃止基準

本部の廃止基準は、次のとおりとする。

(1) 災害警戒体制本部

- ① 災害対策本部を設置したとき
- ② 災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと市長又は副市長（本部長）が認めたとき

(2) 災害対策本部

災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと市長（本部長）が認めたとき

3 本部設置・廃止の決定

本部の設置、廃止の決定は、次のとおりとする。

- ① 本部の設置は、市長が決定する。ただし、自動設置の基準が適用される場合は、市長の指示を待たずに事前承諾を受けたものとする。
- ② 部長等は本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長を通じ市長に本部の設置を要請する。
- ③ 総務部長は、他の部長等による要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、市長に本部設置を要請する。
- ④ 市長不在の場合は、①副市長、②教育長の順に、決定を代行する。

4 設置・廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合、総務班は防災情報ネットワークシステム、有線電話その他適当な方法により、各部長、知事、北茨城市防災会議の委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに、住民に広報する。設置の通知の際は、必要に応じて本部連絡員の派遣を要請する。

表一 設置・廃止の通知先

通知及び公表先	通知及び公表の方法
庁内各部各班	庁内放送、携帯電話、メール
一般住民	防災無線、広報車、緊急速報メール、防災メール、市ホームページ、報道機関
県（防災・危機管理課）	有線電話、防災情報ネットワークシステム
県北県民センター	有線電話、防災情報ネットワークシステム
高萩警察署	有線電話、防災情報ネットワークシステム
北茨城市防災会議委員	有線電話、携帯電話
周辺市町村	有線電話、防災情報ネットワークシステム
報道機関	Lアラート、電話、FAX

第2 組織・運営

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

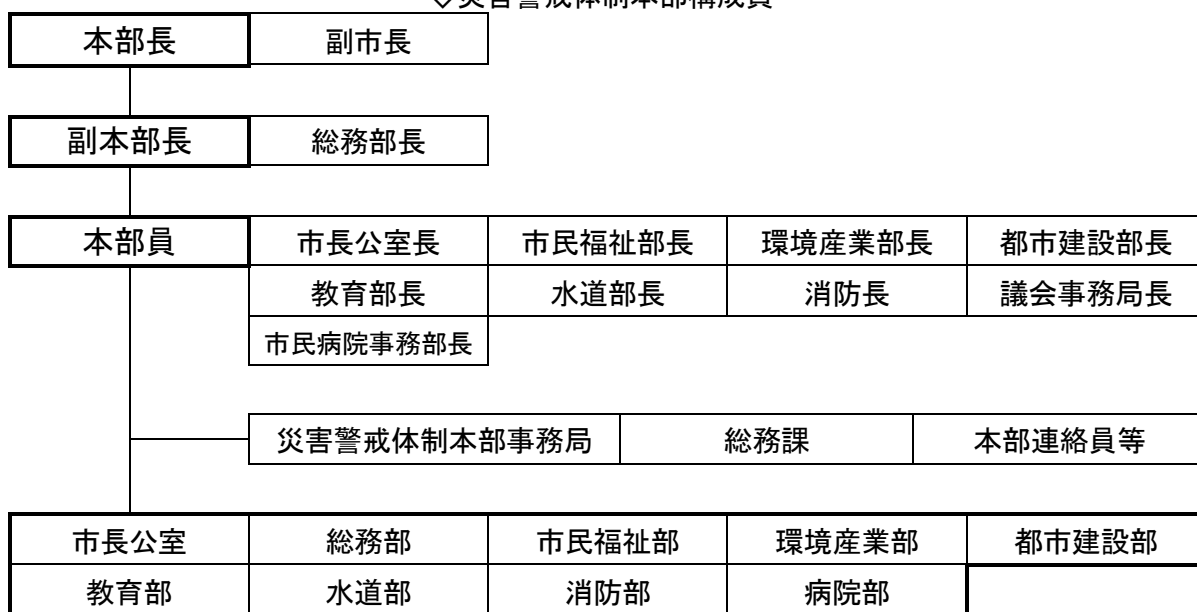
1 本部の設置場所

本部の設置場所は、原則として市役所（防災センター）内とする。
 ただし、庁舎内に設置することが不可能な場合は、消防本部庁舎に設置する。

2 組織

災害警戒体制本部は、北茨城市災害警戒体制本部設置要綱による。
 また、災害対策本部の組織及びその運営は、市災害対策本部条例、同施行規則の定めるところに基づき行う。

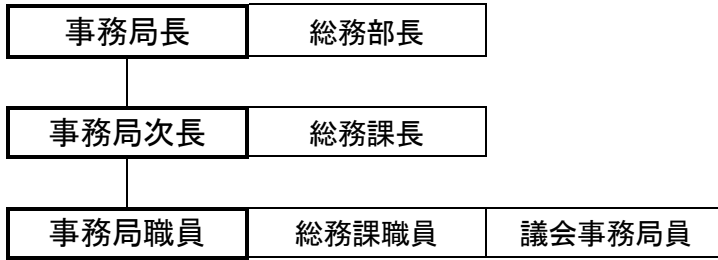
◇災害警戒体制本部構成員



◇災害対策本部構成員



◇災害対策本部事務局構成員



表一北茨城市災害対策本部の組織と所掌業務一覧

部	班	担当課	初動	応急	復旧	所掌業務
市長公室	秘書班	秘書課	●	●	●	○ 本部長の秘書に関すること
				●	●	○ 災害視察等の対応に関すること
	人事班	人事課	●	●	●	○ 職員の動員及び服務に関すること ○ 職員等の給食に関すること ○ 他自治体等の応援職員の受入れに関すること
			●	●		○ 住民からの通報等の受信に関すること
	企画班	企画政策課	●	●	●	○ 各部の情報収集と集約に関すること ○ 庁内情報システムの維持管理に関すること ○ 災害状況の記録に関すること ○ 報道機関との連絡調整に関すること
					●	○ 災害復興計画の策定に関すること
			●	●	●	○ 広報及び広聴に関すること
広報班	まちづくり協働課		●		○ 外国人の支援に関すること	
		●	●	●	○ 地震・気象状況の監視、警報等の受理・伝達に関すること ○ 災害対策（警戒体制）本部の開設、運営に関すること ○ 本部指令の伝達に関すること ○ 防災無線等の応急対策・通信統制に関すること ○ 災害対策の総合調整に関すること ○ 県・他市町村・関係団体等への応援要請に関すること ○ 避難情報の発令に関すること ○ 警戒区域の設定に関すること ○ 自衛隊の災害派遣要請に関すること ○ 車両と燃料の確保、管理に関すること ○ 受援対策に関すること ○ 災害救助法関係事務の総括に関すること ○ 市議会との連絡調整に関すること	
総務部	総務班	総務課 議会事務局	●	●	●	○ 緊急通行車両の確保・届出に関すること
			●	●		

第3部 災害応急対策 第1編 共通事項
 第1章 初動対応 第2節 災害警戒体制本部・災害対策本部

部	班	担当課	初動	応急	復旧	所掌業務
市民福祉部	財務班	財政課 会計課 監査委員 事務局	●	●	●	○ 災害対策関係予算その他財務に関すること
		調査班	税務課 収納課	●	●	●
				●	●	○ 被害家屋認定調査及び罹災証明に関すること
	市民班	市民課	●	●	●	○ 避難誘導・受入れに関すること
				●		○ 安否情報に関すること
				●	●	○ 被災者台帳の作成に関すること
				●	●	○ 災害相談窓口の運営に関すること
	衛生救護班	健康づくり 支援課 保険年金課	●	●	●	○ 医療救護に関すること ○ 医薬品及び衛生資材の確保に関すること
				●	●	○ 避難所の保健衛生・感染症対策に関すること ○ 食品衛生に関すること ○ 防疫に関すること ○ 避難住民の健康相談・栄養指導に関すること
	福祉班	高齢福祉課 社会福祉課 子育て支援課	●	●		○ 要配慮者・避難行動要支援者の支援に関すること ○ 福祉避難所の開設、運営の協力に関すること ○ 社会福祉施設関連の被害調査、応急対策に関すること
			●	●		○ 子育て施設利用者の避難及び安全確保に関すること
			●	●	●	○ 子育て施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること
				●	●	○ 応急保育に関すること ○ 災害ボランティアセンターの開設協力、連絡調整に関すること ○ 被災者生活再建支援金の手続きに関すること ○ 義援金の受付・保管・配分に関すること ○ 災害見舞金及び弔慰金等の支給に関すること
	環境産業部	農水班	農林水産課 農業委員会 事務局	●	●	
				●		○ 食料等の調達の協力に関すること ○ 農林水産関連の被害調査、応急対策に関すること
					●	○ 農林水産関連の復旧対策に関すること
商工班		商工観光課	●	●	●	○ 食品・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関すること
			●	●		○ 観光客に対する応急対策に関すること
				●	●	○ 商工業の被害調査、応急対策に関すること
		●	●	○ 商工業者の復旧支援に関すること		

第3部 災害応急対策 第1編 共通事項
 第1章 初動対応 第2節 災害警戒体制本部・災害対策本部

部	班	担当課	初動	応急	復旧	所掌業務
	環境班	生活環境課	●	●		○ 遺体の安置、埋火葬に関する事
			●	●	●	○ し尿（簡易トイレによる収集・処理を含む。）・災害廃棄物の収集・処理に関する事 ○ し尿処理施設・ごみ処理施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○ 仮設トイレの配置に関する事
				●	●	○ ペット対策に関する事
都市建設部	建設班	建設課 地籍調査課	●	●	●	○ 市道の交通規制、迂回路の設定等に関する事 ○ 道路のパトロール、被害調査、緊急輸送路の確保、応急・復旧対策に関する事 ○ 土砂災害危険箇所の警戒、応急対策に関する事 ○ 水防活動、救出活動の協力に関する事
				●	●	○ 道路等の障害物撤去に関する事
	都市班	都市計画課	●	●		○ 建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事 ○ 用地の利用調整（活動拠点、仮置等）に関する事 ○ 公園、市営住宅等の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○ 被災家屋の修理、障害物除去等に関する事 ○ 仮設住宅等の確保、管理に関する事
	下水班	下水道課	●	●	●	○ 下水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事
教育部	教育班	教育総務課 学校教育課 小中学校 学校給食センター	●	●	●	○ 児童生徒等の避難及び安全確保に関する事 ○ 学校等の避難所の開設と管理に関する事 ○ 学校施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○ 応急教育に関する事 ○ 炊き出しに関する事
				●	●	○ 被災した児童生徒等の調査、学用品の調達に関する事
	学習班	生涯学習課 図書館	●	●	●	○ 社会教育施設利用者の避難及び安全確保に関する事 ○ 体育施設の避難所の開設・管理に関する事 ○ 公民館等の避難所の開設・管理の協力に関する事 ○ 臨時ヘリポート等の開設・管理に関する事 ○ 物資集配拠点の開設・管理に関する事 ○ 救援物資の受け付け・仕分け、避難所等への供給に関する事 ○ 社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事
			●	●		○ 文化財等の被害調査、応急対策に関する事

第3部 災害応急対策 第1編 共通事項
第1章 初動対応 第2節 災害警戒体制本部・災害対策本部

部	班	担当課	初動	応急	復旧	所掌業務
水道部	業務班	業務課	●	●	●	○ 応急給水に関すること
	施設班	施設課	●	●	●	○ 上水道施設、工業用水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること
消防部		消防本部 消防団	●	●	●	○ 消防活動に関すること ○ 水防活動に関すること ○ 避難誘導に関すること ○ 救急・救助に関すること ○ 県防災ヘリコプターの派遣要請に関すること ○ 遺体の捜索に関すること ○ 危険物に関すること ○ 消防団に関すること
				●	●	○ 火災調査に関すること
病院部		市民病院	●	●	●	○ 医療救護に関すること
	各部・各班共通		●	●	●	○ 所属職員の動員配備に関すること ○ 災害対策（警戒体制）本部事務局との連絡調整に関すること ○ 職員・来庁者の救助・搬送に関すること ○ 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること ○ 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること ○ 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること ○ 所掌事務に必要な情報の収集、災害記録に関すること ○ 所掌事務に必要な資機材の調達に関すること ○ 所掌事務に係る機関・団体との連絡調整及び応援に関すること ○ 所管施設の保全及び利用者の安全確保に関すること ○ 所管施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること ○ 所掌事務に係る専門ボランティアとの調整に関すること ○ 他部・他班の応援・協力に関すること ○ その他本部長の命ずる事項に関すること

(注) 担当課の名称に□囲いのある課の課長は、班長となる。

初動、応急、復旧は次の時期を目安とする。

初動：災害の拡大を防止し、被災者を救出する時期で、地震発生後72時間程度。

応急：被災者の救援、避難所生活の解消を図る時期で、初動後1週間～1ヶ月程度。

復旧：生活等を再建する時期で、応急後1ヶ月～1年程度。

3 本部会議

災害に関する情報を分析し災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は随時本部会議を招集する。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長を務める。

なお、本部員に事故ある場合等は、当該部の次席責任者が代理として出席する。

4 本部会議事務局

本部会議の運営を迅速かつ適切に行うため、本部に本部会議事務局を置き、総務班及び各部の本部連絡員より構成する。

防災関係機関は、本部会議への助言、本部との密接な連携・情報交換のため、本部連絡員の派遣に努める。

5 本部の標識等

本部長、副本部長、現地本部長、本部員、副部長、班長、本部連絡員及び班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用するものとする。

総務課長（総務班長）は、速やかに市庁舎正面玄関及びその他の適切な場所に「北茨城市災害対策本部」の標識板等を掲げ、併せて避難所、救護所、総合相談窓口等の設置場所を明示する。

6 現地災害対策本部

本部長は、現場付近で総合的な応急対策の指揮をとる必要があると認めるときは、災害現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）をおく。現地本部長は副本部長又は本部員の中から、現地本部員は本部員又は本部職員の中から、現地本部職員は本部職員の中から、それぞれ本部長がその都度指名する。

7 災害対策本部要員の確保・調整

災害の規模や種類によっては、災害対策本部活動が長期化することも考えられる。また、発災からの時間の経過とともに、災害対策本部の組織においても事務量と人員の調整が必要となることから、人事班が職員の調整を実施する。

8 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための無線機等を携行させるよう配慮するものとする。

9 職員の健康管理

総務部長は、職員の健康管理に必要な基本的な措置を講じるものとし、各班の責任者及び連絡員は、職員の健康、勤務の状態等を常に配慮し、適切な措置をとるものとする。

10 関係者以外の立入り制限

本部室は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

11 国の現地対策本部との連携

国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合は、連携を図り、総合的な災害

応急対策を効果的に実施する。

12 その他必要とする事項

本部長は、現場における救助等について、的確かつ迅速に対処するため必要があると認めるときは、現場指揮所の設置を指示し、指揮者を指名して関係機関等との協力体制を取る。

第2章 災害情報の収集・伝達

第1節 情報連絡体制

災害発生及び災害の発生するおそれのある状況に対し、速やかに応急対策に着手するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握する体制を確立する。

特に、被害が甚大な地域では、無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も発生すると考えられる。その様な場合は関係機関間の協力を密にし、確保できた設備を用いて優先度の高い情報を伝達することが重要である。

第1 指定電話・連絡責任者の指定等

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

1 指定電話

市（各部）及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

2 連絡責任者

市（各部）及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者（正・副各1名ずつ）を定める。連絡責任者は、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

3 通信事務従事者

市（各部）は、それぞれ分掌する事務分野に応じて、必要な情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、その都度通信事務従事者を指名し総務部長に報告する。

通信事務従事者は、連絡責任者の統括の下、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡に従事する。

4 本部連絡員の派遣

(1) 市の各部

市（各部）は、本部長と各部の連絡を強化するため、本部連絡員を本部員会議事務局（責任者：総務部長）に派遣する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関に対して、市災害対策本部との連絡のため、本部連絡員を置くよう要請する。

第2 非常手段の確保

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

市で使用する通信手段は、次のとおりである。

市は、災害発生後、直ちにこれらの機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させるための要員を直ちに現場に配置する。

表一 主な通信手段

①	北茨城市移動系防災行政無線（市役所～車両等）
②	北茨城市同報系防災無線（市役所～消防本部～各屋外拡声子局）
③	消防無線（消防本部～消防署～消防車両等）
④	災害情報共有システム（市～県～他市、消防本部）
⑤	災害時優先電話（市役所～関係機関等）
⑥	携帯電話・衛星携帯電話（各所～各所）

第3 代替通信機能の確保

実施担当	各部、防災関係機関、電気通信事業者
------	-------------------

市専用通信手段が使用不能となった場合は、次の通信手段を利用する。

また、災害時に道路や有線通信網が被災し、孤立集落の発生が予想される花園・小川地区について、衛星電話等の確保に努める。

1 NTTの災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

(1) 災害時優先電話の指定

市は、災害時における迅速な通信連絡を確保するため、あらかじめNTT東日本茨城支店長に対し、電話番号を指定し届け出て、既に災害時優先電話としての承認を受けている。

市内における災害時優先電話の設置状況は、次のとおりである。

(2) 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。

なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

(3) 非常・緊急電報の利用

① 非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込むこととする。（※受付時間 8時～19時まで）

ア 非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。

イ 発信電話番号と機関名称等

ウ 電報のあて先住所と機関名称等

エ 通信文と発信人名

なお、電報が著しく輻輳するときは、受付けを制限する場合がある。

② 非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲

表一非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲

区分	通話の内容	機関等
非常電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記11の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記12の病院相互間
	7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係が

区分	通話の内容	機関等
		ある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。）相互間

2 非常通信の実施

市長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用する。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合、あらかじめ茨城地区非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。また無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、行う。

(1) 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準ずるものとする。

- ① 人命の救助に関するもの
- ② 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- ③ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- ④ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- ⑤ 非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- ⑥ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- ⑦ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ⑧ 遭難者救護に関するもの
- ⑨ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- ⑩ 鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- ⑪ 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、茨城県防災会議及び県災害対策本部、市防災会議及び市災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ⑫ 救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

(2) 非常通信として利用する無線局

- ① 警察事務、消防事務、鉄道事務、電気事業を行う機関の保有する無線
- ② 放送局の保有する無線

- ③ その他県非常無線通信協議会構成員の保有する無線
 - ④ その他の無線（例：流通業者、運輸業者のMCA無線）
- (3) 発信の手続
- 非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報発信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。
- ① あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号
 - ② 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。
 - ③ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のマスをあけない。
 - ④ 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送りたい。」のように）を記入する。
 - ⑤ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

3 他機関の通信設備の利用

市長は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第55～57条）。

また、市長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第79条）。

(1) 使用又は利用できる通信設備

・警察通信設備	・航空通信設備	・電力通信設備
・消防通信設備	・気象通信設備	・自衛隊通信設備
・水防通信設備	・鉄道通信設備	

(2) 事前協議の必要

- ① 市長は、災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。（事前対策）
- ② 災対法第79条に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

(3) 警察通信設備の使用手続

市は、警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合、警察本部との協定に基づき、警察電話使用申込書によって使用申請を行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により行う。

4 放送機能の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を、知事を通じて報道機関に要請する。

5 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防

災相互通信用無線電話を利用する。

6 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、市及び防災機関は使送により通信を確保する。

7 自衛隊の通信支援

市及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、第3部・第1編・第3章・第1節「自衛隊派遣要請の実施・受入体制の確保」に基づき要請手続きを行う。

第4 アマチュア無線の活用

実施担当	総務部、社会福祉協議会
------	-------------

ボランティア窓口でアマチュア無線ボランティアの登録を行い、情報収集等に活用する。また、非常通信協議会の確保するアマチュア無線ボランティアの活用について、連絡調整を行う。

第2節 災害情報の収集・伝達

応急対策を迅速、的確に実施するには、地震、被害、措置等の情報を、迅速に共有する必要がある。このため、被災地から発信できない情報を自ら取りに行き、収集した情報を速やかに処理、共有することによって、被害の全体像を把握する。

なお、情報の収集・伝達に当たっては、可能な限り、地図や写真などの地理空間情報の活用に努める。

第1 地震・津波情報の収集・伝達

実施担当	各部、高萩警察署、大津・平潟漁業協同組合、防災関係機関
------	-----------------------------

地震・津波が発生した場合、応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）、津波警報、被害情報、措置情報等を関係機関相互の連携の下、迅速かつ的確に収集・連絡する。

関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行い、また、概括的な情報も含めて多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

1 地震情報の収集

市（総務班、消防部）は、茨城県震度情報ネットワークシステム、テレビ、ラジオ等で、震度や気象庁の地震情報を確認し、本部長等に報告する。

(1) 地震情報の種類

表一 気象庁の地震情報の種類

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名※（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上(大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載)
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表

※北茨城市は、「茨城県北部」に属する。

(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する情報

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震とは、房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震である。

その中で、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw7.0 以上の地震が発生した場合、気象庁において一定精度の Mw を推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、情報発信の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。

本市は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」及び第9条第1項に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

当該情報が発表された場合には、先発地震発生後1週間の間は、防災対応を呼びかける期間として、国の呼びかけに応じて、県及び市等は住民に対して防災対応についての呼びかけを行う。

表一日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
北海道・三陸沖後発地震注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw7.0 以上の地震が発生した場合 ○ 想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域への影響が評価され、影響を与えるものであると評価された場合

2 大津波警報、津波警報・注意報、津波情報及び津波予報の収集・伝達

県、市、防災関係機関は、気象庁から発せられた大津波警報、津波警報・注意報、津波情報及び津波予報を収集・伝達し、最終的に住民等に伝える。

(1) 大津波警報・津波警報・注意報の収集・伝達

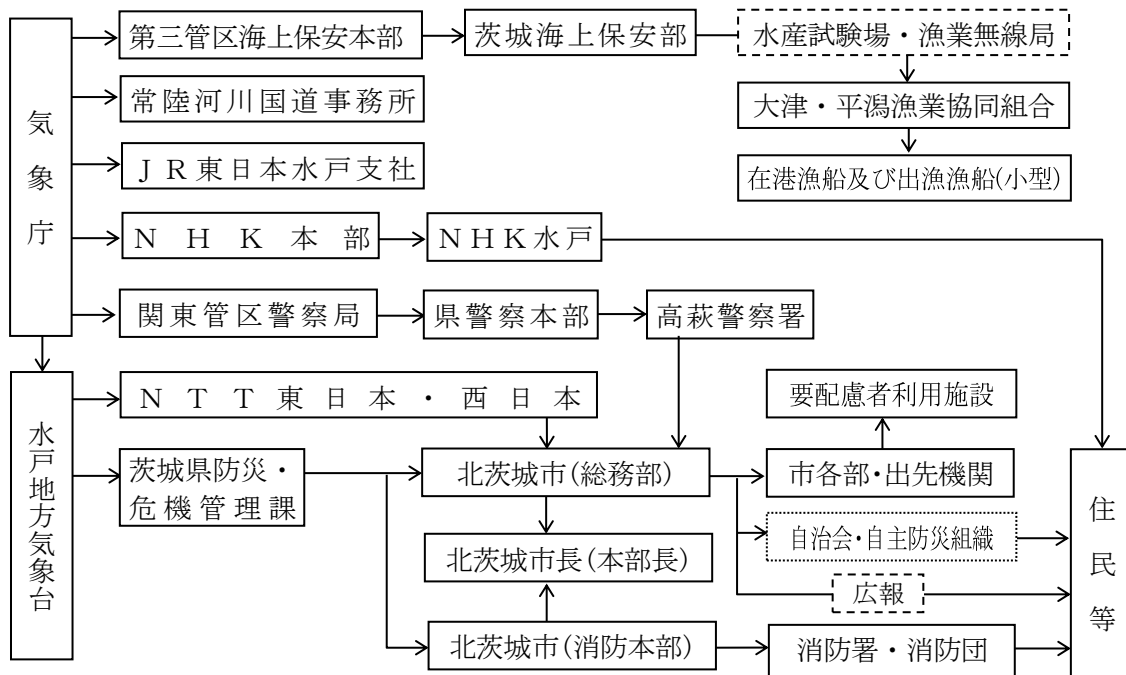
本県沿岸（津波予報区：茨城県）に津波襲来のおそれがある場合は、気象庁より津波警報・注意報が発表されるため、各関係機関は沿岸の住民、船舶等に迅速かつ正確に伝達し、被害の発生を最小限に食い止める。

① 大津波警報・津波警報・注意報の伝達

次の経路により、可能な限り迅速かつ的確に伝達する。

なお、市は、大津波警報の伝達を受けた場合、直ちに住民等に伝達する。

図一 津波警報等の伝達系統図



② 伝達手段

津波警報・注意報の伝達は、防災情報ネットワークシステム、防災行政無線FAXをはじめとする迅速かつ確実な手段を用いて行うとともに、携帯メールやソーシャル・ネットワーキング・サービスなど複数の情報伝達手段を、できる限り活用して行う。

地震による被害の程度によっては通常の情報通信設備が利用できない場合もあり、その場合には代替設備として利用できる情報通信設備を活用する。

③ 発表基準と伝達内容

ア 発表基準

表一 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

予報の種類	発表基準	津波の予想高さの区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 予想高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m < 予想高さ ≤ 10m	10m		
		3m < 予想高さ ≤ 5m	5m		

予報の種類	発表基準	津波の予想高さの区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	1 m < 予想高さ ≤ 3 m	3 m	高い	沿岸部や川沿いにいる人は直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m	1 m	(表記なし)	海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

- a 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積られているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

- b 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

イ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

表一 津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表





④ 住民等への伝達

市は、県、警察署、NTT又はテレビ、ラジオ放送により津波警報等の発表を知ったときは、直ちに海浜にいる者、海岸沿いの住民等に呼びかけ、急いで安全な場所に避難するよう指示する。その際、手段として、サイレンを用いる場合は、その標識は次のとおりとする。なお、標識のみでは、住民・観光客等に正確に伝えることができないため、市防災行政無線、県防災ヘリコプター、広報車、ハンドマイク、メール等を併用するものとし、伝達手順について事前に作成しておくものとする。

＜津波警報・注意報の標識＞

伝達のため使用するサイレン音は次による。(昭和51.11.16気象庁告示第3号)

表一 津波注意報及び津波警報の標識の種類

標識の種類	標識(サイレン音)
大津波警報 標 識	(約3秒)  短声連点 (約2秒)
津波警報 標 識	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報 標 識	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報 及び津波警報 解除標識	(約10秒)  (約1分) (約3秒)

(注) 吹鳴の反復は、適宜とする。

⑤ 市長の判断による措置

近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。したがって、強い揺れを感じたとき、又は、弱い地震であっても長い時

間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は、海面監視等を実施し、自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

⑥ 住民等の対応

強い揺れを感じたとき、又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜にある者、海岸付近の住民等は、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するものとする。

(2) 津波情報の収集

大津波警報、津波警報・注意報が発表されると水戸地方気象台から津波情報が発表され、津波に関する詳細な情報が得られる。関係機関は本情報を必要な機関に伝達する。

① 津波情報の発表

津波警報等が発表された場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等の津波情報が発表される。

② 津波情報の種類と発表内容

表一 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^{※1}
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^{※2}
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

表一最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

表一最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

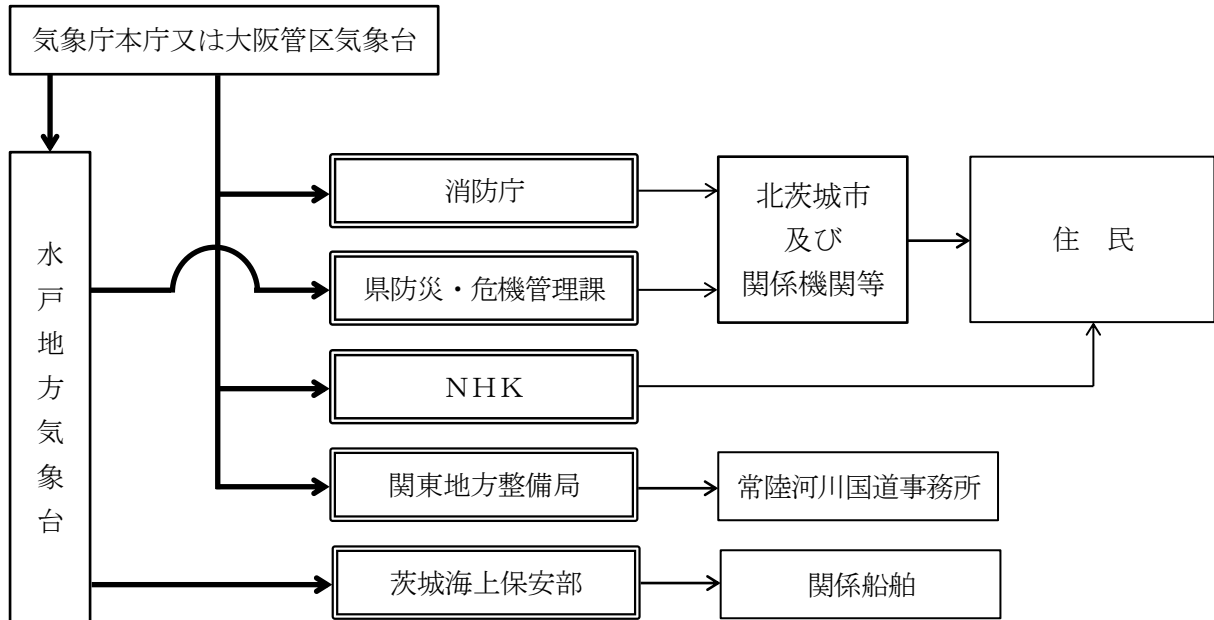
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全て数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

3 地震情報及び津波情報の伝達

(1) 水戸地方気象台からの伝達系統

① 地震情報の伝達系統

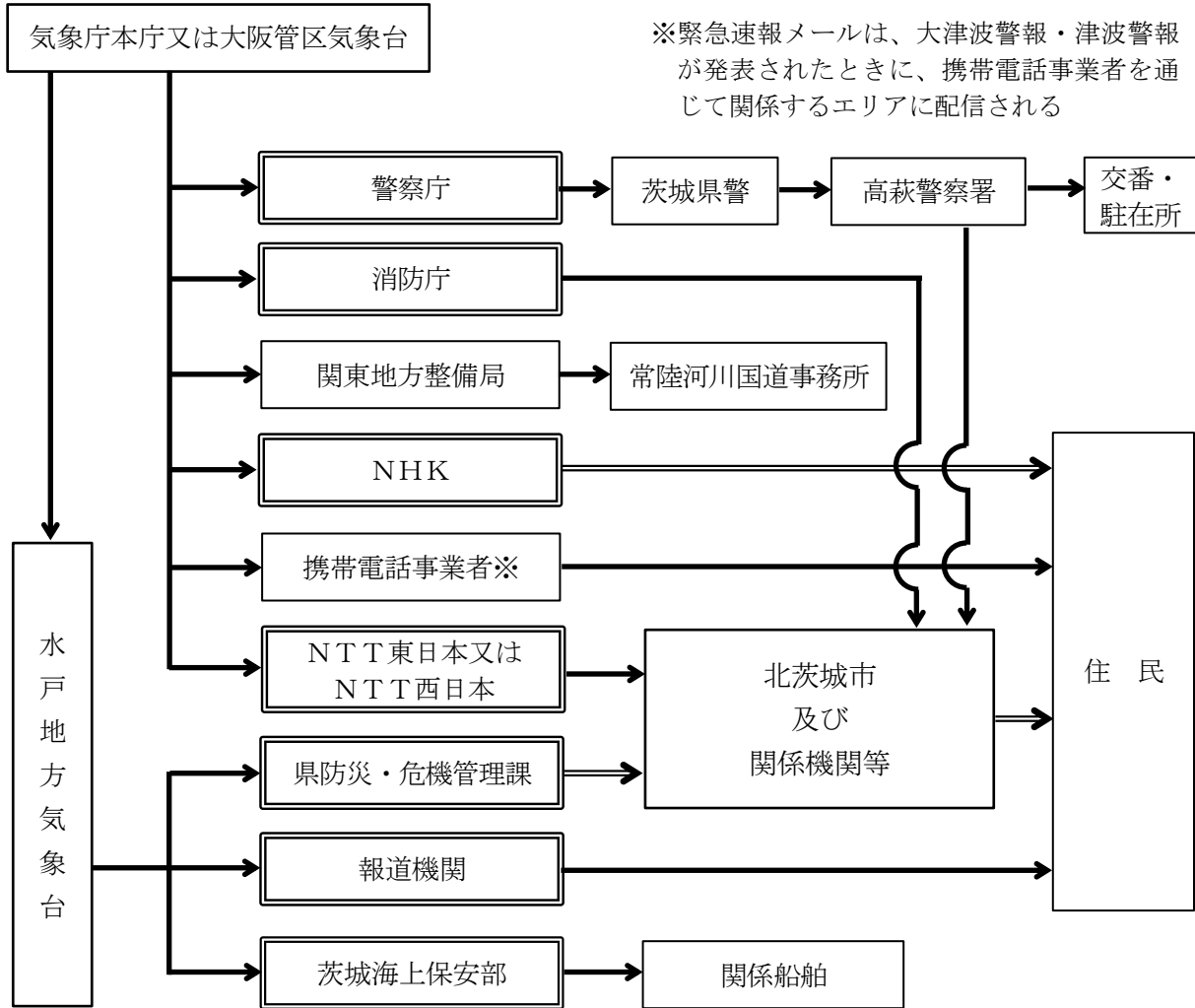
図一地震情報伝達系統図



注) **—————**→: 専用線による伝達、**—————**→: その他の伝達手段

② 津波情報の伝達系統

図一 津波情報伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しく周知の措置が義務づけられている伝達経路

(2) 各機関の措置

① 水戸地方气象台における措置

水戸地方气象台は、気象庁から通知された地震情報及び津波情報を発表する。また、県内で震度4以上の地震が観測された時などは地震解説資料を発表する。

さらに、県内で震度5弱以上の揺れを推計した場合は、推計震度分布図(県内1キロメッシュごとに平均的な震度を推計した図)を、防災情報提供システムを設置している関係機関に提供する。

② 県における措置

水戸地方气象台から通知される情報は、県防災・危機管理課が受領し、県防災・危機管理課長は、必要に応じ市に通知する。

津波警報等については、水戸気象台から通報を受けたとき又は県自ら知ったときは、直ちに防災情報ネットワークシステム等により市及び消防本部に通知する。特に特別警報については、確実に情報を伝達するよう努めるものとする。

③ 県警察本部における措置

水戸地方気象台から通知される情報は、県防災・危機管理課を經由して県警察本部（警備課）が受領し、警備課長は関係各警察署に通知する。

④ 放送機関における措置

放送機関は水戸地方気象台から情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行うように努める。

⑤ 市における措置

ア 市長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。

イ 市長は、情報の伝達を受けたときは、市地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。特に、緊急地震速報を受信した場合は、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等を活用し、速やかに住民等に伝達するよう努める。

⑥ その他の防災関係機関の措置

水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図る。

4 地震解説資料の収集

発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対応に資するため、水戸地方気象台で作成された地震解説資料等が提供される。提供される地震解説資料等は下表のとおり。

表一地震解説資料等

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度4以上 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度5弱以上 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
管内地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料

5 異常現象発見者の通報義務

地割れ、海面の急激な低下等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長（総務部）又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官又は海上保安官はその旨を速やかに市長に、また、市長は水戸地方気象台、県（防災・危機管理部防災・危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

第2 気象情報等の収集・伝達

実施担当	各部、水戸地方気象台、防災関係機関（消防部、高萩警察署、茨城海上保安部）、住民
-------------	---

応急対策を実施していく上で不可欠な気象情報、被害情報、措置情報を、防災関係機関相互の連携の下、迅速かつ的確に収集・伝達・報告する。

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））では、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って市及び県や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなっている。

住民は、市から警戒レベル4「避難指示」や警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された際には速やかに避難行動をとるものとする。一方で、多くの場合、防災気象情報は市が発令する避難情報よりも先に発表されるため、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際には、避難情報が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をするものとする。

避難に当たっては、あらかじめ指定された避難場所へ向かうことにこだわらず、川等から少しでも離れた、近くの頑丈な建物の上層階に避難するなど、自らの判断でその時点で最善の安全確保行動をとることが重要となる。

表一防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報 危険度分布 「災害切迫」 (黒)	地元の自治体が警戒レベル5「緊急安全確保」を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル 5相当
土砂災害警戒情報 危険度分布 「危険」(紫) 氾濫危険情報	災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル 4相当
大雨警報(土砂災害) 洪水警報 危険度分布 「警戒」(赤) 氾濫警戒情報	地元の自治体が警戒レベル3「高齢者等避難」を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。	警戒レベル 3相当
危険度分布 「注意」(黄) 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル 2相当
大雨注意報 洪水注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル 2
早期注意情報 (警報級の可能性) 注：大雨に関して、 [高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル 1

※キキクル：大雨による災害発生の危険度の高まりを地図上で確認できる「危険度分布」の愛称

2 特別警報・警報・注意報等の発表基準と構成

(1) 特別警報、警報、注意報等発表の細分区域

特別警報・警報・注意報の発表単位は市町村とする。なお、大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

表一北茨城市の細分区域

県予報区	一次細分区域	市町村をまとめた地区	二次細分区域名(市町村)
茨城県	北部	県北地域	北茨城市

(2) 発表基準

① 特別警報

表一特別警報の発表基準

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予測される場合。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

表一雨を要因とする特別警報の指標

大雨特別警報の指標に用いる基準値は、総務省が定めた「地域メッシュ」（約1km 四方）毎に設定している。
<p>大雨特別警報（浸水害）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○表面雨量指数：基準値以上となる1km メッシュがおおむね 30 個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（浸水害）を発表する。 ○流域雨量指数：基準値以上となる1km メッシュがおおむね 20 個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（浸水害）を発表する。
<p>大雨特別警報（土砂災害）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km メッシュがおおむね 10 個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該メッシュが存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

表一台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。	
<p>台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風等の警報を特別警報として発表する。</p>	<p>温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）等の警報を、特別警報として発表する。</p>

表一雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

② 警報

表一 警報の発表基準

種類	発表基準
暴風	暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
暴風雪	雪を伴う暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
大雨	大雨により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。
大雪	大雪により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。

③ 注意報

表一 注意報の発表基準

種類	発表基準
強風	強風により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。
風雪	雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
大雨	大雨により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。
大雪	大雪により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。
濃霧	濃い霧により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。
雷	落雷等により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥	空気の乾燥により、火災が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ	なだれにより、災害が発生するおそれがあると予想される場合。
着氷・着雪	著しい着雪氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがある場合に発表される。
霜	霜により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがある場合に発表される。
低温	低温により、災害が発生すると予想される場合。 具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
融雪	融雪により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。

表一北茨城市の警報・注意報発表基準

令和5年6月8日現在

発表官署／担当区域		水戸地方気象台	
府県予報区		茨城県	
一次細分区域		北部	
市町村等をまとめた区域		県北地域	
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準：22
		土砂災害	土壌雨量指数基準：128
	洪水	流域雨量指数基準：里根川流域=11.5、江戸上川流域=8.2、大北川流域=26.3、塩田川流域=10.4、花園川流域=19.1	
		複合基準 ^{※1} ：里根川流域= (16, 10.3)	
	暴風	平均風速	陸上：20m/s
			海上：25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上：20m/s 雪を伴う
			海上：25m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
波浪	有義波高	6.0m	
高潮	潮位	1.5m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準：10	
		土壌雨量指数基準：88	
	洪水	流域雨量指数基準：里根川流域=9.2、江戸上川流域=5.1、大北川流域=21、塩田川流域=8.3、花園川流域=10.7	
		複合基準 ^{※1} ：里根川流域= (5, 9.1)、江戸上川流域= (5, 5.1)、花園川流域= (7, 10.7)	
	強風	平均風速	陸上：12m/s
			海上：15m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
			15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	2.5m
	高潮	潮位	1.0m
	雷		落雷等により被害が予想される場合
	濃霧	視程	陸上：100m
			海上：500m
乾燥		最小湿度 40%で、実効湿度 60%準 ^{※2}	
低温		夏期：最低気温 15℃以下が 2 日以上継続 冬期：最低気温-7℃以下	
霜		早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下	
着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量：100mm 以上	

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

※2 湿度は水戸地方気象台の値。

3 その他の気象情報

水戸地方気象台（気象庁）は、気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後、経過や予想、防災上の留意点を解説する場合には気象情報を発表する。

(1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(2) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(3) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で気象庁から発表する。

なお、実際に危険度高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

(5) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(6) 災害時気象支援資料

水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(7) キキクル（危険度分布）

土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキ

クル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。

表一キキクル（警報の危険度分布）等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「警戒」（赤）、「危険」（紫）：避難情報の発令の検討も必要。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）※	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p>
早期注意情報 （警報級の可能	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同</p>

種類	概要
性)	じ発表単位（北部、南部）で発表される。 大雨や高潮に関して、[高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

4 特別警報・警報・注意報の伝達

北茨城市域に風水害に関わる気象警報等が発表された場合、総務部長は、速やかに市長、副市長及び各部長にその旨を伝達する。

(1) 勤務時間外の措置

総務課長は、警報等の発表を覚知した場合、総務部長に連絡する。

(2) 住民への伝達

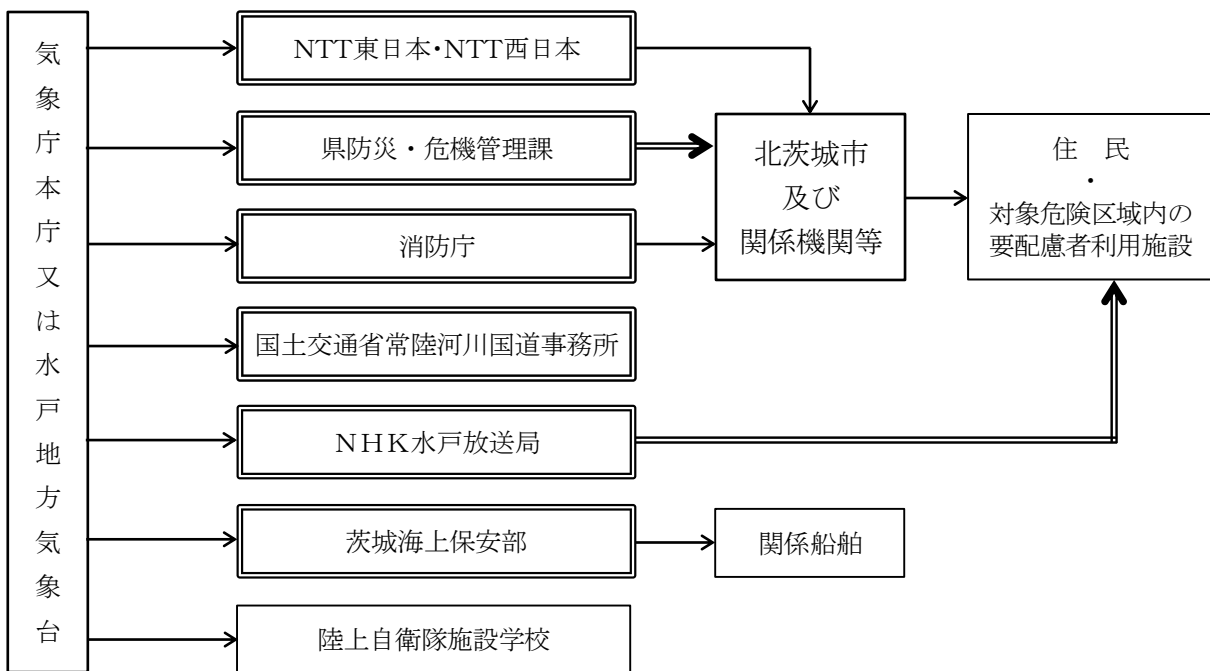
市は、状況に応じて、防災メール、広報車の巡回等によりその旨を広報する。

また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、必要に応じて自治会、自主防災組織等と連携して土砂災害警戒区域内の住民等への伝達を迅速かつ確実に行う。

(3) 学校等、社会福祉施設等への伝達

各部署は、所管する出先機関への伝達を行う。また、教育委員会は学校等への伝達を、市民福祉部は社会福祉施設への伝達を行う。

図一 気象警報等の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

5 注意報及び気象情報の伝達

注意報及び気象情報は気象業務法上警報のような定めはないが、情報機関、防災関係機関の協力を求めて公衆に周知させるよう努めることになっている。

6 水位周知河川の水位情報等

(1) 種類及び発表基準

避難情報の発令の判断に資するため、花園川・大北川（県が指定する水位周知河川）について、県より水位到達情報等が市へ通知される。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行われる。

表一発表される情報の種類、基本的な発表基準

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

表一水位到達情報の通知を行う河川名、区域、担当官署

	河川名	水位情報周知区間		発表者
		左岸	右岸	
二級河川	花園川	自 北茨城市華川町小豆畑 18-1 （塩平橋） 至 北茨城市豊田 （大北川合流点）	自 北茨城市華川町小豆畑 21 （塩平橋） 至 北茨城市豊田 （塩平橋）	高萩工事事務所長
	大北川	自 北茨城市中郷町石岡 117 （孝行橋） 至 河口	自 北茨城市中郷町松井 1888-1 （孝行橋） 至 河口	高萩工事事務所長

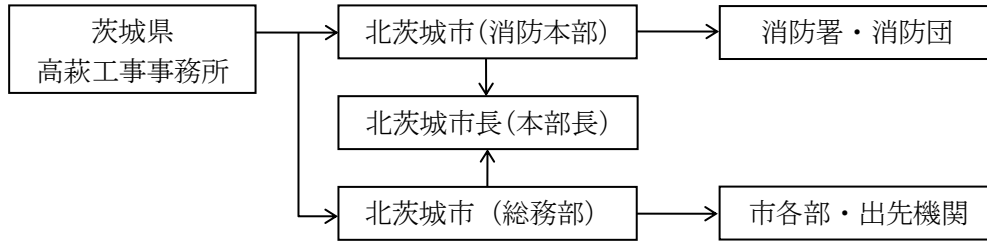
表一水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

	河川名	基準水位観測所名	所在地	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）
二級河川	花園川	上小津田	北茨城市華川町 上小津田	1.10	1.30	1.50
		豊田	北茨城市華川町臼場	2.00	2.60	3.20
	大北川	石岡	北茨城市中郷町石岡	0.80	0.90	1.30
		磯原	北茨城市中郷町 上桜井	2.60	3.00	3.50

(2) 水位到達情報（水防警報、洪水特別警戒水位到達情報）の伝達系統

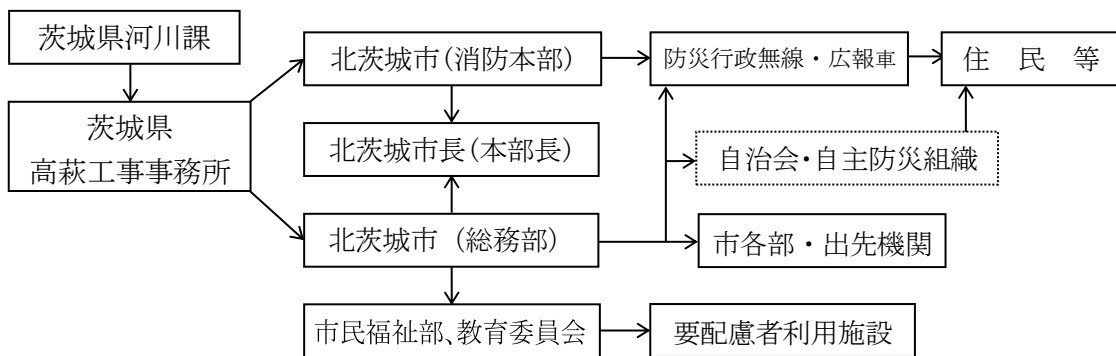
① 水防警報

花園川、大北川の水防警報が発表された場合、総務部長はその旨を市長（本部長）に伝達し、市長の水防活動についての指示を水防関係者に伝達する。



② 洪水特別警戒水位到達情報

県が花園川、大北川の避難判断水位や氾濫危険水位への到達情報を発表した場合、総務部は関係部を通じて、浸水想定区域内の住民、要配慮者利用施設*にその旨を伝達する。



* 社会福祉施設、学校等、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(水防法第15条)

7 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、茨城県と水戸地方気象台が共同で発表し、県が防災情報ネットワークシステムにより市へ伝達する。

危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

8 火災気象通報

水戸地方気象台は、消防法第22条第1項の規定に基づき、気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、火災気象通報をもってその状況を知事に通報するものとする。火災気象通報は、市長が発令する火災警報の基礎となる。

表一火災気象通報の実施基準

実施基準
実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合。 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。ただし、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

9 異常現象発見者の通報義務

災害発生のおそれがある異常現象、前兆現象を発見した者は、直ちにその旨を市長（総務部）又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、市長は水戸地方气象台、県（防災・危機管理部防災・危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

第3 被害情報の収集、調査

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

1 被害概況の把握

市（各部）及び防災関係機関は、所管する施設や地域に関して、被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項を直ちに情報収集し、市本部（企画班）に報告する。

また、職員が参集途上等において次の状況を確認した場合、緊急の対策を要する情報（死者・重傷者の発生、河川の決壊や地すべり等の前兆等）は直ちに、その他の情報は随時、市本部に報告する。

表－主な被害情報

地震	<ul style="list-style-type: none"> ① 火災（出火地点、延焼方向・範囲） ② 建物の被害（倒壊、全壊等の発生箇所） ③ 人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区） ④ 避難状況、孤立地区の発生状況 ⑤ 土砂災害（斜面の異常、土石流、がけ崩れ、地すべり等の発生箇所） ⑥ 海岸、河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所、津波等の浸水範囲） ⑦ 漁港の被害・機能障害 ⑧ 道路の被害・機能障害（橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ等による道路閉塞、渋滞等の発生箇所） ⑨ ライフラインの被害・機能障害（ガス漏れ、水道管の破裂箇所等） ⑩ 公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況 ⑪ 重要施設（庁舎、消防署、学校等、病院、指定避難場所等）、危険物施設等の被害 ⑫ その他重大な被害
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ① 浸水（地区名、深さ、ながれの方向等） ② 建物の被害（倒壊、全壊、流失等の発生箇所） ③ 人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区） ④ 避難状況 ⑤ 土砂災害（斜面・盛土の異常、がけ崩れ、地すべり等の発生箇所） ⑥ 風害（強風による飛散・転倒落下・倒壊物等の発生箇所） ⑦ 河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所、溢れた箇所） ⑧ 港湾・漁港の被害・機能障害（岸壁の被害等） ⑨ 道路の被害・機能障害（橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ・浸水等による通行障害、渋滞等の発生箇所） ⑩ ライフラインの被害・機能障害（電柱の倒壊、停電等の発生箇所等） ⑪ 公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況 ⑫ 重要施設（庁舎、消防署、指定避難所等）、危険物施設等の被害 ⑬ その他重大な被害

2 現地確認

震度5弱以上の地震が発生した場合等は、市（各部）及び防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を点検・巡視する。

点検・巡視結果に異常があるときは、速やかに市本部（企画班）に報告する。なお、重要情報（死者・重傷者の発生、河川の決壊や土石流、地すべり等の前兆、避難指示、警戒区域の設定、交通規制、孤立地区の発生等）は、カメラ付携帯電話等を活用して映像等での報告に努める。市本部（調査班）は、未確認の重要情報がある場合は、職員を派遣し、速やかに状況を確認する。

孤立地区の状況把握等、地上での確認が困難な場合は、ヘリコプター等による空中偵察を県等に要請する。

3 被害調査

(1) 市の行政機能の確保状況の把握

市は、震度6弱以上の地震等大規模災害により被災した場合、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、原則として発災後12時間以内に、次の3点を把握し、市町村行政機能チェックリストにより県に報告する。

- ① トップマネジメントは機能しているか
- ② 人的体制（マンパワー）は充足しているか
- ③ 物的環境（庁舎施設等）は整っているか

(2) 所管施設等の調査

災害の危険が解消した段階で、市（各部）及び防災関係機関は、所管施設等の被害調査を行い、調査結果を市本部（企画班）に報告する。

(3) 被害家屋認定調査

調査班は、被害家屋認定調査の実施体制を早期に確立し、罹災台帳の作成及び罹災証明書の発行等を行う。また、県に被害家屋認定の専門家等の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。

なお、自治会等は被害家屋認定調査に協力し、地区内の被害状況や地理を説明する。調査班、都市班は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被災認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

① 調査の準備

調査班は、被害状況の速報を基に、次の準備を行う。

ア 税務職員を中心とした調査員を確保する。

なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、周辺市町村及び民間団体への協力を要請する。

イ 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

ウ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

② 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で被害程度（損壊程度及び被災家具等）を被災者から聴き取り、実測等により調査し、調査票に記録する。

③ 罹災台帳の作成

調査票を基に、罹災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、罹災台帳を作成する。

第4 情報の取りまとめ

実施担当	各部、防災関係機関
-------------	-----------

各部及び各防災関係機関は、所管する次の情報を取りまとめ、総務班及び必要に応じて県の主管部等へ、災害情報共有システム等を利用して、それぞれ伝達する。

種類	主な情報項目
被害 情報	① 参集途上等に収集した被害状況 ② 所管施設等の被害状況 ・ 来所者、入所者、職員等の安否 ・ 施設、設備、資機材の被害、機能障害及び災害対策上の使用の可否 ③ 災害対策に従事中の事故等 ④ その他、各部が担当する調査項目の被害状況
措置 情報	① 被害に対する応急対策の状況 ② 活動体制（参集者、勤務状況） ③ 協力団体・事業所等の対応能力及び応援要請
要請 情報	① 建物、斜面等の危険度判定 ② 職員、ボランティアの派遣 ③ 応急対策用施設、設備、用地、資器材、車両等の確保、調達 ④ 広報

被害状況の第一報は災害発生から1時間以内に行い、その後も当日は1時間ごとに定時報告する。また、2日目以後は、毎日定時に報告する。ただし、緊急情報、本部への要請事項等については、その緊急度に応じて適宜報告する。

緊急の場合を除いて、文書（FAX又はメール）で伝達し、可能な限り図や画像の情報（地図、絵、写真等）を添付する。

第5 茨城県等への報告

実施担当	総務班
-------------	-----

総務班は、自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については被害状況報告を用いて災害応急対策完了後10日以内に行う。

表一県に報告すべき事態

- | |
|---|
| (1) 市災害対策本部を設置したとき
(2) 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
(3) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
(4) 市内で震度4以上を観測したとき
(5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告する必要があると認められるとき |
|---|

併せて「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り分かる範囲内でその第一報を報告する。

- ① 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について県に連絡する。
- ② 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。
- ③ 119番通報が殺到しているときや、市内で震度5強以上を観測したときなどは、直ちに県及び国（消防庁）に報告する。
- ④ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、海上を含む市の区域内で行方不明になった者について、警察等関係機関の協力をに基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

表一県の報告先

県防災・危機管理部 防災・危機管理課 防災TEL：8-100-8400 NTT TEL：029-301-2879 防災FAX：8-100-8450 NTT FAX：029-301-2898
--

表一 国（消防庁）の連絡先

回線別	区分	平日(9:30~18:15)	左記以外
		※応急対策室	※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	14290-49013	14290-49102
	FAX	14290-49033	14290-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	9-048-500-90-49013	9-048-500-90-49102
	FAX	9-048-500-90-49033	9-048-500-90-49036

第3節 災害時の広報

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1 広報体制の確立

実施担当	広報班、北茨城市社会福祉協議会、北茨城市国際交流協会
------	----------------------------

1 広報内容

次の事項について、広報する。また、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等を活用する。

(1) 地震・津波に関する広報

① 被災地住民に対する広報内容

被災地の住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

- ア 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- イ 避難情報の出されている地域及び内容
- ウ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- エ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- オ 近隣の助け合いの呼びかけ
- カ 公的な避難所、救護所の開設状況
- キ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ク 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ケ 救援物資、食料、水の配布等の状況
- コ し尿処理、衛生に関する情報
- サ 被災者への相談サービスの開設状況
- シ 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- セ 臨時休校等の情報
- ソ ボランティア組織からの連絡
- タ 全般的な被害状況
- チ 防災関係機関が実施している対策の状況

② 被災地外の住民に対する広報内容

被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ア 避難情報の出されている地域及び内容
- イ 流言・飛語の防止の呼びかけ
- ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- エ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
（被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ）
- オ 被災地への物資支援自粛の呼びかけ
- カ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- キ 全般的な被害状況
- ク 防災関係機関が実施している対策の状況

(2) 風水害に関する広報

① 広域災害広報

各防災関係機関（市を除く。）は、全県域を対象に放送、新聞及びその他の広報媒

体を利用して、次の事項について広報を実施する。

- ア 災害発生状況
- イ 気象・地震・津波に関する情報
- ウ 道路及び交通情報
- エ 電気・ガス・水道等公益事業施設の状況
- オ 医療・救護所の開設状況
- カ 給食・給水実施状況
- キ 衣料・生活必需品等供給状況
- ク 河川・港湾・橋梁等土木施設の状況
- ケ 避難の指示・高齢者等避難の情報等
- コ 住民の安否に関する情報
- サ 住民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

② 地域災害広報

市、消防本部、警察機関等は、同報無線、有線放送、広報車、ハンドマイク、チラシ等を利用して、次の事項等について広報を実施する。

- ア 災害発生状況
- イ 気象・地震・津波に関する情報
- ウ 災害応急対策の状況
- エ 道路及び交通情報
- オ 地域住民のとるべき措置
- カ 避難の指示・高齢者等避難の情報等キ その他必要事項

2 実施方法

(1) 資料収集

各部、防災関係機関等への広報資料の提供依頼や、現地への取材等により広報用の情報を収集する。

(2) 放送

避難情報の緊急情報や給水情報等の生活関連情報は、防災行政無線及び広報車の巡回による放送を行う。放送は、次の点に留意して行う。

- ① 事態の経過を把握し、地理的にイメージしやすい表現とする。
- ② 分かり易い言葉を使う（住民に浸透していない専門用語を使わない。）。
- ③ 避難情報の緊急情報は、結論、要点を簡潔に、繰返しはっきりとした言葉で伝えるなど緊迫感を出す。

(3) 広報紙の発行

住民等に災害情報を伝達するため「広報きたいばらき災害生活情報」を発行し、本部、連絡所、避難所で配布する。必要に応じて外国語版も作成する。

(4) インターネット等の活用

インターネットポータルサイト・サーバー運営業者等の協力を得て、エリアメールや市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用した情報提供に努める。なお、避難情報を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、災害情報共有システムを通じてアラートに迅速・確実に情報を送信する。

(5) 自衛隊への広報要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、県を通じて自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

(6) 民間アプリの活用

市、防災関係機関は、X（旧 Twitter）や LINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用して住民に情報提供する。

(7) 要配慮者への配慮

避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への入居に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

要配慮者に配慮し、口頭伝達や自主防災組織を通じた伝達などを行う。

また、市社会福祉協議会、市国際交流協会などと連携して、手話通訳、語学ボランティアを確保するなど避難者の状況に応じた広報を行う。

(8) 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、市及び県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

第2 報道機関への対応

実施担当	総務班、企画班
------	---------

1 放送要請

市長（総務班）は、緊急を要する場合で他の有線電気通信設備又は無線設備による放送ができない場合など、必要がある場合は、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を、NHK水戸放送局及び（株）茨城放送に要請する。

なお、報道機関への放送要請は、知事を通じて行う。

2 報道対応

報道機関への情報提供、質疑等の対応は、共同記者会見方式で行うこととし、企画班は、プレスセンターを設置し、毎日指定する時間に本部長又は副本部長が会見する。

その他、報道機関からの取材等の申し込み、問い合わせ等は、全て企画班長の管理、指示に基づいて対応するものとする。

第3 安否情報の提供

実施担当	総務班
------	-----

市は、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するものとする。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

第3章 応援・受援

第1節 自衛隊派遣要請の実施・受入体制の確保

市長は、知事への自衛隊の災害派遣要請を速やかに判断するため、被害状況を早期に把握する必要がある。また、災害派遣要請を要求した場合は、派遣部隊との連絡・調整を密に行い、他の応援機関と重複しないようにするものとする。

第1 自衛隊に対する災害派遣要請

実施担当	総務班
------	-----

1 災害派遣要請

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を収集した被害情報等から判断し、以下の災害派遣要件の範囲に照らして必要があれば直ちに知事を通じて派遣を要請するものとする。

表一 災害派遣要件の範囲

公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
緊急性	差し迫った必要があること。
非代替性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

2 要請手続

- ① 市長は、災害派遣となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、知事に対し次に掲げる事項を把握できた範囲で明らかにし、文書にて申し出る。

ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項

- ② 市長は前記①の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの部隊（陸上自衛隊関東補給処長）に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。

表一 災害派遣要請先

区分	担当課名	電話番号
茨城県	防災・危機管理部 防災・危機管理課	029-301-2879

3 災害派遣の活動

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

表一 自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4 情報の交換等

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）又は当該地域を担当する部隊等に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

表一 自衛隊連絡先

部隊等の長 (所在地)		連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上 自衛隊	施設学校長 (勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉 3433)	警備課長 (防衛班長)	駐屯地 当直司令	029(274)3211 内線 時間中 234 時間外 302
航空 自衛隊	第7航空団司令 (百里基地司令) (小美玉市百里 170)	防衛部長 (防衛班長)	基地 当直幹部	0299(52)1331 内線 時間中 2231 時間外 2215
海上 自衛隊	要請先 横須賀地方総監 (神奈川県横須賀市西 逸見町1丁目無番地)	第3幕僚室長	オペレーショ ン室当直幕僚	046(822)3500 内線 時間中 2213 課業外直通 046(822)3508
	派遣先 下総教育航空群司令 (千葉県東葛飾郡 沼南町藤ヶ谷 1614)	運用幕僚	群当直	04(7191)2321 内線 時間中 213 時間外 220

5 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおりである。

- ① 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

第2 自主派遣

実施担当	自衛隊
------	-----

自衛隊は、地震災害が発生又は発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- ④ その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第3 自衛隊受入体制の確立

実施担当	人事班、学習班
------	---------

1 受入体制

市は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して受入れを行う。

(1) 災害派遣部隊到着前

- ① 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- ② 連絡職員を指名する。
- ③ 派遣部隊の展開、宿営の拠点等を準備する。

表一 自衛隊活動拠点予定地

対象エリア	設置場所名称	主要アクセス道路
全域	市民野球場	主要地方道 69 号
	サッカー・ラグビー場	国道 6 号
花園	花園オートキャンプ場	主要地方道 27 号

(2) 災害派遣部隊到着後

- ① 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ② 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

2 ヘリコプターの受入れ

本部長は、ヘリコプター離着陸場予定地から、適地を選定し、自衛隊に通知する。ヘリポートの開設、運営は市が行うが、実施困難な場合は、自衛隊に協力を依頼する。

第4 災害派遣部隊の撤収要請

実施担当	総務班
------	-----

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書」により、速やかに知事に対して撤収要請を要求する。

第2節 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行

地震により、市自力の応急対策等が困難な場合は、相互応援協定に基づき、迅速・的確に応援要請を行い、受入体制を確保する必要がある。

また、大規模災害時には、隣接する自治体も大きな被害を受ける可能性もあるため、広域的な応援体制を考慮するものとする。

なお、受援体制については、北茨城市災害時受援マニュアルによるものとする。

第1 応援要請の実施

実施担当	総務班、人事班
------	---------

1 他市町村への要請

市長は、市域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

2 県への応援要請又は職員派遣のあっせん

市長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあっせんに求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

(1) 応援要請時に記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑥ その他必要な事項

(2) 職員派遣あっせん時に記載する事項

- ① 派遣のあっせんに求める理由
- ② 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市の区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 民間団体等に対する要請

市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

第2 応急措置の代行

実施担当	総務班、人事班、県、指定行政機関（指定地方行政機関）
------	----------------------------

1 県による応急措置の代行

市域に災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、県が市に代わって行うものとする。

2 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）による応急措置の代行

被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、指定行政機関等が市に代わって行うものとする。

第3 応援受入体制の確保

実施担当	総務班、人事班
------	---------

1 連絡体制の確保

市長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県、他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

2 受入体制の確保

(1) 連絡窓口の明確化

市長は、県、他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を人事班とする。

(2) 受入施設の整備

市長は、県、他市町村等からの物資等の応援を速やかに受入れるための施設を定め、災害時に迅速に対応できるよう整備しておく。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておく。

(3) 海外からの支援の受入れ

市長は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

3 経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた市の負担とする。

- ① 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費
 - ② 応援のために提供した資機材等物品の費用、輸送費等
- なお、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第4 消防機関の応援要請・受入体制の確保

実施担当	消防部、総務班
------	---------

1 応援要請

(1) 市町村間の要請

市は、市のみの消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

また、隣接県の市町村に対する応援要請が必要であると判断した場合には、消防相互応援協定に基づき応援を要請する

表一 応援派遣要請を必要とする災害規模

- | |
|---|
| ① 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害 |
| ② 災害が拡大し、他市町村に被害が及ぶおそれのある災害 |
| ③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害 |
| ④ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害 |
| ⑤ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害 |

2 応援受入体制の確保

(1) 受入窓口の明確化

市の応援受入窓口は、消防部とする。

(2) 受入施設の整備

市長は、人、物資等の応援を速やかに受入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

(3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- ① 災害状況の情報提供、連絡・調整
- ② 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示
- ③ 部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供
- ④ 消防活動資機材の調達・提供

(4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた市の負担とする。

第5 応急対策職員派遣制度の活用

実施担当	総務班、人事班
------	---------

市は、県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは災害対応業務を実施できない場合、県外の地方公共団体から応援職員を派遣する「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメントの支援に当たる総括支援チームの派遣や災害対応業務の支援に当たる対口支援チームの派遣を県に要請する。

※ 災害マネジメント総括支援員

災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者と災害マネジメント支援員避難所運営業務や罹災証明書の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者など数名で構成し、被災市区町村長の指揮下で災害マネジメントを総括的に支援するチーム。

第3節 他市町村被災時の応援

市は、他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

実施担当	総務班、人事班
------	---------

市は、他市町村において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難のため応援要請がされた場合は、災対法及び災害時相互応援協定に基づき、他市町村に対し応援を実施する。

ただし、緊急を要し要請を待つ暇がないと認められる場合は、自主的に他市町村に応援を行う。

1 職員の派遣

他市町村において大規模な災害が発生した場合には、必要に応じて、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行う。

2 被害情報の収集

必要に応じて、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員を派遣するなどし、被害情報の収集を速やかに行う。

3 応援の実施

収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

4 消防応援隊の派遣

消防部は、本市以外の市町村が被災した場合は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。

特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

5 被災者受入施設の提供等

必要に応じ、被災市町村の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供若しくはあっせんを行う。

第4章 被害軽減対策

第1節 避難活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長は関係機関の協力を得て、「避難指示」のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で「高齢者等避難」の伝達を行い、また安全に誘導して未然に被害を食い止めるものとする（以下「避難指示」「高齢者等避難」「緊急安全確保」をまとめて、「避難情報」という。）。

第1 避難情報の種類

実施担当	総務班
------	-----

1 避難が必要となる災害

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、情報収集に努め、適切な避難情報を発令する。

表一 避難が必要となる災害（地震災害）

・津波	・地震による建物倒壊
・土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり等）	・地震水害（河川、海岸、ため池等の氾濫）
・延焼火災	・危険物漏えい（毒劇物、爆発物）
・その他	

表一 避難が必要となる災害（風水害）

・水害（河川、ため池等の氾濫）	・土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり等）
・大規模な火災、林野火災	・強風による建物倒壊、倒木、落下、飛来物
・危険物漏えい（毒劇物、爆発物）	・その他

2 避難情報の種類

市長等は、災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認めるときは、地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）を発令する。

また、災害が発生し、又は発生しようとしている状況下で、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、市長は必要な地域の必要な居住者等に対して、緊急安全確保（警戒レベル5）を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

表一 避難情報の種類

区 分	発表される状況
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 早期注意情報は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。</p>
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>それぞれ大雨・洪水の気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。</p>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)</p>	<p>災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)</p>	<p>災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)</p>	<p>災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市は平常時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。 ※切迫：災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況</p>

第2 避難情報の発令

実施担当 総務班、消防部、広報班、高萩警察署、県、自衛隊

1 避難情報の実施責任者

市長をはじめとする避難情報の実施責任者は、避難情報を発令又は解除する場合、相互に状況を連絡し合って情報を共有するものとする。

なお、市長が実施するものについて市長が不在の場合は、①副市長、②教育長の順に代行する。

また、市は躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制を整えておくよう努める。

2 国・県及び専門家の活用

- ① 市は、避難情報の発令を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。
- ② 市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、必要に応じて専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の技術的な助言の活用や、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

表一 避難情報の実施責任者及び基準

区分	事項	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)		市長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示 (警戒レベル4)		市長 (災対法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
		知事 (災対法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、市がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。
		知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
		知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水・高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき。

区分	事項	実施責任者	措置	実施の基準
避難指示 (警戒レベル4)		警察官 (災対法第61条)	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
		警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
緊急安全確保 (警戒レベル5)		自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
		市長 (災対法第60条)	高所への移動、近傍の堅固な建物への待避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

3 避難情報の内容

避難情報の発令は、次のことを明らかにして行う。

なお、避難情報の発令に当たっては、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な活動の喚起に努める。

- ① 要避難（準備）対象地区（町名、施設名等）
- ② 理由（避難要因となった危険要素と所在、避難に要する時間等）
- ③ 避難先及び避難経路（安全な方向及び避難場所の名称）
- ④ その他（避難行動時の最少限の携帯品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）

4 避難情報発令の判断基準

河川の氾濫による被害が予想される浸水想定区域については基準水位を指標とし、土砂災害危険箇所については土砂災害警戒情報を指標として判断する。

なお、判断に当たっては、第3部・第1編・第2章 第2節・第2「気象情報等の収集・伝達」の各気象情報、市内の水位・雨量、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に、総合的かつ迅速に行う。

表一 警戒レベルと居住者等がとるべき行動等

避難情報	居住者等がとるべき行動等
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>○発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ○居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</p>
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>○発表される状況：気象状況悪化 ○居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</p>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)</p>	<p>○発令される状況：災害のおそれあり ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)</p>	<p>○発令される状況：災害のおそれ高い ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)</p>	<p>○発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ○居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

表一 避難情報発令の判断基準例（河川の氾濫の場合）

区分	判断基準
<p>【対象地域の考え方】</p> <p>○防災ハザードマップの浸水想定区域を基本とするが、状況に応じて区域を限定したり、拡大する場合がある。</p> <p>○避難情報は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 （「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。）</p> <p>○立ち退き避難が必要な区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域。 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね0.5mを超える区域の平屋家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね1.5m～3mを超える区域の2階建て家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立ち退き避難をする。） ・河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物 <p>○基準水位観測所は、花園川：【上小津田】【豊田】、大北川：【石岡】【磯原】である。</p>	
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1：基準水位観測所の水位が避難判断水位（警戒レベル3水位）に到達したと発表された場合</p> <p>2：基準水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル2水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①上記の上流の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）[警戒レベル3相当]」が出現した場合</p> <p>③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で市内河川に「警戒（赤）[警戒レベル3相当]」が表示された場合</p> <p>5：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）により、市域内に「警戒（赤）」が表示された場合</p> <p>6：警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1：基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（警戒レベル4水位）に到達したと発表された場合</p> <p>2：基準水位観測所の水位が避難判断水位（警戒レベル3水位）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①上記の上流の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）[警戒レベル4相当]」が出現した場合</p> <p>③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p>

区分	判断基準
	<p>4：水沼ダム、小山ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>5：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、市内河川に「危険（紫）[警戒レベル4相当]」が表示された場合</p> <p>6：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で、市域内に「危険（紫）」が表示された場合</p> <p>7：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>8：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、1～6に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうちから、適切な方法の一つ又は複数選択すること。</p> <p>※7については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～7のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>（災害が切迫）</p> <p>1：基準水位観測所の水位が、計画高水位に到達している場合</p> <p>2：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、市内河川に「災害切迫（黒）[警戒レベル5相当]」が表示された場合</p> <p>3：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で、市域内に「災害切迫（黒）」が表示された場合</p> <p>4：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>5：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。）</p> <p>6：北茨城市に大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 （災害発生を確認）</p> <p>7：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p> <p>※1～6を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、7の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
<p>注意事項</p>	<p>●避難情報の発令に当たっては、市内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。</p>

区分	判断基準
	●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

表一 避難情報発令の判断基準例（土砂災害の場合）

区分	判断基準
【対象地域の考え方】 ○防災ハザードマップの土砂災害警戒区域を基本とするが、状況に応じて区域を限定したり、拡大する場合がある。 ○避難情報は土砂災害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 （「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。）	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）〔警戒レベル3相当〕」となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3「高齢者等避難」の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など） （夕刻時点で発令）</p> <p>※土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）の発表に基づき警戒レベル3「高齢者等避難」の発令を検討する。</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4「避難指示」の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）〔警戒レベル4相当〕」となった場合</p> <p>3：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水</p>

区分	判断基準
	<p>量の変化等)が発見された場合 ※夜間・未明であっても、1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～3のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>(災害が切迫)</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5「緊急安全確保」の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）〔警戒レベル5相当〕」となった場合 (災害発生を確認)</p> <p>3：土砂災害の発生が確認された場合 ※1又は2を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●避難情報の発令に当たっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、市内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

表一 避難情報発令の判断基準例（高潮の場合）

区分	判断基準
【対象地域の考え方】	<p>○避難情報は高潮災害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 高潮発生 of 切迫度が高まっている浸水のおそれのある区域とし、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする区域（対象建物）を対象とする。 （「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。）</p> <p>○立ち退き避難が必要な区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域。 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね0.5mを超える区域の平屋家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね1.5m～3mを超える区域の2階建て家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが

区分	判断基準
<p>想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立ち退き避難をする。）</p> <p>・高潮の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物</p>	
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 （数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）</p> <p>2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合</p> <p>3：警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1：高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合</p> <p>2：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など） （夕刻時点で発令）</p> <p>※高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される場合に暴風が吹き始めて屋外への立ち退き避難が困難となるタイミングも考慮して約3～6時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、警戒レベル4「避難指示」に先立ち警戒レベル3「高齢者等避難」を早めに発令することが考えられる。</p> <p>※高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立ち退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、高齢者等のみならず立ち退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に警戒レベル4「避難指示」の発令を検討する。</p> <p>※高潮特別警報の場合は、広範囲の居住者等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、警戒レベル4「避難指示」をより早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報発表の可能性を言及する府県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視すべきである。</p> <p>※潮位に応じて、立ち退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど警戒レベル4「避難指示」の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～6のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下</p>

区分	判断基準
	<p>のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が切迫)</p> <p>1：水門、陸閘等の異常が確認された場合 2：潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合 3：水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 ※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市が避難情報の対象区域毎に設定する潮位 (災害発生を確認)</p> <p>4：海岸堤防等が倒壊した場合 5：異常な越波・越流が発生した場合 6：水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合 ※1～3を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、4～6の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●避難情報の発令に当たっては、各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●高潮時の「波浪」が海岸堤防等を越えることで海岸堤防に隣接する家屋を直撃する等と想定される場合には、局所的な被災を想定した海岸保全施設周辺の居住者等の避難が必要となることに留意する。 ●同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合があるため、到達時間に応じて警戒レベル4「避難指示」の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。
避難情報の解除	<ul style="list-style-type: none"> ●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

表一 避難情報発令の判断基準例（津波の場合）

区分	判断基準
	<p>【対象地域の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災ハザードマップの浸水想定区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とする。 ○避難情報は津波災害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 (原則「立ち退き避難が必要な区域」とする。) ○どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には、高齢者等避難・緊急安全確保は発令せず、避難指示のみを発令する。 ○大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。 ○立ち退き避難が必要な区域 <ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報の発表時：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象 ・津波警報の発表時：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象 ・津波注意報の発表時：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象

区分	判断基準
【警戒レベル4】 避難指示	1：大津波警報、津波警報、津波注意報の発表 (ただし、避難指示の発令対象区域が異なる。) 2：停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●避難情報の発令に当たっては、地震・津波情報を含め総合的に判断する。 ●津波は局所的に高くなる場合もあること、想定を超える範囲に浸水が拡大する可能性があることに留意が必要である。 ●遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合 日本から遠く離れた場所で発生した地震や火山噴火等に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。 市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。
避難情報の解除	●解除については、津波警報等の解除、今後の地震状況等を総合的に判断して行う。

5 避難情報の解除

市長は、避難情報を発令した後、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したときは、避難情報の解除を行う。解除の伝達方法については避難情報の発令に準じて行う。

また、避難情報の解除に当たっては十分に安全性の確認に努め、必要に応じて国・県に対し、助言を求める。

第3 警戒区域の設定

実施担当	総務班、消防部、消防団、県、高萩警察署、自衛隊
------	-------------------------

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命及び身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去の措置を講ずる。

なお、警戒区域を設定又は解除したときは、その旨を住民に周知徹底するとともに、関係機関に連絡する。

表一 警戒区域の設定権者

設定権者	種類	要件	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条
知事	同上	上記の場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第73条
警察官 海上保安官	同上	上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
自衛官	同上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場に行かない場合に限り行う。	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員 (消防長又は消防署長)	水災を除く災害全般	・火災の発生現場 ・危険物の漏えい等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく高く、人の生命又は財産に著しい被害が生じるおそれがあるとき	消防法第28条 (第23条の2)
警察官 (警察署長)	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員(消防長又は消防署長)が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	
消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法第21条
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき	

第4 避難の誘導

実施担当	広報班、市民班、福祉班、総務班、消防部、消防団、高萩警察署、自衛隊、学校等・病院等の施設管理者
------	---

1 避難情報の周知

(1) 住民への周知徹底

避難情報を発令及び解除した者は、当該地域の住民等にその内容を周知し、速やかに関係機関に連絡する。

台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合には、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に周知するように努める。

① 市防災行政無線、広報車、エリアメール等を活用し、緊迫感を持たせる工夫をして住民の避難を促す。

また、視聴覚障がい者に配慮して、文書(点字板を含む。)や掲示板を活用する。

② Lアラート等を活用するなど、報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。

③ 自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者を含めた住民への周知漏れを防ぐ。

(2) 関係機関相互の連絡

避難情報を発令及び解除した者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

2 避難誘導

市は、発災時の避難誘導に係る計画（水害と土砂害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）をあらかじめ作成しておく。

また、住民等に対し、危険な傾斜地から離れる方向に速やかに避難する実践的な避難訓練、周囲の状況等に応じて屋内にとどまっていた方が安全な場合などは「屋内安全確保」の措置をとることなどの意識啓発に努める。

(1) 市の対応

市は、警察署、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して円滑に避難を誘導する。

- ① 避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること。
- ② 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。
- ③ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- ④ 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- ⑤ 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障がい者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。
- ⑥ 避難誘導は受入先での救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。

(2) 住民等の対応

自治会、自主防災組織等は、地域の組織的かつ円滑な避難誘導を行う。

また、平常時から民生委員・児童委員等と連携して名簿等により避難行動要支援者の所在等を把握し、避難行動要支援者の円滑な避難を支援する。

① 避難の優先

避難に当たっては、病弱者、高齢者、障がい者等の避難を優先する。

② 携行品の制限

緊急を要する場合は貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

(3) 学校等、病院等

学校等、病院、社会福祉施設等の多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等の避難誘導を行う。

3 災害応急対策従事者の避難

水門・陸閘の閉鎖、避難行動要支援者の避難支援などを行う消防団員、警察官、市職員等は、自らの安全確保を前提として災害応急対策に従事する。特に、津波の場合は津波到達予想時刻を考慮し、災害応急対策を中断して退避行動を開始するよう留意する。

4 漁業地域における就労者等の避難

漁港周辺にいる漁船等は、陸上と避難海域のうち早く避難できるほうへ、また、沖合にいる漁船は直ちに水深 50m以深の一次避難海域へ避難するよう、市は漁業地域における就労者等への周知を行う。

第5 指定緊急避難場所

実施担当	総務班、広報班
------	---------

市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

第6 広域避難（広域一時滞在）

実施担当	総務班、市民班
------	---------

総務班は、市域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合には、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

また、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第2節 緊急輸送

災害時には道路ネットワークが各所で途絶する可能性があるため、道路、漁港、ヘリポート等を総合的に活用し、災害対策拠点等を結ぶ緊急輸送ネットワークを確保する必要がある。

特に、花園エリアの山間部では、土砂災害等により、通行と通信が途絶する可能性があるため、ヘリコプターによる救助・救援体制を確保することが重要である。

第1 緊急輸送手段の確保

実施担当	総務班
------	-----

1 車両の確保

総務班は、市有車両を確保するほか、市内輸送業者、茨城県トラック協会県北支部、茨城県乗用旅客自動車協会等に輸送車両の応援を要請する。調達が困難な場合は、県に対して調達、あっせんを要請する。

各部で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整して配分する。車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部の要員をもって充てる。

防災関係機関からの要請があった時は、待機車両の活用等により可能な限り協力する。
なお、輸送手段が不足する場合は、次の順位で輸送する。

表一輸送手段が不足する場合の車両の優先順位

項目	優先順位	
総括的に優先されるもの	① 人命の救助、安全の確保 ② 被害の拡大防止 ③ 災害応急対策の円滑な実施	
災害発生後の各段階において優先されるもの	第1段階 (災害発生直後の初動期)	① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ③ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者 ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
	第2段階 (応急対策活動期)	① 第1段階の続行 ② 食料、水等生命の維持に必要な物資 ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者 ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
	第3段階 (復旧活動期)	① 第2段階の続行 ② 災害復旧に必要な人員、物資 ③ 生活用品 ④ 郵便物 ⑤ 廃棄物の搬出

2 車両以外の輸送手段の確保

総務部長は、道路・橋梁等の損壊等により車両輸送が困難な場合、又は、著しく緊急性を要する場合等には、車両以外の輸送手段による緊急輸送体制を確保する。

表一車両以外の輸送手段

輸送手段	輸送要請先
航空機(ヘリコプター)	自衛隊、海上保安庁、県、他自治体、その他民間事業者
鉄道	東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)
船舶	大津・平潟漁業協同組合

第2 輸送拠点の確保

実施担当	学習班、農水班
------	---------

1 陸上輸送拠点

学習班は、物資集配拠点を開設し、物資の集配管理等に必要な職員を配置する。
物資集配拠点では、市が調達した物資等のほか、市外からの救援物資の受入れ、仕分け、保管を行うとともに、各担当方面地域の避難所への配送業務を行う。

表一 物資配送拠点予定箇所

対象エリア	設置場所名称	主要アクセス道路
全 域	市役所	国道6号
	生涯学習センター本館・分館	主要地方道27号
花 園	小川区集会所	

2 航空輸送拠点

都市建設部長、教育部長は、臨時ヘリポート予定地から緊急輸送ネットワーク上の適地を選定する。

なお、孤立地区において臨時ヘリポート予定地がない場合は、ホイスト救援拠点を選定する。学習班は、次の措置を行う要員を確保し、ヘリポートの開設、運営を行う。

- ① 離発着場の環境整備（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）
- ② 離着陸地帯及びその運行範囲への立入禁止措置
- ③ 航空機への緊急物資の搬入・搬出

表一 主な臨時ヘリポート予定地

対象エリア	設置場所名称	主要アクセス道路
花園西部	小川区集会所前広場	主要地方道27号
五 浦	北部スポーツ広場	県道155号
	市民病院	
上記以外	市役所 サッカー・ラグビー場	
	消防本部	
	石岡スポーツ広場	主要地方道10号

3 船舶輸送拠点

農水班は、船舶輸送に利用可能な漁港を把握し、必要に応じて、緊急物資の陸揚げ等の環境を確保する。

(1) 係留岸壁の確保

効果的な緊急輸送を行うため、陸揚げ可能な岸壁を調査の上、確保するとともに、緊急物資の一時保管等に必要なヤードを確保するため、ヤード使用者に対し、貨物の移動を命じる。

(2) 支援要員等の確保

船艇等からの緊急物資の陸揚げに必要な人員を確保するとともに、職員を緊急物資の陸揚げ現場に派遣する。

第3 緊急通行車両の確認

実施担当	総務班
------	-----

市が応急対策活動に使用する車両は、知事又は公安委員会に緊急通行車両確認申請書を提出し、標章、証明書の交付を受ける。交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部

位に表示する。

災害応急対策活動用車両として事前に届出を行った車両については、災害時に届出済証を警察署、交通検問所等に提出して標章等の交付を受ける。

第4 緊急輸送道路の確保

実施担当	建設班、高萩警察署、高萩工事事務所、常陸河川国道事務所、東日本高速道路(株)
------	--

1 被害状況の把握

各道路管理者（港湾管理者及び漁港管理者を含む。以下「道路管理者等」という。）及び警察署は、速やかに道路の被害状況を調査し、相互に情報を交換する。特に、緊急輸送道路の被害状況等を迅速に把握し、緊急輸送を行う機関等に情報を伝達する。

また、県、国等の道路管理者等から道路の被害状況、通行可能な道路の情報を収集する。

2 道路の啓開

各道路管理者等は、県建設業協会高萩支部の協力を得て、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保に努め、緊急輸送道路の確保を最優先に啓開作業を開始する。

なお、県建設業協会高萩支部では、市、県、国からの依頼がない場合も、あらかじめ定める協定に基づき、区間ごとの担当業者が道路確保作業を開始する。

3 放置車両対策

各道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合は、区間を指定して運転者等に対して車両の移動等の命令を行う。

また、運転者がいない場合等には、自ら車両の移動等を行う。

4 移動物件等の保管場所の確保

道路啓開により除去する物件等は、仮置場の確保（第3部・第1編・第7章・第4節・第1の「5 仮置場の設置、分別の徹底、収集運搬」及び第2の「4 仮置場の設置、分別の徹底、収集運搬」）に準じて仮置場を確保して保管する。

また、災害対策基本法第76条の6に基づく放置車両の移動を行う場合は、同法に基づく土地の一時使用等の権限を状況に応じて有効活用し、近隣の民地等を仮置場として確保する。

第5 交通規制

実施担当	高萩警察署、消防部、自衛隊、運転者
------	-------------------

1 警察等の措置

(1) 災害応急対策期

① 被災地への流入車両の制限

地震発生直後は、被災地を中心としたおおむね半径30kmの地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

② 高速道路対策

常磐自動車道では、水戸IC以南が計測震度5.0以上、水戸IC以北が計測震度4.5以上の地震が発生した場合、即時通行止めを実施するとともに、通行車両の緊急停止措置を実施する。

③ 緊急交通路の交通規制

災害対策基本法に基づき、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路を指定して、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

本市周辺では、常磐自動車道（常磐自動車道が使用不能の場合は国道6号）が緊急交通路の指定予定路線である。

④ 区域指定による規制

状況により、災害現場及びその周辺の道路全てを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

⑤ 緊急交通路等における警察官等の措置

警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は、直ちに立ち退き・撤去の広報・指示を行う。

また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じる。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官の職務を代行する。

⑥ 広報活動

交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じてドライバーをはじめ居住者等広く住民等に周知する。

(2) 復旧・復興期

① 復旧・復興のための輸送路の交通規制

緊急交通路については、被災地における活動が災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路（復旧、復興関連物資輸送ルート）として運用する。この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

② 災害応急対策期交通規制の見直し

緊急交通路のほか災害応急対策期から実施中の第一次及び第二次交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。

③ 広報活動

復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて住民等への周知を図る。

2 運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

- ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ③ 車両において避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車しエンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。
 - ④ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 避難のために車両を使用しないこと。
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。
- ① 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは道路外の場所
 - ② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときはその指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがあること。

第3節 消防活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動

大規模な災害では、火災、浸水、海上災害などの災害が同時に多発する。これらに対処する要員、資機材、車両等の消防力は限られるため、活動の優先順位、応援隊との分担を決めて的確に配分する必要がある。

また、消火栓の水圧低下による使用不能や、道路通行支障による緊急車両の到着遅れなど、災害発生直後の混乱期には様々な障害があるため、臨機応変に活動する必要がある。

第1 消火活動

実施担当	消防部、消防団、自主防災組織
------	----------------

1 情報収集・伝達

消防部は、119番通報、駆け込み通報、市本部（企画班）の情報、消防団員等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

消防長は、災害の状況を市長及び知事に報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れないよう努める。

2 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則に基づき鎮圧に当たる。速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

表一同時多発火災への対応の原則

原則	内容
避難地・避難路確保	延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火を行う。
重要地域優先	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先する。特に、大規模な津波災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。
市街地火災消火活動優先	大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火を優先し、部隊を集中して消火に当たる。
重要対象物優先	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。
火災現場活動	① 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 ② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。 ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

3 消防団の活動

- ① 出火防止のため、居住地付近の住民に対し出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。出火した場合は、住民と協力して初期消火に全力をあげる。
- ② 情報収集は、分団隊ごとに情報収集担当者を指名し、初動期の火災状況等を団本部又は消防署（分署）に通報する。また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する事象の有無についても、同様とする。
- ③ 消防署隊への応援、道路障害排除等の活動を行う。
- ④ 要救助者の救出、負傷者の応急救護を行い、安全な場所へ搬送する。
- ⑤ 避難情報が出された場合は、地区内の住民に伝達するとともに、他部職員、関係機関と連絡をとりながら住民を避難させる。また、避難場所の防護活動を行う。

4 自主防災組織等による消火活動

(1) 出火防止

住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

(2) 消火活動

住民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し又は単独で地域での消火活動を行うよう努める。

また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。

5 資機材の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

また、市及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第2 救助・救急活動

実施担当	消防部、消防団、建設班、総務班、自主防災組織
------	------------------------

1 情報収集・伝達

消防部は、119番通報、駆け込み通報、市本部（企画班）の情報、消防団員等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

消防長は、災害の状況を市長及び知事に報告するとともに、応援申請等の手続きに遅れないよう努める。

2 救助・救急要請への対応

救助・救急要請が多発する場合、次の点に留意して効果的な対策を講じる。

- ① 救助・救急は、緊急性の高い傷病者を優先し、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせる。
- ② 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に活動する。

3 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、建設班を通じて建設業者等に協力を要請する。

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

また、市及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

4 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

5 後方医療機関への搬送

応急救護所では、トリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じた応急手当を行い、医療機関に搬送する。

消防部は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合を想定し、いばらき消防指令センター等から、各医療機関の応需状況を早期に収集し、救急隊等に伝達する。

重篤傷病者等の搬送については、県防災ヘリコプターを積極的に活用し、搬送体制を確保する。

6 消防団の活動

災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民を指揮し救助・救出活動を行う。消防・警察・自衛隊等が到着した場合は、連携して活動する。

7 自主防災組織等の救助・救急活動

住民・自主防災組織及び事業所等は、自ら居住する区域において、可能な限り消防署・警察署・自衛隊等の救出部隊に協力し、救助・救急活動に参加する。

また、市など防災関係機関から要請された場合は、建設用機械、救出活動用資機材の提供に努める。

第3 消防活動

実施担当	総務班、消防部、消防団
------	-------------

災害時における消防活動を円滑、適切に実施するため、活動体制の整備、危険区域の調査、応援協力体制の確立その他消防活動の実施に必要な事項を定める。

1 消防活動体制の整備

- ① 消防部は、あらかじめ消防活動の円滑な実施体制について十分な計画を樹立しておき、災害時にはその施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、台風、水火災等の災害を防除し、これらの災害による被害の軽減に努める。
- ② 災害のおそれが予測される場合は、消防団長に対し、警戒態勢をとるよう要請する。

2 危険区域の調査及び被害想定図の作成

消防部は、市内における危険地域のうち、おおむね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施を図る。

- ① 住宅密集地帯の火災危険区域
- ② がけ崩れ等の危険区域
- ③ 浸水危険区域
- ④ 特殊火災危険区域（危険物及び放射線関係施設等）

3 火災気象通報

(1) 火災警報の発令

市長は、消防法第22条第3項の規定に基づき、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに火災警報を発令する。

(2) 火災警報の解除

気象状況が平常気象に復したとき又は降雨、降雪等により、火災の危険が少なくなったときは、火災警報を解除する。

第4 水防活動

実施担当	総務班、建設班、農水班、消防部、茨城海上保安部、高萩警察署、高萩工事事務所、土地改良区
------	---

1 水防体制

知事が大北川・花園川の水防警報を発表した場合、総務部長は速やかに市長（本部長）に伝達し、市長は水防活動の指示を消防部及び消防団に伝達する。

表一水防信号

信号	サイレン信号	事項
第1信号	5秒 15秒 5秒 15秒 ○ー 休止 ○ー 休止	水防団待機水位（旧通報水位）に達したことを知らせるもの
第2信号	5秒 6秒 5秒 6秒 ○ー 休止 ○ー 休止	水防関係機関及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	10秒 5秒 10秒 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	1分 5秒 1分 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止	必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを知らせるもの

備考1 信号は適宜の時間継続するものとする。

2 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

2 水防活動

(1) 市

総務班、建設班、農水班、消防部は、震度4以上を観測した場合、ダム、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、又は放流による洪水及び津波による浸水を警戒し、水防に関する通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化する。

水防活動に当たっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察・海上保安・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

(2) 施設管理者

ダム、ため池、堤防、水門等の管理者は、震度4以上を観測した場合、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡する。また、ダム、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。

(3) 県

県は、ダム等が決壊又は決壊が予想され、洪水などの危険があると認めるときには、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、関係機関に伝達し地域住民に周知させる。

3 決壊時の処置

(1) 通報

市長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及びはん濫が予想される方向の隣接市長に通報する。

(2) 警察官の出動要請

堤防等が決壊又はこれに準じる事態が予想される場合、市長は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

第5 海上災害対策活動

実施担当	消防部、茨城海上保安部、大津・平潟漁業協同組合
------	-------------------------

地震のため沿岸海面への油、危険物の流出及び船舶火災が発生した場合、又は津波による船舶の座礁、遭難事故等が発生した場合は、各防災関係機関は、相互に緊密に連携し、被害防止措置等を講じるものとする。

1 流出油等応急対策

沿岸の危険物貯蔵所等の損壊により油等が流出した場合、又はこれに伴う油火災が発生した場合は、相互に緊密な連携のもとに必要な措置を講じ損害の拡大防止又は被害の軽減を図る。

災害が発生した場合は、直ちに関係機関と通報連絡体制を確立し、人命救助、消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保、沿岸住民の安全確保等の応急措置を講じる。

2 海難対策

津波の襲来が予想されるとき、又は津波による船舶の座礁等の海難事故が発生した場合は、防災関係機関が相互に協力し、次の措置を講じる。

(1) 津波の襲来が予想される場合

① 海上保安部署は、次の事項について検討し、船舶の安全対策について適切な措置を講じる。

ア 避難の要否及び時機

イ 船舶の入港禁止

ウ 港内在泊船、修理船等の動静把握及び安全対策

② 避難又はその他の安全対策措置の必要がある場合、海上保安部署は、直ちに次の方法により勧告する。

ア 無線放送

イ 巡視船艇による港内在泊船舶への通報

ウ 県水産試験場漁業無線局、各港湾災害対策協議会等への連絡

(2) 海難事故が発生した場合

海上保安署及び消防部は、水難救済会、その他関係機関と緊密な連携の下に捜索、救助を実施する。

3 海上交通安全の確保対策

海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、海上保安部署、県及び市は、その他関係機関と密接に連携協力して海上交通の安全確保のための措置を講じる。

第4節 応急医療

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も早い医療救護活動を行う。

第1 応急医療活動

実施担当

衛生救護班、病院部、多賀医師会、日立歯科医師会、県薬剤師会高萩支部

衛生救護班は、病院部、多賀医師会、日立歯科医師会、県薬剤師会高萩支部等と連携して、災害医療活動を行う。

1 医療救護班の編成、派遣等

衛生救護班は医療救護対策本部を設置し、病院部、多賀医師会、日立歯科医師会、県薬剤師会高萩支部等と連携して医療救護班の編成・派遣、連絡・調整等、災害時医療の支援・協力を行う。

医療救護班が不足する場合は、災害対策本部の指示の下、県（保健所）や医療関係機関に応援を要請する。

2 医療救護所の設置

衛生救護班は、次の箇所から医療救護所を選定して医療救護班を派遣し、負傷者のトリアージ等を行う。

表一 医療救護所の設置予定場所

① 市民病院駐車場	② 市役所駐車場	③ 中学校	④ その他公共施設
-----------	----------	-------	-----------

3 医薬品等の確保

医療救護所等で使用する医薬品、輸血用血液製剤、医療用資機材は、医療救護班の携行品、県薬剤師会高萩支部への要請にて確保する。

不足する場合は、県に供給を要請する。

第2 後方医療活動

実施担当	衛生救護班、病院部、消防部、県、多賀医師会
------	-----------------------

衛生救護班、病院部、消防部は、県、医療機関等と連携して、後方医療体制を確保する。

1 後方医療機関の確保

医療救護所では対応できない重症者等は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）や県保健医療部現地対策班等の情報に基づき、市民病院をはじめ市内外の病院の状況を踏まえて受入先を確保する。

2 搬送体制の確保

後方医療機関や災害拠点病院（日立総合病院等）への搬送は、消防部が救急車等で搬送する。救急車が不足する場合は、市有車両等で搬送する。

車両での搬送が困難又は緊急の場合は、県にヘリコプターの出動を要請する。

ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係消防機関と協議の上、次の受入体制を確保する。

- ① 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策
- ② 患者の搬送先の離発着場及び受入病院への搬送手配

3 患者等の転院調整

県は、県内外の病院等における患者受入可否についての情報を逐次収集し、各病院等に情報提供する。

病院等は、被災により入院患者に継続して医療を提供できない場合、又は治療困難等により転院が必要な場合、県からの情報提供を活用して病院等間で転院調整を図るよう努める。病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

4 人工透析の供給等

(1) 人工透析の供給

県及び市（衛生救護班）は、人工透析の慢性期患者に対し災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性期患者に対する提供が必要となるため、茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。また、透析医療関係機関は、平常時より事前対策に努める。

病院等は断水等により透析医療を継続できない場合は、災害透析基幹病院や茨城透析医災害対策連絡協議会と調整し、他の病院等へのあっせんに努める。

(2) 人工呼吸法、酸素療法、経静脈栄養療法

県は、市（衛生救護班）、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地区の在宅患者等の状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。

また、経静脈栄養療法、経管栄養剤人工呼吸用酸素等の医薬品が不足する場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業医療・ガス協会等）に供給を依頼するとともに、消防本部と連携して患者の搬送を行う。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合、在宅患者への貸し出し、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料の提供に努める。

(3) 周産期医療

県は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び周産期センター等から周産期医療機関及び小児医療機関の受入状況を把握する。また、保健所及び市の保健師は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防本部への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

患者搬送のコーディネート等については、災害時小児周産期リエゾンを活用する。

5 医療ボランティア活動

(1) 受入体制の確保

災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

(2) 受入窓口の運営

各医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ① ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- ② 県保健医療部現地対策本部との連絡調整
- ③ その他

(3) 医療ボランティアの配置

各医療関係団体は、現地従事に関して県と必要な調整を行う。

(4) 活動内容

表－医療ボランティアの活動内容

職種	活動内容
医師	① 医療救護チームに加わり、医療救護所で診療を行う。 ② 被災地の医療機関において診療を行う。 ③ 後方医療施設において診療を行う。 ④ 避難所等を巡回し診察等を行う。 ⑤ 遺体の検案を行う。 ※ 精神科の医師については②、④の精神科領域を担当
看護師	① 医療救護チームに加わり、医療救護所で診療補助を行う。 ② 被災地の医療機関において診療補助を行う。 ③ 後方医療施設において診療補助を行う。 ④ 避難所等を巡回し診察の補助等を行う。
臨床検査技師	① 被災地の医療機関において診療補助を行う。 ② 後方医療施設において診療補助を行う。 ③ 避難所等において、避難者の血栓症検診等を行う。
診療放射線技師	① 被災地の医療機関において放射線を用いた検査・治療を行う。 ② 後方医療施設において放射線を用いた検査・治療を行う。
理学療法士	① 被災地の医療機関等において理学療法を行う。 ② 後方医療施設等において理学療法を行う。 ③ 避難所等において被災者の健康管理のための運動指導等を行う。
作業療法士	① 被災地の医療機関等において作業療法を行う。 ② 後方医療施設等において作業療法を行う。 ③ 避難所等において被災者の健康管理のための生活指導等を行う。
薬剤師	① 医療救護チームに加わり、医療救護所で調剤業務及び服薬指導を行う。 ② 被災患者の持参薬識別と必要に応じた医師への代替薬の提案を行う。なお、薬を滅失した被災患者からは、聞き取り情報等により、服用薬の特定を行う。 ③ 医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。 ④ 避難者等の健康相談（一般用医薬品の服用に係る相談等）を行う。 ⑤ 避難所等において、環境検査、飲料水の検査等の衛生管理を行う。 ⑥ 被災地等において、消毒方法等の防疫指導を行う。
保健師	避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護チームに連絡する。
助産師	避難所等において母子の健康指導・育児相談等を行う。
栄養士	避難所等を巡回し、給食の管理や被災者の栄養指導を行う。
歯科医師	避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。
歯科衛生士	避難所等を巡回し、被災者の歯科診療の補助、口腔ケア指導等を行う。
歯科技工士	避難所等において歯科医師の指示を受け歯科技工物の簡易な修理等を行う。
精神保健福祉士	被災地の精神科病院、精神障がい者福祉施設等において精神障がい者の相談・援助を行う。
臨床心理士	① 避難所等を巡回し、被災者の心の相談を行う。

職種	活動内容
	② 市、県が設置する心の相談窓口において相談を行う。 ③ 災害対策要員のメンタルケアを行う。
あん摩マッサージ指圧師	避難所等において、あん摩マッサージ指圧の施術を行う。
はり師	避難所等において、はりの施術を行う。
きゅう師	避難所等において、きゅうの施術を行う。

第3 健康維持活動

実施担当	衛生救護班、多賀医師会、日立歯科医師会、日立保健所
-------------	---------------------------

1 巡回医療等

衛生救護班は、医師会や歯科医師会等と協力して、診療可能な医療機関の情報を整理し、広報する。

また、必要に応じて避難所等に救護所を設置し、メンタルケア等を含めた巡回医療を行う。

2 災害疾病対策

衛生救護班は、県（保健所）等と協力して、エコノミークラス症候群等の予防のため、被災者への啓発や指導を行う。

第5節 危険物等災害防止対策

地震による危険物等施設の損壊を早期に発見することは、その後の二次災害を防止あるいは軽減することにつながる。したがって、危険物等取扱事業所は、地震後速やかに、施設を点検する必要がある。

また、危険物施設等が損傷した場合、危険物の流出等により二次災害が発生することがあるため、危険物等取扱事業所と消防本部等が連携して、危険物防除や避難対策等を円滑に行う必要がある。

第1 危険物等流出対策

実施担当	消防部、広報班、危険物等取扱事業所
-------------	-------------------

地震により危険物施設等が損傷し、河川、海域等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合は、次の対策により、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

1 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、市等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

2 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

3 市の対応

消防部は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

4 周辺住民への広報

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに市、県、防災関係機関に必要な広報を依頼する。

広報班は、災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

第2 石油类等危険物施設の安全確保

実施担当	消防部、危険物等取扱事業所
------	---------------

1 事業者の措置

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施し、
また、被害状況等については消防本部、警察署に速やかに報告する。

2 市の措置

消防部は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。
また、被害状況を県に報告し、対応が困難な場合には応援を要請する。

第3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

実施担当	消防部、液化石油ガス販売事業者、火薬類取扱事業所、高圧ガス取扱事業所
------	------------------------------------

1 防災活動の実施

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は、地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

2 災害情報の収集

県及び県高圧ガス保安協会は、地震発生時には被災事業所と密接な連携を図りつつ、被災情報の収集に努めるとともに、関係機関等に対し速やかに情報を伝達する。
消防部は災害情報収集に協力し、県に報告する。

3 高圧ガス取扱施設及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制の活用

県及び県高圧ガス保安協会は、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業所間

の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。

第4 毒劇物取扱施設の安全確保

実施担当	消防部、高萩警察署、毒劇物取扱施設の管理者
-------------	-----------------------

1 施設の調査

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンク及び配管に異常がないかどうか点検を行う。

施設外への毒物又は劇物の流出等をおこすおそれがある場合、又は流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防本部に連絡する。

2 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導

消防部は、毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

また、警察署と協力の上、住民への広報活動及び避難誘導を行う。

3 流出等のあった毒劇物の処理

県は、市から毒物又は劇物の流出等の連絡を受けた場合、市（消防部）と連携を図り、毒物又は劇物の中和、希釈等の応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。

第5 二次災害の防止活動

実施担当	消防部、県、水戸地方气象台、危険物等施設の管理者、県高圧ガス保安協会、高圧ガス及び火薬類の取扱責任者、毒劇物取扱施設の管理者
-------------	--

降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じる。危険物施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行うものとする。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

特に津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。

第6 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策

実施担当	総務班、都市班、環境班、建築物等の所有者又は管理者、事業者
-------------	-------------------------------

建築物等への被害があり、有害物質の漏えいが懸念される場合は、有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

建築物等の倒壊・損壊により石綿の飛散が懸念される場合は、石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策について「災害時における石綿飛散防止に係るマニュアル」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行う。

第6節 燃料対策

災害時においても、市役所庁舎や重要施設の自家発電設備用燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を迅速・的確に実施する。

第1 連絡体制の確保と情報の収集

実施担当	総務班、商工班、石油協同組合北茨城支部
------	---------------------

1 連絡体制の確保

総務班は、災害発生直後、連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

2 給油所の被災状況、燃料の調達の状況の確認

商工班は、県石油協同組合北茨城支部を通じ、組合加盟給油所の被災状況や燃料の調達の状況等について確認を行う。

第2 重要施設への燃料の供給

実施担当	総務班
------	-----

総務班は、市役所庁舎や重要施設の燃料の備蓄が不足し、電力等の供給が滞る可能性がある場合には、県に対し、燃料供給を要請する。

第3 災害応急対策車両への燃料の供給

実施担当	総務班、商工班、石油協同組合北茨城支部
------	---------------------

1 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

総務班は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油協同組合北茨城支部に対し、あらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

2 「災害時緊急給油票」の発行

総務班は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

3 緊急車両への燃料の供給

災害応急対策車両専用・優先給油所は、災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。

なお、災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールに従い給油を受けるものとする。

第4 住民への広報

実施担当	広報班
------	-----

広報班は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、住民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第5章 被災者生活支援

第1節 被災者の把握等

第1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

実施担当	市民班、教育部各班、調査班、自治会、自主防災組織
------	--------------------------

1 避難所での登録

避難所に入所する住民等に避難者名簿（カード）を配布し、各世帯単位での名簿への記入を依頼する。また、避難者名簿を回収して避難者収容記録簿を作成し、災害対策本部に報告する。なお、避難所開設期間を通じて避難者の入退所を管理する。

2 避難者等の調査の実施

(1) 調査体制の整備

市は、救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者にかかわる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

また、在宅避難者についても対象とする。

① 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部局の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。また、在宅避難者については、各自治会を巡回して自治会長等が把握している在宅避難者等の情報を収集する。

② 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておく。

(2) 調査の実施

調査班は、上記（1）に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

3 調査結果の報告

市は、調査結果を統括し、救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について、県に対し調査結果を報告する。

第2 被災者台帳の作成

実施担当	総務班、調査班、市民班、福祉班
------	-----------------

市は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を積極的に作成するものとする。

被災者台帳には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- | | | | |
|-------------------------------|------------|------|----------|
| ① 氏名 | ② 生年月日 | ③ 性別 | ④ 住所又は居所 |
| ⑤ 住家の被害その他被害の状況 | ⑥ 援護の実施の状況 | | |
| ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 | | | |
| ⑧ その他内閣府令で定める事項 | | | |

また、次のいずれかに該当すると認められるときは、被災者台帳の情報を利用し、又は提供するものとする。

- | |
|--|
| ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 |
| ② 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で情報を内部で利用するとき。 |
| ③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で利用するとき。 |

第3 罹災証明書の交付

実施担当	調査班、消防部、都市班、広報班
------	-----------------

1 罹災証明書の交付体制の整備

- ① 調査班は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。
- ② 市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとするほか、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- ③ 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の調査班・消防部と応急危険度判定担当の都市班とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。
- ④ 市は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県に対して支援を要請する。

2 罹災証明書の発行

罹災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋の罹災証明書を発行する。なお、罹災証明書を効率的に発行するために導入した被災者生活再建支援システムの運用体制を事前に確保しておくものとする。

3 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。

申し出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じて罹災台帳を修正し、罹災証明書を発行する。

4 罹災証明に関する広報

罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

第2節 避難生活の確保、健康管理

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、安全な避難所に収容することにより、当面の居所を確保する必要がある。

また、被災者の生活支援にかかわる対策については、被災者状況を十分に把握しそれに基づいた対策が必要であることから、被災者の把握に関わる業務を積極的に行う。

市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める。また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

なお、避難所の開設に当たっては、適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市に対して協力を求める。

第1 避難所の開設

実施担当	教育部各班、福祉班、避難所施設の管理者
------	---------------------

市内で災害が発生した場合、災害が発生するおそれがある場合、又は本部長が必要と認めた場合、指定避難所の開設を判断する。

1 避難所の設置

- ① 市は、発災時に必要に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。
- ② 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設する。
- ③ 災害の想定等により必要に応じ、周辺市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を周辺市町村に設けることとする。
- ④ 要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地・国有財産の活用や旅館・ホテル等を避難所として借上げ、実質的に福祉避難所とし

て開設するなど、多様な避難所の確保に努める。

- ⑤ 市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。
- ⑥ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

2 避難所の開設

福祉班、教育班、学習班は、発災時に必要に応じて指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

勤務時間内は、施設の管理者や勤務職員が施設を点検し、避難所を開設する。

勤務時間外は、教育部が職員を派遣して施設を点検し、避難所を開設する。また、学校等については、緊急対応職員（教職員）が担当する。

(1) 対象者

- ① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ② 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- ③ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(2) 設置場所

- ① 避難所としてあらかじめ指定している施設
- ② 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

(3) 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の同意を含む。）を受ける。

3 避難所の初期運営

教育部の複数の職員（うち1人を責任者として指名、以下「避難所運営職員」という。）を派遣し、避難所を開設した職員等と交代して業務を引き継ぐ。

4 避難所開設の要請

市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

5 県への報告等

避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| ① 避難所開設の目的 | ② 箇所数及び受入人員 | ③ 開設期間の見込み |
|------------|-------------|------------|

第3 避難所の運営管理

実施担当	教育部各班、自治会、自主防災組織
------	------------------

1 避難所運営体制の確立

避難所運営職員は、自治会、自主防災組織等の住民組織のリーダーからなる避難所運営委員会を立上げ、避難者の自主運営体制を確立する。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて、以下のような男女のニーズの違い等男女双方の視点や避難所の安全性の確保に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、周辺市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

(1) 男女双方の視点

- ① 女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等
- ② 生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配付

(2) 避難所の安全性の確保

巡回警備や防犯ブザーの配布

(3) 感染症対策

感染症対策として、避難所のレイアウトや導線等に十分に配慮するとともに、感染症発生が発生した場合の対策を含め、必要な措置を講ずるよう努める。

表一 避難所運営担当者の主な役割

避難所運営委員会	職員
① 避難者名簿の配布、回収	① 災害対策本部との連絡
② 運営方法、生活ルール決定	② 施設管理者、ボランティアとの調整
③ 食料・物資の配布	③ 食料・物資の受入れ、在庫管理
④ 避難者の要望等の取りまとめ	④ 避難者の入退所、運営等の記録
⑤ 避難者への連絡	
⑥ 生活秩序の維持・管理	

2 避難スペースの設定

避難所運営職員は、自治運営を考慮して自治会等の単位で居住スペースを設定する。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等に配慮し、暖かい場所、トイレに近いスペースなどは要配慮者に優先して確保する。

3 所内事務室の開設

避難所運営職員は避難所内に事務室を開設し、避難所運営の拠点とする。事務室には要員を常時配置する。事務室には、避難所の運営に必要な用品を準備する。

また、避難所の運営状況について避難所運営記録を作成し、1日に1度本部へ報告する。

4 食料・物資の供給

避難所運営職員は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を本部に請求する。食料、物資等を受け取ったときは、避難所運営委員会、ボランティア等との協力により避難者に配給する。

5 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図る。

- ① 自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力
- ② 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力
- ③ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- ④ 要配慮者への配慮
- ⑤ プライバシーの保護
- ⑥ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

6 福祉避難所における支援

(1) 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障がいの種別によっては、指定避難所内の一般避難スペースでは生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、必要に応じて福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備するよう努める。

(2) 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備されているもの等を指定する。また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

(3) 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

(4) 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者等へ配慮する。

(5) 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設する。

(6) 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ① 避難者名簿（名簿は随時更新する。）
- ② 福祉避難所開設の目的
- ③ 箇所名、各対象受入人員（高齢者、障がい者等）
- ④ 開設期間の見込み

(7) 福祉避難室の開設

状況によっては、福祉避難所以外の指定避難所についても、施設の一部の部屋等を要配慮者用の「福祉避難室」として開設する。

第4 避難所等における生活環境の整備

実施担当 教育部各班、市民福祉部各班、衛生救護班

1 避難所等における生活環境の維持

- ① 市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。
- ② 被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- ③ 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- ④ 災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努める。
- ⑤ 避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努める。
- ⑥ やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- ⑦ 避難所運営に当たっては、市避難所運営マニュアル及び県で策定した「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」や「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針」等を参考に運営を図る。

2 対象者に合わせた場所の確保

市は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて市は福祉避難所を設置する。

3 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

衛生救護班は、新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがいや咳エチケット、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

表一 避難所設備

① 畳、マットカーペット、簡易ベッド	② 間仕切り用パーティション
③ 冷暖房機器	④ 洗濯機・乾燥機、洗濯干し場
⑤ 仮設風呂・シャワー	⑥ テレビ・ラジオ
⑦ 簡易台所、調理用品	⑧ 仮設トイレ
⑨ その他必要な設備・備品	

4 保健衛生

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

避難所運営職員は、避難所運営委員会、保健師、ボランティア等と協力して避難所の衛生対策を行い、居住環境の保持に努める。避難所運営委員会は、ゴミ捨てや清掃ルールを定め、定期的に避難者で清掃を行う。また、食中毒の予防のため、食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

5 入浴対策

ホテル、旅館等の入浴施設を確保して入浴計画を策定し、送迎バスの手配等を行う。また、県に対して、入浴温水シャワー設備を所有する事業者等へ協力を要請する。

6 要配慮者の把握・配慮

福祉班は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。

日常生活を営む上でハンディを負う人々にとって、避難所での生活ができる限り支障の少ないものとなるよう、要配慮者専用スペース、間仕切り、簡易ベッド等の確保を行う。

また、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備するよう努め、必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所等を行うなど、支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につながるための連携や調整を行う。

7 健康管理対策

(1) 被災者の健康状態の把握

避難所運営職員は、インフルエンザ等の予防のため薬品を確保し、手洗い、うがいを励行するほか、衛生救護班と連携して避難者の健康対策を実施する。

市は、状況に応じて医師及び保健師等で構成するチームを編成し、「茨城県災害時保健活動マニュアル」に基づく健康ニーズの把握や継続治療、生活不活発病等の二次的疾患の予防など、フェイズに応じた活動を実施する。また、活動で把握した内容や問題等は、災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載するほか、チームカンファレンスにおいて情報の共有と効果的な処遇検討に努める。

(2) 避難所の感染症対策

衛生救護班は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。

また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。

なお、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難者の過密抑制や、ホテルや旅館等の活用等を含め、平常時から総務課と健康づくり支援課が連携して検討するよう努める。

8 精神保健、心のケア対策

市、県、保健所等は、連携して心のケア活動を実施する。

(1) DPATの派遣要請

市は、必要に応じてDPATの派遣を県に要請する。DPATは、巡回相談チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療に当たるとともに、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、地域の被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。

(2) 精神保健医療体制

① 市及び保健所は、連携して次のことを実施する。

ア フェイズ1～2

心の健康相談、DPA Tによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時DPA Tとの同行訪問

イ フェイズ3（近隣の精神科医療機関による診療再開）

継続的な対応が必要なケースの把握、対応、DPA Tへの情報提供

ウ フェイズ4

a 仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問）

b PTSD（心的外傷後ストレス障がい）への対応

② 市及び保健所は、特に、心理的サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

(3) 市における災害時のこころのケアへの対応

① 災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障がい、ASD）やPTSD（心的外傷後ストレス障がい）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。

② ハイリスク者の把握

災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対して、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行う。

③ ハイリスク者の対応

医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているDPA Tの医師等に相談する。また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげる。その後も継続して支援する。

9 集団生活に配慮した避難所環境づくり

避難所では、限られた空間で多くの人が集団生活をする事となるため、被災者同士のプライバシーや、特に女性の安全・安心が守られるよう配慮を行うとともに、避難所内外での作業や家事等の負担が女性へ集中することがないように適正な分担を行う等、被災者が公平に作業を行える環境づくりに努める。

表一女性に対する配慮の例

○ 間仕切り（一人暮らしの女性、高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等）の設置
○ 男女別の更衣（又は化粧）スペースの設置
○ 女性用洗濯物の干し場の確保
○ 授乳スペース・育児スペースの確保
○ 女性や子どものための相談窓口の設置
○ その他必要な事項

表一被災者が行う作業の例

○ 食事の準備や片づけ	○ 物資の配布等
○ 共有スペースやトイレの掃除	○ ゴミの処理
○ 行政との連絡	○ 防犯（見回り）
○ イベントの企画及び開催	○ 家の後片づけ等の復旧作業
○ その他必要な作業	

10 その他避難所生活環境に関する配慮事項

市は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成28年4月改定）」に基づき、食物アレルギーに配慮した食料の確保、被災者への情報提供、相談窓口の設置、防火・防犯対策、一定期間経過後の食事の質の確保など必要な対策の実施に努める。

11 在宅避難

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（自宅、車中泊、テント泊等）に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

12 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村において一時的な滞在有の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、当該市町村長と協議する。

また、県外の他市町村における一時的な滞在有の必要があると認めるときは、知事に対して当該都道府県知事と協議することを求める。

第5 避難所の閉鎖

実施担当	教育部各班
------	-------

閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対して閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をする。学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

第3節 ボランティア活動の支援

近年、ボランティア活動が活発になり、公平さを基本とする行政では対応しにくい被災者からのニーズに対して、きめ細かな対応が可能な災害ボランティアやNPOの活躍が広がっている。このため、ボランティアの活動環境を早期に確立し、被災地の早期復旧を推進する。

第1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営

実施担当	北茨城市社会福祉協議会
------	-------------

1 受入体制の確保

災害発生後直ちに、市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入体制を確保する。

2 「受入窓口」の運営

市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は、次に示すとおりであり、県社会福祉協議会が運営するボランティア支援本部と綿密な連携をとりながら行う。

- ① 市及び関係機関からの情報収集
- ② 被災者からのボランティアニーズの把握

- ③ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ ボランティアの受付
- ⑤ ボランティアの調整及び割り振り
- ⑥ 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ⑦ 必要に応じて、ボランティア支援本部への応援要請
- ⑧ ボランティア保険加入事務
- ⑨ 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- ⑩ その他被災者の生活支援に必要な活動

第2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能

実施担当	福祉班、北茨城市社会福祉協議会
------	-----------------

1 ボランティア「担当窓口」の設置・機能

福祉班は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」を開設し、コーディネートを担当する職員を配置し、市と災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

2 ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティア「受入窓口」において、ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- ① 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ② 避難生活者の支援（水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介助等）
- ③ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介助、食事・飲料水の提供等）
- ④ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- ⑤ その他被災者の生活支援に必要な活動

3 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、ボランティアの活動拠点（地域福祉交流センターを予定）を提供するなど、その支援に努めるほか、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する

4 ボランティア保険の加入促進

福祉班は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進するとともに、ボランティア保険の助成に努める。

第4節 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達

被災者の不便で不安な生活を支援するには、きめこまやかで適切な情報提供が必要となるほか、多種多様な悩みに対応する必要がある。

また、高齢者、外国人、障がい者等多様な要配慮者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、積極的にコンタクトをとることが重要である。

第1 ニーズの把握

実施担当	広報班、市民班、福祉班、教育部各班、北茨城市社会福祉協議会、民生委員・児童委員
------	---

1 被災者のニーズの把握

広報班、市民班は、避難所運営職員、避難所運営委員会、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、被災者等のニーズを収集、集約する。

なお、必要に応じて被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けてニーズの把握に当たる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

2 要配慮者のニーズの把握

福祉班は、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等の巡回訪問を通じて、自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障がい者等のケアニーズを把握する。

また、各種サービスを早期に確保するとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努める。

- ① 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- ② 病院通院介助
- ③ 話し相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡

第2 相談窓口の設置

実施担当	各部
------	----

1 総合相談窓口の設置

市民班は、被災者からのニーズ把握、各種支援策の手続きや相談に対応するため、災害総合相談窓口を設置する。

各部は担当職員を配置するほか、弁護士、建築士、税理士、関係団体、業界団体及び語学ボランティアに協力を要請する。

表一 相談項目と担当

設置場所	本庁舎 1階	
担 当	市民班	開設・調整業務
	総務部	罹災証明、税の減免、法律相談、分掌の明らかでない事項等
	市民福祉部	安否情報の照会、遺体の埋葬許可、高齢者・障がい者・外国人等の問題、生活再建支援金等
	環境産業部	救援物資、雇用問題、農林水産業・中小企業の再建、廃棄物・環境衛生等
	水道部	給水、上水道の復旧
	都市建設部	建物・宅地の応急危険度判定、道路・下水道・住宅等の対策
	教育部	教育相談、文化財
	消防部	火災証明

2 臨時相談所の設置

市民班は、必要と認める場合は、避難所、市民サービスセンターに臨時住民相談所を開設し、各種手続き、相談、要望、苦情などの対応を行う。

3 被災者への情報伝達

広報班は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等それぞれに配慮した伝達を行う。

(1) テレビ、ラジオの活用

県内のラジオ局等の協力を得て、被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障がい者のために文字放送による情報の提供に努める。

(2) インターネットメールの活用

インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

(3) インターネットの活用

市ホームページやSNS等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) FAXの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、FAXを活用した生活情報の提供を行う。

(5) 災害ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借りるなどの措置を講じ、災害ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

(6) 情報紙、広報紙の発行

住民への提供情報を集約し、災害に関する情報をまとめた情報紙や広報紙を発行する。印刷を迅速に行うため、印刷業者との連携を図る。

(7) 立看板、掲示板の設置

避難所等に立看板や掲示板を設置し、各種情報を提供する。

4 安否情報の提供

- ① 市民班は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努める。
- ② 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとするとともに、安否情報の提供に当たっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 生活救援物資の供給

救援物資は、被災者や避難者の年齢、健康状態等を把握して必要な品目と数量を確保する必要がある。また、全国から寄せられる救援物資は多種多様で、仕分け等が負担となるため、募集方法や受入体制に注意を要する。

なお、受援体制については、北茨城市災害時受援マニュアルによるものとする。

第1 食料の供給

実施担当	商工班、教育部各班、人事班、総務班
-------------	-------------------

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

1 需要の把握

商工班は、教育部各班、人事班等と連携し、食料供給が必要な対象者、供給先を把握する。

表－食料供給の対象者

- | |
|---|
| ① 避難所に収容された者
② 住家の被害によって炊事のできない者
③ 災害による流通支障等で食料を得られない者 |
|---|

2 食料の供給

商工班は、農水班と連携して、食料を調達し、避難所等に供給する。

(1) 食料の調達

災害発生当初は市の備蓄食料で対応し、不足する場合は、食料品業者、協定団体、県などから次のものを調達する。

表－食料の品目

パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等
--

災害救助法が適用され、炊き出し用の米穀が必要な場合は、知事を通じて農林水産省政策統括官に、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付総食第113号総合食料局長通知）」に基づく応急用米穀の緊急引渡しを要請する。

(2) 食料の搬送

供給先の避難所まで、調達先の業者等に要請する。

ただし、調達先が輸送できない場合や、物資配送拠点までの搬送となる場合は、運送業者等に搬送を要請する。

(3) 県への要請

市は、災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する食料が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な食料の供給について必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

3 食料の配布

避難所に搬送された食料は避難所運営職員が受領し、避難所運営委員会等が被災者等に配布する。

4 炊き出し

避難者から要望があった場合、市は、炊き出し用の燃料、調理器具、調味料等を、学校等の調理室や市内の取扱業者等から調達し、避難所運営委員会等の協力を得て炊き出しを行う。また、炊き出し拠点となる複合防災センターの設備を活用し、避難所への食事の配布を実施する。なお、炊き出しを行う際は、食品衛生管理に十分注意するよう指導し、食中毒の防止を図る。

5 孤立状態被災者への供給

交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水の円滑な供給に十分配慮する。

第2 生活必需品の供給

実施担当	商工班、人事班、総務班、教育部
------	-----------------

被災者の生活維持に必要な生活用品等を調達し、避難所等に供給する。

1 需要の把握

商工班は、教育部、人事班等と連携して、生活必需品供給の対象者数、供給先を把握する。

表一生活必需品の供給対象者

住家の被害が全半壊（焼）、流出、床上浸水等であって、被服、寝具その他生活上必要な日用品等を喪失し、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 生活必需品の供給

商工班は、生活必需品を調達し、避難所等に供給する。

(1) 生活必需品の調達

災害発生当初は市の備蓄品で対応し、不足する場合は流通・小売業者、協定団体、県などから次のものを調達する。

表一生活必需品の品目

① 寝具 毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切り等
② 日用品雑貨 石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ等
③ 衣料品 作業着、下着、靴下、運動靴、雨具等
④ 炊事用具 鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等
⑤ 食器 箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等
⑥ 光熱材料 発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等
⑦ その他 ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋等

(2) 搬送

供給先の避難所まで、調達先の業者等に要請する。

ただし、調達先が輸送できない場合や、物資配送拠点までの搬送となる場合は、運送業者等に搬送を要請する。

(3) 時宜を得た物資の調達

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

3 生活必需品の配布

避難所に供給された物資は避難所運営職員が受領し、避難所運営委員会等が被災者等に配布する。

4 孤立状態被災者への供給

交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

第3 救援物資の募集・受入れ

実施担当	学習班
------	-----

1 救援物資の募集

救援物資の募集に当たっては、円滑な仕分けや配送ができるように協力を求めることとし、次の点に留意する。

- 不足する救援物資の募集を、広報班を通じてホームページや報道機関等を活用して広報する。
- 受入対象は、原則として企業、団体等の大口のものとする。
- 必要とする物資の内容、量、送付方法（梱包時の品名の表示等）などを明らかにする。
- 物資が充足した時点で募集を打ち切り、その旨を広報する。

2 応募の受付

救援物資の応募者を受け付けて登録し、必要とする時期に市からの要請に基づいて発送する体制とする。

3 救援物資の集積・配送

救援物資は、物資配送拠点※（候補施設：市役所、生涯学習センター本館・分館、小川区集会所）に受入れ、ボランティア等の協力を得て仕分け、管理等を行う。また、運送業者を確保して避難所等へ配送する。

被災者等への配布は、生活必需品の配布に準ずる。

※茨城県地域防災計画では、市が設置する「物資配送拠点」を「地域内輸送拠点」という。

第4 応急給水の実施

実施担当	水道部
------	-----

1 給水需要の把握等

断水の状況を調査し、給水需要を把握する。

なお、地震発生当初は、病院、救護所等の重要施設への給水を行うため、住民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とし、住民にその旨を周知する。

2 給水源の確保

速やかに補給給水源の確保を図るほか、市内事業所等の所有する井戸からの供給協力を得る。

また、関係各部・機関に協力を要請し、耐震性貯水槽、小・中学校プール、受水槽、防火水槽等を補給給水源として利用する。

井戸、プール、河川等の水を飲用しなければならない場合は、それらの水源を浄水処理した水の飲用の適否を検査する。必要に応じて、県に検査の実施を要請する。

なお、目標給水量は次のとおりとする。

表一 応急給水量等の目標設定

災害発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬距離	主な給水方法	備考 (水用途)
災害発生～3日まで	30ℓ/人・日	おおむね1 km以内※1	拠点給水（耐震性貯水槽等）運搬給水を行う。	飲料等
7日※2	20～30ℓ/人・日※3	おおむね250m以内	配水本管付近の消火栓等に仮設給水栓を設置して、仮設給水を行う。	飲料、水洗トイレ、洗面等
14日	被災前給水量（約250ℓ/人・日）	おおむね10m以内	宅内給水装置の破損により断水している家屋等において仮設給水栓及び共用栓等を設置して、仮設給水を行う。	

(注1) 医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、地震発生直後から確保する。

(注2) 目標水量、水運搬距離は、当該地区での井戸水使用等の水確保手段、地形などの条件にできるだけ配慮する。

※1 おおむね1 km以内としているが、住民の水運搬労力の軽減を考慮してできる限り短縮することが望ましい。

また、住民等に対して日常から水の備蓄等呼びかけ、応急給水を確保する。

※2 7日目以降は必要に応じてさらに仮設給水栓を設置し、住民の水運搬距離を短縮し応急給水を充実する。

※3 目標水量は、飲料、洗面等の使用水量として20ℓ/人・日とし、これに水洗トイレ(1～2回/人・日程度)の使用水量を見込む場合は30ℓ/人・日とした。20ℓ/人・日とする場合、水洗トイレの水量は、風呂の貯めおき水や河川水等水道以外で確保する。

3 医療機関、福祉施設等への優先給水

病院、診療所及び人工透析医療施設等の医療機関、社会福祉施設等へは優先的に給水するとともに、応急供給計画をたてて継続的に給水する。

4 給水方法

応急給水所の設定による拠点給水方式を原則とする。ただし、断水区域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による方法をとる。

① 応急給水所（拠点）は、原則として、避難所となる学校等とする。なお、断水区域が一部の場合は、状況に応じて、公園等に応急給水所を設定する。

② 応急給水所への輸送は、市の給水車の他、トラック協会への要請等により行う。

必要な機材は、市が備蓄する給水タンク、ポリタンク、小型水中ポンプ等のほか、県企業局、他市からの派遣部隊のものを使用する。

③ 給水の場所、時間、給水量、方法等を住民に周知する。

④ 応急給水所（拠点）では、避難所運営委員会、自治会、自主防災組織等の協力を得て、被災者が自ら持参する容器に給水する。

なお、自ら容器を持参できない場合は、近隣、自主防災組織等に対する援助・相互融通の要請、又は市が備蓄するポリタンク等の貸与により対処する。

⑤ 飲料水の運搬が困難な要配慮者や中高層住宅の住民等については、地域の自主防災組織やボランティアに運搬の支援を要請する。

5 検査の実施

水道部は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請する。

第6節 要配慮者の安全確保対策

高齢者、障がい者等の要配慮者は、自力で避難できずに自宅に取り残されたり、避難所生活による精神的・体力的負担から健康を害するおそれがある。視聴覚や音声・言語機能の障がいからの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な又は不安な状態に置かれることとなる。このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、避難所でのケアや福祉施設等への受入れを円滑に行うものとする。

また、在宅や避難所で生活する要配慮者への安全確保対策を的確に行えるよう、状況把握を早期に行うとともに、要配慮者に対する応急救助活動の実施に当たっては、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する必要がある。

第1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

実施担当

福祉班、総務班、商工班、消防部、北茨城市社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者、各ライフライン事業者

1 社会福祉施設への災害情報及び指示の伝達

福祉班、総務班は、社会福祉施設に対して緊急通報装置、電話、FAX、インターネット等、災害時に利用可能な通信手段で災害情報や避難情報等を伝達する。また、災害発生後の対応等について、明確な指示を伝達する。

2 救助及び避難誘導

社会福祉施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

福祉班は、社会福祉施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及び近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

3 搬送及び受入先の確保

社会福祉施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。消防部は、施設等管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入先を確保する。

4 食料、飲料水、生活必需品等の調達

社会福祉施設等管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。

商工班は、施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

5 介護職員等の確保

社会福祉施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設、市等に対し応援を要請する。

福祉班は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

6 巡回相談の実施

福祉班は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、市社会福祉協議会、近隣住民（自主防災組織）・ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

7 ライフラインの優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

第2 在宅要配慮者に対する安全確保対策

実施担当

福祉班、商工班、北茨城市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、在宅サービス事業者、ボランティア組織

1 安否確認、救助活動

福祉班は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、民生委員・児童委員、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。

特に、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各要支援者に関する個別避難計画に基づく適切な避難支援を実施する。

2 搬送体制の確保

福祉班は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

3 要配慮者の状況調査及び情報の提供

福祉班は、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

4 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

商工班は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、福祉避難所の食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者等へ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

5 保健・医療・福祉巡回サービス

福祉班、衛生救護班は、医師、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等の巡回訪問を通じて、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

6 保健・医療・福祉相談窓口の開設

衛生救護班は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

7 DWATの派遣要請

市は、必要に応じてDWATの派遣を県に要請する。

第3 外国人に対する安全確保対策

実施担当	福祉班、広報班、市民班、北茨城市国際交流協会、高萩警察署、自主防災組織、ボランティア組織
-------------	--

1 外国人の避難誘導

福祉班、広報班は、県及び県国際交流協会を通じて語学ボランティアに協力を要請し、広報車や防災行政無線などを活用して多言語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2 安否確認、救助活動

市民班は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

3 情報の提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

福祉班、広報班は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力、外国人に配慮した継続的な生活・防災・気象情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

広報班は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して多言語による情報提供に努める。

(3) 県や観光施設・宿泊施設などと連携した外国人旅行者に対する情報の提供

広報班は、外国人旅行者に対して、災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進など、県や観光施設・宿泊施設などと連携を図る。

4 外国人相談窓口の開設

広報班は市国際交流協会と連携し、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第7節 応急教育・応急保育

学校等は、児童生徒等の安全を確保するとともに、教育活動・保育活動の早期再開に向けた活動が必要となる。しかし、学校等は避難所として利用されるため、教職員等の避難所運営への協力が求められる。

このため、早期に避難所の自主運営体制を確立し、教育の再開を促進することが重要である。

第1 児童生徒等の安全確保

実施担当	教育班、福祉班、校長等
------	-------------

教育班及び校長等は、相互に協力して以下の措置を講じることにより児童生徒等の安全を確保する。また、福祉班は、保育所（園）においても同様の措置を講じて園児の安全を確保する。

1 情報等の収集・伝達

- ① 教育班は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、校長等に対し、災害に関する情報を迅速、的確に伝達し、必要な措置を指示する。
- ② 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
なお、児童生徒等への伝達は、混乱の防止に配慮する。
- ③ 校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市本部に報告する。
- ④ 市、学校等は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努め、情報の連絡方法や伝達方法を定めておく。

2 児童生徒等の避難等

(1) 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断して屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。

(2) 避難の誘導

校長等及び教職員は、児童生徒等の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

なお、状況により校外への避難が必要な場合は、市その他関係機関の指示及び協力を得て行う。

(3) 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じて通学区域毎の集団下校又は教員による引率等の措置を講ずる。

なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

(4) 校内保護

校長等は、災害の状況に応じて児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努める。この場合、速やかに県や市に対して児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続する。

なお、通信網の遮断等を想定した児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。

(5) 保健衛生

市、学校等は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

また、校長等は、建物内外の清掃等、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずる。

第2 応急教育

実施担当	教育班、私立学校設置者
------	-------------

教育班及び私立学校設置者は、相互に協力し、教育施設等を確保して教育活動を早期に再開する。

1 教育施設の確保

- ① 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- ② 校舎の被害は相当に大きいが一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業を行う。
- ③ 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- ④ 校舎が全面的な被害を受け復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用又は他の学校等の一部を使用し授業を行う。
- ⑤ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- ⑥ 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

2 教職員の確保

- ① 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- ② 教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

3 教科書・学用品等の給与

- ① 災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又は損傷し、就学上支障をきたしている学校等及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品等を給与する。
- ② 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

4 避難所との共存

避難所となる学校等については、次の措置を講ずる。

- ① 学校等を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位（体育館→教室等）を協議する。
- ② 避難所運営職員、学校等教職員、避難所運営委員会と災害時の対応を協議する。
- ③ 避難所に指定された学校等は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- ④ 学校等は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- ⑤ 指定避難所に指定されていない学校等においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、指定避難所と同様の対応ができるよう努める。

5 学校給食

学校再開に合わせ、速やかに関係機関と協議し応急給食を実施する。特に、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

第3 応急保育

実施担当	福祉班
------	-----

福祉班は、保育所（園）の被害状況を把握し、既存施設において保育ができない場合、臨時的な保育所（園）を確保し、応急保育を行う。また、交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所（園）で保育することとする。

さらに、災害に関する理由により緊急に保育が必要な場合は、保育所（園）入所（園）の手続きを省き、一時入所（園）を行うよう努める。

第8節 帰宅困難者対応

第1 市の取組み

実施担当	総務班、広報班
------	---------

1 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように、安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

2 備蓄の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

3 情報提供

市は、交通事業者等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

4 交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。交通事業者は、協議の上、一時滞在場所の確保等を推進する。

また、一時滞在場所の確保に当たっては、男女の違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在場所の運営に努める。

第2 企業の取組み

実施担当	企業等
------	-----

1 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間とどめるよう努めるものとする。

2 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

3 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

4 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

5 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル 171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

6 市、自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

第3 学校等の取組み

実施担当	教育班、私立学校設置者、福祉班
------	-----------------

1 鉄道事業者との連携

日頃から児童生徒等の通学手段を把握し、鉄道を使用する児童生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるよう努める。

2 帰宅困難者への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

3 飲料水等の備蓄

災害時のための飲料水などの備蓄に努める。

第9節 義援物資対策

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

実施担当	総務班、商工班、広報班、学習班
-------------	-----------------

1 情報の収集・発信

総務班、商工班は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。

広報班は、各避難所等のニーズ及び受入方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。

2 物資の受入れ

総務班、学習班は、物資集配拠点を活用し、必要としている物資を受入れる。

第10節 愛玩動物（ペット）の保護対策

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、県、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

実施担当	環境班、県動物指導センター、県獣医師会、動物愛護団体
-------------	----------------------------

1 愛玩動物（ペット）の取扱い（原則）

災害発生時における愛玩動物（以下「ペット」という。）の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、飼い主による管理を原則とする。

2 避難所における動物の適正飼養に係る措置

環境班は、避難所に隣接した場所に愛玩動物を受入れられるよう配慮するとともに、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。

3 飼い主不明及び放浪動物の保護

住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護については、県動物指導センターを中心として行われる。環境班は、愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に協力する。

危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

第11節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

実施担当	商工班、国、県、高萩警察署、茨城海上保安部、自治会
------	---------------------------

被災地においては、社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要がある、これらについて、関係機関は適切な措置を講じる。

被災地及びその周辺（海上を含む。）においては、警察が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

1 社会秩序の維持

関係機関は、自主防犯組織等と連携し、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

また、被災地付近の海上においては、海上保安庁が巡視船艇を配備し、速やかな安全確保に努めるものとする。

2 物価の安定、物資の安定供給

国、県及び市は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行うものとする。

第6章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法に基づく業務の実施

一定規模以上の災害は、被災者の救助、救援費用について一定基準の財政負担を国が担保する。このため、基準以上の被害に上ると予想されるときは、正確な被害数量を把握するまでもなく、速やかに災害救助法の適用を知事に求め、救助法に基づく業務に着手する。

第1 適用申請

実施担当	総務班
------	-----

総務班は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を市長に報告するとともに県に情報提供する。

1 適用基準

市の人口が3～5万人の区分に該当する本市は、市域の被害状況が次のいずれかに該当する場合に、知事によって災害救助法が適用される。

- ① 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）の数が、60世帯以上に達した場合に適用される。
- ② 県内の滅失世帯の数が2,000世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が30世帯以上に達する場合に適用される。
- ③ 県内の被害世帯の数が9,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合に適用される。
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するときに適用される。

2 被災状況の把握及び認定

(1) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

- ① 全壊（全焼・流失）住家1世帯は、滅失世帯数1
- ② 半壊（半焼）住家1世帯は、滅失世帯数1/2
- ③ 床上浸水や土砂の堆積で一時的に居住できない住家1世帯は、滅失世帯数1/3

(2) 住家の滅失等の算定

① 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

- ② 住家の半壊、半焼
住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
- ③ 住家の床上浸水
前記ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
- (3) 住家及び世帯の単位
- ① 住家
現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取扱う。
- ② 世帯
生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- 3 救助法の適用手続き
- ① 市長は、市域の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、知事に対して報告する。
- ② 知事は、市長の報告により、救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、市及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。
なお、救助法を適用したときは、速やかに告示するとともに、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第2 業務の実施

実施担当	市民福祉部各班、商工班、都市班、教育部各班、業務班、消防部、病院部
------	-----------------------------------

1 実施責任者

災害救助法に基づく業務は知事が実施し、市長は、知事を補助する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による業務の実施を待つ暇がない場合は、市長が着手し、その状況を知事に情報提供し、その後の処理について知事の指示を受ける。

また、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととした場合は、知事の通知する内容と期間について市長が当該事務を実施する。

2 市長が実施する場合の担当班

災害救助法の業務を市長が実施する場合は、北茨城市災害対策本部の業務分掌に基づいて、業務を分担する。

各担当班は、災害救助法の業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意して業務を実施する。

また、災害救助法の適用、市長による実施が不明な場合も、災害救助法による業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意する。

表－市長が実施する場合の担当班

業務分掌	担当班
① 避難所の設置	教育部各班
② 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給	教育班、商工班、業務班
③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	商工班
④ 医療及び助産	衛生救護班、病院部
⑤ 被災者の救出	消防部
⑥ 学用品の給与	教育班
⑦ 埋葬	環境班
⑧ 死体の捜索及び処理	環境班、市民班、福祉班
⑨ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	都市班
⑩ 応急仮設住宅の給与	都市班
⑪ 被災した住宅の応急修理	都市班
⑫ 生業に必要な資金の給与又は貸与	福祉班

3 災害救助法の業務実施基準

災害救助法による救助業務の程度、方法並びに実施弁償の一般基準は、県災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、災害の種類、態様によって一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。

この場合、期間延長については一般基準の期間内に要請する。

第7章 応急復旧・事後処理

第1節 建築物の応急復旧

余震等で建築物の倒壊や宅地の崩壊が発生し、二次災害とならないよう、建築物や宅地の応急危険度判定を速やかに行う必要がある。

また、応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者の実情に応じ、その構造、配置に十分配慮する必要がある。

第1 被災建築物の応急危険度判定

実施担当	都市班
------	-----

1 判定実施体制

都市班は、応急危険度判定実施本部を市本庁舎内に設置し、判定資機材、ステッカー、調査区域の分担などを行う。

判定士等は、市職員とし、必要に応じて県に要請する。

2 判定の実施

(1) 基本事項

- ① 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- ② 判定時期、作業日数は2週間程度とし、一人当たり3日間を限度に判定作業を行う。
- ③ 判定結果の責任については、市が負う。

(2) 判定の関係機関

- ① 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。
- ② 県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う。

(3) 判定作業

- ① 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- ② 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」((一財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ③ 判定調査票を用いて項目にしたがって調査し、判定する。
- ④ 判定は、原則として「目視」により行う。
- ⑤ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- ⑥ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- ⑦ 被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

第2 被災宅地の応急危険度判定

実施担当	都市班
------	-----

1 判定実施体制

都市班は、市役所本庁舎に被災宅地応急危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士等の派遣を要請する。

2 判定の実施

(1) 判定の基本的事項

- ① 被災宅地危険度判定は、市長が行う。
- ② 県は、市の要請により、被災宅地危険度判定活動を支援する。
- ③ 判定結果の責任については、市長が負う。

(2) 判定の関係機関

- ① 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。
- ② 県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う。

(3) 判定作業概要

- ① 判定作業は、市長の指示に従い実施する。
- ② 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）により行う。
- ③ 判定調査票を用い、項目に従って調査し、判定する。
- ④ 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
- ⑤ 被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

第3 住宅の応急修理

実施担当	都市班、建設班
------	---------

1 民間住宅の応急修理

(1) 基本事項

① 修理対象世帯

応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければならない居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

② 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分に対して行う。

③ 修理時期

応急修理は、災害発生から1月以内に完了するものとする。

(2) 資材調達

市において、資材が不足した場合は県に要請し、調達の協力を求める。

2 公営住宅の応急修理

市営住宅が災害により著しく損傷を受けた場合、当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。

- ① 市営住宅又は付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。

- ② 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに危害防止のため住民に周知を図る。
- ③ 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。
- なお、その他の公営住宅については、それぞれ所管する機関・団体が被害状況を緊急に調査し、修理の必要な箇所は応急修理に当たる。

第4 応急仮設住宅の提供

実施担当	都市班
------	-----

1 基本事項

公営住宅の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、市内に十分な既存住宅ストックが存在しない場合など、実情に応じて建設型応急住宅による方法も検討し、設置方法を決定する。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。着工は災害発生の日から20日以内とし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。

3 賃貸型応急住宅

県は借上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借上可能な民間賃貸住宅の情報等を市へ提供し、市は必要な民間賃貸住宅の借上げを行う。

4 建設型応急住宅

(1) 設置計画の作成等

市は、被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は市からの報告を基に全体計画を作成する。

(2) 設置場所の提供等

① 設置場所の提供

国、県及び市は、応急仮設住宅の設置計画に応じて、国有地又は県・市の公有地を提供する。

② 設置場所

設置予定場所は、国有地又は県・市の公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとする。

なお、その場所の選定に当たっては、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮するとともに、電気、給水、排水等のライフラインが整備されている場所とする。

また、学校等の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校等の教育活動に十分配慮する。

(3) 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、社団法人プレハブ建築協会等と協定を締結し、その協力を

得て建設する。

(4) 入居者の選定等

県が、市の協力を得て被災者の状況を調査の上、必要戸数を決定する。

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮した仮設住宅を建設し、要配慮者の優先入居に努める。

(5) 応急仮設住宅の管理

建設型応急住宅の管理は県が行い、市はこれに協力する。ただし、状況に応じ市が委任を受けて行う。

第2節 土木施設の応急復旧

土木施設は、利用者の安全確保や住民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に応急復旧を行う必要がある。このため、地震発生直後から、各施設の被害状況を速やかに把握し、二次災害の防止や救助・救援対策の効果等を考慮しながら、応急措置、復旧順位等を検討することが重要である。

第1 道路の応急復旧

実施担当	建設班、高萩警察署、高萩工事事務所、常陸河川国道事務所、東日本高速道路(株)
------	--

1 道路管理者による応急復旧

(1) 市道

建設班は、道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて、道路パトロール、県工事事務所・警察署等への照会、住民等からの通報等により被害情報を収集する。収集した情報を本部長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送道路を優先して2車線の通行が確保できるように応急復旧を行う。

(2) 県道・一般国道

県高萩工事事務所は、道路、橋梁等の被災状況、交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーにより巡視を行う。

また、市及び地域住民等からの道路情報の収集に努め、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制や広報等の対策、必要に応じて迂回路の選定を行い、交通路の確保に努める。

被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。

(3) 直轄国道

常陸河川国道事務所は、被害状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施する。

また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急処置を行い交通路の確保に努める。

パトロール等による調査結果等を基に被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

(4) 高速自動車国道

東日本高速道路(株)は、地震発生後、速やかに下記の基準に従って警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトロールカー等により情報を提供するなどして通行者の安全確保に努める。パトロールによる調査結果等を基に被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

表一 常磐道の交通規制等の基準

I C間	特別巡回基準 (状況把握点検)	交通規制基準	
		速度規制協議	通行止め
水戸～いわき勿来	4.0以上～5.5未満	4.0以上～4.5未満	4.5以上

2 応急復旧業務に係る建設業者等との協力

道路管理者は建設業界と連携、協力し、災害時における障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

なお、県建設業協会高萩支部では、市、県、国からの依頼がない場合も、あらかじめ定める協定に基づき、区間ごとの担当業者が道路確保作業を開始する。

第2 漁港の応急復旧

実施担当	農水班
------	-----

漁港管理者は、次の応急・復旧対策を行う。

1 被害状況の把握

水域施設、外かく施設、けい留施設等について被害状況を調査する。その際、岸壁や航路・泊地の被災状況に応じて、船舶の航行や接岸を制限する等の措置を行う。

2 応急措置の実施

被害状況の調査に基づき、被災施設の応急工事を実施する。その際、施設の重要度、必要資機材の入手可能性、工期等を考慮し、優先順位を定めて行う。

3 復旧作業の実施

施設の重要性や暫定利用状況に配慮し、計画的に被災施設の復旧工事を実施する。

第3 鉄道の応急復旧

実施担当	東日本旅客鉄道(株)
------	------------

東日本旅客鉄道(株)は、防災業務実施計画に基づき被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護を最優先に行うほか、被災施設の早期復旧に努め、輸送を確保する。

第4 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

実施担当	建設班、農水班、高萩工事事務所、県北農林事務所
------	-------------------------

地震により河川、砂防・治山施設等が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧を推進し、被害の拡大防止措置を講ずる。

1 河川施設

建設班、高萩工事事務所は、堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

また、水門及び排水機等は、故障、停電等により運転不能となった場合、土のう、矢板等による応急締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水排除を行う。

2 砂防施設

建設班及び高萩工事事務所は、砂防施設等の被害状況を速やかに把握し、施設の安全確保を図る。

3 治山施設

農水班及び県北農林事務所は、治山施設の被害状況を速やかに把握し、施設の安全確保を図る。

第3節 ライフライン施設の応急復旧

上・下水道、電力、通信施設等のライフラインは、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、被災者の生活確保などの応急対策において重要な役割を果たすものである。これらの施設が被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、市及び各事業者は、相互に連携を図りつつ迅速かつ円滑な対応を図る。

第1 上水道施設の応急復旧

実施担当	施設班
------	-----

施設班は、次の対策を行う。

1 作業体制の確保

被害状況を迅速に把握し、応急復旧方針に応じた作業体制を速やかに確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対して協力を要請する。

2 応急復旧作業の実施

地震等緊急時対応の手引き（日本水道協会、令和2年4月改訂）に示す応急活動の作業方針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難所、福祉施設、高齢

者施設等の施設については、優先的に作業を行う。

(1) 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。

また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(2) 水源施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(3) 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

3 応急復旧資機材の確保

削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

4 住民への広報

断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第2 下水道施設の応急復旧

実施担当	下水班
------	-----

下水班は、次の対策を行う。

1 下水道停止時の代替措置

(1) 緊急汲取りの実施

便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

(2) 仮設トイレの設置

避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。

2 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

次のとおり応急復旧作業を実施する。

① 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

② ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、

機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒槽に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に処理機能の回復に努める。

3 住民への広報

被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第3 電力施設の応急復旧

実施担当	総務班、東京電力パワーグリッド(株)
------	--------------------

東京電力パワーグリッド(株)は、防災業務計画に基づき、電力施設を防護し、被災地の電力需要を考慮して電力供給を継続する。総務班は、東京電力パワーグリッド(株)と連携して次の対策を行う。

1 災害応急対策の協力

- ① 電力施設の被害状況等の収集、提供
- ② 被害状況、復旧状況の住民への広報
- ③ 応急対策のための、市施設や資機材等の提供

2 優先復旧等

- ① 応急工事に当たっては、原則的に人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁(署)、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度を勘案して、供給上、復旧効用の最も大きいものから行う。
- ② 災害の拡大に対する円滑な防災活動のため、消防や警察等から要請があった場合は、送電停止等の危険予防措置を講ずる。

3 電力事業者による応急復旧

東京電力パワーグリッド(株)は、防災業務計画に基づき、電力施設に係る二次災害の防止、応急復旧、代替サービスの提供等を円滑かつ的確に実施する。

第4 電話施設の応急復旧

実施担当	総務班、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
------	--

電信電話各事業者は、防災業務計画に基づき、電気通信施設の被害を最小限に食い止め、電話の早期復旧や代替サービス等の提供を図る。

総務班は、電気通信事業者と連携して次の対策を行う。

1 災害応急対策の協力

- ① 電気通信施設の被害状況等の収集、提供
- ② 被害状況、復旧状況、代替サービス（災害伝言板等）の住民への広報
- ③ 応急対策のための、市施設や資機材等の提供

2 優先復旧等

応急対策上の必要性を勘案して、特に必要があると認める施設や地区については、各電気通信事業者に対し、優先的に復旧するよう要請する。

3 電信電話事業者による応急復旧

電信電話各事業者は、防災業務計画に基づき、電信電話施設に係る二次災害の防止、応急復旧、代替サービスの提供等を円滑かつ的確に実施する。

第4節 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去・環境対策

大規模な地震が発生し、市域で多数の家屋が被災した場合には、被災家屋の解体・撤去により、市の廃棄物処理能力をはるかに超える大量のがれきが発生する可能性があるため、北茨城市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物等の収集、処理体制を早期に確保するとともに、災害廃棄物の分別ルールや、仮置場の確保、管理体制を徹底する必要がある。

また、ライフライン等の機能低下により衛生状態が悪化するほか、避難所となる施設も公衆衛生上良好な環境とはいえず、感染症や食中毒、その他健康障害が発生するおそれがある。このため、防疫や衛生監視、健康診断等の活動を早期に実施することが重要である。

第1 災害時廃棄物の処理（生活ごみ・避難所ごみ・し尿を除く）

実施担当	環境班
------	-----

1 災害廃棄物の処理

- ① 環境班は、被災状況を的確に把握した上で、市災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保、仮置場の設置及び住民への周知広報等を迅速に行い、仮置場等へ災害廃棄物を円滑に誘導する。
加えて、ボランティア等の支援を得て、被災家屋等の片付けや廃棄物の運搬を行う場合には、社会福祉協議会等と連携して支援内容を調整するなど、効率的に作業を進める。
- ② 仮置場を設置した場合には、当該仮置場において、廃棄物の飛散、流出、悪臭等による生活環境への支障や、火災の発生を防止するとともに、廃棄物の処理方法に応じた分別を進める。
- ③ 災害廃棄物の処理に当たっては、適正な処理ルートを構築し、腐敗性のある廃棄物の早期処理や、廃棄物の再資源化に努める。

2 広域処理

市は、災害廃棄物処理事業に支障が生じた場合には、県、市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求める。

3 作業体制の確保

環境班は、災害廃棄物の処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。

また、災害時に備え、県や周辺市町村、災害廃棄物処理業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。

4 処理対策

(1) 状況把握

職員による巡視、住民の電話等による要請等により迅速に被災地域の状況把握に努める。

(2) 住民への広報

速やかに災害廃棄物の分別方法や収集方法、仮置場の利用方法等について住民に広報する。

(3) 処理の実施

人材、資機材、廃棄物処理施設等を最大限に活用し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する。

また、必要に応じて、周辺市町村等と広域的な相互協力体制による処理を行う。

5 仮置場の設置、分別の徹底、収集運搬

環境班は、速やかに仮置場を設置し災害廃棄物を適正に管理するとともに、災害廃棄物を可能な限り再生利用するため分別を徹底する。

また、収集運搬車両を確保し、災害廃棄物の収集運搬を効率的に行う。

第2 生活ごみ・避難所ごみの処理

実施担当	環境班
------	-----

1 生活ごみ・避難所ごみの処理の方針

災害発生時の生活ごみ・避難所ごみの処理は、次の方針で行うこととする。

- ① 生ごみ・有害ごみ等緊急に収集・処理すべき「ごみ」を最優先で収集する。
- ② 避難所・医療対策拠点施設等、拠点施設を最優先で収集する。
- ③ 被害の甚大な地域を最優先で収集する。
- ④ 中間処理（焼却・破砕）の緊急性が低い「ごみ」については、「仮置場」にいったん搬送するなどして、被災地・被災施設からの搬出を最優先で行う。
- ⑤ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的に処理を行う。

2 生活ごみ・避難所ごみ処理体制の確立

- ① 焼却処理施設、破砕処理施設その他のごみ処理施設及び収集車その他の器材の被害状況を把握したのち、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有する収集・処理能力の維持に努める。
- ② 「ごみ量」が市の有する収集・処理能力を上回ると想定される場合は、県を通じて、収集・処理に関する応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。また、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。

③ 委託業者・許可業者等に協力を要請する。

3 仮置場の設置、分別の徹底、収集運搬

関係各部、機関との協議・協力により速やかに仮置場を設置して生活ごみ・避難所ごみを適正に管理するとともに、可能な限り再生利用するため分別を徹底する。

また、収集運搬車両を確保し、収集運搬を効率的に行う。

4 広報

ごみ処理対策の実施に当たっては、広報紙等を通じて事前に住民・事業所等の協力を要請するとともに、関係各部、機関との協議・協力により仮置場・収集方式の周知徹底に努める。

第3 し尿処理

実施担当	環境班、下水班
------	---------

1 下水道区域の対策

下水道や集落排水の被災地区（断水の場合を含む。）では、原則として水洗トイレの使用を禁止し、し尿の推定排出量に応じた対策を講じる。

(1) 避難者対策

避難所のトイレが使用できない場合、環境班及び下水班は避難者数に応じて仮設トイレを確保し、収集を要請する。

また、消毒剤等を確保し、避難所運営職員と協力して、仮設トイレの衛生状態を維持する。

(2) 在宅者対策

家屋等に居住する住民のし尿は、原則ごみとして回収することとし、環境班は居住者数を把握して、収集・処理体制を確保し、住民等に協力を要請する。

① 住民等に簡易トイレ等の利用、排出場所の衛生管理の協力を求める。

② し尿の排出場所は、既存のごみ集積所以外の場所を指定する。

2 下水道未整備区域等の対策

くみ取りトイレについては、在宅者を優先して収集体制を早期に確保する。

また、避難等により不在の家屋、倒壊や焼失した家屋についても、防疫に留意して、早期に回収する。

3 広域応援体制等

環境班及び下水班は、し尿の収集・処理に必要な人員、運搬車両、処理施設等の能力が不足する場合は、茨城県清掃協議会を通じ、又は相互応援協定を活用し、応援を要請する。

第4 防疫

実施担当	衛生救護班、環境班、日立保健所、医療機関
------	----------------------

災害後の感染症の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。この

ため防疫活動を迅速に実施し、地域住民の保健衛生を積極的に推進する。

特に、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

環境班、衛生救護班は、日立保健所と連携して、次の対策を行う。

1 防疫組織の設置

防疫班を組織するとともに、日立保健所から必要な情報提供や指導を受ける。

2 防疫措置情報の収集・報告

警察及び消防等と連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合など、日立保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

3 防疫計画の策定

被害の状況などを考慮し災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立する。

4 消毒薬品・器具機材等の調達

災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、菓業団体及び県などの協力を求める。

5 防疫措置等の実施

防疫班を組織し、次の活動を行う。不足する場合は自衛隊に要請する。

- ① 被害状況の調査
- ② 積極的疫学調査
- ③ 避難所での防疫上必要な設備整備の指導、被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導
- ④ 井戸水の消毒指導
- ⑤ その他の防疫措置に必要な事項

6 食品衛生指導及び検査の実施

日立保健所の食品衛生監視員により、被災地の炊き出し場所、避難所及び仮設住宅における食品の衛生指導や弁当調製所及び被災地等における食品営業施設の監視指導を行うとともに、必要に応じて弁当等の検査を行う。

なお、衛生指導に当たっては、必要に応じ消毒薬及び衛生手袋の配布を行う。

7 患者等の措置

被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき就業制限又は入院勧告を要する感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送す

ることが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

8 予防教育及び広報活動の実施

市は、平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。

また、災害発生地域や避難所において同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

9 記録の整備及び状況等の報告

関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を日立保健所長に報告する。

10 医療ボランティア

必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力をあおぐ。

11 その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により実施する。

第5 障害物の除去

実施担当	都市班、建設班、農水班、高萩工事事務所、常陸河川国道事務所、東日本高速道路(株)
------	--

1 建築関係障害物の除去

都市班は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。

また、市のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

2 道路障害物の除去

各道路管理者は、道路管理者間、警察と連携して、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。その際、緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行う。

3 河川等の障害物の除去

建設班及び高萩工事事務所は、河川や溪流における流下障害物の状況を把握する。土石流等の二次災害の危険性がある場合は、国と連携して、障害物の除去や排水等を行う。

4 漁港の障害物の除去

農水班は、海上保安本部等と連携して、漁港区域内の航路等について沈船、漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。

第6 環境保全対策

実施担当	環境班、都市班
------	---------

1 環境監視

県や関係機関と連携して、有害物質取扱事業所の管理者等から有害物質を取扱う施設が被災し、有害物質の漏出等がないか状況把握を行う。

2 二次災害の防止

有害物質が漏出した場合は、原因者が対策を実施するが、市でも被災状況を把握し、県へ回収・拡大防止、原因調査や二次災害の防止の指導等を要請する。

住民に危険が及ぶ場合は、避難措置をとるとともに、広報車等で速やかに周知する。

3 建築物解体における措置

建築物の解体工事によって生じる粉塵やアスベストの飛散を防止するために、建築物の所有者や解体業者に対し、飛散防止措置を指導する。

第5節 行方不明者の捜索・遺体の処理

多数の死者が発生した場合は、遺体の身元確認、検案は救護班のみでは困難となるほか、火葬場に支障が生じた場合には、短期間での火葬が困難となるため、関係機関との協力の下、速やかな対応が必要となる。

また、身元確認、死亡認定の諸手続、火葬場の手配等にかかなりの時間を要するなかでも、夏期は衛生状態を良好に保つ等、混乱の最中でも、死者の人格を尊重し、遺族、親近者の感情に十分配慮して対応する必要がある。

第1 行方不明者の捜索

実施担当	市民班、福祉班、高萩警察署、茨城海上保安部
------	-----------------------

市民班は、総合窓口等で受け付けた捜索願い等、行方不明者情報を整理して、警察署に提出する。周囲の事情等から既に死亡していると推定される者で行方が分からない者については、警察署、消防団、自治会、自主防災組織等をはじめとする地元のボランティア等と協力して捜索する。市のみでは十分な対応ができない場合は、県、周辺市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施する。

発見した遺体について、身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市長に引き渡すが、身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。ただし、災害救助法が適用された市から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市に引き渡す。

第2 遺体の処理・埋火葬

実施担当	環境班、市民班、福祉班、病院部、高萩警察署、多賀医師会、日立歯科医師会
------	-------------------------------------

遺体の処理は市が実施する。ただし、救助法を適用したときには県及び委任を受けた市が行う。

遺体が多数にのぼる等、市のみでは対応が困難な場合には、県を通じて周辺市町村や近隣県に要請を行う。

1 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、人心の安定上、腐敗防止又は遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を関係機関に協力を依頼し、遺体の身元確認、検案、埋葬に備える。

2 検案

検案は、病院部により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で病院部のみで十分な対応が困難な場合には、医師会、日赤県支部等の協力を得て実施する。

3 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、環境班の設置する遺体収容所に収容する。

(1) 遺体収容所（安置所）の設置

被害地域の周辺の適切な場所（寺院、神社、公共建物、公園等）に遺体の収容所及び検視場所を設置し、避難対策班が運営に当たる。

被害が大きい場合は、遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に、設置、運営の協力を要請する。

(2) 棺の確保

死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。不足する場合は、県に要請し、必要量を確保する。

(3) 身元不明遺体の集中安置

延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品ともに少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

(4) 身元確認

警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納官する。市民班は、埋火葬許可証を発行する。

身元不明者については、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行う。

4 遺体の埋火葬

遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、市が実施する。ただし、災害救助法適用時に県が行うことを妨げない。市の火葬能力を超える多数の遺体が発生した場合は、周辺市町村に火葬の受入れを要請する。

身元の判明しない遺骨は、公営墓地又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、遺族に引き渡す。

第6節 農地農業対策

災害時における農作物及び農耕地に対する応急対策を実施し、被害の防御又は拡大の防止を図るものとする。

実施担当

農水班、県北農林事務所、県北家畜保健衛生所、土地改良区

1 農地・農業用施設の応急復旧

(1) 点検

農地、農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については、受益土地改良区が点検を行う。

農道については農水班、県北農林事務所及び土地改良区が通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

土地改良区は、農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

土地改良区は、排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

農水班は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

2 農作物等の応急対策

(1) 農作物の応急措置

市は、災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

(2) 畜産関連の応急措置

① 市は、県の指導等を受けて、畜舎等の応急復旧措置を行う。

② 県は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延を防止するため必要と認められる場合は、家畜伝染病予防法の定めるところにより必要な措置を実施する。

③ 死亡した家畜は、県北家畜保健衛生所の指導により、民間の死亡獣畜取扱所及び化製場で処理する。

第2編 個別事項（災害種別編）

第1章 海上災害対策計画

海上災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1節 事故発生時の通報

第1 災害情報の収集・連絡

実施担当	事故原因者・発見者、総務部、消防部、高萩警察署、茨城海上保安部、大津・平潟漁業協同組合
------	---

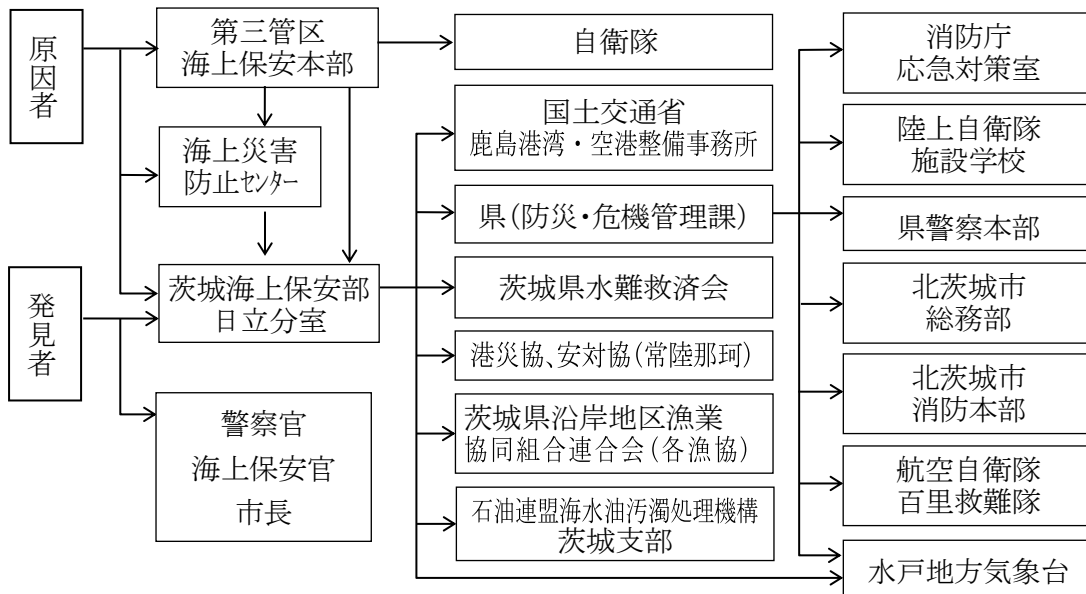
1 事故情報等の収集・連絡

海上災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また、市長は水戸地方气象台、県、海上保安部、その他関係機関に通報しなければならない。

図一 海上災害情報等の収集・連絡



2 茨城県等への報告

市は、大規模な事故発生等の報告を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

3 住民等への情報提供

防災関係機関相互の連絡を密にし、海上災害の状況、安否、各機関が講じる施策等の情報について、適切に提供する。

また、情報の伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によって行う。

第2節 災害対策組織

第1 本部の設置

実施担当	総務部各班
------	-------

1 設置基準

大規模な事故により、消防本部の対応能力を超える事態となり、消防本部以外の市の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、市長が必要と認めるときは、北茨城市事故災害対策本部を設置する。

2 設置方法等

第3部・第1編・第1章の「第2節 災害警戒体制本部・災害対策本部」に準じる。

第2 本部の運営

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

1 本部の組織

本部を構成する部・班は、本部長（市長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（第3部・第1編・第1章・第2節・第2の「2 組織」の「北茨城市災害対策本部の組織と所掌業務一覧」参照）で編成する。

2 本部の運営等

第3部・第1編・第1章・第2節の「第2 組織・運営」に準じる。

第3節 災害応急対策

第1 捜索、救出・救助、医療及び消火活動

実施担当	衛生救護班、消防部、消防団、高萩警察署、多賀医師会、日立歯科医師会、県薬剤師会高萩支部、茨城海上保安部
------	---

1 捜索活動

海上保安部は、直ちに、船艇及び航空機等を災害現場に派遣し、資機材等を使用して捜索や救出・救助活動を行う。

また、必要に応じて警察、消防、日本水難救済会茨城県支部と連携を図りながら、救助等を行うとともに、県、市等に協力を要請する。

特に、洋上での災害では、船位通報制度、航行警報を活用する等、付近の航行船舶についてもできる限り捜索、救助活動等の協力を求める。

県は、海上保安部と連絡を取り合い、必要に応じて防災ヘリコプター及び船艇等を災害現場に派遣し、捜索や救助活動に協力する。

警察署及び消防部は、必要に応じて海上保安部と連携して捜索、救助活動を行う。

2 消火活動

海上保安部は、船舶等の火災が発生したときは、原因者が所有する消火資機材を有効に活用するよう指導するとともに、船艇等により迅速な消火活動を実施し、必要に応じて消防機関等関係機関に対し協力を要請する。

消防部は、災害の状況により消防ポンプ車等を出動し、海上保安部と連携して消火活動を実施する。

3 救出・救助活動

第3部・第1編・第4章・第3節の「第2 救助・救急活動」に準じる。

4 医療救護活動

第3部・第1編・第4章の「第4節 応急医療」に準じる。

第2 危険物等の大量流出対策

実施担当

総務班、広報班、農水班、衛生救護班、消防部、排出原因者、茨城海上保安部、県、高萩警察署、大津・平潟漁業協同組合

1 海上の油防除活動等

(1) 排出原因者の措置

危険物等の回収、処理等の防除措置を速やかに講ずるとともに、回収された油等廃棄物の処分を速やかに行う。

また、自らの実施が不可能な場合は、海上災害防止センター等にこれを委託する。

(2) 海上保安部

危険物等の拡散の抑制のため、排出原因者にオイルフェンスの展張等、応急的な流出油等防除措置をとらせる。

また、緊急に防除措置を講ずる必要があるときは海上災害防止センターに指示するとともに、流出油の拡散防止、漏えい防止、回収措置等応急的な措置を排出原因者に協力して行う。

海上保安官は、人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うとともに、市長に警戒区域設定に係る通知を行う。

(3) 県

排出油の種類及び性状、排出油の拡散状況、気象、海象の状況、その他情報を関係機関に逐次提供する。

海上保安部の協力要請があり、知事が必要と判断した場合は、オイルフェンスや油処理剤等を使用して、流出油等防除作業に協力し又は備蓄資機材を確保し関係機関へ提供する。

(4) 市

消防部は、地先水面の巡回監視を実施する。

広報班は、流出油が漂着し、又は漂着するおそれがある場合には、必要に応じ沿岸住民に対し流出油等の状況や火気使用の制限又は禁止等の危険防止措置を広報する。

また、市長（市長ができないときは警察官、海上保安官等）は、住民の生命、身体に危険を及ぼす場合、危険区域の住民に対し、速やかに避難の指示を行う。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によって行う。

(5) 警察、消防

必要に応じて防除活動等を実施する。

(6) 漁業協同組合

海上保安部の協力要請に基づき、海上保安部の推進する防除活動に対し協力する。

2 漂着油等の防除活動の実施

(1) 排出原因者

漂着油の除去等の防除措置を速やかに行うとともに、回収された油等廃棄物の処分を速やかに行う。

また、自らの実施が不可能な場合は、海上災害防止センター等に委託する。

(2) 海上保安部

危険物等の海岸等への漂着（おそれを含む。）に対処するため、速やかな危険物の防除等を防除措置等義務者に指示し、必要に応じて関係機関の協力を得るなどして防除措置等を実施する。

また、回収油等の処分を、排出の原因者等に速やかに実施するよう命じる。

(3) 県

海上保安部の協力要請を受け、又は知事が必要と判断した場合は、防除措置等義務者に協力して、危険物等の防除等必要な措置を講じる。この際、自然浄化（バイオレメデレーション法の活用を含む。）を考慮し、効率的な実施に配慮する。

漂着油等の防除活動で回収された油等廃棄物の処理について、廃棄物処理法に基づく適正な処理の指示、監督を行う。

また、地域住民や油回収従事者の健康を守ることを目的として、周辺の大気性状等環境モニタリングを実施し、把握情報を随時関係機関へ提供する。

(4) 市

海上保安部の協力要請に基づき、又は県と協議し必要と認めた場合、農水班は、防除措置等義務者に協力し、危険物等の防除等必要な措置を講じる。

漂着油等の防除活動で回収された油等廃棄物について、県又は海上保安部を通じて、排出した原因者側に速やかに処分させる。

なお、処分までの一時保管については、環境と安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理について指導する。

(5) 警察、消防

関係機関と協力の上、危険物等の防除等必要な措置を講じる。

3 資機材の調達

防除措置を実施する機関は、必要な資機材を迅速に調達し、拡散を最小限に抑える措

置をとる。

なお、市の資機材の調達については、原則として県が一元化して行う。

4 航行船舶等の安全確保

海上保安部は、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するとともに、船舶の安全な運行に必要な情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

5 災害ボランティアの受入れ

第3部・第1編・第5章の「第3節 ボランティア活動の支援」に準じる。

6 義援金品の受入れ

第3部・第1編・第5章の「第9節 義援物資対策」及び第4部・第1章の「第1節 義援金の募集及び配分」に準じる。

7 油回収作業従事者の健康確認

県、衛生救護班は、回収作業の長期化に伴う精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、油回収に従事している者の健康状態を常に把握し、その状況を速やかに保健所に報告する。

8 自然環境保全への措置

県及び農水班は、被害を受けた海鳥等海洋動物の保護に努めるとともに、状況に応じて国と連携するなどして、海草、海洋プランクトン、魚介類等海洋生物及びその生態系への影響や、海水、底質等海洋汚染の実態など、風評被害対策をも考慮しながら、必要な調査を行いデータを収集する。

また、史跡名勝天然記念物への被害状況を調査し、必要な自然環境保全措置等を行う。

第3 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

実施担当	総務班、建設班、消防部、高萩工事事務所、高萩警察署、茨城海上保安部、常陸河川国道事務所、東日本高速道路(株)、自衛隊
------	--

1 海上交通対策

海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

2 緊急輸送

第3部・第1編・第4章の「第2節 緊急輸送」に準じる。

第4 応援の要請

実施担当	総務班、消防部、県、茨城海上保安部
------	-------------------

1 自衛隊の災害派遣要請

第3部・第1編・第3章の「第1節 自衛隊派遣要請の実施・受入体制の確保」に準じる。

2 応援要請・受入体制

第3部・第1編・第3章の「第2節 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行」に準じる。

第5 流出油災害の補償対策

実施担当	総務班、農水班、県、茨城海上保安部
------	-------------------

1 補償請求の円滑な実施

海上保安部は、事後の補償請求事務の円滑な推進のため、原因者及びその代理人の速やかな対応について指導するものとする。

2 証拠の保全措置

農水班は県と協力して、海上流出油、漂着油等を直ちに採取保存し、また成分分析を実施し、証拠の保全を行う。

3 保険請求資料の記録と保存

県及び市は、保険請求の基礎となる災害発生時からの記録等の資料保存に努める。

4 流出油等防除費用の請求

海上災害防止センターとの流出油防除に係る委託契約に基づき流出油等防除を実施した機関は、防除に要した費用を海上災害防止センターに請求する。

また、海上保安部の協力要請に応じ、流出油防除を実施した場合、県及び市は、防除に要した費用を防除措置等の義務者に請求する。

5 被害補償請求

流出油等の防除、清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害について、被害等を受けたものがそれぞれ「油による汚染被害についての民事責任に関する国際条約」、「油による汚染被害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「油濁損害賠償保障法」等慣例法令に基づき、船舶所有者、P & I 保険及び国際油濁補償基金に対し補償請求するに際して、県及び農水班はこれに助言を行う。

第2章 航空災害対策計画

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1節 事故発生時の通報

第1 災害情報の収集・連絡

実施担当	事故発見者、消防部
------	-----------

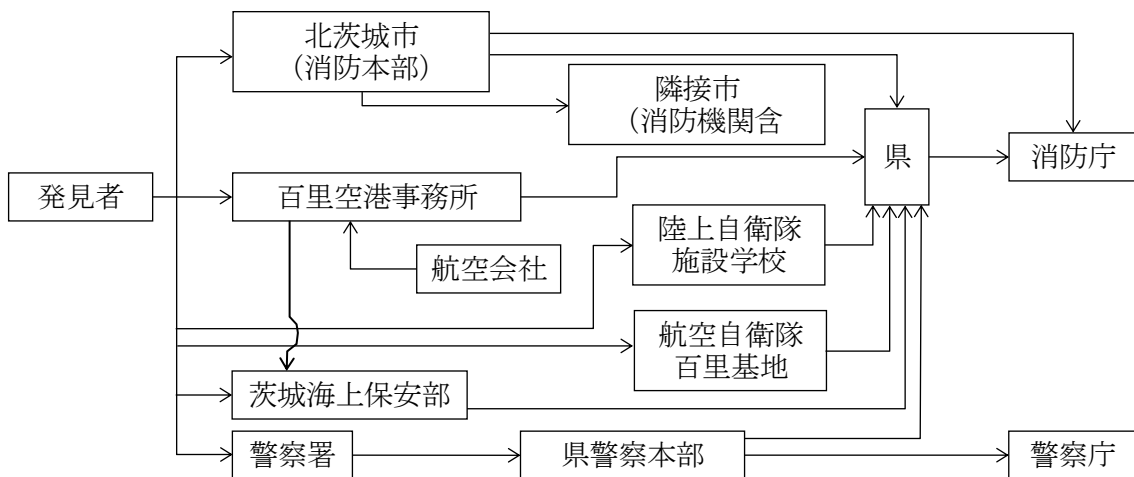
1 航空事故情報等の収集・連絡

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、海上保安官、百里空港事務所に通報しなければならない。

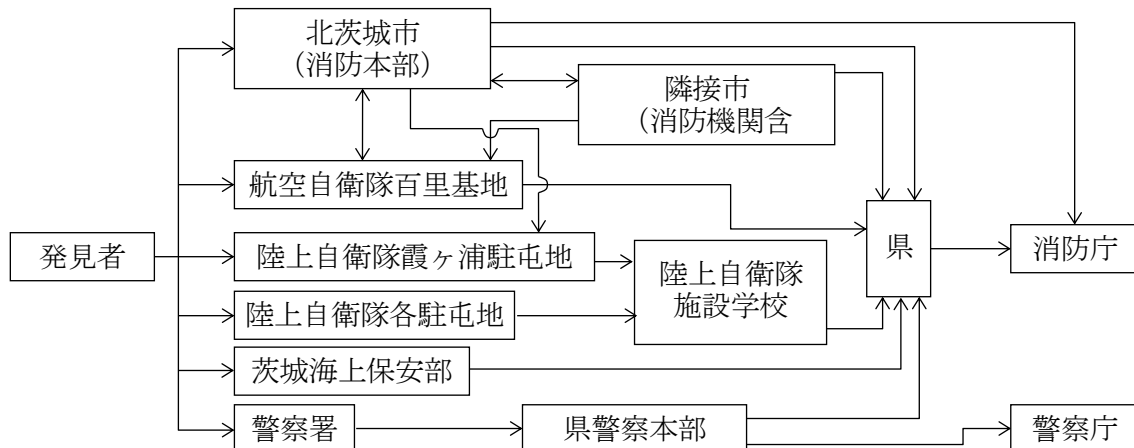
また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

① 民間機の場合

図一 航空災害情報等の収集・連絡



② 自衛隊機の場合



2 茨城県等への報告

市は、大規模な事故発生の報告を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

第2節 災害対策組織

第1 本部の設置

実施担当	総務部各班
------	-------

1 設置基準

大規模な事故により、消防本部の対応能力を超える事態となり、消防本部以外の市の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、市長が必要と認めるときは、北茨城市事故災害対策本部を設置する。

2 設置方法等

第3部・第1編・第1章の「第2節 災害警戒体制本部・災害対策本部」に準じる。

第2 本部の運営

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

1 本部の組織

本部を構成する部・班は、本部長（市長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（第3部・第1編・第1章・第2節・第2の「2 組織」の「北茨城市災害対策本部の組織と所掌業務一覧」参照）で編成する。

2 本部の運営等

第3部・第1編・第1章・第2節の「第2 組織・運営」に準じる。

第3節 災害応急対策

第1 消防、救助・救急、医療及び搜索活動

実施担当	衛生救護班、消防部、消防団、高萩警察署、多賀医師会、日立歯科医師会、 県薬剤師会高萩支部、茨城海上保安部
------	---

1 消防活動

消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

また、周辺市町村に事故が発生した場合は、発災現場の市町村からの要請又は相互応

援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

2 救助・救急活動

第3部・第1編・第4章・第3節の「第2 救助・救急活動」に準じる。

3 医療活動

第3部・第1編・第4章・第4節の「第1 応急医療活動」に準じる。

4 捜索活動

第3部・第1編・第7章・第5節の「第1 行方不明者の捜索」に準じる。

第2 避難指示・誘導

実施担当	総務班、消防部、広報班、高萩警察署、海上保安部、県、自衛隊
------	-------------------------------

第3部・第1編・第4章の「第1節 避難活動」に準じる。

第3 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

実施担当	総務班、広報班、建設班、消防部、高萩警察署
------	-----------------------

現場の警察官、関係機関等からの情報を活用して、交通状況を迅速に把握し、緊急輸送を確保するため、防災関係機関と密接な連絡を取りながら一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うとともに、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

また、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとし、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施する。

第4 関係者等への的確な情報伝達活動

実施担当	広報班、市民班、総務班、事故責任者
------	-------------------

第3部・第1編・第2章の「第3節 災害時の広報」に準じるほか、下記による。

1 情報伝達活動

航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によって行う。

伝達内容は、以下のとおりとする。

- ① 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ② 避難情報及び避難先の指示
- ③ 旅客及び乗務員の氏名・住所
- ④ 地域住民等への協力依頼
- ⑤ その他必要な事項

2 問い合わせ等の対応

事故責任者は、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口を設置し、的確に情報提供等を行う。

市は、必要に応じて事故責任者に協力し、市役所内に相談窓口の設置等を行う。

3 遺族等への対応

事故責任者は、遺族等の輸送手段、宿泊施設等を確保し、適切に対応するが、実施できない場合等は市が行う。

また、市は、必要に応じて事故責任者に協力し、輸送手段等の提供、あっせん等を行う。

第5 防疫及び遺体の処理

実施担当	環境班、衛生救護班、市民班、病院部、医療機関、日立保健所、高萩警察署、多賀医師会、日立歯科医師会
-------------	--

第3部・第1編・第7章の「第4節 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去・環境対策」及び「第5節 行方不明者の捜索・遺体の処理」に準じるものとし、特に、本市が災害現場となった場合には、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意する。

第3章 鉄道災害対策計画

鉄道事故災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1節 事故発生時の通報

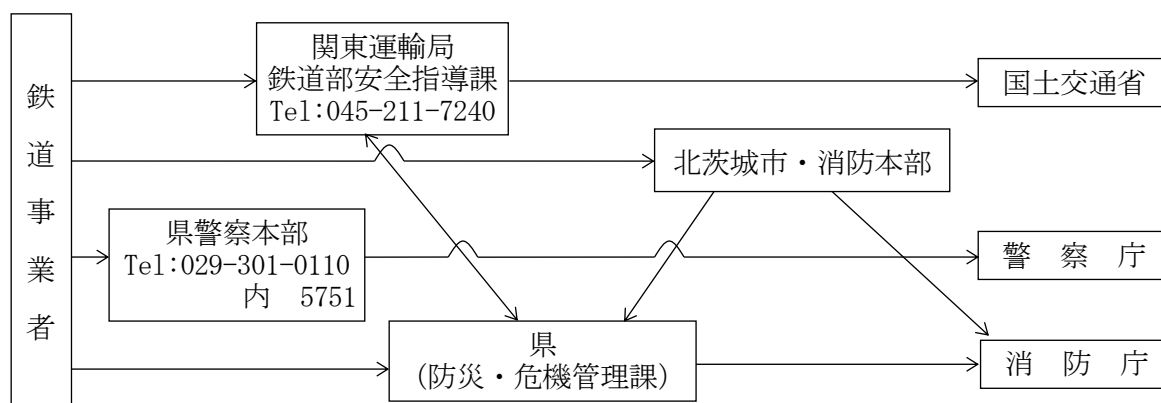
第1 災害情報の収集・連絡

実施担当	東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、消防部
------	--------------------------

1 鉄道事故情報等の収集・連絡

鉄道事業者は、自己の管理する鉄道上で事故災害発生時の通報を受けた場合は、事故災害の状況確認を行い、直ちに県、消防本部及び関東運輸局に連絡する。

図一 鉄道災害情報等の収集・連絡



2 県等への報告

市は、大規模な事故発生時の報告を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。報告は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

第2節 災害対策組織

第1 本部の設置

実施担当	総務部各班
------	-------

1 設置基準

大規模な事故により、消防本部の対応能力を超える事態となり、消防本部以外の市の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、市長が必要と認めるときは、北茨城市事故災害対策本部を設置する。

2 設置方法等

第3部・第1編・第1章の「第2節 災害警戒体制本部・災害対策本部」に準じる。

第2 本部の運営

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

1 本部の組織

本部を構成する部・班は、本部長（市長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（第3部・第1編・第1章・第2節・第2の「2 組織」の「北茨城市災害対策本部の組織と所掌業務一覧」参照）で編成する。

2 本部の運営等

第3部・第1編・第1章・第2節の「第2 組織・運営」に準じる。

第3節 災害応急対策

第1 消防、救助・救急、医療救護及び搜索活動

実施担当	衛生救護班、消防部、消防団、高萩警察署、多賀医師会、日立歯科医師会、県薬剤師会高萩支部、東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)
------	--

1 消防活動

第3部・第1編・第4章・第3節の「第1 消火活動」及び「第3 消防活動」に準じる。

2 救助・救急活動

第3部・第1編・第4章・第3節の「第2 救助・救急活動」に準じる。

3 医療活動

第3部・第1編・第4章・第4節の「第1 応急医療活動」に準じる。

4 搜索活動

第3部・第1編・第7章・第5節の「第1 行方不明者の搜索」に準じる。

第2 避難指示・誘導

実施担当	総務班、消防部、高萩警察署、県、自衛隊
------	---------------------

第3部・第1編・第4章の「第1節 避難活動」に準じる。

第3 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

実施担当	総務班、広報班、建設班、消防部、高萩警察署、東日本旅客鉄道(株)
------	----------------------------------

現場の警察官、関係機関等からの情報を活用して、交通状況を迅速に把握し、緊急輸送を確保するため、防災関係機関と密接な連絡を取りながら一般車両の通行を禁止するなど

の交通規制を行うとともに、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

また、東日本旅客鉄道(株)は、不通となった鉄道区間について、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等、代替交通手段を速やかに確保する。

第4 関係者等への的確な情報伝達活動

実施担当	広報班、市民班、総務班、東日本旅客鉄道(株)
------	------------------------

第3部・第1編・第2章の「第3節 災害時の広報」に準じるほか、下記による。

1 情報伝達活動

鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によって行う。

伝達内容は、以下のとおりとする。

- ① 鉄道災害の状況
- ② 旅客及び乗務員等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ 施設等の復旧状況
- ⑥ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

2 問い合わせ等の対応

東日本旅客鉄道(株)は、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口を設置し、的確に情報提供等を行う。

市は、必要に応じて東日本旅客鉄道(株)に協力し、市役所内に相談窓口の設置等を行う。

第5 防疫及び遺体の処理

実施担当	環境班、衛生救護班、市民班、病院部、医療機関、日立保健所、高萩警察署、多賀医師会、日立歯科医師会
------	--

第3部・第1編・第7章の「第4節 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去・環境対策」及び「第5節 行方不明者の捜索・遺体の処理」に準じる。

第4節 災害復旧

実施担当	東日本旅客鉄道(株)
------	------------

東日本旅客鉄道(株)は、応急資材の確保について、災害復旧用資材の適正な保有及び配置、緊急調達体制の確立等により、迅速な供給を図る。

また、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。その際には、二次災害が発生せぬよう十分に現地の保安体制を強化するよう努める。
なお、災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第4章 道路災害対策計画

道路事故災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1節 事故発生時の通報

第1 災害情報の収集・連絡

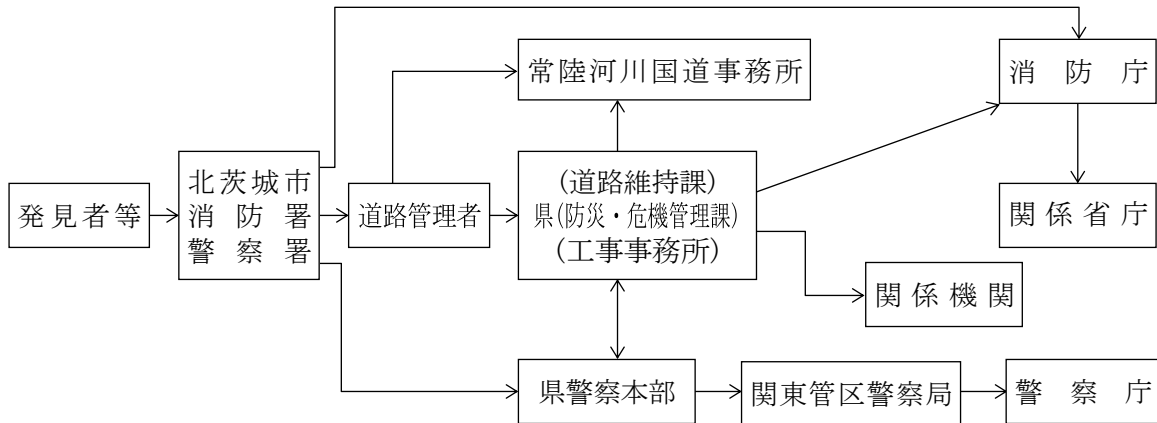
実施担当	発見者等、消防部、建設班、常陸河川国道事務所、東日本高速道路(株)、高萩工事事務所、高萩警察署
------	---

1 事故情報等の収集・連絡

道路事故災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防吏員、道路管理者に通報しなければならない。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

図一 道路災害情報等の収集・連絡



2 茨城県等への報告

市は、大規模な事故発生の場合、直ちに事故情報等の報告を県に行う。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

第2節 災害対策組織

第1 本部の設置

実施担当	総務部各班
------	-------

大規模な事故により、消防本部の対応能力を超える事態となり、消防本部以外の市の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、市長が必要と認めたときは、北茨城市事故災害対策本部を設置する。

その他、第3部・第1編・第1章の「第2節 災害警戒体制本部・災害対策本部」に準じる。

第2 本部の運営

実施担当	各部、防災関係機関
-------------	-----------

本部を構成する部・班は、本部長（市長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（第3部・第1編・第1章・第2節・第2の「2 組織」の「北茨城市災害対策本部の組織と所掌業務一覧」参照）で編成する。

その他、第3部・第1編・第1章・第2節の「第2 組織・運営」に準じる。

第3節 災害応急対策

第1 消防、救助・救急、医療救護及び搜索活動

実施担当	衛生救護班、消防部、消防団、高萩警察署、多賀医師会、日立歯科医師会、 県薬剤師会高萩支部
-------------	---

1 消防活動

第3部・第1編・第4章・第3節の「第1 消火活動」及び「第3 消防活動」に準じる。

2 救助・救急活動

第3部・第1編・第4章・第3節の「第2 救助・救急活動」に準じる。

3 医療活動

第3部・第1編・第4章・第4節の「第1 応急医療活動」に準じる。

4 搜索活動

第3部・第1編・第7章・第5節の「第1 行方不明者の搜索」に準じる。

第2 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

実施担当	総務班、広報班、建設班、消防部、高萩警察署
-------------	-----------------------

現場の警察官、関係機関等からの情報を活用して、交通状況を迅速に把握し、緊急輸送を確保するため、防災関係機関と密接な連絡を取りながら一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うとともに、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

第3 危険物の流出に対する応急対策

実施担当	排出原因者、消防部、総務班、建設班、下水班、水道部各班、高萩工事事務所、高萩警察署
------	---

第3部・第2編・第5章・第4節の「第2 危険物の漏えい応急対策」及び「第3 浄水の安全確保」に準じる。

第4 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

実施担当	建設班、常陸河川国道事務所、東日本高速道路(株)、高萩工事事務所、高萩警察署
------	--

道路管理者及び警察署は、迅速かつ的確な仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても必要に応じて緊急点検を実施する。

また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努める。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動

実施担当	広報班、市民班、総務班、道路管理者
------	-------------------

第3部・第1編・第2章の「第3節 災害時の広報」に準じるほか、下記による。

1 情報伝達活動

道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によって行う。

伝達内容は、以下のとおりとする。

- ① 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ② 避難情報及び避難先の指示
- ③ 地域住民等への協力依頼
- ④ その他必要な事項

2 問い合わせ等の対応

道路管理者は、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口を設置し、的確に情報提供等を行う。

市は、必要に応じて道路管理者に協力し、市役所内に相談窓口の設置等を行う。

第6 防疫及び遺体の処理

実施担当	環境班、衛生救護班、市民班、病院部、医療機関、日立保健所、高萩警察署、多賀医師会、日立歯科医師会
------	--

第3部・第1編・第7章の「第4節 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去・環境対策」及び「第5節 行方不明者の捜索・遺体の処理」に準じる。

第4節 災害復旧

実施担当	道路管理者
------	-------

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

なお、災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第5章 危険物等災害対策計画

危険物等災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じる。

第1節 事故発生時の通報

第1 災害情報の収集・連絡

実施担当	発見者等、消防部
------	----------

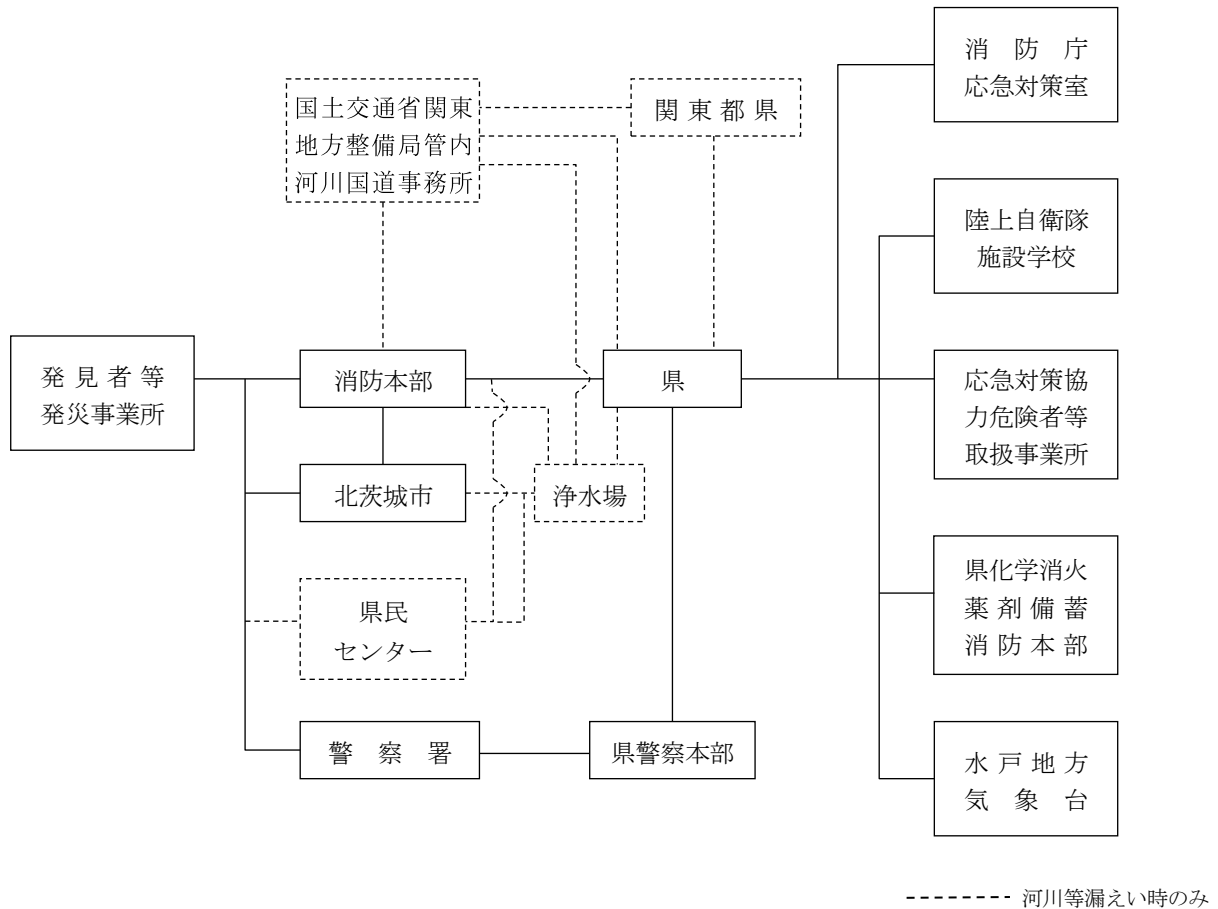
1 事故情報等の収集・連絡

危険物等災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

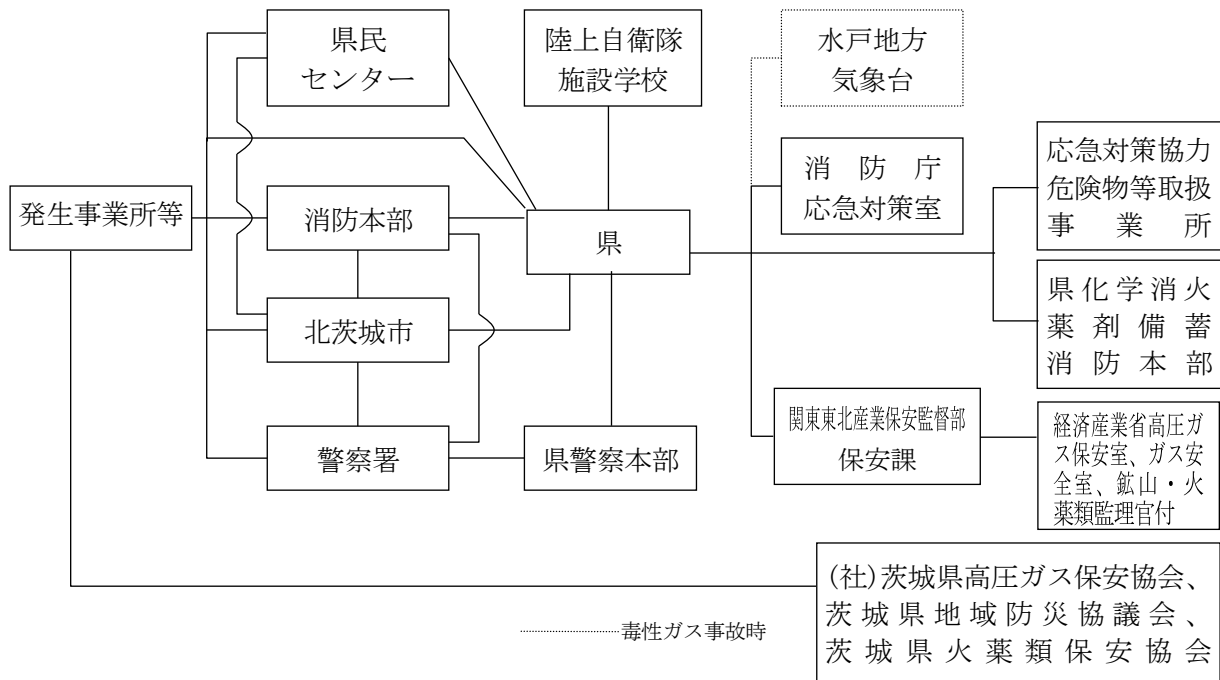
また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また、市長は水戸地方气象台、県、その他関係機関に通報しなければならない。

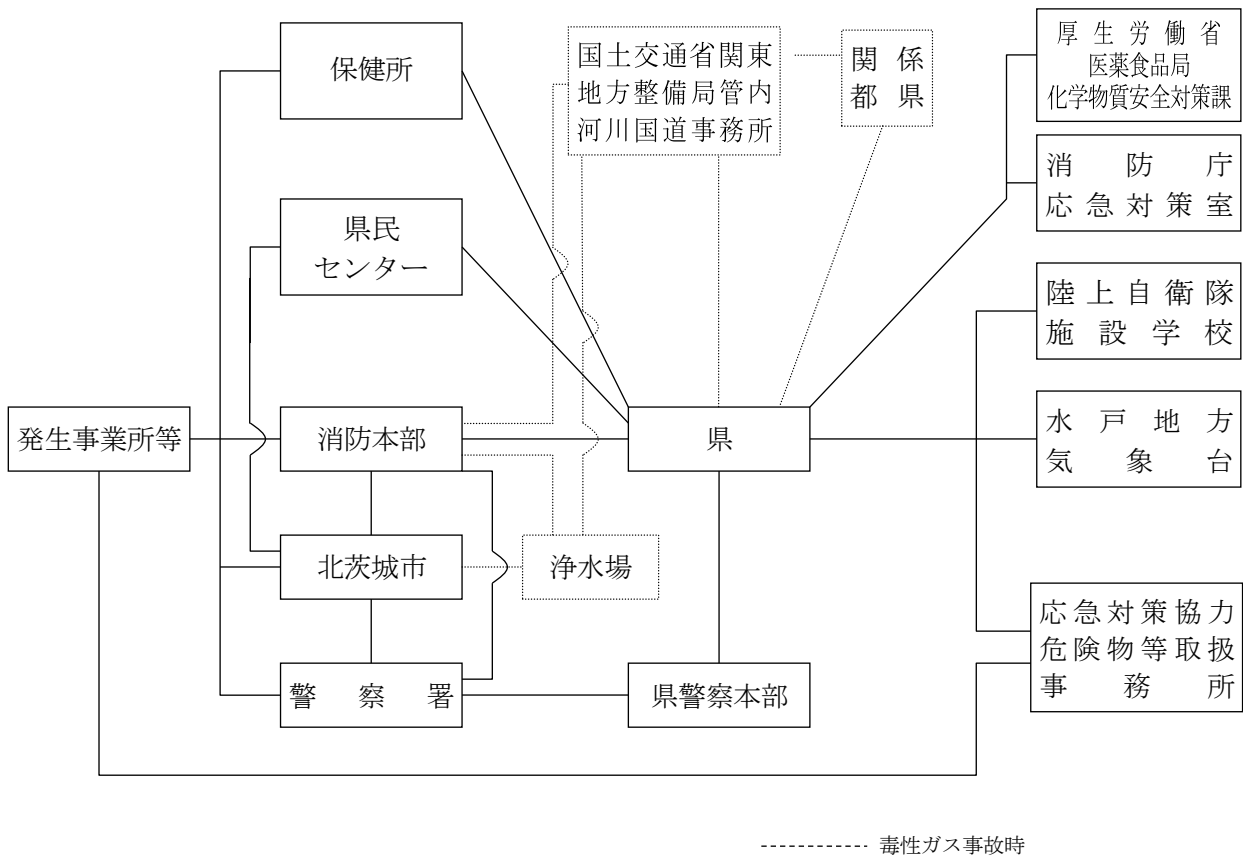
① 石油類等危険物施設災害の場合



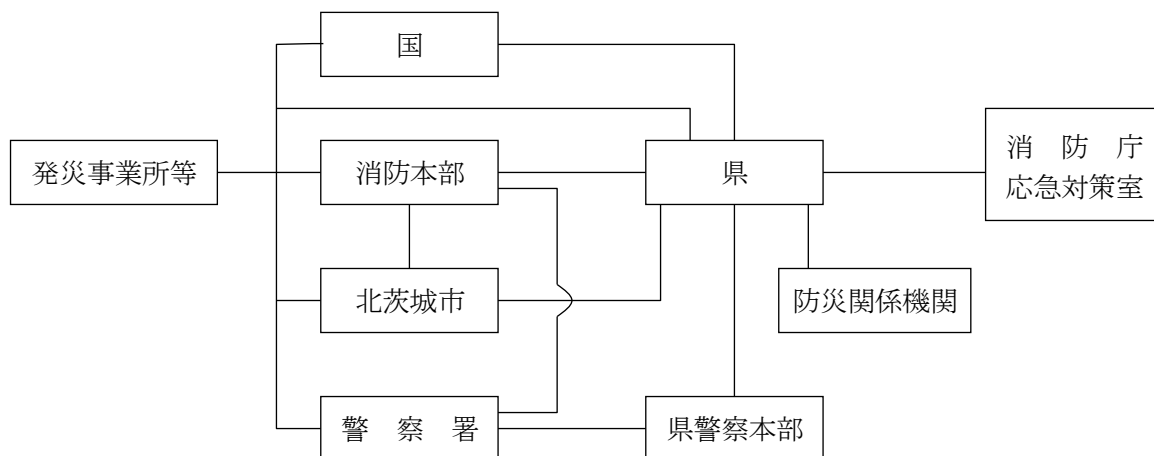
② 高圧ガス・都市ガス・火薬類、毒性ガス、大規模な地階のガス漏れの災害の場合



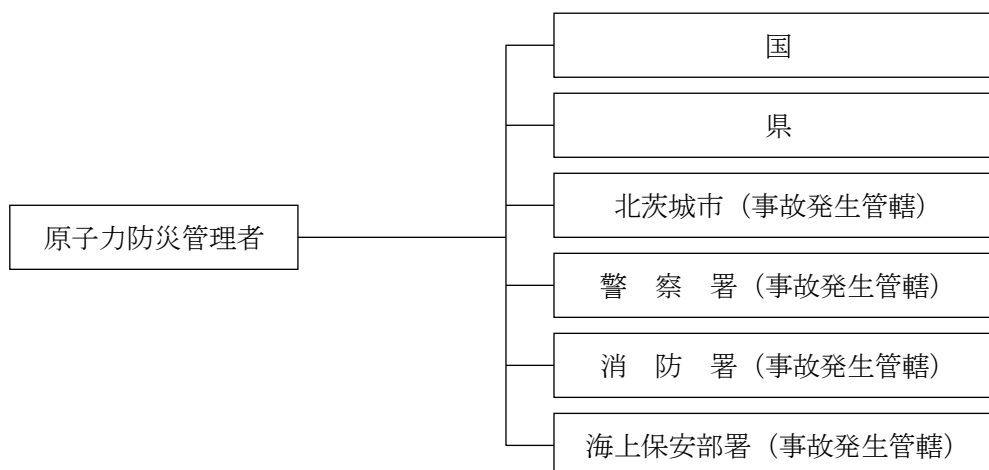
③ 毒劇物取扱施設の災害の場合



④ 放射線使用施設等の災害の場合



⑤ 核燃料物質等の事業所外運搬中の災害の場合



2 県等への報告

市は、大規模な事故発生の場合、直ちに事故情報等の報告を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

3 住民等への情報提供

防災関係機関相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策二次災害の危険性等の情報について、適切に提供する。

また、情報の伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によって行う。

第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）

第1 本部の設置

実施担当	総務部各班
------	-------

1 設置基準

大規模な事故により、消防本部の対応能力を超える事態となり、消防本部以外の市の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、市長が必要と認めたときは、北茨城市事故災害対策本部を設置する。

2 設置方法等

第3部・第1編・第1章の「第2節 災害警戒体制本部・災害対策本部」に準じる。

第2 本部の運営

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

1 本部の組織

本部を構成する部・班は、本部長（市長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（第3部・第1編・第1章・第2節・第2の「2 組織」の「北茨城市災害対策本部の組織と所掌業務一覧」参照）で編成する。

2 本部の運営等

第3部・第1編・第1章・第2節の「第2 組織・運営」に準じる。

第3節 災害応急対策（各災害共通事項）

第1 救助・救急、医療及び搜索活動

実施担当	衛生救護班、消防部、消防団、高萩警察署、多賀医師会、日立歯科医師会、 県薬剤師会高萩支部、茨城海上保安部
------	---

1 救助・救急活動

第3部・第1編・第4章・第3節の「第2 救助・救急活動」に準じる。

2 医療活動

第3部・第1編・第4章・第4節の「第1 応急医療活動」に準じる。

3 搜索活動

第3部・第1編・第7章・第5節の「第1 行方不明者の搜索」に準じる。

第2 避難指示・誘導

実施担当	総務班、消防部、高萩警察署、海上保安部、県、自衛隊
------	---------------------------

第3部・第1編・第4章の「第1節 避難活動」に準じる。

第3 応援要請

実施担当	総務班、人事班、自衛隊、県等
------	----------------

1 自衛隊

第3部・第1編・第3章の「第1節 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じる。

2 茨城県等

第3部・第1編・第3章の「第2節 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行」に準じる。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

実施担当	総務班、広報班、建設班、消防部、高萩警察署
------	-----------------------

現場の警察官、関係機関等からの情報を活用して、交通状況を迅速に把握し、緊急輸送を確保するため、防災関係機関と密接な連絡を取りながら一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うとともに、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

第4節 石油类等危険物施設の事故応急対策

第1 危険物火災等の応急対策

実施担当	発災事業所、消防部
------	-----------

発災事業所は、火災が発生した場合は、直ちに消防機関に119番通報するとともに、自衛消防組織を動員する。

消防本部及び事業所の自衛消防組織は、直ちに危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行う。

この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等のおそれがある場合は、消火の是非についても考慮する。

また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じる。

消防本部は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導する。

第2 危険物の漏えい応急対策

実施担当	排出原因者、消防部、総務班、建設班、下水班、高萩工事事務所、高萩警察署
------	-------------------------------------

1 非水溶性危険物の漏えい対策

石油类等油脂類が河川等に漏えいした場合は、以下の応急対策をとる。

河川等を流下するなどして、海上に影響が及んだ場合は、「第1章 海上災害対策計画」に準じて対応する。

(1) 排出原因者

直ちに土のう設置や排水溝閉止、オイルフェンス展張等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏えい危険物の回収を行う。

回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機材は早期に手配するものとし、回収に当たっては消防機関等の指示に従う。

(2) 市・消防本部

消防部は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により漏えい範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する。

また、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施する。

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力する。

なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所、及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用する。有毒ガスが発生している場合、又は発生するおそれのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行う。

総務班は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に伝達し、必要な場合は避難誘導する。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合、建設班は、流出油の防除を実施する。

また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させる。

なお、処分までの一時保管に当たっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理について指導に当たる。

(3) 警察署

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

(4) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者

適切な位置にオイルフェンスを展張するなどして、流出油の拡散等を防御する。

また、危険物の回収については原則として、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するものとし、必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業を実施する。その際、必要な場合は、市や防災関係機関に協力要請する。

(5) 県

緊急水質事案対策要領に基づき、水質保全のための迅速な対応を図る。

危険物の回収マット等防御資機材について、関係機関から要請があった場合は、この調達をあっせんするとともに、回収された油等廃棄物の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正な処理の指示、監督を行う。

また、地域住民や油回収従事者の健康を守ることを目的として、周辺の大気環境をモニタリングし、把握した情報を随時関係機関へ提供する。

2 水溶性危険物の漏えい対策

アルコール等水溶性の危険物が漏えいした事故においては、次の応急対策をとる。

(1) 排出原因者

直ちに土のう設置や排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、耐アルコール性泡消火薬剤による液面被覆措置、ガス検知器の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏えい危険物の回収を行う。

回収に当たっては、消防機関等の指示に従う。

(2) 市・消防本部

消防部は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとる。

また、排出の原因者に対して、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施する。

総務班は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に伝達し、必要な場合は避難誘導する。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合、建設班は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施する。回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させる。

なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理について指導する。

(3) 警察署

被災者状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

(4) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者

パトロールを実施し、監視するとともに、必要な場合は、適切な応急対策を実施する。

また、必要な場合は、市や防災関係機関に協力を要請する。

(5) 県

危険物の回収について、要請があった場合、資機材等の調達をあっせんするとともに、回収された廃棄物の処置について、適正な処理の指示、監督を行う。

また、緊急水質事案対策要領に基づき、河川等公共用水域の水質汚染防止対策に当たるとともに、把握した情報を随時関係機関へ提供する。

第3 浄水の安全確保

実施担当	水道部各班
------	-------

危険物の漏えい事故発生を確認した場合は、直ちに、当該漏えい地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに関係者へ漏えい事故発生旨通報する。

浄水場管理者は、浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展張、取水停止等適切な措置をとる。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進する。

第5節 高圧ガス・火薬類の事故応急対策

第1 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

実施担当	消防部、県、自衛隊、茨城県高圧ガス保安協会、茨城県火薬類保安協会、事業者
-------------	--------------------------------------

1 事業者

事業者は、事故が発生した場合は、直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏えい防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝えるものとし、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県又は警察官へ届け出る。

自らの防御措置の実施が不可能な場合は、県高圧ガス保安協会及び県地域防災協議会等へ協力を要請する。

2 市・消防本部

消防部は、高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行う。

火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動する。

また、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

3 県

防災事業所や防災機関から被害の情報や応急対策の実施状況を常時把握し、必要に応じて防災資機材の調達、あっせん、又は県保有の化学消火薬剤による支援を行う。

また、茨城県高圧ガス保安協会や地域防災協議会への協力要請や自衛隊への出動要請を行う。

4 警察署

被災者状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

5 自衛隊

県から要請があった場合、火薬等の取扱いについての情報の提供や専門家を派遣する。

また、県から出動要請を受けた場合、火薬類の爆発事故等の応急対策について迅速に出動し処置する。

6 茨城県高圧ガス保安協会、茨城県火薬類保安協会

協力要請に基づき、事業所の実施する応急対策に協力する。

その際は防災関係機関と連絡を密にする。

第2 毒性ガス応急対策

実施担当	事業者、消防部、高萩警察署、県、茨城県高圧ガス保安協会、茨城県火薬類保安協会
-------------	--

1 事業者

事業者は、事故が発生した場合は、直ちに施設等の応急点検を実施し、シャットダウ

ン等応急の漏えい防止措置をとり、可能な場合は固定消火設備等を活用し、水噴霧による希釈、吸収措置をとるとともに消防機関に119番通報し、事故発生状況及び毒性ガスの性状を伝えるものとし、毒劇物に該当する場合は、保健所にも同様の措置を行う。

また、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、風上側に占位することに留意し、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤等による中和除害措置、及びビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を実施する。

自らの実施が不可能な場合は、県高圧ガス保安協会又は県地域防災協議会等へ協力を要請する。

2 市・消防本部

消防部は、発災事業所から有毒ガスの性状、漏えい状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、迅速に住民等に広報する。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏えい継続時間、拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導を行う。

また、事業者と協力して、ガス漏えい防止等応急措置を実施するほか、住民の安全確保を優先して実施するものとし、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、避難の遅れた住民の誘導や捜索を行うとともに、負傷者の搬出、搬送に当たる。

3 警察署

被災状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

4 県

国や専門家から情報を得て、迅速に有毒ガスの性状、応急措置法等の情報を関係機関に提供する。

また、水戸地方気象台等と連携し、気象及び大気情報等から有毒ガス拡散予測等の情報を市等関係機関に随時提供する。

さらに、県高圧ガス保安協会又は県地域防災協議会あるいは応急対策協力危険物等取扱事業所に対し、発災事業所の実施する応急措置への協力を要請する。

神経性ガス等猛毒のガスの漏えいについては、避難対策、漏えいガスの防除方法についての指導やガス検知器等資機材の貸与について、自衛隊に応援又は協力を要請する。

5 茨城県高圧ガス保安協会、茨城県地域防災協議会

発災事業所又は県の要請を受けた場合、直ちに、応急措置の実施について発災事業所に協力する。

第3 大規模な地階のガス漏れ爆発事故応急対策

実施担当

消防部、総務班、高萩警察署、地階管理者、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者

1 ガス漏えい対策

(1) 地階管理者

地階管理者は、事故が発生した場合は、直ちに応急点検を実施し、ガス供給ラインの停止など必要な措置をとりガス漏えいを防止し、着火源の遮断、ガス、蒸気の建物

外への排出、拡散を図る等爆発防止措置をとるとともに、地階に位置する人の速やかな退避誘導と火気使用厳禁について緊急広報する。

また、速やかに119番通報し、事故の状況、実施した応急措置を消防機関に伝え、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者に直ちに通報する。

(2) 市・消防本部

消防部は、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者と協力し、ガス検知器等を用い安全を確認しながら、地階に位置する人の退避を誘導し、現場付近の火気使用の厳禁を広報する。この際、負傷者の救急搬送に備え、あらかじめ救急車を適切な位置に待機させる。

また、応急対策は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮する。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用する。

総務班は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。この際、避難及び火気使用の厳禁の広報を行うとともに、医療機関と調整し、負傷者の受入体制を整える。

(3) ガス事業者、液化石油ガス販売事業者

消防本部の協力の下、ガス漏えい防止措置、その他応急対策を実施する。

(4) 警察署

被災状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。火気使用の厳禁を広報するなど安全確保に努める。

2 ガス爆発対策

(1) 地階管理者

地階管理者は、事故が発生した場合は、直ちに119番通報し、事故の状況、実施した応急措置、負傷者等の発生状況を消防本部に伝える。また、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者と直ちに連絡する。

(2) 市・消防本部

消防部は、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者と協力し、爆発に伴う消火作業を実施するとともに、地階からの脱出誘導、負傷者等の応急手当て、医療機関への救急搬送を行う。二次爆発を警戒し、ガス検知器を使用し安全を確認して活動する。

応急対策を行う場合は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮する。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用する。

総務班は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。避難及び火気使用の厳禁を広報するとともに、医療機関へ通報し、受入体制を整える。

(3) ガス事業者、液化石油ガス販売事業者

消防本部と協力して、消火及びガス漏えい防止措置を行う。

(4) 県

医療機関の応援等調整を行い、緊急搬送において防災ヘリコプターの使用を調整する。

(5) 警察署

被災状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。火気使用の厳禁を広報するなど安全確保に努める。

第6節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策

第1 漏えい事故

実施担当	消防部、建設班、下水班、高萩警察署、高萩工事事務所
------	---------------------------

1 事業者

事業者は、事故が発生した場合は、直ちに応急点検を行い、シャットダウン等応急措置を実施して漏えい防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況並びに毒性、化学及び物理的性状を伝える。

また、防護服を着用するなど安全を確保して、漏えい箇所に風上側から接近し、また位置して、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤による中和措置、ビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を行う。

自らの実施が不可能な場合は、応急対策協力事業所等へ協力を要請する。

2 市・消防本部

消防部は、毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、住民等に迅速に広報する。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏えい継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行う。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏えい毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行う。

3 警察署

被災者状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

4 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者

河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請する。

河川等に流入した場合、又はそのおそれがある場合は、事業者、県及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力を得て、中和等無害化处理の実施に努める。

5 県

緊急水質事案対策要領に基づき、公共用水域の水質保全のために迅速な措置を行う。

国や専門家から得た毒劇物の性状、応急措置法等の情報を消防機関等関係機関に提供する。

また、毒劇物がガス化する性状の場合は、水戸地方气象台等と連携し、気象及び大気情報から有毒ガス拡散（濃度）予測等情報を市等関係機関に迅速に提供する。

必要に応じ、応急対策協力危険物等取扱事業所に対し、応急対策への協力を要請する。

6 応急対策協力危険物等取扱事業所

発災事業所や県の要請を受けた場合は、直ちに、防災資機材の提供や応急措置の実施等について協力する。

第2 浄水の安全確保

実施担当	水道部各班
------	-------

漏えい物が河川等へ流入する可能性がある場合は、本章・第4節の「第3 浄水の安全確保」に準じて応急対策を実施する。

第7節 放射線使用施設等の事故応急対策

放射線使用施設等の事故については、次により応急対策を実施する。

実施担当	事業者、消防部、高萩警察署、国、県
------	-------------------

1 放射線使用施設等の事業者

放射線使用施設等の破損等により放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、市及び警察機関に事態を通報する。

火災が発生した場合は、消火又は延焼防止に努め、直ちに消防に通報するとともに、放射線障害を防止する必要が生じた場合は、施設内部にいる者等に避難するよう警告するものとし、放射線障害を受けた者（受けたおそれがある者を含む。）を速やかに救出し避難させる。

また、汚染が生じた場合は、速やかにその広がり防止及び除去を行う。

放射性物質を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じ安全な場所に移して、その周囲に縄を張り又は標識を設け、かつ見張りを立て、関係者以外が立ち入ることを禁止する等、安全確保措置をとる。

なお、これら緊急作業を行う場合は、遮蔽物、かん子、又は保護具を用い、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばくをできるだけ小さくする。

また、消防機関等の消火活動等を実施するに当たって、放射性物質の種類、性状、放射線強度及び放射線防護に関する必要な情報を伝えるとともに、放射線測定器・線量計等必要な器具を使用し、消防機関等が実施する応急対策活動に協力する。

2 市・消防本部

消防部は、その活動に必要な事故内容についての情報を事業者から聴取し、直ちに事業者の放射線監視の下、協同して消火活動等応急対策活動を実施する。

消火に当たっては、水噴霧法等により、消火活動に伴う放射性物質の流出拡散を抑えることに留意する。

なお、応急対策活動の実施に当たっては、隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して活動する。放射線に関する専門家が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応する。

総務班は、事故に関する情報を収集し、住民等に対し、適時、適切な広報を実施する。

3 国

放射線強度等の情報提供や措置方法等の指導により、消防機関をはじめ防災機関に協力する。

4 茨城県

放射性物質の拡散等についてモニタリングを実施するなど消防機関等に対して放射線情報を提供するとともに、放射線専門家の派遣、防災資機材の提供についての協力を行う。

また、環境への影響等の把握に努める。

5 警察署

被災状況等を収集し、必要に応じて立入りの制限や交通規制を実施する。

第8節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第10条第1項前段に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合は、次により、原子力事業者等、国、県及び海上保安部署等は連携して、応急対策を実施する。

実施担当	原子力事業者、消防部、高萩警察署、国、県、海上保安部
------	----------------------------

1 原子力事業者等

原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見又は発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、市、警察署、消防機関、原子力緊急時支援・研修センター、海上保安部等の関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を随時連絡する。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏えいの拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施し、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防機関、警察機関及び海上保安部と協力して応急対策を実施する。

さらに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策に万全を期する。

2 国

国は、核燃料物質等の運搬中の事故により、特定事象が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催する。

さらに、原災法第15条に規定された原子力緊急事態に至った場合には、同法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置し、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を原子力事業者等とともに主体的に講じる。

3 海上保安部

事故の通報を受けた場合は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、

海上保安職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立ち入り制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。

4 市・消防本部

事故の通報を受けた場合は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行う。

5 警察署

事故の通報を受けた場合は、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な対応を行う。

6 県

県は、国と連携して事故の状況把握に努め、必要に応じて災害対策本部を設置するほか、市町村、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など必要な措置を講ずる。

第6章 大規模火災対策計画

大規模火災が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1節 火災発生時の通報

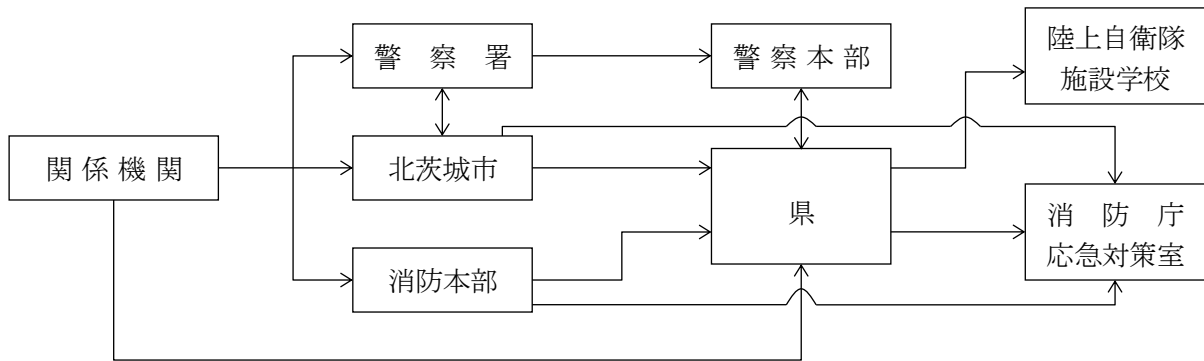
第1 災害情報の収集・連絡

実施担当	消防部、総務部各班
------	-----------

市は、火災の発生状況や人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

図一 大規模火災時の通報のながれ



第2節 災害対策組織

第1 本部の設置

実施担当	総務部各班
------	-------

1 設置基準

大規模な火災により、消防本部の対応能力を超える事態となり、消防本部以外の市の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、市長が必要と認めるときは、北茨城市大規模火災対策本部を設置する。

2 設置方法等

第3部・第1編・第1章の「第2節 災害警戒体制本部・災害対策本部」に準じる。

第2 本部の運営

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

1 本部の組織

本部を構成する部・班は、本部長（市長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（第3部・第1編・第1章・第2節・第2の「2 組織・運営」の「北茨城市災害対策本部の組織と所掌業務一覧」参照）で編成する。

2 本部の運営等

第3部・第1編・第1章・第2節の「第2 組織・運営」に準じる。

第3節 災害応急対策

第1 消防、救助・救急、医療救護及び搜索活動

実施担当	衛生救護班、消防部、消防団、高萩警察署、多賀医師会、日立歯科医師会、県薬剤師会高萩支部
------	---

1 消防活動

消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
また、周辺市町村に大規模な火災が発生した場合は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

2 救助・救急活動

第3部・第1編・第4章・第3節の「第2 救助・救急活動」に準じる。

3 医療活動

第3部・第1編・第4章・第4節の「第1 応急医療活動」に準じる。

4 搜索活動

第3部・第1編・第7章・第5節の「第1 行方不明者の搜索」に準じる。

第2 避難指示・誘導

実施担当	総務班、消防部、広報班、高萩警察署、海上保安部、県、自衛隊
------	-------------------------------

第3部・第1編・第4章の「第1節 避難活動」に準じるほか、下記による。

1 避難誘導の実施

発災時には、避難場所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供に努めながら、地域住民等の避難誘導を行う。

2 避難場所

発災時には、必要に応じ避難場所を開設するものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布及び清掃等については、避難者、住民民間防火組織等の協力を得て適切な運営管理を行う。

3 要配慮者への配慮

避難誘導及び避難場所において、高齢者及び障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

第3 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

実施担当	総務班、広報班、建設班、消防部、高萩警察署
-------------	-----------------------

現場の警察官、関係機関等からの情報を活用して、交通状況を迅速に把握し、緊急輸送を確保するため、防災関係機関と密接な連絡を取りながら一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うとともに、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

第4 応援の要請

実施担当	総務班、消防部、県、茨城海上保安部
-------------	-------------------

1 自衛隊の災害派遣要請

第3部・第1編・第3章の「第1節 自衛隊派遣要請の実施・受入体制の確保」に準じる。

2 応援要請・受入体制

第3部・第1編・第3章の「第2節 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行」に準じる。

第5 施設及び設備の応急復旧活動

実施担当	各部、公共施設管理者、ライフライン事業者
-------------	----------------------

市は、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

実施担当	広報班、市民班、総務班、道路管理者
-------------	-------------------

第3部・第1編・第2章の「第3節 災害時の広報」に準じるほか、下記による。

1 情報伝達活動

大規模な火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によって行う。

伝達内容は、以下のとおりとする。

- ① 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ② 避難情報及び避難先の指示
- ③ 地域住民等への協力依頼
- ④ その他必要な事項

2 問い合わせ等の対応

市は、必要に応じて、市役所内に相談窓口の設置等を行う。

第7 防疫及び遺体の処理

実施担当	環境班、衛生救護班、市民班、病院部、医療機関、日立保健所、高萩警察署、多賀医師会、日立歯科医師会
------	--

第3部・第1編・第7章の「第4節 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去・環境対策」及び「第5節 行方不明者の捜索・遺体の処理」に準じる。

第7章 林野火災対策計画

林野火災が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1節 火災発生時の通報

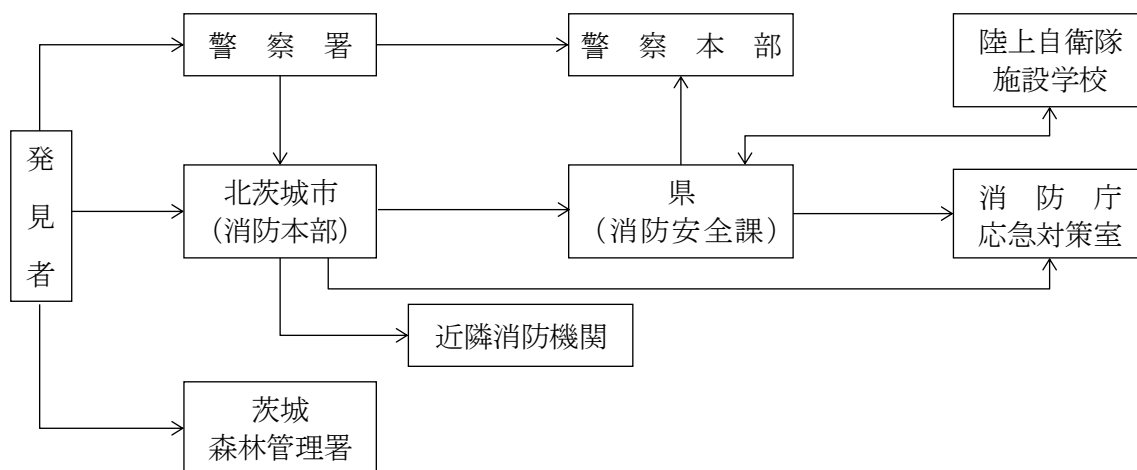
第1 災害情報の収集・連絡

実施担当	消防部、総務部各班
------	-----------

市は、火災の発生状況や人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

図一 林野火災時の通報のながれ



第2節 災害対策組織

第1 本部の設置

実施担当	総務部各班
------	-------

1 設置基準

林野火災により、消防本部の対応能力を超える事態となり、消防本部以外の市の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、市長が必要と認めたときは、北茨城市林野火災対策本部を設置する。

2 設置方法等

第3部・第1編・第1章の「第2節 災害警戒体制本部・災害対策本部」に準じる。

第2 本部の運営

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

1 本部の組織

本部を構成する部・班は、本部長（市長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（第3部・第1編・第1章・第2節・第2の「2 組織」の「北茨城市災害対策本部の組織と所掌業務一覧」参照）で編成する。

2 本部の運営等

第3部・第1編・第1章・第2節の「第2 組織・運営」に準じる。

第3節 災害応急対策

第1 消防、救助・救急、医療救護及び搜索活動

実施担当	衛生救護班、総務班、消防部、高萩警察署、多賀医師会、日立歯科医師会、県薬剤師会高萩支部、自主防災組織
------	--

1 消防活動

(1) 地上消火活動

林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立する。

(2) 自主防災組織、住民

林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防活動に協力するよう努める。

(3) 空中消火活動

① 空中消火の要請

市は、次のような場合、空中消火を県に要請する。

ア 地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合。

イ その他、火災防御活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

② 現地指揮本部

空中消火を要請した場合、県及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて、現地指揮本部を構成する。

現地指揮本部では、空中消火を効果的に実施するために消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

③ 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で市は、県（消防安全課）及びヘリコプター運用機関と協議の上、適地を決める。

2 救助・救急活動

第3部・第1編・第4章・第3節の「第2 救助・救急活動」に準じる。

3 医療活動

第3部・第1編・第4章・第4節の「第1 応急医療活動」に準じる。

4 搜索活動

第3部・第1編・第7章・第5節の「第1 行方不明者の搜索」に準じる。

第2 避難指示・誘導

実施担当	総務班、消防部、広報班、高萩警察署、海上保安部、県、自衛隊
-------------	-------------------------------

第3部・第1編・第4章の「第1節 避難活動」に準じる。

第3 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

実施担当	総務班、広報班、建設班、消防部、高萩警察署
-------------	-----------------------

現場の警察官、関係機関等からの情報を活用して、交通状況を迅速に把握し、緊急輸送を確保するため、防災関係機関と密接な連絡を取りながら一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うとともに、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

第4 応援の要請

実施担当	総務班、消防部、県、茨城海上保安部
-------------	-------------------

1 自衛隊の災害派遣要請

第3部・第1編・第3章の「第1節 自衛隊派遣要請の実施・受入体制の確保」に準じる。

2 応援要請・受入体制

第3部・第1編・第3章の「第2節 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行」に準じる。

第5 施設及び設備の応急復旧活動

実施担当	各部、公共施設管理者、ライフライン事業者
-------------	----------------------

市は、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

実施担当	広報班、市民班、総務班、道路管理者
-------------	-------------------

第3部・第1編・第2章の「第3節 災害時の広報」に準じるほか、下記による。

1 情報伝達活動

林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によって行う。

伝達内容は、以下のとおりとする。

- ① 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ② 避難情報及び避難先の指示
- ③ 地域住民等への協力依頼
- ④ その他必要な事項

2 問い合わせ等の対応

市は、必要に応じて、市役所内に相談窓口の設置等を行う。

第7 二次災害の防止計画

実施担当	総務班、建設班、農水班
-------------	-------------

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、二次災害の防止に努める。

第8章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下この章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域及び特別強化地域

法第3条第1項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定する。

なお、法第9条第1項の規定により、推進地域のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として、内閣総理大臣が本市を指定（令和4年10月3日内閣府告示第100号）しており、本市の地震・津波防災推進のための事業について「津波避難対策緊急事業計画」を、必要に応じて定めることとする。

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市に関係する指定地方行政機関、指定公共機関、県、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1部の「第3章 関係機関の業務大綱」に準じる。

第2節 災害対策本部の設置等

第1 災害対策本部の設置

実施担当	総務部各班
------	-------

1 設置基準

市長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

2 設置方法等

第3部・第1編・第1章の「第2節 災害警戒体制本部・災害対策本部」に準じる。

第2 本部の運営

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

1 本部の組織

本部を構成する部・班は、本部長（市長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（第3部・第1編・第1章・第2節・第2の「2 組織」の「北茨城市災害対策本部の組織と所掌業務一覧」参照）で編成する。

2 本部の運営等

第3部・第1編・第1章・第2節の「第2 組織・運営」に準じる。

第3 職員の配備体制区分

実施担当	各部
------	----

職員の配備体制は、第3部・第1編・第1章・第1節・第1の「1 地震・津波発生時」に準じる。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

1 地震、津波の情報の収集・伝達

第3部・第1編・第2章・第2節の「第1 地震・津波情報の収集・伝達」に準じる。

2 被害情報の収集、調査

第3部・第1編・第2章・第2節の「第3 被害情報の収集、調査」に準じる。

3 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

4 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずるものとする。

5 消防、救助・救急及び医療救護活動

(1) 消防活動

第3部・第1編・第4章・第3節の「第1 消火活動」及び「第3 消防活動」に準じる。

(2) 救助・救急活動

第3部・第1編・第4章・第3節の「第2 救助・救急活動」に準じる。

(3) 医療活動

第3部・第1編・第4章の「第4節 応急医療」に準じる。

6 物資調達

市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、民間企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

その他、物資調達については、第3部・第1編・第5章の「第5節 生活救援物資等の供給」に準じる。

7 輸送活動

第3部・第1編・第4章の「第2節 緊急輸送」に準じる。

8 保健衛生・防疫活動

第3部・第5章・第2節の「第4 避難所等における生活環境の整備」及び第7章の「第4節 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去・環境対策」に準ずる。

第2 資機材、人員等の配備手配

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

1 物資等の調達手配

- ① 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- ② 市は、県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ① 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- ② 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

実施担当	総務班、人事班
------	---------

第3部・第1編・第3章の「第1節 自衛隊派遣要請の実施・受入体制の確保」及び「第2節 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行」に準ずる。

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

実施担当	各部、高萩警察署、大津・平潟漁業協同組合、防災関係機関
------	-----------------------------

1 津波からの防護のための施設の整備等

① 河川、海岸及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

② 河川、海岸及び漁港の管理者は、次の事項について必要に応じて別に定めるものとする。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門の閉鎖を迅速・確実にを行うための体制、手順及び平常時の管理方法

③ 市その他の施設管理者は、必要に応じ津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。

2 津波に関する情報の伝達等

第3部・第1編・第2章・第2節の「第1 地震・津波情報の収集・伝達」に準じる。その他、次の事項にも配慮する。

① 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わることに配慮すること等

② 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置

③ 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

3 避難対策等

① 地震発生時において津波による避難指示の対象となる地区は、津波ハザードマップにおける津波浸水想定区域のとおりである。

なお、市は別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として要配慮者等の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

② 市は、上記①に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図る。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 指定避難所（屋内、屋外の種別）

エ 指定避難所に至る経路

オ 避難情報等の伝達方法

カ 指定避難所にある設備、物資等及び指定避難所において行われる救護の措置等
キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

- ③ 市は、指定避難所を開設した場合は、当該指定避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。
また、冬期の避難生活環境の確保のために、暖房器具等の適切な配備に努める。
- ④ 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。
- ⑤ 支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。
- ア 市は、あらかじめ自主防災組織等単位に、避難行動要支援者の避難に当たり、支援を要する者の人数及び支援者の有無等の把握に努める。
- イ 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が行われたときは、上記アに掲げる者の指定避難所までの支援及び移送は、原則として本人の親族又は居住地域を担当する消防団・自主防災組織等の指定する者が担当するものとし、市は自主防災組織等を通じて支援又は移送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- ウ 地震が発生した場合、市は上記アに掲げる者を受入れる施設のうち自ら管理するものについて、避難者等に対し必要な救護を行う。
- ⑥ 市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、観光客等に対する避難誘導等の対応について定めるとともに、津波避難ビルを示す標識の海岸付近への設置等適切な情報の周知に努める。
- ⑦ 市は、避難路の凍雪害防止のため必要な措置を講じる。
- ⑧ 指定避難所での救護に当たっては、次の点に留意する。
- ア 市が指定避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
- ・避難施設への収容
 - ・飲料水、主要食料及び毛布の供給
 - ・その他必要な措置
- イ 市は上記アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
- ・流通在庫引渡し等の要請
 - ・県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ・その他必要な措置
- ⑨ 市は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施する。
- ⑩ 市は、津波避難の際の自動車の利用方法等について、関係地区住民との合意を形成するとともに、合意事項についての周知を図る。

4 消防機関等の活動

- ① 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じる。
- ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

- イ 津波からの避難誘導
- ウ 土のう等による応急浸水対策
- エ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- オ 救助・救急等
- カ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

② 上記①に掲げる措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによる。

③ 地震が発生した場合の水防管理団体等が講じる措置は次のとおりである。

- ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡・通知
- イ 水門及び防潮扉等の操作又は操作の準備等のための必要な人員の配置
- ウ 津波に備え、水防資機材の点検・整備・配備

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

第3部・第1編・第5章・第5節の「第4 応急給水の実施」及び第7章・第3節の「第1 上水道施設の応急復旧」に準じる。

(2) 電気

第3部・第1編・第7章・第3節の「第3 電力施設の応急復旧」に準じる。

その他、電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

(3) ガス

ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(4) 通信

第3部・第1編・第7章・第3節の「第4 電話施設の応急復旧」に準じる。

その他、電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源の確保や地震発生後に通信回線が輻輳した場合等の対策を実施するものとする。

(5) 放送

① 放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

② 放送事業者は、市や県及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

③ 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災防止措置を講ずるものとする。

6 交通対策

(1) 道路

- ① 市、県公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度の高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。
- ② 道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 海上

第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 鉄道

- ① 走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずるものとする。
- ② 列車の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画等を定めるものとする。

7 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

① 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

② 個別事項

- ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のために必要な措置
- イ 学校等にあつては、当該学校等が市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
特に、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- ウ 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のために必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ① 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、(1) ①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- ② この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は(1) ①又②の掲げる措置を講ずるとともに、市が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

8 迅速な救助

- ① 市は、庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。

- ② 市は、県と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

- ③ 市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

- ④ 市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

9 後発地震への対応

Mw7.0 以上の先発地震が発生した後に、さらに大きな後発地震が発生する可能性があることから、その関連情報並びに後発地震への注意を促す情報等の伝達に係る連絡体制は、次のとおりとする。

(1) 情報の伝達

後発地震への注意を促す情報は、国、気象庁からメール配信される。

また、防災情報ネットワークシステム、防災行政無線FAXをはじめとする迅速かつ確実な手段を用いて行うとともに、携帯メールやソーシャル・ネットワーキング・サービスなど複数の情報伝達手段をできる限り活用して行う。

(2) 市及び関係機関の伝達体制

第3部・第1編・第2章・第2節の「第1 地震・津波情報の収集・伝達」に準じる。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

各施設等の整備については、次の施設ごとに掲げる事項に留意しながら計画的な整備に努めるものとする。

なお、施設等の整備はおおむね五箇年をめどとして行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

1 建築物、構造物等の耐震化

(1) 建築物の耐震化の推進

住宅やオフィス等の耐震化を進めるために、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なハザードマップを作成・公表し、耐震化の必要性について広く周知を図るほか、緊急輸送道路沿いの住宅・建築物に対する補助制度や税制優遇措置の活用促進により、住宅・建築物の耐震診断、耐震補強を促進する。

(2) 耐震化を進めるための環境整備

住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化や分かりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図る。

また、木造住宅密集街区等の住宅や、多数の人が利用する建築物に対する耐震改修の指示等、耐震化促進のための制度の確実な運用を進める。

(3) 公共施設等の耐震化

市及び関係事業者は、庁舎、学校、病院、公民館等様々な応急対策活動や指定避難所となりうる公共施設等の耐震化について数値目標を設定するなど、その耐震化の促進を図る。

2 指定緊急避難場所、避難路の整備

想定された津波到達時間や浸水域に基づいた指定緊急避難場所の計画的整備、耐震性・耐浪性や浸水深を考慮した上で、建築物を指定緊急避難場所に指定するいわゆる津波避難ビルの活用、平地が広範な沿岸部における人工高台の整備等により、各地域における指定緊急避難場所を早急に確保する。

また、指定緊急避難場所、避難路の確保に当たっては、背後地が急峻であるなど地形的に避難が困難な地域や、高齢化の進んだ避難困難者の多い地域等への優先的な指定・整備にも配慮する。その際、土砂災害危険箇所の防災対策との連携に配慮した避難路整備を図る。

なお、冬期においては、避難路の凍結によって避難が困難となることが予想されるため、避難路の凍結防止対策等を強化する。

3 津波対策施設

整備事業計画は、第6次地震防災緊急事業五箇年計画のとおり。

4 消防用施設の整備等

整備事業計画は、第6次地震防災緊急事業五箇年計画のとおり。

5 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

整備事業計画は、第6次地震防災緊急事業五箇年計画のとおり。

6 通信施設の整備

市その他防災関係機関は、地震防災応急対策を実施するために必要な通信施設を、第2部・第1編・第1章の「第4節 情報通信ネットワークの整備」に準じて整備する。

第6節 防災訓練計画

防災訓練計画については、第2部・第1編・第4章の「第2節 防災訓練」に準じて、災害時等における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとし、特に次の事項に配慮したものとする。

実施担当

各部、防災関係機関、自主防災組織、小中学校・保育所（園）・幼稚園・病院及び社会福祉施設等の管理者

1 市及び防災関係機関における防災訓練の実施

- ① 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した防災訓練を実施する。特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施にも配慮する。
- ② ①の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- ③ ①の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とする。
- ④ 市は、防災関係機関及び自主防災組織等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するほか、県、防災関係機関と連携した津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。
 - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 要配慮者、観光客等に対する避難誘導訓練
 - ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難情報等、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- ⑤ 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

2 学校等における津波防災訓練の実施等

避難対象地域に所在する学校等は、津波警報の発表等を想定した津波避難訓練を行う。また、県、市及び防災関係機関等が実施する訓練に可能な限り参加するよう努めるものとする。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

実施担当	総務部、消防部、県、防災関係機関
------	------------------

1 市職員に対する教育及び広報

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行い、その内容はおおむね次の事項とする。

- ① 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
次のような津波に関する正しい知識やとるべき行動の周知徹底を図る。
 - ア 海岸付近で大きな揺れを感じたらまず避難するべきであり、海岸へ近づかないこと
 - イ 津波は必ず引き波で始まるものではないこと
 - ウ 津波の第一波が必ずしも最大のものではないこと
 - エ 大きな津波は長時間継続すること
 - オ 津波地震など、揺れのわりに大きな津波が襲来する可能性があること
 - カ 津波警報等が解除されるなど安全が確認できるまでは避難行動を続ける必要があること
- ③ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ④ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ⑤ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題
- ⑦ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

2 住民等に対する教育及び広報

市は、関係機関と協力して、住民等の津波避難意識の向上のため、津波ハザードマップの整備等により津波避難計画の作成を進めるとともに、その作成に当たっては、住民参加により避難路、指定緊急避難場所を検討することにより地域で有効に利用されるものとなるよう配慮するなどし、津波防災教育の充実に努める。また、パンフレットやチラシの配布、ホームページの活用、津波注意、津波避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置するなど、現地の地理に不案内な観光客等にも配慮した広報に努める。

防災教育は、地域単位、職場単位等で行い、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

なお、その内容はおおむね次の事項とする。

- ① 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
次のような津波に関する正しい知識やとるべき行動の周知徹底を図る。
 - ア 海岸付近で大きな揺れを感じたらまず避難するべきであり、海岸へ近づかないこと
 - イ 津波は必ず引き波で始まるものではないこと
 - ウ 津波の第一波が必ずしも最大のものではないこと
 - エ 大きな津波は長時間継続すること
 - オ 津波地震など、揺れのわりに大きな津波が襲来する場合があること
 - カ 津波警報等が解除されるなど安全が確認できるまでは避難行動を続ける必要があること
- ③ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ④ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ⑤ 正確な情報の入手方法
- ⑥ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑦ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ⑧ 各地域における指定緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- ⑨ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ⑩ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- ⑪ 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

3 児童生徒等に対する教育

学校等における防災教育は安全教育の一環として、児童生徒等の発達段階、地域の特性や実態などに応じ、各教科、特別活動、総合的な学習の時間など、学校等の教育活動全体を通じて計画的に地震防災教育を行うものとする。

また、児童生徒等が地震発生時に適切な対応がとれるよう災害の状況を想定した情報の伝達、避難誘導など、防災上必要な訓練を実施するものとする。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報

危険物を取り扱う施設や不特定多数の者が出入する施設等、防災上重要な施設の管理者が地震発生時に適切な行動がとれるよう、防火管理講習会等を通じて防災教育を図るものとする。

5 自動車運転者に対する教育・広報

地震発生時に運転者として適切な行動がとれるよう、事前に必要な次の事項について広報等を行うものとする。

- ① 地震発生時における交通規制の内容
- ② 地震発生時における運転者のとるべき措置
- ③ 地震予知情報等の知識

6 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第 4 部 災害復旧・復興計画

第1章 被災者生活の安定化

第1節 義援金の募集及び配分

多くの人々が生命又は身体に危害を受けた場合、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が混乱に陥る可能性がある。このため、関係機関と協力し、被災者に対する義援金の募集及び配分等により、被災者の自立的な生活再建を支援する。

実施担当	市民福祉部
------	-------

1 義援金の募集

義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受け付けを実施する。募集に当たっては、県と連携して、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関と協力し、義援金の受付方法等の広報を行う。

2 義援金の受付・保管

受領した義援金は、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。義援金は、被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

3 義援金配分委員会の設置

被災者あてに寄託された義援金を被災者に公平かつ適正に配分することを目的として、義援金配分委員会を設置する。

委員は、市関係部局、福祉関係団体等により組織する。

4 義援金の配分

義援金配分委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議の上、決定する。

なお、県の委員会で決定された場合は、その方法に従うものとする。

市民福祉部は、委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。配分結果は、報道機関、市ホームページ、広報紙等を通じて公表する。

第2節 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

被災者の自立的な生活再建支援措置については、被災地以外へ避難等を行っている個々の被災者も含め広報するとともに、相談窓口を設置することが必要である。被災者の自立再建を的確に支援するため、手続きの簡素化、事務処理の迅速化を図る必要がある。

第1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

実施担当	市民福祉部、総務部
------	-----------

1 災害弔慰金の支給

災害により家族を失い、精神又は身体に著しい障がいを受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、「北茨城市災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和49年10月1日条例第41号）に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

2 災害障害見舞金の支給

「北茨城市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障がいがある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

3 災害援護資金の貸付

「北茨城市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸し付けを行う。

4 災害見舞金

「北茨城市災害見舞金等支給条例」に基づき、災害救助法が適用されない災害による被災者に対し、災害見舞金を支給する。

第2 生活福祉資金の貸付

実施担当	市民福祉部、北茨城市社会福祉協議会
------	-------------------

「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力により生活福祉資金の貸し付けを行う。

なお、「北茨城市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の貸付対象としないものとする。

ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金に限り貸付対象とすることができる。

第3 母子父子寡婦福祉資金の貸付

実施担当	市民福祉部
------	-------

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行う。

第4 農林漁業復旧資金

実施担当	環境産業部
------	-------

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

1 天災融資法に基づく融資

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

- ① 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12号に基づき、条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。
- ② 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13号に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。
- ③ 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）

農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金を融資する。

4 農業災害補償

農業保険法に基づく収入保険及び農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に保険金及び共済金等の支払いができるよう指導する。

第5 中小企業復興資金

実施担当	環境産業部
------	-------

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧事業の継続に必要な資金対策が迅速かつ円滑に行われるよう、県に次の措置の実施を要望する。

1 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

2 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

3 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、市、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

4 その他の措置

一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

第6 住宅復興資金

実施担当	都市建設部
------	-------

災害により住宅に被害を受け、次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

市は、県と連携し、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

第3節 租税及び公共料金の特例措置

被災者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るには、租税の徴収猶予、公共料金の特例措置等を積極的に推進する必要がある。このため、制度についての情報提供、手続きの簡素化、迅速化に努める。

第1 租税等の特例措置

実施担当	総務部、市民福祉部
------	-----------

1 租税等の特例措置

北茨城市市税条例及び北茨城市国民健康保険税条例の規定に基づき、被災した市税の納税者（以下「被災納税者」という。）に対し、市税等の災害救済措置として、納期限の延長、徴収猶予及び減免等について速やかに適切な措置を講ずるものとする。なお、国税、県税、後期高齢者医療保険料についても同様な措置がとられる。

2 保育料の減免等

災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

3 介護保険における措置

災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険について次の措置をとる。

- ① 認定更新申請期限に関する措置
- ② 給付差し止め等に関する措置
- ③ 給付割合の増額

第2 公共料金等の特例措置

実施担当	日本郵便㈱、東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、小売り電気事業者等
------	----------------------------------

1 郵政事業

(1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が適用された場合、被災1世帯当たり郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便㈱が指定した郵便局とする。

(2) 被災者の差し出す通常郵便物

被災者が差し出す郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む。）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便㈱が指定した郵便局とする。

(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便㈱が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

2 通信事業

(1) 東日本電信電話㈱

「電話サービス契約約款通則 15」に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

(2) ㈱NTTドコモ

NTTドコモの各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。

3 電気事業（東京電力パワーグリッド株式会社）

災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

第4節 雇用対策

災害により離職を余儀なくされた者に対し、国は、職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの対策を推進するが、これらを効率的に行うため、制度についての情報提供、手続きの簡素化、迅速化に努める。

第1 離職者への措置

実施担当	環境産業部、高萩公共職業安定所
------	-----------------

高萩公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに以下の措置を行い、離職者への早期再就職のあっせんを行うものとする。

環境産業部は、これに協力して広報や案内を行う。また県は、高萩公共職業安定所と連携して、再就職を支援する。

- ① 被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。
- ② 公共職業安定所に出頭することが困難な地域に、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。
- ③ 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等を活用する。
- ④ 災害対策等の労務需要がある場合は、労働者をあっせんする。

第2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

実施担当	高萩公共職業安定所
------	-----------

1 証明書による失業の認定

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

2 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給する。

第3 被災事業主に関する措置

実施担当	茨城労働局
------	-------

国（茨城労働局）は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

第5節 住宅建設の促進

被災者の恒久的な住宅を確保するため、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧、住宅金融支援機構による住宅資金の貸付等を効果的に実施するとともに、対策を促進するため、情報提供、事務処理体制の迅速化を図ることが重要である。

実施担当	都市建設部、茨城県
------	-----------

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が発生した場合に、低所得罹災世帯のために、市若しくは県が国庫から補助を受け整備し入居させるものである。

市は、県の助言・指導のもと住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、被災者名簿、滅失住宅地図を作成するなど建設計画を作成し、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

また、県の助言・指導のもと特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行う。県においても、住宅被害の状況を踏まえ、必要に応じ災害公営住宅の建設や特定入居等を行う。

第6節 被災者生活再建支援法の適用

一定規模以上の災害では、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）が適用され、住宅が全壊又は大規模半壊した被災者に支援金が支給される。市は、支援金を速やかに支給し、復興を促進するため、被災者に制度についての広報、説明を適切に行うとともに、家屋被害認定調査や罹災証明の発行体制と連携し、円滑に行う必要がある。

第1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

実施担当	市民福祉部
------	-------

支援法の適用に当たっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

1 被災世帯の認定

対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。

- ① 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
- ② 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ③ 当該自然災害により火砕流による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- ④ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（②及び③に掲げる世帯を除く。）

2 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準と同様とする。

第2 支援法の適用基準

実施担当	市民福祉部
------	-------

支援法の対象となる自然災害は、同法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害
- ② 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
- ③ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- ④ 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域にあって、上記①、②に規定する区域に隣接するものに係る当該自然災害
- ⑤ 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域にあって、上記①、②、③に規定する区域に隣接するものに係る当該自然災害
- ⑥ 上記③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

第3 支援法の適用手続き

実施担当	市民福祉部
------	-------

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、知事に対して報告する。

第4 支援金の支給額

実施担当	市民福祉部
------	-------

表一 支援金の支給額（複数世帯）

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊(1-(1)-①) 解体(1-(1)-②) 長期避難(1-(1)-③)	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

表一 支援金の支給額（単数世帯）

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊(1-(1)-①) 解体(1-(1)-②) 長期避難(1-(1)-③)	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

第5 支援金の支給申請手続き

実施担当	市民福祉部
------	-------

1 支給申請手続等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

2 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- ① 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② 罹災証明書類

3 支給申請書等の取りまとめ

被災者から提出された支給申請書及び添付書類の確認等取りまとめの上、速やかに県に送付する。

第6 支援金の支給

実施担当	市民福祉部
------	-------

支援金の支給は、被災者生活再建支援法人が審査し、決定する。

被災者生活再建支援法人は、申請者に通知書を交付し、口座振替払いにより支給する。

市は、口座振替払いができない申請者に対して、被災者生活再建支援法人からの委託により、現金による支援金の支給事務を行う。

第7節 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、支援法の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）により、支援法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

第1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

実施担当	市民福祉部
------	-------

補助事業の適用に当たっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

1 被災世帯の認定

対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。

- ① 当該自然災害により住家が全壊した世帯
- ② 当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、

当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯

- ③ 当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（イに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
- ④ 当該自然災害により住家が半壊した世帯（②及び③に掲げる世帯を除く。）

2 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準と同様とする。

第2 補助事業の適用基準

実施担当	市民福祉部
------	-------

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

- ① 県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- ② 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

第3 補助事業の適用手続き

実施担当	市民福祉部
------	-------

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

第4 支援金の支給額

実施担当	市民福祉部
------	-------

表一 支援金の支給額（複数世帯）

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊解体	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
半壊		25		25

表一 支援金の支給額（単数世帯）

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊解体	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
半壊		18.75		18.75

第5 支援金の支給申請手続き

実施担当	市民福祉部
------	-------

1 支給申請手続等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

2 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- ① 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② 罹災証明書類

第6 支援金の支給

実施担当	市民福祉部
------	-------

市は、被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

市は、被災世帯へ支援金を支給した場合、県に対し支給の実績を報告し、その費用の一部の補助を受ける。

第2章 被災施設の復旧

第1節 災害復旧事業等の実施

被災した公共施設は、原形復旧か、再発防止の改良を行うか、選択する必要があり、被災原因等を正確、迅速に把握しなければならない。このため、調査、検討に必要な人材等を確保し、国をはじめとする関係機関と連携することが重要である。

第1 災害復旧事業計画の作成

実施担当	各部、関係機関
------	---------

市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の基本方針を、次に示す。

1 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類を、次に示す。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上・下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 復旧上必要な金融その他資金計画
- ⑪ その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

実施担当	各部、関係機関
------	---------

市及び関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受

けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩ 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

適用基準については、「激甚災害指定基準」と「局地激甚災害指定基準」の2つがあり、この基準により指定を受ける。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

第3 災害復旧事業の実施

実施担当	各部、関係機関
------	---------

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第4 解体・がれき処理

実施担当	環境産業部、都市建設部
------	-------------

環境産業部と都市建設部は連携して、被災家屋の解体等により発生するがれきや道路、河川等から除去した障害物等を処理する。

1 体制の確保

災害発生直後から、次の点に留意して処理計画を立て、必要な体制等を確保する。

- ① 損壊建物数等の情報を収集し、発生するがれきの全体量を把握する。
- ② がれきの選別・保管等のために、長時間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、大量のがれきの最終処分までの処理体制の確保を図る。

2 処理対策

- ① 被災家屋の解体、運搬、処分については、国庫補助事業の対象となる場合のみ、市が行う。
- ② がれきは、危険なもの及び通行上支障のあるもの等を優先して収集する。
- ③ がれきは、適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ④ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- ⑤ 必要に応じて、県及び周辺市町村並びに関係団体に応援を要請する。
- ⑥ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的に処理を行う。

3 再生利用の促進

災害復旧事業の実施に伴って、被害を受けた施設の解体及びがれき処理を行う場合には、その事業主体となる者は、発生する廃棄物の再生利用により、最終処分量の削減に努める。

4 災害廃棄物処理事業との連携

堆積土砂の除去事業や農用地の災害復旧事業の実施に当たり、当該事業に伴って生じた廃棄物の処理について、災害廃棄物処理事業と併せて実施する場合には、関係部局が密接に連携して調整を行い、計画的な実施に努める。

第3章 激甚災害の指定

第1節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

第1 災害調査

実施担当	各部、県
------	------

知事は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について各関係部局に必要な調査を行わせるものとする。

県の各関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し（局地激甚災害の指定を受ける必要がある場合は県防災・危機管理部を通じ）、知事に報告するものとする。

知事は、調査結果を取りまとめ、内閣総理大臣に報告するものとする。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第2 激甚災害指定の手続き

実施担当	国
------	---

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

第4章 災害復興計画

第1節 災害復興事業の推進

被災した住民の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠となる。また、復興によって被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をよりよいものに改変することが望ましい。

そのためには、再建の途上にある住民や企業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参加できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行うことが重要である。

第1 事前復興対策の実施

実施担当	市長公室、総務部、都市建設部
------	----------------

1 復興手順の明確化

市及び県は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておくものとする。

2 復興基礎データの整備

市及び県は、復興対策に必要なとなる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努めるものとする。

第2 復興対策本部の設置

実施担当	市長公室
------	------

1 復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする復興対策本部を設置する。

2 災害復興方針の設定

学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

3 復興計画の策定

復興方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

なお、大規模災害を受けた場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針に即して、復興計画の策定を行う。

第3 災害復興事業の推進

実施担当	各部
------	----

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定

被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、県の承認を受けその旨の告示を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 復興事業の実施

(1) 専管部署の設置

市は、復興に関する専管部署を設置する。

(2) 復興事業の実施

復興計画に基づき、復興に関する専管部署を中心に庁内関係部が連携し、復興事業を推進する。

第5部 原子力災害対策計画

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき、原子力発電所等の事故や、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、市内において屋内避難等が必要となったとき又はそのおそれのあるときに必要な対策について定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

第1 市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、市及び関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

第2 市における他の災害対策との関係

この計画は、「北茨城市地域防災計画」の「第5部 原子力災害対策計画」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については地域防災計画第1部～第4部に拠るものとする。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき定期的に検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

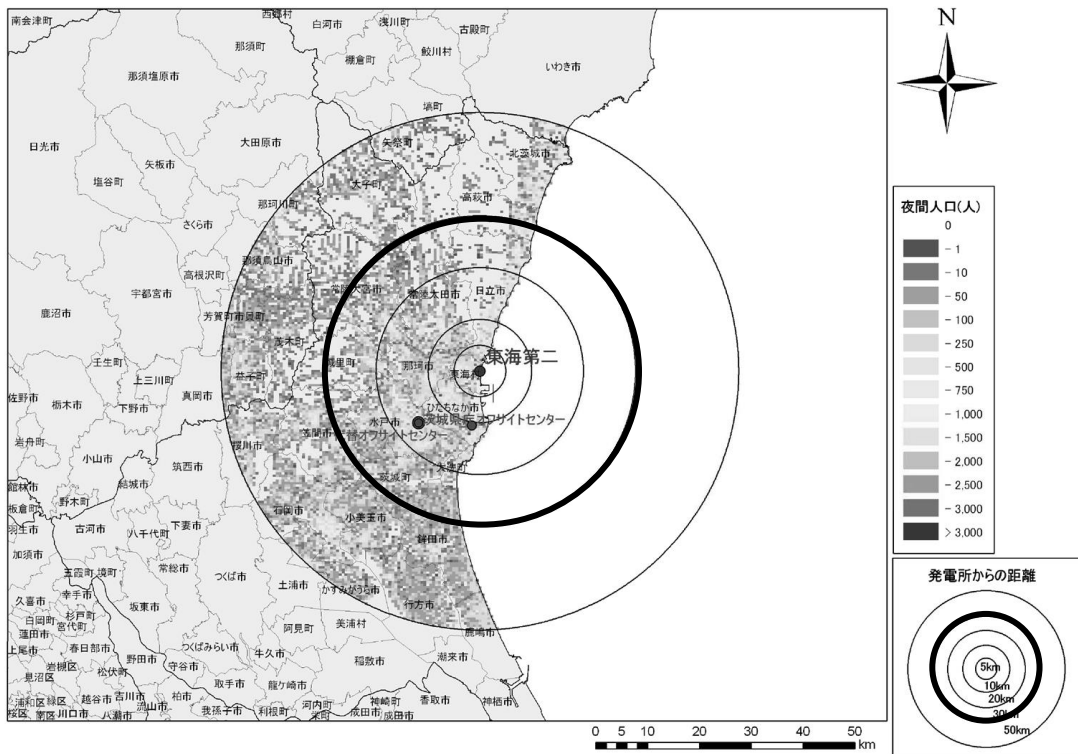
この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対して周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図る。

第4節 計画の基礎とすべき災害の想定

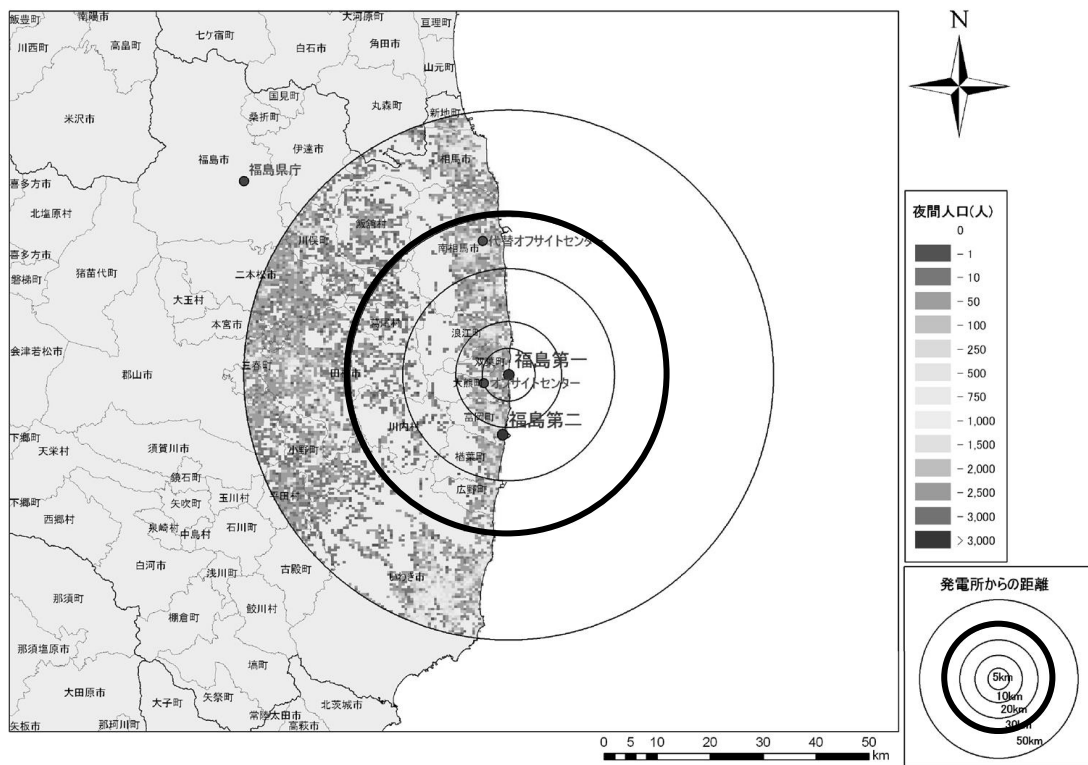
本市は、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(平成30年10月1日全部改正)に示されている「緊急防護措置を準備する区域(UPZ)」からは外れているが、東海第二発電所及び福島第二原子力発電所が本市の南北に位置し、これら原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及んだ場合等、北茨城市内において屋内退避等が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定し、必要な計画を定める。

なお、東海第二発電所及び福島第二原子力発電所のUPZの範囲は、下図に示すとおりである。

図一東海第二発電所の位置図



図一福島第二原子力発電所及び福島第一原子力発電所の位置図



資料) 原子力規制委員会資料

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

実施担当	総務部
------	-----

- ① 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。
- ② 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。
- ③ 市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

実施担当	総務部
------	-----

1 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、県と連携を密にし、国、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、情報通信のためのネットワークを強化する。

2 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣体制の整備を図る。

3 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

第2 情報の分析整理

実施担当	総務部
------	-----

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努め、住民問合せ対応等において活用する体制の強化を図る。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

第3 通信手段・経路の多様化等

実施担当	総務部
------	-----

市は、県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

1 市防災行政無線の整備

市は、防災行政無線システムの充実を図り、可聴範囲外地域の解消に努める。

2 災害に強い伝送路の構築

市は、県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

3 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用を努める。

4 災害時優先電話等の活用

市は、既設の電話を「災害時優先電話」として東日本電信電話(株)茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておく。

5 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施する。

6 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図る。

7 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第4節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下の緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。また、その詳細については、第3章「緊急事態応急対策」に記載する。

第1 警戒体制をとるために必要な体制等の整備

実施担当	総務部
------	-----

市は、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）発生の際の通報を受けた場合に、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。また、原子力災害対策のための警戒体制をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

第2 災害対策本部体制等の整備

実施担当	総務部
------	-----

市は、全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）が発生し、原災法第15条に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定める。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定める。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

第3 長期化に備えた動員体制の整備

実施担当	総務部
------	-----

市は、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

第4 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

実施担当	消防部
------	-----

市は、消防の応援について県内外の周辺市町村との協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

第5 広域的な応援協力体制の拡充・強化

実施担当	総務部
------	-----

市は、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第6 モニタリング体制等

実施担当	総務部
------	-----

緊急時モニタリングのために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、県、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

市は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに連絡体制を構築しておく。

第7 複合災害に備えた体制の整備

実施担当	総務部
------	-----

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）に備えて、災害対応に当たる要員、資機材等について、あらかじめ定めておく。

第8 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

実施担当	総務部
------	-----

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県と相互の連携を図る。

第5節 避難体制の整備

第1 避難体制の整備

実施担当	総務部
------	-----

市は、「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」（令和5年5月改定）を踏まえ、高萩市からの避難者を円滑に受入れる体制を整備する。

第2 避難所等の整備等

実施担当	総務部、市民福祉部
------	-----------

1 指定避難所の指定

市は、公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保する。

3 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

4 避難所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

5 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

第3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

実施担当	市民福祉部、教育委員会、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、北茨城市社会福祉協議会、介護サービス事業者
------	--

1 要配慮者の支援体制の整備

市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意する。

2 施設管理者との連携

市は、医療機関、社会福祉施設、学校等施設における災害発生時の安全で確実な避難のため、各施設の管理者との間の連絡・連携体制の構築に努める。

第4 住民等の避難状況の確認体制の整備

実施担当	総務部、市民福祉部
------	-----------

市は、屋内退避等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所等以外に避難をする場合があることに留意する。

第6節 緊急輸送活動体制の整備

実施担当	総務部、都市建設部
------	-----------

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について緊急時を念頭に置いた整備に努める。

第7節 医療体制の整備

第1 緊急被ばく医療活動体制の整備

実施担当	市民福祉部
------	-------

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

第2 安定ヨウ素剤服用投与体制の整備確立

実施担当	市民福祉部
------	-------

市は、県の協力のもと、緊急時における安定ヨウ素剤の迅速かつ適切な服用投与を図るため、適正な投与体制の確立を図る。

第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

実施担当	総務部、市民福祉部
------	-----------

市は、国及び県と連携し、情報収集事態（原子力施設等立地市町村で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）及び警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について整理しておく。また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

市は、国及び県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線等の無線設備、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

市は、国、県と連携し、外国人も含めた住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定める。事故発生時に個人の安否等の情報を確認できるようにするため、特定事象が発生した場合には電気通信事業者と災害伝言ダイヤルが開設されるよう、あらかじめ協議を行う。

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、携帯端末の緊急速報メール機能等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第9節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

実施担当	総務部
------	-----

市は、国、県と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- ① 原子力施設の概要
- ② 原子力施設の安全確保
- ③ 放射性物質、放射線の性質
- ④ 放射線による健康への影響
- ⑤ 環境放射線モニタリング
- ⑥ 原子力災害時の住民への広報手段
- ⑦ 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味
- ⑧ 原子力災害時に住民が取るべき行動、留意する事項（避難等の方法や経路、避難先の連絡、避難開始時期、自主避難、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等）
- ⑨ 地区毎の住民のための一時集合所・避難所
- ⑩ 安定ヨウ素剤の効果、副作用

第10節 防災業務関係者の人材育成

実施担当	総務部
------	-----

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務関係者に対し、国、県、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修の参加に努める。また、国、県及び防災関係機関と連携して、必要に応じて、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する職場内教育による知識の習得に努める。また、これらの研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図る。

- ① 原子力施設の概要
- ② 原子力施設の安全確保
- ③ 放射性物質、放射線の性質
- ④ 放射線による健康への影響
- ⑤ 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器に関する知識
- ⑥ 原子力災害時の広報に関する知識
- ⑦ 防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に関する知識
- ⑧ 原子力に係る防災体制、組織及びその役割に関する知識
- ⑨ オフサイトセンター、支援・研修センター等の設備に関する知識
- ⑩ 放射線の防護に関する知識
- ⑪ 放射線被ばく医療（応急手当を含む。）に関する知識
- ⑫ 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味
- ⑬ 原子力災害時に住民がとるべき行動、留意すべき事項（避難方法、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等）
- ⑭ 防災対策上必要な機器の操作等に関する知識
- ⑮ 安定ヨウ素剤の効果、副作用

第11節 防災訓練等の実施

第1 訓練計画の策定

実施担当	総務部
------	-----

市は、国、県等関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

- ① 緊急時通信連絡訓練
- ② 環境放射線測定に関する情報収集訓練
- ③ 住民に対する情報伝達訓練

第2 訓練の実施

実施担当	各部
------	----

市は、計画に基づき、国、県等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

第12節 災害復旧への備え

実施担当	総務部
------	-----

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等に努める。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、原子力発電所等の事故により放射性物質の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避等が必要になったとき又はそのおそれがある場合の対策、また、UPZ圏内の住民の避難の受入れ等を中心に示している。

なお、核燃料物質の運搬中における事故など、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 活動体制の確立

第1 職員の参集・動員

実施担当	総務班
------	-----

市は、原子力発電所等の事故により放射性物質の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避等が必要になったとき又はそのおそれがある場合、災害応急対策及び災害復旧対策を迅速かつ的確に実施するため、次の基準に基づき、速やかに職員の参集・動員を行い、活動体制を確立する。職員の配備体制基準は、次のとおりである。

表一 原子力災害時の非常配備基準

区分	配備基準	配備体制	本部
注意 非常 配備	① 県から警戒事態発生の通報を受けたとき ② その他市長が必要と認めたとき	総務課、消防本部から必要な職員を配備する。	
警戒 体制	① 県から施設敷地緊急事態発生の通報を受けたとき ② その他市長が必要と認めたとき	「警戒体制本部員」及び必要な職員を配備する。	災害警戒体制本部
緊急 体制	① 全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき ② その他市長が必要と認めたとき	状況に応じて、全職員の約半数又は全職員を配備する。	災害対策本部

第2 警戒体制

実施担当	総務班
------	-----

1 災害警戒体制本部の設置

市は、県から「原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた」旨の連絡があった場合、又は、その他市長が事故の状況から判断して必要と認めた場合、災害警戒体制本部を設置し、警戒体制をとる。

2 警戒活動

(1) 通報連絡

① 通報の報告

施設敷地緊急事態発生の通報を受報した者は、下記の事項について通報者に確認し、直ちに本部長に報告する。

- ア 事故発生の時刻及び場所
- イ 事故状況（原因、態様、放射性物質の量、組成等）
- ウ 現在講じている措置
- エ 気象の状況（風向、風速、大気安定度）
- オ 敷地境界における線量率
- カ 予想される災害の範囲と程度

② 市役所モニタリングポスト観測結果の確認

施設敷地緊急事態発生の通報を受報した者は、直ちに市役所本庁舎に設置されているモニタリングポストより、空間放射線量率の観測結果(単位：マイクロシーベルト/時間)を監視し、市長に報告する。

③ 本部長の行う通報連絡

ア 県との協議

本部長は、上記の通報を受けたとき、直ちに県災害対策本部と連絡をとり、市の災害対策に関し協議する。

イ 関係職員招集のための通報連絡

本部長は、上記に基づく協議と並行し、直ちに事故対応に必要な職員の招集を指示し、災害警戒本部において対応策を決定する。

(2) 情報の収集・連絡

市は、国、県、その他防災関係機関からの情報収集及び連絡に当たる。また、市内の関係する防災関係機関、学校施設等に連絡し、以降の連絡に対応できる準備を整えるよう要請する。

また、原子力事故が発生し、県が本市を含むUPZ外で避難先となる可能性のある市町村として、原子力事業者からの通報・連絡内容や事実関係、事故状況を本市に連絡した場合、市は、避難者の受入準備等、必要な対策を実施する。

3 警戒体制の解除

(1) 警戒体制から緊急体制への移行

本部長は、本節「第3 緊急体制」に定められた事象に該当する場合、災害対策本部を設置し、警戒体制から緊急体制へ移行する。

(2) 警戒体制の解除

本部長は、国及び県災害対策本部が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたときは、災害警戒体制本部を廃止し、警戒体制を解除する。

第3 緊急体制

実施担当	総務班
------	-----

1 災害対策本部の設置

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、又は市長が必要と認めた場合、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、緊急体制をとる。

2 緊急活動

(1) 緊急活動の開始

本部長の発令により、職員はあらかじめ指定された場所に集合し、緊急活動の指示を受ける。

(2) 緊急活動の実施

緊急活動は、次の3段階に分けて実施する。

① 第1段階の活動

- ア 事故発生事業所周辺についての情報収集及び状況把握
- イ 避難の受入れ、屋内退避を含む住民防護活動
- ウ 職員の被ばく管理

② 第2段階の活動

- ア 放射線又は放射性物質による影響範囲の調査
- イ 飲料水、農作物についての対応
- ウ 避難の受入れ、屋内退避措置の継続

③ 第3段階の活動

- ア 避難の受入れ、屋内退避解除に伴う措置
- イ 飲料水、農作物についての安全確認
- ウ 災害復旧活動

3 緊急体制の解除

本部長は、原子力緊急事態解除宣言がなされた後、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたときは、災害対策本部を廃止し、緊急体制を解除する。

第4 応援要請及び職員の派遣要請等

実施担当	総務班
------	-----

1 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

2 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障がいの予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

3 県からの応援要請への対応

県内で原子力事故が発生し、県が災害応急対策要員の派遣、資機材の提供、社会福祉施設等の受入施設の供与及びその他災害救助の実施等の応援を本市に指示、要請した場合、市は、必要な災害救助等の対策を実施する。なお、受入施設の提供の指示に当たっては、市は県及び避難元市町村等と受入対象施設を協議するものとする。

第5 防災業務関係者の安全確保

実施担当	総務班
------	-----

市は、緊急事態応急対策に関わる防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

2 防護対策

市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

3 防災業務関係者の放射線防護

- ① 市は、県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行う。
- ② 市は、必要に応じて、県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。

4 安全対策

- ① 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- ② 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第3節 屋内退避等の防護措置

第1 屋内退避等の防護措置の実施

実施担当	総務班、広報班
------	---------

1 情報収集活動

総務班は、県及び防災関係機関より事業所における放射線量率分布状況、放射性物質濃度、プラントの状況、気象条件、敷地外への影響情報等を入手し、住民防護活動計画の展開方法、実施時期等について検討する。

2 防護措置の指標

放射性物質が環境中に放出された後の防護措置は、原子力災害対策指針で示されている

下記の基準により避難、屋内退避等の措置を講じる。

表一原子力災害対策指針で示されている基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるOIL (Operational Intervention Level。運用上の介入レベル) の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は、地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

屋内退避	自宅等の屋内に退避することにより、その建物の遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。
避難 (一時移転)	自家用車等による直接避難を原則とし、自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合場所に移動したのち、放射線被ばくを低減できる地域に移動する。

3 住民防護活動の実施

(1) 屋内退避

本市は緊急防護措置を準備する区域(UPZ)の範囲外だが、知事からUPZ外の本市に対して予防的防護措置(屋内退避等)についての注意喚起や指示があった場合、広報班は県と連携して住民に対して屋内退避等の注意喚起又は実施についての広報を実施する。

(2) 避難の受入れ

高萩市長より市外からの避難の受入れを要請された場合、総務班は受入れる避難所を選定して高萩市に報告し、避難所の運営等の協力を行う。

住民等の受入れに当たっては、県及び高萩市と協力し、住民等に向けて、避難所や避難退域時検査場所の所在その他の避難に資する情報の提供に努める。

第2 避難所等

実施担当	総務班、教育部各班、市民福祉部各班
------	-------------------

1 避難所等の開設

市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設する。

2 避難者の情報把握

市は、県と連携し、それぞれの避難所に受入れた避難者に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供する。

3 避難所の生活環境

市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

また、県と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

4 避難所の運営

市は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

5 応急仮設住宅の整備

市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上、建設するものとする。ただし、建設に当たって

は、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

第3 安定ヨウ素剤の予防服用

実施担当	総務班、衛生救護班、病院部
------	---------------

市は、必要が生じた場合、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じる。

- ① 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。
- ② 市は、必要が生じた場合、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。

第4 要配慮者への配慮

実施担当	福祉班、教育部各班、北茨城市社会福祉協議会、社会福祉施設の管理者
------	----------------------------------

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

第5 飲食物、生活必需品等の供給

実施担当	商工班、農水班
------	---------

1 物資の調達・確保

市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。なお、必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

2 物資の供給

市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行う。

3 国等への要請

市及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部に物資の調達を要請する。

第4節 治安の確保及び火災の予防

実施担当	消防部、高萩警察署
------	-----------

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期する。

特に、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努める。

第5節 飲食物の摂取制限等

実施担当	農水班、水道部
------	---------

1 暫定飲食物摂取制限

市長は、知事がO I Lの値を超える地域を特定し、一時移転の措置を講じるのに併せて市内の生産物の摂取を制限するよう指示した場合は、市内の生産物に対して摂取制限の措置を講じる。

2 飲食物等の摂取制限

市長は、県より原子力災害対策指針に基づくO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた次の指示を受けた場合、速やかに当該措置を講じる。

- ① 住民に対する汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止等
- ② 住民、農畜水産物等の集荷機関、市場等に対する食料等の摂取及び採取の禁止、出荷制限等
- ③ 飲料水又は食料等の摂取制限等の措置の指示を受けた場合における、飲料水、食料等の確保・供給の協力

表一原子力災害対策指針で示されている飲食物等の摂取制限に関する指標

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
		核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、 魚、その他	
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※2	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	

※1) 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるOIL (Operational Intervention Level. 運用上の介入レベル) の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2) 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第6節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

実施担当	総務班
------	-----

1 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

第1順位：人命救助、救急活動に必要な輸送

第2順位：避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位：緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位：住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位：その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、以下のものとする。

- ① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 避難者等の搬送
- ③ 傷病者、被ばく者等
- ④ 避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

市は、県及び関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

市は、人員、車両等に不足が生じたときは、県を通じて、自衛隊、関東運輸局、第三管区海上保安本部など輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請する。

第2 緊急輸送のための交通確保

実施担当	建設班、高萩警察署、高萩工事事務所、常陸河川国道事務所、東日本高速道路(株)
------	--

道路管理者は、交通規制に当たる県警察と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

第7節 救助・救急及び医療活動

第1 救助・救急活動

実施担当	消防部、消防団、建設班、総務班
------	-----------------

1 資機材の確保

市は、救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又はその他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。

2 応援要請

市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。なお、要請時には以下の事項に留意する。

- ① 救急・救助の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 市への進入経路及び集結(待機)場所 など

第2 医療措置

実施担当	衛生救護班、病院部
------	-----------

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

第8節 広報

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1 広報

実施担当	総務班、企画班、広報班
------	-------------

1 広報活動

市及び防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。広報手段としては、次のようなものがある。

- | | | |
|--|---------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 防災行政無線 | <input type="checkbox"/> テレビ | <input type="checkbox"/> ラジオ |
| <input type="checkbox"/> 携帯電話(エリアメール等) | <input type="checkbox"/> ホームページ | <input type="checkbox"/> 広報車 |
| <input type="checkbox"/> 掲示板 など | | |

なお、県は、県内で原子力事故が発生した場合、県内全ての市町村長に対して県が行った広報を伝達することとされており、市は伝達を受けた場合、必要に応じて上記手段により、住民等にその内容を伝達する。

また、市長は、原子力事故の発生に伴い、住民等に対して交通規制や住民退避に関する情報を、また、公共交通機関や一時滞在者が多く集まる施設の利用者に対して災害対策上

必要な情報を、それぞれ提供する必要があると認めた場合、県警察本部、施設管理者又は公共交通機関の長に対して広報の実施を要請する。

2 事故の各段階に応じた広報

(1) 事故発生時における広報については、次に掲げる各段階等に応じ、迅速かつ確かな広報を行うとともに、定期的な広報に努める。

- ① 事故発生時
- ② 施設敷地緊急事態発生時
- ③ 応急対策実施区域設定時
- ④ 事故等の状況変化があった場合
- ⑤ 緊急時モニタリング結果が集約された場合
- ⑥ 放射性物質の放出等の状況変化があった場合

(2) 広報媒体はそれぞれの特徴を踏まえ、以下のとおりとする。

- ① 事故の状況、県の対応状況等、多くの情報を提供する場合や、住民に一般的な注意を促す場合には、テレビ、ラジオ等を活用する。
- ② 住民に屋内退避等の具体的な行動を求める指示等を行う場合は、確実に伝達する必要があるため、あらゆる広報媒体を活用する。特に、防災行政無線の屋外子局の聞き取りにくい地域、人の多く集まる場所等においては、広報車等を活用し、重点的に巡回させる。

(3) 各段階の広報において、特に留意すべき点は以下のとおりである。

- ① 事故発生後、初期の段階
 - ・「落ち着いて、指示を待つことが重要」ということに重点を置く。
- ② 住民に具体的な行動を求める段階
 - ・対象となる地区名、とるべき行動を具体的に示し、あらゆる広報媒体を活用し対象地区を中心に、重点的な広報を行う。
 - ・対象地区外では、対象地域でないことを明確にした上で、協力を求めるための広報を広範囲に渡って行う。
- ③ 屋内退避等の住民に求める行動が地区に応じて異なる場合
 - ・それぞれの措置の相違を具体的に説明する。
 - ・それぞれの対象地域を具体的な地域名等で明示し、地域に応じた広報を行う。
- ④ 避難所等における広報
 - ・退避所、避難所等においては、情報不足によるパニックを回避するため、定期的に情報を提供する。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

実施担当	企画班、市民班、広報班
------	-------------

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

第9節 ボランティアの受入れ

実施担当	北茨城市社会福祉協議会
------	-------------

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、社会福祉協議会にボランティアの受入窓口を設置し、その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

実施担当	総務部
------	-----

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、国及び県の協力を得ながら、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

また、県と連携し、緊急時モニタリングの結果、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の摂取・出荷制限等の解除を関係機関に指示する。

第3節 被害状況の調査等

実施担当	関係各班
------	------

1 住民の登録

市は避難元の市町村と協力し、市内の避難所に受入れた市外の住民を所定の記録票により登録する。

2 被害調査

市長は、知事より次に掲げる事項に起因して住民が受けた被害を調査するよう指示を受けた場合、当該調査を実施する。

- ① 避難・屋内退避等の措置
- ② 飲料水、食料等に関する各種規制措置
- ③ 立入禁止措置
- ④ その他必要と認める事項

3 被災者の生活支援

市は、県が義援金の募集・配分、租税の減免、資金の融資・貸付、損害賠償などのため次の支援や相談窓口の設置を行う場合、必要な協力を行う。

(1) 住民相談総合窓口の設置

住民からの健康上の相談、放射能の影響、損害賠償関係、農作物の汚染など、各種相談に対応するために、総合窓口を設置する。

(2) 被災中小企業者、農林水産業者への支援

被災中小企業者、農林水産業者に対する援助、助成措置について広く広報するとと

もに、相談窓口を設置する。

(3) 損害賠償関係

損害賠償が迅速、的確に行われるよう対策窓口を設置する。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

実施担当	総務部、環境産業部
------	-----------

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第5節 広報

実施担当	総務部、環境産業部
------	-----------

市は、県が行う緊急時モニタリングの結果、各種規制措置の解除、健康被害、環境被害など災害の状況を取りまとめ公表するとともに、わかりやすい形でその内容を幅広く広報する。

なお、事故等の影響により、本県において風評被害が発生するおそれがある場合、避難・屋内退避等の措置が講じられた地域の住民は勿論のこと住民全体を対象とした広報を行うとともに、国及び県との連携のもと積極的な広報を行う。

特に、農林業、商工業、観光業等への風評被害を防止するために、国、県と連携し、テレビ、ラジオ、ホームページ、広告等を用いた広報を行うとともに、主要市場、関係団体等への職員の派遣、街頭での周知宣伝等を通じ、各種安全宣言の周知活動やイメージ回復のためのキャンペーンを行う。

第6節 被災中小企業等に対する支援

実施担当	環境産業部
------	-------

市は、国及び県と連携し、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第7節 物価の監視

実施担当	商工班
------	-----

商工班は、県と連携して生活必需品の物価監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第8節 住民等の健康影響調査等の実施

実施担当	市民福祉部、環境産業部、水道部
------	-----------------

1 健康影響調査・健康相談

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康影響調査（健康相談等）及び心のケアを含む健康相談を行うための体制を整備し実施する。

2 飲料水・食品の安全確認

市は、県と連携し、飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後において、必要に応じ、飲料水及び食品の放射能測定を実施し、その安全性を確認する。

北茨城市地域防災計画

令和6年3月改定

北茨城市防災会議

〒319-1592 北茨城市磯原町磯原 1630

電話： 0293-43-1111（代表）